

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

No.
84

2020.9

法務省法務総合研究所国際協力部報

巻頭言

1 COVID-19と日本法教育研究センターの教育と研究

名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）センター長 藤本 亮

寄稿

6 主要な開発援助機関等による対ベトナム法司法協力の概要

JICA長期派遣専門家 枝川 充志

特集 ラオス民法典施行

19 ラオス民法典施行特集～はじめに～

国際協力部副部長 伊藤 浩之

22 ラオス民法典の編纂——その特色と動態——

慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松尾 弘

65 ラオス民法典の立法過程

JICA長期派遣専門家 入江 克典

122 ラオス人民民主共和国の民法典草案の起草について

ラオス政府前司法省副大臣，前最高裁判所長官 ケート・ケティサック

126 2018年ラオス民法典について—ラオス国立大学において法律を教える教師の立場から

ラオス国立大学法政学部政治学部長 ヴィサイ・シーハーパンヤ

135 ラオス民法典条文

外国法制・実務

246 [カンボジア] 植民地期カンボジアにおける法典編纂（2）

名古屋大学大学院法学研究科特任講師 傘谷 祐之

活動報告

【講義・講演】

257

国際専門官 原島 隆寛

【活動予定】

258

国際専門官 原島 隆寛

専門官の眼

259

主任国際専門官 田島 裕幸

各国プロジェクトオフィスから

262

ベトナム長期派遣専門家 横幕 孝介

カンボジア長期派遣専門家 福岡 文恵

国際協力部教官・ラオス長期専門家派遣予定 前田 佳行

ミャンマー長期派遣専門家 岩井 具之

インドネシア長期派遣専門家 細井 直彰

編集後記

265

国際専門官 原島 隆寛

巻頭言

COVID-19と日本法教育研究センターの教育と研究

名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）センター長

藤本 亮

はじめに

名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）は、法学研究科との緊密な連携のもと、8箇所に海外研究拠点「日本法教育研究センター（CJL）」を展開し、教育による人材育成と比較法学の共同研究をすすめている。このうち4拠点では現地のトップ校たるパートナー校の法学部生に対して「日本語による日本法教育」のプログラムを提供している。このプログラムの特徴は、日本語初学者たる学部課程1年生から、極めてインテンシブな、しかも法学学習を念頭に置いた日本語教育を先行させつつ、日本社会や日本法についての入門教育を行い、3年目には「学年論文」と呼んでいる法学の専門的な研究レポートを日本語で執筆するまでに鍛えあげる点にある。現地トップ校の法学部卒業資格と共にこのプログラムを修了した卓越した学生たちは日本の大学院への留学、現地の日系企業に就職、また現地政府の行政官や法律家として巣立っている。

このプログラムのために、名古屋大学から法学担当と日本語担当の特任講師が一人ずつ常駐し、現地の日本語講師（常勤・非常勤）と共に教育にあたっている。その上、日本から短期派遣される大学教員や法律専門家、また現地滞在中の法整備支援長期派遣専門家の方々にも講演や授業でのスピーカーをお願いしている。

2020年に入ってからCOVID-19の世界的流行により、この教育プログラムはこれまで経験したことのない多大な影響を受けることとなった。また、CALEが展開する共同研究のあり方も大きな影響を受けている。

各国の日本法教育研究センターの状況

2020年8月初旬時点の各センターの状況をご紹介します。

【モンゴル】

モンゴルでは、2月中旬から日本など感染国からの定期便運休など、国内感染者が出る前から厳しい防疫措置がとられていた。国内での感染者発生確認後には全ての国際線定期便が運休し、食品以外のすべての小売り・サービス業が営業停止となった。現在は小売業・サービス業は衛生管理徹底の上での再開が認められているが、集会制限や娯楽施設の営業停止、12歳未満の子どもへのサービス提供自粛などの防疫措置は引き続き実施されている。3月下旬より外国人は入国禁止である。このような厳しい防疫対策にもかかわらず5月以降ロシアからのチャーター便の帰国者たる感染者が急増した。

後期開始の2月3日より大学を含む全教育機関が閉鎖され、一時ウランバートル地方

間の交通制限がなされ、学生は冬休みに地方に帰省したまま大学に戻ることもできなくなった。モンゴル国立大学と同様に日本法教育研究センターもオンライン授業を実施し、なんとか5月末で学期終了を迎えた。一部のセンター教員は週1～3回大学に出勤することはできた。特任講師の一人は所用で日本帰国中に国境が閉鎖され、その後再渡航ができないまま、「国際オンライン」授業を行っている。オンライン授業はおおむね順調だったが、やはり地方在住者を中心にインターネット環境の問題も若干発生していた。

【カンボジア】

3月から国際線大幅減便となり、近隣諸国との国境も封鎖された。3月下旬には感染ハイリスク6ヶ国からの入国禁止。4月上旬には、州間など国内移動も禁止。クメール正月(4月14日～16日)も延期。5月下旬にすべての入国禁止が解除されたが、入国する全外国人に対するPCR検査も開始された。3月下旬からの観光ビザ、e-visa、到着ビザの発給停止は、現在も継続中である。さらに、入国する場合は、防疫措置のためのデポジット3,000米ドルが必要となっている。

3月16日より大学を含む全教育機関が閉鎖となり、日本法教育研究センターも3月23日からオンライン授業を開始した。幸いなことに教員は大学に出勤できたため、多くのセンター教員は出勤して業務にあたっている。予想したよりは学生のインターネット環境は良好なようであるが、授業中の予期せぬ切断などはやはり発生している。低学年の学生には通常より時間をかけて授業を実施するなどの対応もとって、7月には学期を終了することができ、また「修了式」も実施することができた。プノンペン市内には5月以降は活気が戻っているが、大学再開、つまり対面授業の再開時期は未定となっている。

【ベトナム】

3月上旬以降、公安による在留外国人の管理が強化され、3月下旬より全外国人の入国停止、国際線大幅減便となった。3月下旬首相指示により市民の自宅待機要請がなされ、生活必需品以外のすべてのサービス業に対して休業要請。国内線も大幅に減便され、公共交通機関も運休した。4月上旬には、マスク不着用、感染の隠蔽、飲食サービスの休止措置・集会制限の違反者への罰金や、ハノイ市通達による実質的な外出禁止など徹底した感染予防対策が取られた。4月下旬から休業要請や外出制限などを徐々に緩和し、国内航空便も90%以上が運行再開して国内旅行数も増えてきている。ただし、入国者に対しては、14日間の隔離を実施している。こうして封じ込めに成功したと思われていたが、7月になりダナンで市中感染が発生し、数万人の観光客が当地から待避する事態となっている。

教育機関関係では、テト休暇後、大学を含む全教育機関が閉鎖となり、オンライン授業に切り替えられた。一時教員も在宅勤務だったが、5月上旬に全国で大学が再開され、ハノイ法科大学内に設置されている日本法教育研究センターも5月11日から対面授業を再開した。オンライン授業中も、学生のインターネット環境は良好で、欠席・遅刻もほぼなしであった。しかし、日本から派遣されている特任講師は一人がハノイで通常通り勤務し

ているが、一人は日本に帰国してここでも「国際的」にリモート教育にあっている。

【ウズベキスタン】

ウズベキスタンではタシケント法科大学内に「日本法教育研究センター」を設置しているが、3月16日時点で大学を含む全教育機関が閉鎖となった。教員も原則として構内立入禁止である。その上、ウズベキスタン政府は地方出身学生は出身地に戻るよう指示を出した。センターではただちにオンライン授業に切り替えたが、とりわけ地方に帰省した学生のうちインターネット環境が悪い場合には、課題配布で代替するしかない場合もあった。在留邦人も日本政府チャーター便での帰国が促されたこともあり、2月から3月にかけて特任講師が相次いで日本に帰国した。特任講師によるオンライン教育は、ZOOMやTelegram（ロシア発のメッセージングアプリ）を活用して、文字通り「国際的」に行うこととなった。ウズベキスタン国内にいる現地日本語講師も同様であり、オンラインでの授業しかできていない。

日本法教育研究センターでのオンライン教育上の課題

こうした大学でのオンライン授業の展開は、日本の大学でも同様である。名古屋大学の日本人学生も留学生も原則としてキャンパスに入構できず、図書館サービスにも制約がある中、たいへんな苦勞をして勉強を続けている。大学教員の側でも、オンライン教育やリモート授業をどのように行うのかという大きな課題に、国内外を問わず直面している。リアルタイムのビデオ会議システムを利用した授業から、オンデマンドの動画ないし音声と資料（あるいは音声付きの資料）や、資料配布にとどめるものまでそのあり方は極めて多様である。これらに加えて、授業時間外の課題や試験のやり方もさまざまな工夫がされているところである。

リアルタイムの授業ではなくオンデマンドの授業が行われる主たる理由としてネット環境の問題もある。リアルタイム授業は動画通信のためどうしても大きな帯域幅を使用することから接続が不安定になる。日本法教育研究センターがある国々では、地方にまで高速回線網インフラが普及していない場合が多い。さらに、自宅にいる小学生から大学生までの兄弟姉妹が一斉にオンライン教育を受けるため帯域幅が不足し接続が不安定になる例も少なくない。日本でも学生用アパートの各室からみなが一斉に授業にアクセスするため、引き込まれている回線の帯域幅が不足し、やはり接続が不安定になっている例もある。

日本では4月に入学後一度もキャンパスを訪れていない新入生も少なくない。日本法教育研究センターがある国々では夏から秋口にかけて新学年を迎えるが、春先から夏にかけてオンライン授業を経験した受講生たちは、昨秋の入学後に少なくともしばらくの間は通常のキャンパスライフを送っており、教員ともまた同級生や上級生ともフェイス・トゥー・フェイスで交流した経験を有していた。これは授業や学習指導をスムーズに進めるための助けとなったと思われる。とはいえ、大学での学びは、「教員 vs 学生」だけでなく、学生同士の授業内外での「学び合い」も重要な要素である。対面授業がない状況が長期化すれ

ばするほど「学び合い」を実現して教育の質を高めるために、技術的な環境だけでなく、教員と学生そして学生同士の人間関係をいかに構築していくのかという配慮も重要となってくる。

日本では来年度に向けて入学試験のあり方や日程について種々の議論がされていることも周知のとおりである。そして、また新学期を迎えるにあたり、入学者選抜をどのようにするのかに各国がそれぞれ頭を悩ませている。既存の入学者選抜制度の違いはありつつも、一斉試験や面接試験をどのように実施するのかあるいはしないのかなどは世界中の大学の共通課題である。

各地の日本法教育研究センターは、パートナー大学の入学者（1年生）に対して、「日本語による日本法教育」プログラムの広報を行い、志願者の中から同プログラムへの新入生を選抜するのである。通常時であれば、大学の新生オリエンテーションなどの場で資料を配布し、希望者を集めての説明会を開催して、広報を行う。ところが、いかんせんこうした対面イベントが実施できるかどうか、はなはだ怪しい雲行きになっている。

現在、パートナー大学との調整を行い、協力も得つつ、大学新生に対するオンラインでの広報を行うための準備を進めているところである。例年、各センターは100人を超える志願者から20人から40人程度の受講生を選抜している。学生が登校できない中で、日本法教育研究センター新生選抜試験をどうやって実施するのかという問題も出てくる。おそらく面接試験はオンラインで行わざるを得ないし、また筆記試験のオンラインでの実施方法もチャレンジングな課題である。その後には、日本の今年の新入生と同様の、大学に登校したことがない大学一年生という事態が生じることになる。どのように新生と教員、新生同士、新生と上級生の人間関係を作っていくのかについてはさらなる創意工夫が必要となる。

それでもあるいはそれゆえに進む大学教育改革と共同研究

COVID-19が収まって「平時」に戻るまで耐え忍ぶだけであるというわけではない。例えば、ウズベキスタンでは、高等教育改革の大統領令が昨秋出され、それを受けて4月末には法学教育改革の大統領令が出されている。以前各地にあった法学部が廃止され、日本法教育研究センターが置かれているタシケント法科大学が法学一般を教える唯一の教育機関であった。タシケント法科大学は「基幹的高等教育研究施設」のひとつとなり引き続き法学教育の中心的な役割を担う一方で、サマルカンド、ナマンガン、テルメズの各国立大学に法学部が設置される。タシケント法科大学ではさらなる国際化を進めるため、「国際法・比較法学部」を設け、日本法教育研究センターは組織的にはこの学部位置づけられることとなる。

従前よりe-Government政策がとられており、その一環としてタシケント法科大学もe-University化を進めることも大統領令に改めて示されている。期せずしてe-Universityは春先からある意味では大きく進んだわけである。他にもドイツ法教育研究センターが設置され具体的な運営に向けての調整がされていたり、

イギリスや中国とも協議を進めているようである。日本で学部を「新設する」となると数年かかりの事業であるが、今年の秋学期からこれらの組織改革は実施されるのであって、COVID-19の影響など感じられないペースで教育改革が進んでいる。旧社会主義国たる体制移行国であるのでこの迅速な動きは驚くことではないかもしれない。

ほぼ強制的にオンライン授業や会議の経験を積み、しかもこの状態が暫く続くという見込みのもと、教育だけでなく研究分野でもオンライン化が進んでいる。「平時」と比較にならないほど国際的なオンラインイベントが盛んに行われるようになっており、また参加することも容易になっている。時差の問題を除けば、世界中からシンポジウムや会議にスピーカーも聴衆も参加できるからである。

国連創設75周年を受けてOHCHR（国連人権高等弁務官事務所）とウズベキスタン国立人権センターなどが開いた人権関係のオンラインシンポジウムは、6月11日、26日、8月12～13日と開かれていて、私自身も聴衆としてすべて参加できた。

CAL Eと名古屋大学法学研究科も、8月10～11日にはタシケント法科大学、ウズベキスタン国立人権センター、ミュンヘン東欧法研究所（ドイツ）、レーゲンスブルク大学（ドイツ）、メルボルン大学ロースクール（オーストラリア）と共催して立憲主義にかかるワークショップを開催した。これまでにない多数の参加者を得ることができたが、これはオンライン開催による点が多い。

人間の移動を伴わないので、事務方の準備作業がものすごく軽量化される。査証も航空券もホテルも手配する必要がないし、レセプションや食事の手配も不要である。さらにプログラム日程が柔軟に組めるというメリットがある。人が集まるときにはせっかくなので朝から晩までプログラムを詰め込むことになりがちである。一日中、こうした会議やイベントに参加するのは有意義ではあるがストレスフルでもある。オンラインイベントならば、一日に少しずつ数日に渡るプログラムを組むこともできるし、それはまた潜在的聴衆にとっても都合をつけやすいためたくさんの方が参加できることにもなる。

しかし、「対面で会ったことがない人」と人間関係を作り上げつつ、国際交流を深く発展させるという課題が出てくることは、先に触れた大学教育と共通している。他方で、国際的な法整備支援や人材育成、法学研究・交流のあり方は、もはや以前の姿に戻ることはないと思われる。しばらくの間はWith Coronaしながら、After Coronaの法学教育と国際交流のさらなる展開に向けて引き続き努力していきたい。

主要な開発援助機関等による対ベトナム法司法協力の概要

ベトナム長期派遣専門家

弁護士 枝川 充志¹

- 1 はじめに
- 2 過去の海外ドナーの顔ぶれ
- 3 現在の海外ドナーの取組み
 - (1) 概要
 - (2) 二国間海外ドナー
 - ア KOICA (韓国国際協力団)
 - イ EU (欧州連合)
 - ウ ドイツ連邦司法・消費者保護省 (ドイツ国際協力公社 (GIZ) を含む)
 - エ USAID (アメリカ国際開発庁) (2018年12月終了)
 - オ カナダ国際関係省 (2018年9月終了)
 - カ その他 (中国など)
 - (3) 国際機関
 - ア UNDP (国連開発計画)
 - イ UNICEF (国連児童基金)
 - ウ UNODC (国連薬物・犯罪事務所)
 - エ その他 (世銀など)
- 4 ベトナムによる対外法司法協力 (南南協力)
- 5 まとめ

1 はじめに

対ベトナム法整備支援は、JICAによる技術協力プロジェクトが1996年に開始してからまもなく25年を迎える。この間、ベトナム現地においては様々な開発援助機関等(以下「海外ドナー」という。)がこれに関与してきた。しかしその実情が整理され報告される機会は少ない。司法外交が叫ばれる中、海外ドナーの動向はその展開を考える上で参考になると思われる。

そこで本稿では、私自身が2018年4月に着任以後、直接の聞き取りやベトナム法司法機関のHPに掲載された記事、海外ドナーのフェイスブックから把握した内容をベース

¹ 「2020年を目標とする法・司法改革プロジェクト(以下本文では「本プロジェクト」という。)」派遣専門家。本稿のうち意見に渉る部分は私見であり、筆者の所属する団体や本プロジェクトの見解でないことを申し添える。

に²、ここ数年の海外ドナーの対ベトナム法司法協力の概要の紹介をさせていただくことを目的としている。また、ベトナム自身の対外法司法協力についても若干触れさせていただく。

なお、本稿は概要に留まるもので、海外ドナーの政治外交的意図や自己の法制度を移植する意図の有無まで触れるものではない³。

2 過去の海外ドナーの顔ぶれ

(1) 1996年12月に初代長期派遣専門家として着任した武藤司郎弁護士は、現在と異なり、司法省内に常駐していた⁴。司法省内には当時、JICA以外に、GTZ（ドイツ技術協力公社（当時の呼称））、UNDP、ADB（アジア開発銀行）、SIDA（スウェーデン国際開発協力庁）の事務所が存在していた⁵。

また司法省内に事務所はないが、フランスはハノイ法科大学内に「Maison du droit」というプロジェクト用の建物を持ちフランス人弁護士を常駐させていた。他にドイツのコンラート・アデナウアー財団、AusAID（オーストラリア国際開発庁）、CIDA（カナダ国際開発庁）が司法省をカウンターパートとする法整備プロジェクトを実施していた。この当時、主要な海外ドナーや国際機関が対ベトナム法整備に関与していた⁶。

(2) 上記から約10年経過した2005年当時⁷、主に、USAID、AusAID、CIDA、DANIDA（デンマーク国際開発援助）、SIDA（スウェーデン国際開発協力庁）、「Maison du droit」、UN機関、EU、世界銀行、ADBが、ベトナム法司法協力に関与していたことが伺える。その対象は立法支援、制度構築・執行強化、人材育成、司法アクセスである。幅広い内容に万遍なく主要海外ドナーが関与していたと言えよう。ドナー間の会合も開催され情報交換も盛んに行われていたようである。

なお2005年は、2000年以降のベトナム法司法制度の整備状況の評価を踏まえ、中長期にわたる法司法改革への取組みが始まった年でもあった。具体的には、2020年までの戦略をまとめた共産党政治局決議48号法制度整備戦略、同49号司法改革戦略が発表された⁸。当時はこうしたベトナム側の動きに各海外ドナーが呼応していたような機運を感じる。以下にあるとおり、2020年時点での海外ドナーの顔ぶれは相当程度

² この限りの情報であるため、その内容に自ずと限界があることをあらかじめお断りさせていただきます。

³ 金子由芳「アジアの法整備と法発展」（株）大学教育出版、2010年4月）、香川孝三・金子由芳編著「法整備支援論 制度構築の国際協力入門」（株）ミネルヴァ書房、2007年4月）に、モデル法の意義やこれがベトナムに与えた影響、国際金融機関のモデルとの対立などについての論考があり興味深い。

⁴ JICAの技術協力で派遣される専門家は、一般に、相手国協力機関に所属しており、かつ同機関内に勤務している。1996年から始まった法整備プロジェクトは、当初は司法省内にオフィスがあったが、1999年12月から始まる「法整備支援プロジェクトフェーズ2」以降における専門家の人員増に伴い同オフィスが手狭になったことから、司法省外に事務所を構えるようになった。

⁵ 現在（2020年7月末）、ベトナム司法省内に事務所を構えている海外ドナーはいない。

⁶ 以上の内容は、武藤司郎「ベトナム司法省駐在体験記」（信山社、2002年3月）34頁以下を参照した。なお、当時の海外ドナーの法整備支援の特徴は同書の「JICAによるベトナム法整備支援と他のドナーの法整備支援との違い」（40頁以下）に詳しく紹介されている。

⁷ 森永太郎・法務省法務総合研究所国際協力部長からの情報に基づく。同部長は2004年5月から2007年3月まで、「法整備支援プロジェクトフェーズ3」のチーフアドバイザーであった。

⁸ これら戦略の概要は、伊藤文規「ベトナム統治機構、司法制度の概観」（ICDNEWS第28号（2006.9））22頁以下参照

変遷している。

3 現在の海外ドナーの取組み

(1) 概要

2005年当時と異なり、2018年4月以降に把握できた二国間の主要な海外(DAC)⁹ドナーとして、「KOICA」「EU」「ドイツ連邦司法・消費者保護省(GIZを含む)」がある。「USAID」「カナダ国際関係省」による協力もあったが、既に終了している。上記DACドナー以外には中国の動きもある。国際機関としては、主に「UNDP」「UNICEF」「UNODC」が中心である。以下では、それぞれの活動内容等を見ていきたい。

なおドナー間会合について、当職が把握できる範囲で本プロジェクトが参加したのものとして、2016年頃までUNDPを中心とした法司法分野の不定期のドナー会合が開催されていたようである。当職が赴任した2018年4月以降、このような会合は開催されていない¹⁰¹¹。

(2) 二国間海外ドナー (以下、順不同。)

ア KOICA¹²

(ア) 協力名

The Project for Improvement of the Transparency and the Quality of Adjudication in the Vietnam people's court

(イ) 協力期間

2019年～2022年までの4年間

(ウ) 協力機関

ベトナム人民最高裁判所、具体的には裁判所学院、各人民裁判所

(エ) 目的と内容

目的は裁判の透明性と質の改善である。主な協力内容は、第一に、裁判官の能力強化。具体的には、裁判所学院の教官向けにトレーナーズ・トレーニングを実施している他、韓国への本邦研修、同学院で使用する学生向けテキストブックの作成支援を実施して

⁹ 二国間ドナーが行う開発協力活動の実績はODAとしてカウントされる。この枠組みを定めているのはOECDのDAC(開発援助委員会)である。外務省HP令和元年6月10日付「OECD開発援助委員会」(2020年7月12日閲覧) https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/dac/dac_gaiyo.htmlによれば、DAC加盟国は、OECD加盟国(36か国)中の29か国にEUを加えた30メンバーからなっている。韓国は2010年1月に加盟している。同HPによれば中国は加盟していない。

¹⁰ 2018年2月にドナー間のランチミーティングが開催されている。2019年1月にUNDPで聴き取りをした際、最近、ドナー会合は行われていないとし、同時点で司法省を主たるカウンターパートとするドナーはJICAとEU・UNDPのみであるため(なお他にKOICAやGIZ等は存在するが、司法省がカウンターパートでないことから念頭においていないようであった。)、あえてドナー会合を開催する必要がない旨の指摘があった。

¹¹ 2019年4月には、最高人民裁判所がドナー会合を主催し、KOICA、米国大使館、日本大使館・JICAプロジェクト、EU、UNDP、UNICEF、UNODCの参加があった。

¹² 2018年10月11日及び2019年6月28日に行った聴き取りの他、その際の入手資料、ベトナム最高人民裁判所のHP等を参照。

いる。

第二に、裁判所のIT化。電子事件管理、ソフトウェアによる事件自動配転システム(Random case allocation)、裁判所利用者のため事件情報照会サービスに対する支援を行っている。

(オ) 特徴等

韓国大法院(いわゆる最高裁)とベトナム最高人民裁判所との間には長期の協力関係がある。同大法院は重点的にベトナム法整備に取り組んでいる由である。現在、同大法院から裁判官1名と司法IT専門家(Judicial Information Technology)1名がKOICA経由で派遣されている。歴史的には、これまで10年以上にわたり継続して裁判所学院の施設整備や同学院で裁判官のトレーニングを行ってきた。

本プロジェクトはKOICAと適宜連絡を取り合ったり、最高人民裁判所主催のセミナー等に必要に応じて共に参加する関係にある。

(カ) その他

上記とは別に、韓国法務部(いわゆる法務省)とベトナム司法省は2012年に協力の覚書を交わしている。これまでに目立った協力はないようである。2019年10月、同覚書の更新合意をしている。今後、KOICAを通じてベトナム司法省を対象とした研修が韓国で予定されているようである。

イ EU¹³

(ア) 協力名称

JULE (Justice and Legal Empowerment Programme in Vietnam)

(イ) 協力期間

2018年11月～2020年11月¹⁴

(ウ) ベトナム側協力機関

a 主宰機関

司法省

b 関連機関

国会、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会、公安省、労働傷病兵社会省、ベトナム法律家協会(VLA)

(エ) 目的及び内容

上位目的は、より信頼・信任され改善された司法システムを通じた法の支配の強化である。具体的目的として、脆弱層、特に女性、子ども、少数民族、貧困層への司法アクセスの強化を設定している。SDG16、SDG5、自由権規約との関連が意識されている。

その上で、次の4つの成果が設定されている。すなわち、「成果1」として、人々

¹³ 2018年10月12日ローンチングセレモニー資料, 2019年5月24日に行ったEU, 2020年7月8日に行ったOxfam, それぞれからの聴き取りを参照。

¹⁴ 2020年7月8日のOxfamからの聴き取りによれば、2022年までの延長が決まったとのことである。

の権利意識・理解、権利行使方法の向上、「成果2」として、法的助言、法律扶助、民事刑事事件における法定された代理人へのアクセスの強化、「成果3」として、リーガルエンパワメント及び司法アクセスのための法制上の枠組みの改善、「成果4」として、司法セクターにおける廉潔性及び透明性の向上である。

この4つの成果に向けた活動を、「UN (UNDP, UNICEF)」を実施機関とする「PAGODA」¹⁵ コンポウメントと、国際NGO「Oxfam」を実施機関とする「JIFF」¹⁶ コンポウメントに分けて実施している。

前者「PAGODA」は主に前述した協力機関を対象とし（政府機関との間の協力）、後者「JIFF」は非政府組織に対する資金協力（民間団体との間の協力）を行っている。つまり、政府・民間双方の二本柱で実施する枠組みとなっている。また「PAGODA」「JIFF」両者協働で一つのテーマについて取り組んでいる場合もある¹⁷。

(オ) 特徴等

EUは主に資金提供をしており、実施は上記のとおりUN機関及び国際NGOによる。UN機関は各成果の下でテーマ設定を行いセミナーやワークショップ等を開催、国際NGOはテーマを決めて民間団体から案件を公募し、これを選定の上、選定団体に対し資金協力や能力強化を行っている。

年に1度、MOJ・EU・UNDPを共同議長として、法司法分野における政策対話を行う建て付けとなっている。他に、全関係者が参加しEU JULEについて年間活動計画を承認するプログラム運営委員会がある。

ウ ドイツ連邦司法・消費者保護省¹⁸（以下「ドイツ司法省」という。）

(ア) 協力名称

Three year Cooperation Program with the Rule of Law Dialogue

(イ) 協力期間

2019年から2022年4月

(ウ) 協力機関

a 主宰機関

ベトナム司法省

b 関連機関

(a) ベトナム側

最高人民裁判所、最高人民検察院、首相府、公安省、労働傷病兵社会省、ベトナム弁護士連合会、ベトナム法律家協会、公証人協会、ハノイ法科大学等

¹⁵ 「PAGODA」は「the EU Pillar-Assessed Grant or Delegation Agreement」の略称。UNDPとEU間の資金協力の枠組みを指すようである。

¹⁶ 「JIFF」は「the Justice Initiatives Facilitation Fund」の略称である。

¹⁷ たとえばベトナムの裁判外紛争解決の仕組みであるグラスルーツ和解への取組がある。「グラスルーツ和解（調停と訳される場合もある）」については、JICAベトナム六法の「ベトナムのグラスルーツ和解に関する関連法規」参照のこと。左記記事には掲載されていないが、2013年には「グラスルーツ和解法」が制定されている（35/2013/QH13）。

¹⁸ 2020年5月28日に行った駐越ドイツ大使館での聴き取り及び入手資料を参照。

(b) ドイツ側

ドイツ司法省，ドイツ国際法律協力基金（IRZ），ドイツ連邦弁護士連合会，GIZ，連邦家族高齢者青少年女性省，ドイツ連邦銀行，コンラート・アデナウアー財団（KAS），フリードリッヒ・エーベルト財団（FES），ドイツ学術交流会等

(エ) 協力内容

協力分野は多岐に渡る。具体的には「刑事・刑事訴訟法」「民法・民事訴訟法」「商事・労働法」「行政手続・行政訴訟・関連行政法」「国際協定・条約」「法曹実務家の能力強化」「首相府の強化（後述のGIZによる）」「大学教育（ハノイ法科大学）」である。基本的には，上記ドイツ側の協力機関がベトナム側の協力機関との間で直接協力を行っている。上記分野の下，個別にテーマ設定し毎年約30程度の協力活動に合意している。また毎年，両国間で政策対話（ラウンドテーブル）を行っている。

協力形態としては，ワークショップやトレーニングの開催，調査，ドイツへのスタディーツアーからなる。

(オ) 特徴等

本プログラムの下，両国政府は，2019年10月，2019年～2022年4月までの3年間の計画に合意した。本プログラムの枠組みは両国政府の間で2008年に合意して以降，2009年から3年単位で協力計画に合意し継続している。

ドイツ司法省がとりまとめを行い，本プログラムを傘にして対ベトナム法司法協力が行われている。しかし個別活動は各実施機関間のやりとりに委ねられている。

(カ) 上記のうちODA実施機関であるGIZについて¹⁹

a 協力名称

Support to the Office of the Government in Legal Affairs

b 協力期間

2013年から2018年，延長して2020年まで²⁰。

c ベトナム側協力機関

首相府

d 協力内容

毎年活動計画を首相府との間で合意している。延長後の2018年以降は，「1 法規範文書発行プロセス・国家機構組織・市民の権利に関する法規範文書の質の改善」「2 市場経済制度の改善・法の支配整備のための法規範文書：法規範文書の制定・発行のためのプロセス・手続きの改定」「3 法規範文書整備に資する調査や文献整備」「4 法制定活動及び法の支配を実施するため首相府法律局及び他局の能力強化」を重点テーマとし，これらの下で具体的なテーマを設定し，セミナーやトレーニングを中心に協力を行っている。

¹⁹ 2018年5月30日，2019年5月22日（GIZ本部による評価ミッション）に行った聴き取りや入手資料，適宜の情報交換を参照。

²⁰ 2020年8月から2023年7月までの3年間の新規プロジェクトを実施予定との由（2020年7月末現在）。

把握できる限りでは、当該年度に国会に提出される法案に関する意見聴取のセミナーやワークショップが多く行われている。

2019年9月には、日本のJICE（国際協力センター）に委託し、日本においてUrban Governmentをテーマとする研修を実施した。

e 特徴

GIZは2007年以来、首相府を中心に協力を行っている。首相府が国会提出法案のとりまとめを行っていることに着目し、毎年、ベトナム立法計画に搭載された法案を中心に地方調査やセミナーをしている。他に首相府向け執務参考用のハンドブック等も作成している。

本プロジェクトはGIZと適宜連絡をとりあったり、首相府主催のセミナー等に必要に応じて共に参加する関係にある。

エ USAID²¹（2018年12月に終了^{22,23}）

USAIDの協力は「GIG（Governance for Inclusive Growth; ギグ）プログラム」として実施されていた。プログラム目標は「より広範な基盤に基づく持続的成長促進のためのガバナンスの向上」とされ、目的は「①貿易と投資促進、②競争力の改善、③法の支配の発展及び司法の効率性の改善、④より効率的な行政及び財政管理の支援、⑤社会経済統合の推進」とされていた。

協力期間は2013年12月～2018年12月である。主宰機関は司法省である。関連機関として、国会事務局、商工省、財務省、計画投資省、国家監査事務局があった（他にアドホック機関として、最高人民裁判所、最高人民検察院、党中央経済委員会、党中央内政委員会などにも協力。）。このプログラムは、米国系コンサルタント会社が実施していた。

なお、前身の「STAR（Support for Trade Acceleration）」プロジェクトは貿易関連のプログラムが中心であり、ベトナムのWTO加盟（2007年）と前後して、2001年から2013年まで実施されていた。後継であるGIGではガバナンスも含めたより幅広いプログラムとなった。そのため国会や裁判所など含めた機関が協力機関とされた。

オ カナダ国際関係省（Global Affairs Canada）²⁴（2018年9月に終了）

2013年から「NLD（National Legislative Development）」プロジェクト²⁵を実

²¹ 2018年10月29日の聴き取りやHP等を参照。

²² 2018年11月6日にクロージングカンファレンスが開催され、活動概要の紹介や教訓についての説明がなされた。招待を受け本プロジェクトからも参加した。

²³ 2020年9月3日に行われた駐越米国大使館のLaw Enforcement and Justice Program Coordinatorとの協議では、ベトナム政府との間で、2016年5月に「Law Enforcement and Criminal Justice Sector」における協力協定を締結しており、今後、最高人民裁判所、最高人民検察院との協力を注力するとの由。

²⁴ 本プロジェクトの2018年1月の中間レビュー時のインタビューを主に参照。2018年10月に聴き取りのアポを取るべく連絡したところ、前月9月に本文記載の理由で終了した旨知らされた。

²⁵ カナダNLDプロジェクトのプロジェクトマネージャー Mr. Jacob Gammelgaard氏は、過去ベトナムにおいて、デンマークやEUの法司法関連プロジェクトに関与していた。2019年5月にEUで聴き取りをした際、同氏は、EU JULEの下、UNDPのプログラムに協力している旨言及があった。

施していた。しかし2018年9月末をもってカナダ国際関係省の方針により突如終了した。もともとの協力期間は2020年9月までであった。

カナダ側の実施機関はカナダ国際関係省であり、ベトナム側は司法省を主宰機関として、国会法律委員会、首相府、財務省、商工省、農業農村開発省である。

主な内容としては、政策策定、政策策定を中心とした立法プロセスの強化などである。活動概要としては、戦略的計画策定、政策調整、法案の起草、体系化・法典化からなっていた。

NLDプロジェクトは主に司法省を相手に立法プロセスの改善を中心とした関与をしており、2015年法規範文書発行法の改正にも関与、起草ハンドブックの作成に協力するなどしていた。

カ その他

(ア) 中国

ベトナム最高人民裁判所のHP記事によれば、2018年5月に中国最高人民法院との間で覚書を交わしたとの報告がなされている²⁶。人材育成やIT化、判例などで経験共有を行っていくとの内容になっていた。

2019年4月には、本プロジェクトと最高人民裁判所の協力により開催された調停・対話法案²⁷に係る国際会議において、同裁判所のアレンジにより、中国最高人民法院司法改革室の副室長がパネリストの1人として招聘された。

(イ) その他の国々

交流レベル・アドホックな協力と思われるものとして、本プロジェクトの協力機関であるベトナム司法省をはじめ、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会²⁸、それぞれにおいて、アメリカ、イギリス (UK Prosperity Fund)、オーストラリア、フランス、イタリア、ロシア、シンガポール等のASEAN諸国、様々な国のカウンターパート機関との交流・協力関係がある。

(3) 国際機関 (以下、順不同。)

ア UNDP²⁹

(ア) 協力概要

UNDPベトナムが主に扱っている分野は「環境」「社会経済発展」「ガバナンスと参加」である。「ガバナンスと参加」において、①司法、②PAPI (Vietnam Provincial Governance and Public Administration Performance Index)³⁰、③平和と安定

²⁶ 2018年5月3日～5日、ベトナム最高裁長官が訪中した際、中国最高人民法院との間でMOUに署名。

²⁷ 2020年6月16日に国会にて採択された(58/2020/QH14)。2021年1月1日より施行。

²⁸ 最近では2019年8月、マレーシア弁護士会、ロシア連邦弁護士連合会とそれぞれ協力協定を締結している。

²⁹ 2019年1月7日に行った聴き取りを参照。

³⁰ UNDPとベトナム祖国戦線、NGOにより実施されている全国63の中央直轄市・省のパフォーマンス指標。市民に対する対面調査をもとにしている。2009年に3省から開始され、その後拡大し、2011年から全国63の市・省を対象に毎年実施されている。主な指標として、①地方レベルでの市民参加、②地方での意思決定における透明性、③説明責任 (Vertical Accountability)、④公的部門の汚職対策、⑤公共行政手続、⑥公共行政サービスからなる。2018年から⑦環境ガバナンス、⑧eガバナンスの指標が加わった。

が取り扱われている。インターセクトラルな 이슈として、ジェンダーや人身取引、人権関係も扱っている。

(イ) 上記①「司法」分野について

上記①乃至③のうち、主たる活動は①「司法」である。その具体的内容は E U J U L E の「PAGODA」である。その概要は E U 記載部分を参照のこと。

(ウ) その他

上記以外に、UNDP は、英国の UK Prosperity fund からの支援を受け、ASEAN 諸国を対象とした地域プログラムとして「Promoting a Fair Business Environment in ASEAN in 2018-2021」³¹ を実施している。拠点事務所は UNDP バンコクである。

ターゲット国は、ASEAN 諸国のうち、ベトナム、インドネシア、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、タイである。上記 UK Prosperity fund からの資金は 4 年間で総額 1.2 億ユーロとされている。

ベトナムでは、反汚職 (Anti-corruption)、ビジネス統合 (Business Integrity)、救済メカニズム (Redressing Mechanisms) の枠組みで実施されている。ビジネス統合については V C C I (ベトナム商工会議所) 等を相手とし、救済メカニズムについては、経済統合加速の中での紛争の増加に加え、内容において複雑さや多様性が増すことが予想されることから、外国判決や外国仲裁判断の執行に焦点を当てている。

イ UNICEF ³²

(ア) 協力概要

UNICEF は、前記「EU J U L E による枠組み」と、Justice for Children として「司法省との協力枠組み」によって実施されている。

「EU J U L E による枠組み」についてその概要は前記 E U J U L E のとおりである。この中で 2019 年は、コミュニケーション手法、法律扶助、子どもに優しい司法制度、女性子ども被害者保護、法執行者・検察官・裁判官の能力強化、子ども司法データ、政策対話等について取り組んでいた。このうち「子どもに優しい司法制度」について UNICEF は、最高人民裁判所と協力し、ホーチミン市と南部ドンタップ省をパイロット地域として指定し、それぞれの人民裁判所において、家庭・未成年者法廷の開設とともに、警察、ソーシャルワーカー等との間の協力関係構築支援をしている。

Justice for Children としての「司法省との協力枠組み」については、司法省を主宰機関とし、最高人民裁判所、最高人民検察院、公安省、ベトナム法律家協会等と協力活動を行っている。協力期間は 2017 年から 2021 年までである³³。2019 年には触法少年に関する法令の作成支援、警察との間での子どもに優しい取調室のモデ

³¹ 「Promoting a Fair Business Environment in ASEAN」にて検索可。

³² 2018 年 11 月 12 日に行った聴き取りや、2019 年 6 月 26 日に行った協議及び入手資料などを参照。

³³ 2019 年 6 月 26 日の協議の際、UNICEF は Justice for Children について中間レビューを行っているところであり、2022 年から 2026 年までのプログラムを形成していきたいと述べていた。

ルの評価、未成年者やジェンダーを意識した法律扶助モデルの検討、未成年の犯罪被害者などのデータ収集普及に関するガイドラインの制定支援などを行っていた。

(イ) その他

本プロジェクトでは、2019年2月、UNICEFの案内により、UNICEFが協力を行っているドンタップ省の労働傷病兵社会局や県警察事務所での取組みや、窃盗事件を起こした子どもの家庭訪問を行い、子どもの保護のためコミュニティーがどのような関与を行っているかについて説明を得る機会を得た。またこれに併せて、同省にて本プロジェクトが行った最高人民裁判所との活動「家庭裁判所制度に関するセミナー」(日本の家事手続きや家裁調査官制度・仕事の紹介等)にUNICEFスタッフが参加するなどして、相互交流を行った経緯がある。

また2019年10月にはEU JULEのプログラムの一環である政策対話について、EU・UNICEFと司法省の政策対話に招待を受け参加した他、互いの個別活動について必要に応じ案内し合う関係となっている。

ウ UNODC³⁴

(ア) 協力概要

UNODCがベトナムで行っている協力は次の5つのプログラムからなる。主な協力機関は公安省、最高人民裁判所、最高人民検察院、司法省である。

① 国際的な組織犯罪 (transnational organized crime)

不正取引、人身売買、密輸、野生動物の不正取引、国境管理について、法執行機関へのトレーニング等を行っている。

② テロ対策 (terrorism prevention)

ベトナム自体が比較的安全であるため、このプログラムへの協力活動は限定的である。

③ 反汚職及びマネー・ローンダリング (anti-corruption and money laundering)

刑法、汚職防止法の改正プロセスに関与した他、最高人民裁判所、最高人民検察院、法執行機関との間で、マネー・ローンダリングのトレーニング等を行っている。

④ 刑事司法 (criminal justice)

犯罪被害者支援に関する刑事司法職員に対するトレーニングや法令の制定、電子証拠の手続きに関する能力強化、DVの早期対応チームのグラスルーツレベルでの導入等を行っている。

⑤ 麻薬需要削減 (drug demand reduction) とHIV/AIDS

予防の観点から、刑務所でのヘロイン中毒者にメタドン療法を実施している。具体的にはタイグエン省のフーソン刑務所をパイロットとしている。HIV/AIDSについても予防の観点からの協力を行っている。

³⁴ 2019年5月21日の聴き取りや公開資料を参照。

(イ) その他

本プロジェクトでは、UNODCと協働して、2017年7月には司法省とともに「Consultation workshop on the Finalization of the Child Sexual Exploitation in Travel and Tourism – An Analysis of Domestic Legal Frameworks」と題するワークショップを、及び2019年8月には最高人民検察院とともに「女性と子どもが被害にあう刑事事件における検察官の争訟スキル」と題するワークショップを開催した経緯がある。

エ その他

世界銀行³⁵は、IDA（国際開発協会）融資をもって、2016年から天然資源環境省との協力において「Project for Improved Land Governance and Database」を行っている。多目的土地情報システムの整備を主たる要素としている。他に、IFC（国際金融公社）が破産法改正支援を行った経緯があるようである。

4 ベトナムによる対外法司法協力（南南協力）

(1) ベトナム自身による法司法協力としては、ラオスとの関係があげられる。いわば南南協力である³⁶。

ア ベトナム司法省はラオス司法省との間で2015年から2020年までの協力プログラムに合意している。2018年以降の動きとして、同年3月にベトナム・ラオス間でPMU（Project management unit）を設置、ベトナム司法学院がラオス国立司法研修所関係者を受入れ民事判決執行のトレーニング、公証に係るトレーナーズ・トレーニング等を実施している。なお2017年11月には、ベトナム・ラオスの両司法省間の協力35周年式典が行われた。

また、ベトナム最高人民裁判所及びラオス最高人民裁判所は2008年に協力の覚書を交わしている。近いところでは2018年8月にベトナム最高人民裁判所長官がラオスを、2019年7月及び9月にはラオス最高人民裁判所長官がベトナムをそれぞれ訪問している。そして同7月末からラオス人民裁判所の裁判官の短期トレーニングがベトナムで予定されていた。

以上は当職が把握している限りでしかないが、両国の法司法関係機関の交流は様々なレベルで活発に行われていると思われる。

イ 関連して、本プロジェクトにおいてもベトナム・ラオス間の協力の橋渡しをしている。2017年6月にはラオス法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）が主催した「Law Forum with Vietnamese Professors and Experts in Vientiane」と題する

³⁵ 世銀ベトナムのHP記事を主に参照。なお、世銀ベトナム事務所は「日本社会開発基金（JSDF: Japan Social Development Fund）」を活用し、女性や少数民族等、社会的脆弱層に対する法的支援の拡充、質の向上を目的として、地方におけるLegal aid officerの能力強化を実施するプロジェクトを計画しており、2020年7月末現在、検討段階にある。「日本社会開発基金」は日本政府が拠出し世銀内に創設された基金であり、世銀が運営している。<https://www.worldbank.org/ja/country/japan/brief/japan-social-development-fund>（2020年7月27日閲覧）

³⁶ 本稿の記載内容は、ベトナム司法省、ベトナム最高人民裁判所のHP記事をもとにしている。

フォーラムに、ベトナム司法省民事経済法局関係者とともに参加し、2018年2月にはラオスでの「第4回民法に関するローフォーラム」へ同様に前記司法省関係者ともに参加、さらに2019年9月には、ベトナム最高人民検察院関係者とともにラオスでの刑事訴訟法に関するローフォーラムに参加した。

- (2) 他に国境を接するカンボジアや、社会主義国であるキューバ³⁷との交流・協力関係もあるようである。

5 まとめ

- (1) 海外ドナーの顔ぶれの変遷からわかるように、海外ドナーによる対ベトナム法司法協力の位置付けは時代とともに変化していると言えるであろう。二国間の伝統的なドナーのうち英米法系の国は交流レベルに留まっており、大陸法系ではEUやドイツ司法省が担う格好になっている。

対ベトナム法司法協力全般を行っているのは、EU（UN機関を活用）、ドイツ司法省、JICAである。KOICAは一定の歴史を有しつつも、その協力は最高人民裁判所の一点集中型である³⁸。そしてその存在感は増している感がある。また同様にGIZも、ドイツ司法省のプログラムの中で、単体としてみれば首相府のみを協力相手としている点が特徴的である³⁹。

各ドナーの協力方式の最近の傾向は、多くの場合、単発のセミナーやワークショップ、二国間ドナーの場合は加えて本国での研修という形態が多いように思われる。これはベトナム側がこのような方式を望んでいることにも起因するよう思える⁴⁰。

さらに、KOICA、ドイツ司法省、JICAによるプログラム／プロジェクト、いわゆる二国間ドナーによる協力は自国のリソースを中心に活用した形で行われている⁴¹。しかしそれ以外は、特に国際機関は言わずもがなであるが、現地及び海外コンサルタントを活用する方式が一般的である。他方で、EUが国際NGOを活用している点は興味深い。

また、ドイツ司法省やEUのプログラムには、政策対話を行う枠組みが組み込まれている。政府・地域代表機関ゆえの取組みのようにも思える。

- (2) なお蛇足ではあるが、各海外ドナーを訪問する際、冒頭で記載した共産党政治局決議48号・49号に対する認識・関連を努めて聞くようにした。ベトナム法司法機関は両決議に基づきさまざまな取組みを行っているからである。しかしこれを意識して協力を行っ

³⁷ 2019年3月のベトナム最高人民検察院のHP記事によれば、キューバ最高検察院との間には2013年以来協力関係があり、2019年3月、2019年から2年間の協力プログラムに合意した由である。

³⁸ 2018年10月当時、KOICAベトナムに聴き取りを行った際、KOICA全体としてはASEANの中でもCLMV諸国を重視しているが、法司法分野ではベトナムをもっとも重視しているとのことであった。

³⁹ 本プロジェクトの協力機関は、司法省、首相府、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会である。

⁴⁰ しかしこのような単発のセミナーやワークショップ（呼び方は異なるものの、ベトナムでは両者ともある一定数の人数を集めて講義又は発表、質疑を行う形式といってよい。）を中心とした協力形態が、海外ドナーの協力のあり方として妥当なのか否かは検討すべき問題としてあるように思う。

⁴¹ なお、GIZは日本でOOG向け研修を実施したように、必ずしも自国のリソースにこだわっていないようである。

ている海外ドナーは必ずしも多くなかった。そもそも両決議の存在を知らない機関もあった。

また多くの海外ドナーは司法省を主宰機関としている。本プロジェクトとの重複が気になるところであるが、カナダやUSAIDのプロジェクトとは立法プロセスを扱った点で一部重複するところがあったものの⁴²、これらが終了したいま、重複しているところはほぼないことを各機関との聴き取りの中で確認している（重複の是非については、それをどのような視点から論ずるかによって評価は異なるように思える。）。

さらに本稿作成時点（2020年7月末）で、海外ドナーでコロナ禍に関連した法司法に関する追加的な取組みを行っている機関の存在は確認できなかった⁴³。

⁴² カナダNLDプロジェクトやUSAID・GIGプログラムは、立法プロセスへの取組みを行うにあたり立法機関である国会を協力機関として入れていた。これは本プロジェクトと異なる点である。

⁴³ 2020年6月付で、UNDPベトナム及びUN WOMENベトナムは、「SUMMARY REPORT COVID-19 Socio-economic Impact on Vulnerable Households and Enterprises in Viet Nam: A Gender-sensitive Assessment」を発表している。

ラオス民法典施行特集～はじめに～

法務総合研究所国際協力部

副部長 伊藤 浩之

1. 2012年にJICAプロジェクトとして、ラオスの民法典起草支援を開始してから約8年が経過した2020年5月27日、遂に、ラオス民法典が施行された。ラオスに対するこれまでの法整備支援の経緯や民法典起草の経緯、2018年12月に国民議会に承認された民法典法案の概要など、これまでもICD NEWSに掲載してきた¹が、今般、民法典が施行された機会に、これを記念しての特集記事を掲載することとした。

今回の特集では、全条文の日本語訳を掲載するとともに、ラオスに対する支援に長年尽力され、民法典起草を支えた慶應義塾大学大学院法務研究科松尾弘教授、及びプロジェクトの長期専門家として民法典起草支援を担当した入江克典弁護士から寄稿いただいた。

また、ラオス側からも、民法典を所管する司法省の副大臣として、かつ、民法典起草委員として起草作業に指導的立場に関わったケート・ケティサック前司法省副大臣、及び実際に起草作業を担当する起草委員会起草テクニカルグループメンバーであるラオス国立大学法政治学部民事学科長ヴィサイ・シーハーパンヤ先生から寄稿いただいた。

松尾先生からは、「ラオス民法典の編纂—その特色と動態—」と題して、民法典の特徴を詳細かつ多角的に分析された論稿を頂いたが、発展途上にあるラオスの民法学を知る上で、大変重要なものである。入江弁護士からは、今回、なかなか外部からは分からない、法案の国民議会承認前後、特に、承認後施行までの動きを詳しく紹介していただいております、ラオスの立法過程を把握する上で、貴重な情報である。どちらの記事においても、従来のラオスにおける実務の維持と新しい民法典による変化のぶつかり合いなどが描かれており、大変興味深い内容である。

また、ラオス側のお二人からも貴重な原稿を頂いた。ケート前副大臣は、今は、司法省副大臣を勇退されたが、起草当時、ラオス初の民法典起草という司法省の重大な任務を担う立場にあり、自らに課せられた任務の重さを吐露していた。そのケート副大臣が、今回の民法典起草が、素晴らしい成功であったと述べていることに安堵するとともに、日本による協力を高く評価して下さったことは大変うれしいことである。その人柄は大変穏やかで、高官であるにもかかわらず、私がお会いすれば、いつも「伊藤さん」と気さくに声をかけて下さった。2012年2月に、ラオス側4機関²の副大臣、副長官らが来日した際、ケート副大臣のみ初来日であった。寒さの厳しい季節であったが、かつて旧ソ連に留学していたことがあり、寒さは平気だとおっしゃり、熱心に各所を視察されていたこと

¹ 国際協力部のウェブサイトに、過去のラオスに関連するICD NEWS掲載記事を掲載している。http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_laos.html

² 司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学

が印象的である。

ヴィサイ先生も、穏やかな人柄で、かつ、その口調も非常にソフトである。民法に関する議論の際は、学者らしく、鋭い意見や質問を発するが、大変ユーモアのある方で、休憩の際などはよく冗談を言っており、人を笑わせることが好きな方である。今回の起草を通じた民法の研究を大学での教育に生かしておられるようで、頼もしい限りである。

今回、寄稿いただいた方々は、それぞれお忙しい中、大変貴重な記事を寄せていただいております、改めて心から御礼申し上げます。

2. 起草支援について少し振り返ると、民法典起草を支援することになった2012年当時、ラオスでは、JICA法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ1を実施中であり、私自身、長期専門家として、ラオスに赴任していた。このプロジェクトは、2010年に開始されたが、開始前に、民法典起草支援の要請もあった。しかし、プロジェクト実施前の調査やラオス側との協議を経て、ラオスでは、ラオス法、更には法律そのものについて、研究、理解が十分ではなく、適切に運用されず、教育も十分でない、という認識に至った。そこで、モデルとなる法律教材の作成を通じて、ラオス法をよく研究・理解する、ということを目指したプロジェクトを設計した経緯がある。

では、なぜ2012年に民法典起草支援を開始することになったか。一つは、ラオス側が民法典起草に取り掛かることが具体化したからである。とはいえ、当時、プロジェクトでは、民法に関するQ&A集を作成している途中であり、民法典起草に全面的に協力することが可能か、検討が必要であった。しかし、民法に関する研究、教材開発の支援をしていることと切り離すことはできないことに加え、2年ほどの活動を経て、ラオス側の民法の研究に関する取組も軌道に乗ってきたことなどから、むしろ絶好の機会ととらえ、全面的に支援することとなった。なお、そうした状況の背景には、更に10年ほど前から、ラオスに対する法整備支援が始まっており、プロジェクトで民法の教科書作りなどを支援しながら、将来起草を担える人材が育成されていたことが重要な意味を持っていることを付け加える必要がある。

なお、2012年に民法典起草支援の要望が日本側に寄せられた際、ラオス側の日本による支援への期待は大きかったが、もし日本が支援できなければ、フランス民法を翻訳してベースにする考えもあったようである。ラオスの傾向として、早く起草し、早く国民議会を通過すればよいと考えがちなところがあると、ラオス側から言われたこともあった。

そうした中で、あくまでラオス法をベースに、ラオス側が理解し、考えることを重視した起草支援を行い、ラオス側もこれに応じて、粘り強く作業した。当初、ラオス側が予定した期間（2015年を想定）はあまりに短く、やはりより長い時間がかかった。しかし、現行のラオスの法律はどういう意味なのか、参考にする日本法他外国法の規定はどういう趣旨なのか、丁寧に議論してきた結果である。このような起草作業は、ラオスでは新しい方法であり、理解し受け入れられるのも徐々にであった。ラオス側と日本側の繰り返しの議論は、条文に結実したものも、今後の改正に残されたものもあるが、いずれにしても、

民法について多くのことを学び、ラオス法と比較し、とにかく一生懸命考え、質問をぶつけ、研究をした成果であるということはいえる。

今回の民法典には、まだ課題や発展の余地はあると思われるが、とにかく民法を研究し、法典にまとめたという経験を彼らは得た。振り返って、2012年に民法典起草支援を決断したのは素晴らしいことだったといえる。今回の民法典起草支援は、ラオスと日本との法分野の協力においても大きな意味を持つであろう。今後、ラオス側のみならず、日本側にとっても、この経験が生かされることになるであろうと期待している。

ラオス民法典の編纂——その特色と動態——

慶應義塾大学

松尾 弘

1 はじめに——ラオス民法典をみる視点

1. ラオス民法典の制定・公布・施行

2018年12月6日、ラオス国民議会（以下、国会）は、ラオス人民民主共和国憲法（2015年改訂）67条1項に従い、ラオス民法典を議決した（109号議決）¹。これによって成立したラオス民法典は、公布に向けて準備が行われ、2019年1月4日付けの国会常務委員会の提案（提案書番号01）を受け²、2019年1月18日付けで³、ブンニャン・ウォラチット国家主席により、国家主席令（144号）1条をもって公布され⁴、2020年5月11日に官報に掲載された。その結果、ラオス民法典は、法令制定法80条1項⁵および民法630条1項に従い、国家主席令による公布後365日後⁶、かつ官報掲載から15日経った後となる、2020年5月27日に施行された。

こうして制定・公布・施行されたラオス民法典（630か条）⁷は、今後、民法学（実定法学）の観点、比較法学の観点、法整備のための国際協力としての法整備支援論の観点、国家の開発プロセスにおける法整備の役割に関する開発法学等の観点から、考察対象となることが考えられる。本稿は、ラオス民法典が施行されるに至ったこの機会に、ラオス民法典の到達点と特色を確認するとともに、さらなる改正の余地を検討するために、残された課題と今後の発展方向を展望することを目的とするものである⁸。

2. 国家統治の基本法としての民法

国家の経済的・政治的・社会的「発展」を目指して行われる「開発」（development）のプロセスにおいて、法整備はその重要な道具として認められてきた。この意味で、法整備

¹ 採決結果は、賛成108、反対10、棄権・無効0であった。

² 法令制定法57条は、国会常務委員会は国会本会議の日から数えて20日間以内に国会の承認した法律を国家主席に対して公布の検討のため提案するものとする。

³ 法令制定法58条は、国家主席は国会から法律を受取った日から数えて遅くとも10日以内に法律公布の国家主席令を發布することを検討するものとする。もっとも、その期間内に国家主席は国会常務委員会に対して再検討を提案する権限を有し、国会が該当の法律を以前のまま合意し、保証する場合には、国家主席は国会常務委員会から保証書類を受取った日から数えて15日以内に公布しなければならないものとする。

⁴ 同国家主席令1条は「民法典を公布する」とする。もっとも、実際に同国家主席令が司法省に伝えられたのは、2020年3月30日であった。

⁵ 法令制定法80条1項は、公布された憲法、法律および国家主席令は、官報に掲載された日から数えて15日後に発効するものとする。

⁶ これは、2020年1月19日となる。

⁷ 本稿では、ラオス民法典の条文を（ ）内で引用する場合、（ラ民〇〇）と表記する。例えば、（ラ民523②[2]）は、（ラオス民法典523条2項2号）を意味する。また、法令名に続く（ ）の数字は、当該法令の条文番号を指す。

⁸ ラオス民法典（2018年12月6日国会承認版）の制定経緯とその概要については、入江2019a: 29-33頁参照。

は国家統治に不可欠の手段といえるが⁹、それには2つの側面がある。1つは、政府が市民の権利を保護し、開発政策を実現するために、その権力をもって市民に一定の行動を促す仕組みを構築するための法整備である。ここでは、市民の諸権利を定義し、それらを侵害から保護し、実現し、そして、市民の利益を安定的・長期的に最大化するものとしての公益を実現するために、集権化された権力装置を構築することである。もう1つは、そのようにして強大化する政府権力の濫用や逸脱を防ぐことのできるような、権力の統制装置を構築することである。国家の統治 (governance) としての法整備は、これらの両側面を兼ね備えることを目指すものである¹⁰。こうした国家の法整備プロセスの全体像の中で、民法の整備は第1の側面である、市民の諸権利を定義し、それらを侵害から保護し、実現するための基本ルールを構築するという意味をもつ。民法は、まさにそれが定める市民の諸権利の確実な保護・実現のためにこそ国家が存在するという、国家の存在理由の根本を明らかにするものである。はたして、ラオスの民法典が、ラオス国家の存在理由を明らかにするものとなっているか、そして、どのような国家像を提示しようとしているか、この観点から、ラオス民法典を検討し、評価することには、きわめて興味深いものがある。

もっとも、民法が国家統治のための法整備の基盤的意義をもつとしても、その内容もその整備方法も、けっして一様ではない。それは、どの社会にも、法をその一部として組み込んでいる制度 (institution) が存在しており、そうした制度に埋め込まれる形で多かれ少なかれ固有の特色をもつ法が存在し、法の真空状態はない、ということに起因する。そして、民法を含む国家の法整備は、制度全体の変化を伴って初めて実効性をもつことから、常に既存の制度を足場にしてのみ可能になる。このことは、今や制度変化 (institutional change) の経路依存性 (path dependence) として、広く認識されるに至っている¹¹。そして、法それ自体もまた、したがって、民法も、けっして完成された固定的なものが存在するわけではなく、各国の法制度の歴史的発展プロセスと現在の経済・政治・社会状況に応じて相関的なものであり、絶えず変化して止まない動的なものであり、その変化の仕方も多様である。しかし、そうした中でおも各国法に共通して見出される法理の枠組と変化の方向性こそが法の本質であり、モンテスキューのいう「法の精神」である¹²。

民法典の編纂を含む法整備は、真っ白なキャンバスに絵を描くようなイメージとは相当に異なるものである。あるいは更地に新たに建物を建てるようなものでもない。立法者がこう描きたい、こう建てたいと思っても、必ずしも思いどおりにならない不自由を感じる作業であるに違いない。そうした下地や地盤が多様である上に、描き手や建築家も異なる。そして、それを引き継ぐ人々の手によって、さらに独特なものに姿を変えてゆく。

以上のことは、ラオス民法典の編纂にも妥当する。それもまた白地のキャンバスに絵を

⁹ 1つの国家の統治に必要な基本的法制度（公法、家族法、私法、生活行政、軍備、国際法）の存在理由を明らかにする、スミス／水田訳 2005 参照。

¹⁰ したがって、法整備支援もまた、これら両者の改善状況を意識しながら進める必要がある。

¹¹ ノース 1994: 121-137 頁, 148-149 頁, ノース 2016: 80-81 頁参照。

¹² 各国の状況に応じて相関的かつ動的な法（しかし、そうした相関的・動的な法に通底してなおも見出される共通枠組法理）としての「法の精神」につき、モンテスキュー／野田ほか訳 1989: 48-49 頁。

描いたものでも、更地に建物を建てたわけでもない。では、はたしてそれは、どのようなキャンパスの上に、あるいはどのような地盤の上に、どのようにして描かれ、あるいは建築され、どのような特色をもつ絵ないし建物であろうか。以下では、まず、既存の法令との関係におけるラオス民法典の特色を概観する（以下、Ⅱ）。ついで、その点の確認を踏まえて、ラオスの歴史と現状に照らして相関的かつ動態的なものとしての法という視角から、ラオス民法典の姿をさらに立ち入って分析することを試みる（以下、Ⅲ）。最後に、ラオス民法典の発展方向と今後の改正課題を総括する（以下、Ⅳ）。

Ⅱ ラオス民法典の特色

1. 個別立法積上主義

ラオス民法典は、全 630 か条の比較的小規模な民法典である。それは、近隣諸国で近時制定された民法典、例えば、2015 年ベトナム民法典（689 か条）、2007 年カンボジア民法典（1305 か条）、2017 年ネパール民法典（721 か条）等と比較しても、明らかである。

しかし、そうであったとしても、ラオス民法典は、まさに白いキャンパスに絵を描くように白紙の状態から出発したわけでも、更地に建物を建てようとしたわけでもない。直接的には、1986 年の「新思考」（チンタナカーン・マイ）以降に制定され、実務で運用され、一部は改正が重ねられた個別法令が存在する。実質的民法といってもよい規定を含む先行法令としては、所有権法（1990 年）、契約法（1990 年。2008 年改正〔契約内外債務法〕）、契約外債務法（1990 年。2008 年改正〔契約内外債務法〕）、家族法（1990 年。2008 年改正）、相続法（1990 年。2008 年改正）、民事訴訟法（1990 年。2004 年、2012 年改正）、家族登録法（1991 年。2009 年、2018 年改正）、公証法（1991 年。2009 年改正）、担保取引法（1994 年。2005 年改正）、外国人及びラオス人間の婚姻に関する首相令（1994 年）、事業法（1994 年）、質に関する首相令（2002 年）、土地法（1997 年。2003 年改正）、国籍法（2004 年）、土地登録に関する規則（2007 年、首相府国家土地管理庁）、森林法（2008 年）、協会に関する首相令（2009 年）、財団に関する首相令（2011 年）、担保法の実施に関する首相令（2011 年）、国家財産法（2012 年。2014 年改正）、知的財産法（2012 年）、環境保護法（2013 年）、企業法（2014 年）、労働法（2014 年）、養子縁組に関する首相令（2014 年）などが存在した。これらの個別立法の経験を踏まえ、それをを用いた取引実務、紛争解決、裁判実務を活かす形で、民法典の編纂が行われた。ラオスの開発プロセスにおける法整備のスタンスが、個別立法積上主義と特徴づけられる所以である¹³。

2. ラオス民法典の内容的特色——新設規定を中心に

（1）新設規定の源泉

もともと、ラオス民法典は、既存の民法関連個別法令（前述 1）を単に再編集したものではない。むしろ、これらの既存法令を逐一再検討し、かつ諸外国の民法典——主として、

¹³ 松尾 2006: 48 頁、松尾 2013: 163 頁。

ベトナム民法典（2005年，2015年），タイ民商法典（1923年～1936年），カンボジア民法典（2007年），日本民法典（1896年），フランス民法典（1804年），ドイツ民法典（1896年），ロシア連邦民法典（1994年～2006年）——をも参照し，少なからぬ新設規定や改正規定も加えて，新たに起草されたものである。その結果，ラオス民法典は，既存の民法関連法令には存在しなかった法概念，法規定または一まとまりの法制度をも創出した。

それらの背景には，起草テクニカル・グループ（TG）のメンバーと，日本側から法整備支援に関わったアドバイザー・グループ（AG）との協力活動（現地セミナー，本邦研修，テレビ会議，メールでのやり取り等を通じての議論，コメント等）が存在した。そうした協力活動は，ラオス民法典の条文の具体的な起草作業に入る前の準備段階¹⁴から，民法の教科書，問題集等を作成する際に，現行法および諸外国の民法を研究することを通じて始まっていた。以下，民法典（全9編）の各編ごとの特色を，新設の概念・規定を中心に概観する。

（2）第I編——「総則」を創出し，法律行為，代理，時効について新たに規定したこと

（i）第I編「総則」は，既存の個別法令を民法典に統合するために，それらに共通する法原理と法概念を規定するものとして，新たに創出された。それは，第1章「目的及び民法典適用の範囲」，第2章「民法典における基本原則」に続き，第3章「法律行為」，第4章「代理」，第5章「期間」，第6章「時効」について定めている。その際，ドイツ，日本，ベトナム等の民法典も最初に「総則」を置き，その中で①権利の主体（自然人と法人），②権利の客体（物），③権利の変動（法律行為，（消滅）時効等）を定めているのに対し，ラオス民法典の「総則」は①権利の主体については第II編で，②権利の客体である物については第IV編で定めたために，③権利変動原因としての法律行為と時効を中心とする比較的「ライトな」総則となっている点に特色がある。その結果，総則では，法律行為，代理，時効という一般的法概念を創出し，第II編以降にも頻出する共通ルールを定めることが主眼となっている。

（ii）「法律行為」（ニティカム）とは「人，法人及び組織の任意の意思表示による行為であり，民事の権利義務を発生，変更又は終了させるもの」（ラ民15）と定義された。表意者の相手方に対する「意思表示」に基づく権利変動原因としての「法律行為」の概念は，民法典で新たに採用されたものである¹⁵。

もっとも，法律行為に関する第3章（ラ民15～30）のうち，法律行為の種類（ラ民16），法律行為の有効要件（ラ民17）としての目的（ラ民18）・任意性（ラ民19）・行為能力（ラ民20）・形式（ラ民21），法律行為の無効（ラ民22～28）に関する規定は，2008年契約内外債務法（およびその前身の1990年契約法）における「契約」の種類，有効要件としての目的・任意性・行為能力・形式，無効に関する規定に基づき，新たに「法

¹⁴ 後述3（i）参照。

¹⁵ それ以前は「ニティカム」は主として，憲法，法律から，地方人民議会の定める法令，村の規則までを広く含む「法令」の意味で用いられていた（憲法53[20]，76，77[11]，法令制定法2）。意思表示に基づく権利変動原因としての「法律行為」（ニティカム）の用語の採用に至る紆余曲折の経緯につき，松尾2019: 7-8頁参照。

律行為」を受け皿にして規定し直したものである¹⁶。

これをベースに、法律行為の定義(ラ民 3[10], 15), 法律行為に付することのできる条件(ラ民 29)・期限(ラ民 30)の規定等を新設し、法律行為の体系的な規律整備が行われた。

また、法律行為の当事者に対する第三者の信頼保護の制度として、法律行為の相対無効の効果(取消しにより、法律行為の日から、法的効果を有しない)は、「善意の第三者」には及ばない旨の規定も新たに設けた(ラ民 28)¹⁷。

もっとも、法律行為を意思表示に分析し、意思表示の到達による効力発生、意思表示の受領能力等についての規定は、まだ設けられていない。

また、「行為能力」の概念は既存の立法から承継したが、「意思能力」については、明確に概念化されておらず、それゆえに意思能力の定義および意思能力を欠く行為の効力が規定されていない。これをどのように規定すべきかも、今後の課題である¹⁸。

さらに、法律行為の相対無効の原因である錯誤、詐欺、強迫、暴力、一方当事者の不利益(ラ民 24 ①[1])については、個々の詳細な要件を定めておらず、この点も改正課題となる。

(iii)「代理」に関する第 4 章(ラ民 31～42)は新設規定である¹⁹。それは、代理の定義、種類、要件・効果、復代理、無権代理、代理の終了について定めたものである²⁰。そこでは、代理権のない者が代理人として行った法律行為および代理人が代理権の範囲を越えて行った代理行為の相手方(第三者)を保護するために本人が責任を負うべき場合についても規定を置いた(ラ民 40 ②, 41 ②)。

(iv)「時効」に関する第 6 章(ラ民 49～62)も、多くが新設規定である。それは、1990 年所有権法 42 条の取得時効、2008 年契約内外債務法 102 条の提訴時効の規定を取り込み、取得時効と消滅時効の双方を取り込む形で、実体法上の権利変動原因として新たに規定された。取得時効と消滅時効をドイツ民法典のように別々に規定すべきか、フランス民法典、日本民法典、ベトナム民法典のように統一的に規定すべきかは、相当議論されたが、統一的に定める方式が採用された。

取得時効の要件(不動産 20 年、動産 5 年の善意・平穩・公然の継続占有による。ラ民 51)は、基本的に変更がない。もっとも、①占有者は平穩、公然に占有するものと推定され(ラ民 239 ①)、②善意占有は平穩、公然、継続占有によって推定される(ラ民 237 ①)ものとされた。②は 1990 年所有権法 42 条 1 項後段を承継するものであるが、①は占有の章(第 IV 編第 2 章)を所有権の章(同第 3 章)から独立させた結果、新設された規定である²¹。

¹⁶ なお、契約の「動機」(2008 年契約内外債務法 14)の規定は、契約内債務に維持された(ラ民 368)。これについては、後述 III 8 (2) 参照。

¹⁷ ちなみに、ラオス民法典では「善意」という場合、善意かつ無過失を意味する(占有の善意・悪意に関するラ民 237 ①・②参照)。過失が、落ち度ある者の行為態様として、悪意と同様に取り扱われることの帰結である(ラ民 237 ②参照)。

¹⁸ もっとも、実質的には、例えば、「無意識又は強度の酩酊状態にある者による法律行為」が、行為能力を欠く者による法律行為と同じく、相対無効の法律行為とされている(ラ民 24 ①[3])。

¹⁹ 従来は、2008 年契約内外債務法 70 条 1 項(委任)、2012 年民事訴訟法 88 条(訴訟代理)等に個別規定を置くにとどまった。

²⁰ なお、代理行為の瑕疵に関する草案規定は取り下げられた。入江 2019b: 79-80 頁。

²¹ 後述 (5) (iii) 参照。

消滅時効の要件（建築契約に基づく請求権は10年、その他の契約に基づく請求権、損害賠償請求権、その他の請求権は3年の権利不行使による。ラ民52）も、2008年契約内外債務法102条1項の要件を承継しつつ、提訴時効を実体法上の消滅時効とし、起算点は「請求権を行使することができる日」（ラ民57①[2]）とした²²。

（3）第Ⅱ編——「権利能力」の概念を創出し、権利主体に関する一般規定を体系化したこと

（i）第Ⅱ編「人及び法人」では、「権利能力」の概念を創出し、これに基づき、権利主体について、第1章「人」（自然人）と並び、第2章「法人」の一般規定を初めて定めた。

（ii）第1章「人」（ラ民63～101）には、権利能力、人格権、行為能力と後見、住所、失踪宣告と死亡宣告が規定された。自然人の「権利能力」とは、「法に基づいて権利及び義務を有する能力であり、その者が生存して生まれた日から始まり、その者が死亡した時に終了する」とされ（ラ民63①）、外国人、永住外国人、無国籍者も、「法律又は条約が別途定める場合を除き」、ラオス国民と同様の権利能力をもつことが明規された（ラ民63③）²³。

権利主体としての自然人の規定において、「人格権」を定義し（ラ民65）、その侵害に対する救済方法（差止め、原状回復、損害賠償の請求）を定めた（ラ民66）点も、特色がある。人格権は自然人のみに関わることから、総則の基本原則の章には編入せず、あえて権利主体の自然人の章に規定したものと考えられる²⁴。

（iii）ラオス民法典は、「行為能力」を「自ら権利を行使し義務を履行する能力である」と定義し（ラ民67）、①成年に達しない者、②行為能力を限定された者、③行為能力を喪失した者を行為無能力者とする（ラ民68）。裁判所の判決により、行為能力を限定された者または行為能力を喪失した者と認定された者は、後見人による保護に付される（ラ民76～78）²⁵。行為能力の概念および関連制度は、2008年契約内外債務法（12）、2008年家族法（45）、2012年民事訴訟法（331～336）等に規定があり、それらをベースに規定を新たに整理した。

（iv）住所（ラ民85～91）、失踪宣告（ラ民92～96。失踪登録が行われ、財産管理人による財産管理が始まる。ラ民94・95）および死亡宣告（ラ民97～101。死亡登録が行われ、相続が開始する。ラ民99・100）の制度は、2008年家族法（20）、2012年民事訴訟法（337～342）等をベースに、規定の整理が行われた。死亡宣告の取消しにより、死亡宣告を下された者は権利を回復するが、配偶者の再婚や「合法に処分された財産」を取り戻すことはできないものとされ（ラ民101②）、第三者の保護および法律関係の安定が図

²² ただし、債務者が逃げた場合、消滅時効は、「権利者がその者について知り又は知り得、発見し又は発見し得、又はその最後の住所を知ったとき」から開始する（ラ民57②）。

²³ なお、胎児の権利能力に関しては、胎児にも相続権を認める規定のみがある（ラ民574[1]）。また、妻が夫の子を懐胎した場合、子の出産前に夫婦関係が無効な婚姻の取消しによって終了したときも、法律上の子とみなされる（ラ民160①）。

²⁴ これに対し、2015年ベトナム民法典は、第Ⅰ編「総則」中に第3章「個人」第2節「人格権」（25～39）として規定する。

²⁵ もっとも、行為能力の限定または喪失の確認の判決を登録して容易に証明するための制度は未構築で、村を通じて確認する実務が行われている（入江2019b: 81頁）。今後、失踪宣告の登録（ラ民94）、死亡宣告の登録（ラ民99）も参考にしつつ、手続法上整備する必要がある。

られている。

(v) 「法人」(第2章)の規定は、2014年企業法、2009年協会に関する首相令、2011年財団に関する首相令等をベースにしつつも、全面的に新設されたものである。法人の一般規定が定められたことは、今後法人の一般法理を展開するうえで、大きな意義がある。法人の一般原則(ラ民102～120)、協会(非営利社団に相当²⁶。ラ民121～129)、および財団(ラ民130～136)について規定された。

一般原則では、「法人の権利能力」を「定款に定めた目的、関係する法律及び政令に従って権利及び義務を有する能力」と定義し(ラ民103)、その権利能力は「適法に設立された日」から発生し、法律によって承認された外国法人は、法律が別途定める場合を除き、内国法人と同様の権利義務を有する(ラ民103)。ここでは、法人ガバナンス(統治)に関する規定が中心になり(ラ民108～115)、法人の代表者がその権限を越えて業務を行った場合、代理人の範囲を越えた法律行為のルール(ラ民41)が適用される(ラ民115①後段)。その結果、相手方が代表者の権限の範囲内であると合理的に信じた法律行為は「正当」に行われたものとみなされる(ラ民41②)。

協会(非営利社団)には、最高機関として、「総会」が置かれる(ラ民128)。協会には、全国、県・首都、郡・特別区・特別市、および村の範囲で活動するものが認められる(ラ民123②)。

財団には、全国、県・都、および郡・特別区・特別市の範囲で活動するものが認められる(ラ民131)。

協会・財団ともに、定款および設立合意に従い、統治構造をもち、それによる管理運営が行われる(ラ民127、135)。

(4) 第Ⅲ編——家族法の現行秩序を基本的に維持したこと

(i) 第Ⅲ編「家族」は、一般原則、婚約及び婚姻申込み、婚姻、夫婦間の関係、夫婦の財産、夫婦の終了、父母と子の関係、父母及び子の権利及び義務、未成年後見人の選任の9章からなる。その多くの規定が、既存の法令²⁷を承継し、新設規定は少ない²⁸。そこでは、婚約(ラ民145、146←2008年家族法6、7)、婚姻申込(ラ民147、148←2008年家族法6-1、7-1)等、伝統慣習に従って男性側から金品等の提供を伴って申込みが行われる行為、夫婦となる前の交渉によって女性が妊娠、出産したが婚姻しなかった場合に男性が出産費用等を支払う義務(ラ民149②←2008年家族法8②)、結婚式の方法に関する規定(ラ民153←2008年家族法12)等も維持された。もっとも、ラオス社会も絶えず変動しており、伝統慣習の影響が残るこれらの規定も、今後議論され、変容してゆくことも考えられる。なお、夫婦となる前に交渉をもったが婚姻しなかった場合につき、男性が女性または女性の家族に慰謝料等を支払う義務のみを定めていた2008年家族法8条1項は、女性にも同

²⁶ 営利社団に関しては、2014年企業法があり、民法典第Ⅱ編第2章「法人」を一般法とする特別法の関係に立つ。しかしなお、民法典の法人規定のうち、人の集まりによる法人(2人以上の集まりによる。ラ民106)が、1人会社の設立を認める2014年企業法の規定(175)を排除するものでない旨の注意規定が置かれた(ラ民105②)。

²⁷ 2008年家族法、2014年養子縁組に関する首相令、2018年家族登録法等。

²⁸ 入江2019a: 33頁参照。

様の義務を課す形に改正された（ラ民 149 ①）。男女平等への動きとみることができる。

（ii）数少ない新設規定として、父であることの否認（ラ民 198）がある。夫は、妻が生んだ子が自分の子でないと証明できるときは、父であることを否認するために、子の出生を知った時から 1 年以内に、裁判所に否認請求の訴えを提起する権利をもつ²⁹。ラオス家族法では、子の利益を優先する制度が形成されてきたが、父子関係の有無をめぐる裁判実務での実際問題を背景とする立法であるとみられる。

（iii）ラオス民法典には、夫婦の選択的別氏制度（ラ民 163 ← 2008 年家族法 15）、夫婦の財産は婚前財産と婚姻財産に区別され、婚姻財産に対して夫婦はその何れがその財産を得たかに関わりなく「等しい権利」をもつこと（ラ民 166, 168, 169 ← 2008 年家族法 26, 27）、協議離婚に際しては所定の申請書を「村長」に提出しなければならない、村長は夫婦が仲直りするよう教育し、当事者が受け容れない場合は 3 か月の熟慮期間を与えなければならない等の慎重な手続がとられていること（ラ民 174 ① ← 2008 年家族法 21-2 ①）、離婚した夫婦は未成年の子を世話し、養育し、教育する義務を負うものとされていること（共同親権。ラ民 179 ①）³⁰、養子縁組について、養子は成年に達してはならず（ラ民 201[1] ← 2008 年家族法 38 ①）、実父母との親子関係は終了し（断絶養子。ラ民 205 ① ← 2008 年家族法 41）³¹、協議離縁は存在しない（ラ民 206 ← 2008 年家族法 41 参照）³² 等、現在の日本民法とは対照的な制度が存在することも注目される。

（5）第Ⅳ編——物および所有権、その他の権利に関する規律を再編し、体系化したこと

（i）第Ⅳ編「物、所有権及び物に対するその他の権利」は、物、占有、所有権、共同所有権、所有権の取得、所有権の終了、所有権の使用範囲、所有権の保護、地役権および地上権の 11 章からなっている。本編は、1990 年所有権法、2003 年土地法、2007 年土地登録に関する規則、2008 年森林法、2013 年環境保護法等をベースにする。一方、ドイツ民法典、ベトナム民法典、日本民法典等も参考にしつつ、新たな規定および新制度の創設も含んでいる。特に物、占有、地役権、地上権に関する新設規定が重要である。

（ii）第 1 章「物」は、パンデクテン系列のドイツ、日本、ベトナムの民法典では、総則の権利客体の章に置かれることが多い。もっとも、「物」に関する規定は所有権、その他の物を支配する権利にとって重要性をもち、ドイツ民法典第 1 草案では物権編に置かれたが、第 2 草案以降総則編に置かれた。1907 年スイス民法典は物権編に規定している。インスティトゥティオネス系列の民法典は、当然ながら物の編に定めることになる³³。その意味で、この点に関しては、ラオス民法典はインスティトゥティオネス方式に近いともいえる。

²⁹ 日本民法 774 条、2014 年ベトナム婚姻家族法 89 条 2 項を参考にして起草された。

³⁰ 本条は、2008 年家族法 23 条を改正し、共同親権の原則を明確にしたものである。

³¹ なお、2008 年家族法 41 条は、養子縁組の登録日から養親子関係が発生する旨を規定したが、実親子関係が終了することは明示していなかった。

³² このようにラオス民法典の養子縁組は、現在の日本民法の特別養子縁組に相当する制度構成となっている。

³³ 例えば、フランス民法典第Ⅱ編「財産及び所有権の様々な変容〔形態〕」は第 1 章「財産の区別」、第 2 章「所有権」、第 3 章「用益権、使用権及び居住権」、第 4 章「地役又は土地役務」から構成されている。

物（サップ）には有体物と無体物があり（ラ民 227 ①）、財物（サップシンコーン）は有体物であって不動産と動産があり（ラ民 227 ②）、無体物には権利と知的財産があるとして（ラ民 227 ③）、権利客体の大分類をすることから出発している³⁴。一方、所有権は有体物である財物（サップシンコーン）を占有、使用、収益および処分する包括的で完全な権利とされていることから（ラ民 249）、所有権の客体は有体物に限定されている。これは議論の末、最終的に 1990 年所有権法 1 条が定義する所有権概念を承継したものである³⁵。この意味で、第 1 章「物」は第 IV 編の「所有権及び物に対するその他の権利」の客体よりも広く権利客体を規定しているが、概念整理上は、むしろその方が便宜であろう。

有体物のうち、「不動産」は「動かすことができない物（サップシンコーン）であり、土地及び土地に恒久的に付着した物（サップシンコーン）、例えば家、樹木及びその他の建築物などである」（ラ民 228）と定義されている。ここでは、土地と建物が別個の不動産か、一体不動産かは、明確にされていない。土地と建物が一体不動産か別個不動産かが問題になる場面の 1 つは、土地に担保権を設定する場合であるが、「担保に供される物」（ラ民 521）についての規定も、「担保に使用される不動産」として、土地使用权（ラ民 521 ③ [1]）とアパート、建設物、例えば、家、建造物、ビルの所有権（ラ民 521 ③ [2]）を別個に挙げるものの、両者が一体か別個かを明らかにしていない³⁶。もっとも、両者が別個であることを前提とした法定地上権や一括売却権の制度は設けられていない。ちなみに、売買、担保設定等の実務では、土地と建物を一体的に取り扱うことが一般のようである³⁷。

(iii) 第 2 章「占有」（ラ民 235 ～ 248）は新設された占有の制度を定めている。1990 年所有権法 1 条は、占有をもつばら所有権の権能の 1 つとして定めており、所有者以外の賃借人、管理者、使用借人等による占有の保護（1990 年所有権法 68）も、占有すべき権利（権原）に基づくものであって、権原とは切り離された占有それ自体を保護するものではなかった。権原に基づかない、不法な占有に対するネガティブな評価ないし嫌悪感が強い（社会主義的）所有観が根強く残る中で、占有それ自体に様々な法的効果を認め、占有侵害に対する保護を与える占有の制度の理解を得ることは、容易ではなかった。しかし、第 1 段階として、準備期間における議論の中で³⁸、起草 TG メンバーが占有制度の意義を理

³⁴ ほかに果実、従物、可分物、代替物等についても規定する（ラ民 230 ～ 234）。

³⁵ 松尾 2015: 128 頁参照。

³⁶ この点は、日本民法典 86 条 1 項も同様である。もっとも、同項の原案は土地と建物を一体不動産とする趣旨で、「土地、建物及ヒ其定著物ハ之ヲ不動産トス」（原案 87。下線は引用者による）と書き分ける一方で、「建物ハ土地ニ定著シテ之ト一体ヲ成ス物ナルヲ以テ不動産トセリ」と説明されていた（法務大臣官房司法法制調査部監修 1988a 「民法査会議事速記録」: 594 頁〔富井政章〕）。この原案 87 条は、その後整理案 88 条となり、「建物」の語が削除されて、現行民法 86 条 1 項と同じく「土地及ヒ其ノ定著物ハ不動産トス」（口語化前）となり、それに続く整理案 89 条として「土地ノ定著物ハ別段ノ定アル場合ヲ除ク外其土地ノ一部ヲ成スモノトス」と提案された（法務大臣官房司法法制調査部監修 1988b 「法典調査会・民法整理案」: 11 頁）。ところが、これに対しては、「日本ノ慣習」に背くものであるとの批判が加えられ、結局整理案 89 条が削除され、整理案 88 条のみが残り、現行民法 86 条 1 項となった（法務大臣官房司法法制調査部監修 1988b 「法典調査会・民法整理会議事速記録」: 38 頁）。以上の経緯につき、松尾 1995: 106-108 頁参照。

³⁷ 松尾 2013: 164 頁、松尾 2015: 133 頁。

³⁸ 後述 3 (i) 参照。

解し、第2段階として、起草TGメンバーが、既存の立法を支持して提案を否定するシニアメンバー（起草委員）を繰り返して説得することにより³⁹、第3章「所有権」に先立ち、第2章「占有」が成立した⁴⁰。これは、物の平和的な支配秩序についての国家の役割を再考させるとともに、所有権に対する理解をもさらに深める契機となりうる。

「物」(サップシンコーン)＝有体物の占有は「平穩、公然な占有」と推定され(ラ民239①)⁴¹、ある期間の始期と終期における占有はその間継続したと推定される(ラ民239②)。そして、「物の公然、平穩、継続な占有」により、「善意占有」が推定される(ラ民237①)。これにより、例えば、善意による20年(不動産に対する権利)または5年(動産に対する権利)の占有を要件とする時効取得(ラ民51)が現実的なものとなる。

占有の効果の1つとして、善意で権原なしに動産を占有する者は、所有者から返還請求を受けた場合、その動産を返還しなければならないが、所有者に対し、「その物の価額」の支払を請求することができる(ラ民243①)。これは、動産の善意取得(日本民法192参照)にまでは至らないものの、所有者への価額償還請求を認める限りにおいて、善意取得者の保護を図る制度である。これは、1990年所有権法58条をベースに、対象を動産に限定する形で改正したものである⁴²。

もともと、占有の保護(果実の取得、費用償還請求、価額賠償請求、占有侵害に対する返還・妨害の停止・障害の除去等)は、悪意の占有者には認められないものとなった(ラ民241②、242③、243④、246①)。ここには、悪しき行為態様に対しては、制裁を加えるべきであるという法観念が影響しているとも考えられる⁴³。

(iii) 第3章「所有権」、第4章「所有権の形態」に続く、第5章「共同所有権」(ラ民280～291)は、タイ民商法典、2015年ベトナム民法典を参照しつつ、1990年所有権法25条が定めていた共有財産権の規定を詳細化し、多くの規定を新設した。①持分が定められている共同所有権と②持分が定められていない共同所有権を認め、①については、共有物の使用、収益、処分、管理、分割について定める(ラ民285～290)。一方、②の一形態として、コミュニティの共同所有権(ラ民283)について規定を置いた。

(iv) 第6章「所有権の取得」(ラ民292～314)は、合意および相続に基づく承継取得(ラ民292～299)に続き、一連の原始取得について定めている(ラ民300～314)。このうち、添付(動産と不動産の付合、不動産同士の付合、動産同士の付合、動産同士の混和、および加工)は、ドイツ民法典および日本民法典を参照しつつ、新設された規定である。

(v) 第7章「所有権の終了」に続く第8章「所有権の使用範囲」は、1990年所有権

³⁹ いったんは占有制度の提案を却下された本編の担当者(ドイツ留学経験をもつ)は、「次の改正を待たなければならない」と諦めかけたものの、他の起草TGメンバーも加わり、再度議論を重ね、最終的に民法典に編入された。若手のTGメンバーがシニア・メンバーにあえて論戦を挑むという光景は、従来見られないものでもあった。

⁴⁰ その際には、ドイツ民法典、日本民法典、2015年ベトナム民法典も参考にされた。

⁴¹ なお、物＝有体物の占有に関する規定は、無体物の占有にも準用される(ラ民248)。

⁴² この変更は、2017年3月のラオス現地セミナーでの議論に基づいて行われた。関連する売買の規定の「財物」(2008年契約内外債務法42条)も「動産」(ラ民409)へと変更された。

⁴³ 後述Ⅲ4、6参照。

法・第6章の規定を承継したものと新設規定の双方を含む相隣関係の規定を置くほか、緊急事態における所有者の義務（ラ民321）、環境の保護に関する所有者の義務と責任（ラ民322）等、所有者の義務についても規定している。後者は環境保護法23条に基づき、民法典に編入したものである。

(vi) 第9章「所有権の保護」は1990年所有権法、2003年土地法の規定を承継するものである。所有権の侵害に対する所有権に基づく請求権等、日本民法典には明文規定がない制度である。所有権の侵害形態に応じ、所有物の返還、確認、妨害の停止、妨害の危険の予防の請求（ラ民334～336）に加え、水路・ため池・堰堤から水を溢れさせた者に対し、耕作地の所有者が、行為の停止および損害賠償を請求する権利についても、規定を置いた（ラ民338）。

(vii) 第10章「地役権」（ラ民339～349）および第11章「地上権」（ラ民350～361）は、土地の有効活用を促進すべく、新設された制度である。土地に対する権利の構成は、社会主義国家を特徴づける最も重要な制度の1つである。ラオスでも、土地の所有権は全人民に帰属する一方、特定の土地の使用権は個人でも取得することができ、土地使用権の取引の制度が発達してきた。さらにそれにバリエーションを加え、土地を有効に活用する手段が、地上権および地役権である。

地役権は、土地に対する所有権ないし使用権以外の権利の中では、最も特色があるものである。なぜなら、地役権は、承役地の使用権者の占有を完全には排除せず、地役権の目的の範囲内で、要役地の使用権者と承役地の使用権者が承役地をともに有効活用することを可能にするものだからである。地役権については、ドイツ、日本、カンボジアの民法典、タイの民商法典を参照しつつ、法定地役と合意による地役の双方を定めるものである。賃借権等と異なり、要役地所有者が承役地を占有するものではなく、承役地所有者は「要役地占有者が承役地から十分に利益を得られることを確実なもの」とする義務を負うが（ラ民344）、承役地の占有から排除されてしまうわけではない。地役権の侵害に対する保護も「地役権の行使に必要な範囲で、自身の正当な権利及び利益を守るため」の措置が認められることを定めている（ラ民346）。

地上権は、他人の土地の上に建物、樹木等を所有することを可能にする制度として定められており（ラ民350）、土地の地下および上空の範囲を指定して設定することも可能とされた（ラ民351）。地上権は譲渡可能であり（ラ民357）、地上権の侵害に対しては、所有権と同様の保護を受ける（ラ民356）。土地使用権の保護が強化され、実質的に所有権に接近すればするほど、自らは土地を使用しない者であっても、その上に設定することができる地上権の存在意義もまた高まるものと考えられる⁴⁴。

地役権も地上権も「法律によって適切に登記された時」に取得される（ラ民341①、352①）。その登記の方式と手続に関する2019年土地法の規定⁴⁵との整合性を図るとともに、

⁴⁴ そのような土地利用の方法についての考え方が、社会主義的土地所有制度にどのようなインパクトを与えてゆくかが、注目される。

⁴⁵ 2019年土地法は、2019年6月第8回国会（第7回通常審議）で成立した。

実務上の対応を整備する必要がある。

(6) 第V編——債権の効力、契約に関する規律を拡充したこと

(i) 第V編「契約内債務」は、一般原則、契約の締結、無効契約、契約の履行、契約の履行を確保する措置、契約不履行、契約の変更・解除及び終了、債権者及び債務者の変更、第三者への契約の効力、契約の種類の10章からなる。同編は、2008年契約内外債務法等の既存法令をベースにしながらも、重要な規定を新設し、債権の効力の強化、契約に関する規律の充実等を図っている。

(ii) パンデクテン体系の導入という観点からみた場合、第V編の最大の困難は、①債権総論→債権各論(②契約総論→③契約各論→④契約以外の債権発生原因論)という形で、一般的規定から特殊的规定へと条文を配列する方針を徹底することが容易でなかった点にある。これは、1990年契約法、2008年契約内外債務法に含まれていた規定をベースに、債権関係の規定を再編するという形で、まさに足場から出発せざるを得なかったことによる。

ラオス民法典は、①債権総論に属するものとして、債務の支払の順序(ラ民383)⁴⁶、免除(ラ民384)⁴⁷、相殺(ラ民385)⁴⁸を第4章「契約の履行」の中に新設した。また、詐害行為取消権に当たる制度を「第三者に対する債権者の権利」(ラ民397)として、第6章「契約不履行」の末尾に追加する形で新設した。

②契約総論に属するものとして、契約の解釈(ラ民374)⁴⁹、契約の効力(ラ民375)⁵⁰の規定を第2章「契約の締結」の中に新設し、手付(ラ民389)を第5章「契約の履行を確保する措置」の中に新設した。また、契約上の地位の移転に当たる全ての「権利及び義務の移転」(ラ民403)を第8章「債権者及び債務者の変更」の中に新設した⁵¹。これは債権譲渡に当たる「債権者の変更」(ラ民401)および債務引受に当たる「債務者の変更」(ラ民402)とともに、規定したものである⁵²。さらに、第9章「第三者への契約の効力」を新設し、契約の相対効の原則(ラ民404)⁵³を確認したうえで、第三者のための契約(ラ民405)⁵⁴を新たに規定した。

なお、債権者の変更(債権譲渡)に、債権譲渡禁止特約が可能である旨が新たに付加された(ラ民401①)。これは、債権譲渡を抑制する方向への追加規定である。このことは一見すると、2017年改正日本民法典466条2項・3項・4項、466条の2～466条の5に

⁴⁶ 弁済の充当に当たる。タイ民商法典328条・329条、日本民法典484条参照。

⁴⁷ タイ民商法典340条、2015年ベトナム民法典376条、日本民法典519条を参照した。

⁴⁸ 2015年ベトナム民法378条・379条、日本民法典505条を参照した。

⁴⁹ タイ民商法典368条を参照した。

⁵⁰ フランス民法典(2016年改正前)1134条(合意)・1135条(合意による義務の範囲)を参照した。

⁵¹ 契約実務における要請に基づき、日本民法典539条の2を参照した。

⁵² もっとも、債権譲渡および債務引受は債権総論の規定事項ともいえ、日本民法典は債権譲渡・債務引受と契約上の地位の移転を別個に規定している。

⁵³ フランス民法典(2016年改正前)1165条(契約の相対効)を参照した。

⁵⁴ タイ民商法典374条～376条、ドイツ民法典328条～335条、カンボジア民法典379条～382条を参照した。

見られるように、債権譲渡担保による資金調達への要請の高まりを背景に、債権の流動化が要請され、債権譲渡禁止特約の効力を弱め、少なくとも善意かつ無重過失の譲受人は保護される方向への制度改正に逆行しているようにも見られる⁵⁵。しかし、これもまた相対的・動態的法観念の下で、ラオスの経済社会における債権の流動化への要請に照らして判断する必要がある。

(iii) 第10章「契約の種類」は、2008年契約内外債務法における契約類型に加え、新たに、①サオスー契約（ラ民414）⁵⁶、②コンセッション（営業許可）契約（ラ民439）、③雇用契約（ラ民457）、④保険契約（ラ民465）の4類型を新設した。なお、寄託契約に関する規定はすでに存在したが、その特則として、ホテルまたはゲストハウスの所有者がその宿泊客の乗り物および宿泊客が通知しまたは預けた貴重品の損害に対して負う責任（レセプトゥム責任）（ラ民445）の条項も新設した⁵⁷。

(7) 第VI編——契約外債務の規定を充実させたこと

(i) 第VI編「契約外債務」は、一般原則、不法行為、他人に代わってする仕事（事務管理）、権利のない物又は利益の受領（不当利得）の4章からなる。ここでも、重要な規定が新設された。

(ii) 第2章「不法行為」は、不法行為の一般的定義（ラ民472）を設けた。これにより、①自己の行為から生じる責任（2008年契約内外債務法83～91）と、②自己の管理下にある他人、動物及び物から生じる責任（2008年契約内外債務法92～95）とを統合する形で、不法行為法を創出した。そのうえで、その中における特殊不法行為として、2008年契約内外債務法が定めていた[1]使用者責任（92→ラ民486）、[2]父母、後見人又は管理者の責任（93→ラ民487）、[3]動物の所有者または占有者の責任（94→ラ民488）、[4]物から生じる損害に対する責任（95→ラ民489）に加え、新たな規定として、[5]樹木の所有者又は占有者の損害に対する責任（ラ民490）、[6]家又はその他の建築物の所有者の損害に対する責任（ラ民491）、[7]製品又は商品から生じる損害に対する責任（ラ民493）、[8]危険物から生じる損害に対する責任（ラ民494）、[9]環境への損害に対する責任（ラ民495）を定めた。このうち、[1]・[3]・[4]・[8]・[9]は行為者に「落ち度」がある場合に責任を負う、帰責事由主義に基づいている。これに対し、[2]・[5]・[6]・[7]は行為者の「落ち度」を直接には要件としてはいない。例えば、[2]父母、後見人又は管理者の責任は、免責要件が定められておらず、結果責任に近い厳しいものとなっている。その社会的背景とその変容の動向を慎重に検討し、改正の余地を探る必要がある。

また、一般不法行為の要件に関して、損害の種類として、2008年契約内外債務法が定めていた①財産的損害、②生命又は健康上の損害、③精神的損害に加え、新たに④評判、名

⁵⁵ 日本の場合は、特に多数の売掛代金債権に譲渡担保を設定して事業資金を調達することへの社会的要請が高まったことにもよっている。

⁵⁶ サオスー契約とは、サオスー・プロバイダーが製品をサオスー利用者に貸し（サオ）、サオスー利用者は、当該物の価格を合意された回数と時期に従って完全に支払ったときに借りた物の所有権を取得する〔買う（スー）〕旨の契約である（ラ民414）。買取特約付きのリースに近い。

⁵⁷ タイ民商法典674条～675条、日本商法典595条～598条、ドイツ民法典701条～702条を参考にした。

誉又は尊厳を加え（ラ民 475）、各々について規定を設けた（ラ民 476～479）。

（iii）第 3 章「事務管理」（ラ民 496～500）は、2008 年契約内外債務法 96 条～98 条が簡潔に定める事務管理の定義、要件、効果に関する規定を精緻化した。

（iv）第 4 章「不当利得」は、一般的定義（501 条）を新設した。加えて、非債弁済（504 条～508 条）、および不法原因給付（509 条）についても、新たに規定を設けた。

（8）第 VII 編——担保法を再編成し、債権担保方法を多様化したこと

（i）第 VII 編「担保」は、一般原則、法律による担保、契約による担保、担保登記の 4 章からなる。2005 年担保取引法、2011 年担保法の実施に関する首相令等をベースにしつつ、重要な新設規定および新設制度を加えた。なお、当初、「担保」は、1994 年契約履行担保法（2005 年改正）としての沿革に従い、第 V 編「契約内債務」に続く第 VI 編に置かれたが、債権発生原因として契約外債務をも含む債権担保法として、第 VI 編「契約外債務」に続く第 VII 編に位置づけられた。

（ii）質については、従来は動産質のみを認めていたが、①動産質（ラ民 528～534）に加え、②不動産質（ラ民 535～539）および権利質（ラ民 540～545）を新設した。

（iii）抵当（非占有の登録担保）については、従来は不動産の抵当のみを認めていたが、不動産による抵当（ラ民 548～551, 562）のみならず、動産による抵当（ラ民 552～555, 562）の制度を法律上明規し、かつ登記による優先順位の確定に関するルールを明確化した（ラ民 524[1]・[2]）⁵⁸。

問題は、質権（前述（ii））と抵当（登録担保）との優劣関係である。この点については、統一的な担保制度として、登録による動産担保制度の導入を目論む国際金融公社（IFC）が、2017 年 10 月以降、ラオス民法典草案に対するコメントを提示し、登録担保制度を促進するための割賦販売契約の売主の権利、サオスー契約の売主（貸主）の権利、買戻特約付売買の売主の権利について動産担保登録を可能にすること、動産質・書類による質の廃止、動産抵当を所有権登記された動産に限定する（ラ民 553[5]）という制限をしないこと、担保物に関する具体的記載や価額の記載（ラ民 522）を要件としないこと等を求めた⁵⁹。

これに対し、起草 TG および日本側 AG は是々非々で対応することとし⁶⁰、①割賦販売における売主の権利の動産担保登録を可能とし（ラ民 408 ②）⁶¹、②買戻特約付売買の売主の権利の動産担保登録も可能とし（ラ民 427 ④）⁶²、③登録担保と質の優先関係を明確にする規定（ラ民 524, 530）を設ける一方、④動産質や書類による質は廃止しないこととした⁶³。

（iv）さらに、物上代位の規定（ラ民 513）、法律による担保としての先取特権の規定（ラ

⁵⁸ もっとも、ラオス民法典 524 条 1 号は、適法に行われた担保登録、物の占有または担保権の管理に対等な効果を認め、それらが競合した場合には、それらの中で先行する担保権者に優先権を認めている。

⁵⁹ 入江 2019b: 89 頁、入江 2019c: 44 頁参照。

⁶⁰ 入江 2019c: 48 頁参照。

⁶¹ これに対し、サオスー契約の場合、代金全額の支払があるまで所有権は売主にあることから、動産担保登録は不要（登録なしに所有権を主張しうる）とされた。

⁶² 買戻特約付売買の目的物が不動産の場合は、土地使用権活動登記が行われる（ラ民 427 ④）。

⁶³ 入江 2019c: 48-49 頁。

民 515～517)、担保物の善意の購入者または賃借人の保護規定(ラ民 514)も新設した。

(v) 最後まで議論になったのは、同一物を複数の債権者の担保にするための要件について、規定を新設した点である(ラ民 523)。その際には、担保物が債権総額を上回る価値をもたなければならない(ラ民 523 ②[2])等の規制が設けられた⁶⁴。また、同一物に複数の担保権を設定するための手続も厳格なものとなっている(ラ民 523 ②[3]・[4])。そこでは、被担保債権の総額が担保物の価値を上回り、担保割れを起こすことにより、債権を回収できない債権者が現れる事態を極力避けようとする政府の姿勢が窺われるように思われる。

(9) 第Ⅷ編——相続法の現行秩序を基本的に維持したこと

第Ⅷ編「相続」は、相続の原則、法律による相続、遺言による相続、遺産の承継・放棄・相続権の喪失、遺産の管理及び遺産所有者の負債に対する相続人の責任の5章からなる。起草ワーキング・グループの議論の段階では、相続の開始から遺産分割に至るまでの相続財産の帰属先をより明確にするために、2008年相続法の規定を抜本的に見直そうとする動きもあった。しかし、起草委員の方針により、既存の法をベースにする方針に戻ることになった。その内容については、後に改めて検討する⁶⁵。

(10) 第Ⅸ編——民法典の施行方法を定めたこと

(i) 第Ⅸ編「最終条項」は2か条のみからなる(ラ民 629, 630)⁶⁶。2015年ベトナム民法典も、最後の第Ⅵ編は「施行条項」であるが、経過規定(688)および施行時期(689)を定めている。これに対し、ラオス民法典の最終条項は、施行時期、経過規定、既存の法律との関係について定めた「発効」(ラ民 630)の規定に先立ち、「執行機関」(ラ民 629)の規定を置き、ラオス政府、最高人民裁判所および最高人民検察院が民法典を「執行」する一方、ラオスで暮らし、または事業、商業等を行うラオス人民、外国人、永住外国人および無国籍者および全ての組織が、民法典を「尊重し、履行しなければならない」と定めている。それは、単に民法典の適用対象となる者を定めたにとどまらず⁶⁷、一步進んで政府と人民双方に民法典の実施を求めるものであり、法の支配の進展の一段階としての民法典の社会への浸透に対する熱意の表れとも受け取れる。

(ii) 発効に関する規定(ラ民 630)は、施行日、民法典の施行前に発生した権利・義務への適用法規(経過規定)、および民法典との関係での既存の法律の効力(廃止法律)について定めている。

まず、施行時期の規定(ラ民 630 ①)は、国民議会で承認された際には、施行についての国家主席令の発布および官報掲載から365日経過後とされていたが、この規定自体が施

⁶⁴ 2005年ベトナム民法324条、2015年ベトナム民法296条の影響が窺われる。後述Ⅲ12参照。

⁶⁵ 後述Ⅲ13参照。

⁶⁶ 「最終条項」は、例えば、2008年契約内外債務法107条(施行)、108条(効力)にもある。同107条は「ラオス人民民主共和国政府は、本法を施行する」としていた。

⁶⁷ 民法典の適用対象については、すでに規定(ラ民7①)があり、ラオス国家の領域内にいる自然人・法人に適用されることを定めている。主権に属する領域高権の帰結である。なお、ラオス民法典は、外国にいるラオス国民に対しても、ラオス人民民主共和国の主権に属する対人高権の作用として、適用されるものと解される。

行までに変更され、国家主席令の発布から365日後かつ官報掲載から15日経過後とされた。法令制定法80条1項が、法律は官報掲載日から数えて15日後に発効する旨定めていることから、これに合わせつつ、官報掲載日より前の国家主席令の発布から365日を確保したようにも見える。しかし、国家主席令の発布自体が、実際に司法省に伝えられたのは2020年3月30日でありながら、日付の上では1年以上前の2019年1月18日付けであり、この時点で国家主席令の発布から365日後という要件は満たされており、かつ2020年5月11日に官報に掲載され、5月27日にいわばあれよという間に施行となった。変更前の規定による場合ですら、必ずしも長いとはいえない期間であったことから、今後の問題としても、公布から施行までの準備期間の確保は、留意すべき点である。

つぎに、経過措置の規定（ラ民630②）は、民法典の施行（2020年5月27日）よりも前に成立し、権利・義務を発生させた法律行為については、既存の「関連法の規定が適用される」旨の原則（法律不遡及の原則）を簡潔に提示しているが、「法律で特別の定め」による例外の余地が認められており、個別問題が生じる可能性がある。また、裁判所に対する訴えの提起が民法典の施行後か否かによって民法典の適用を決する旨の動きもあり、その場合における法律不遡及の原則との抵触、法律の特別の定めによる対応の可否につき、個別問題レベルで慎重に検討する必要がある。

さらに、廃止法律に関して、民法典の施行により、2008年契約内外債務法、2008年家族法、1990年所有権法、2008年相続法および2008年担保法および「その他の法律の条文で関係する民事の特徴を持つもの」は廃止される旨が規定されている（ラ民630③）。この点は、ここに挙げられた法律も含め、既存の関連法律の廃止について、個別条文のレベルで、包括的に検討する必要がある。これは個別立法積上主義に必然的に付随する作業でもある。場合によっては、前述した経過措置に関する法律の特別の定め（ラ民630②但）を活用すべき場合があるかも知れない。

3. ラオス民法典の制定プロセスの特色

ラオス民法典の起草から、国会への提出を経て、成立、公布、施行されるに至るプロセスは、ラオスに対する日本の法整備支援のプロセスと重なっている。それは、(i) 起草作業開始までの準備段階（2001年8月～2012年6月）、(ii) 起草作業開始から国会に付す法案を作成するまでの起草段階（2012年6月～2017年5月）、(iii) 国会に法案が提出されてから、その承認を得て成立するまでの修正段階（2017年5月～2018年12月）、および(iv) 国会での承認による成立から、施行に至るまでの確認段階（2018年12月～2020年5月）に区分することができる⁶⁸。

(i) 第1期（約11年）：起草作業開始までの段階（2001年8月～2012年6月）は、後から顧みれば、民法典起草のための準備期間であったといえる。この時期には、民法典の制定自体はまだ具体的目標とされておらず、民商事法セミナー等を通じて、民法に関する

⁶⁸ 入江2019a: 30-33頁は、準備段階、起草段階、第1回目の国会審議、第2回目の国会審議、民法典成立後の5段階に整理している。

る現行法の理解を深め、比較法的知識を吸収するとともに、法律概念と法的思考に慣れ親しみ、必要な法概念を形成すること、それを通じて、法律的知識をもつ人材の育成に専念した時期であった。この時期には、法律辞書、民法概説書、民法基本問題集、民法教科書の作成とそれに対する法整備支援が行われた。しかし、この11年近くに及ぶ第1期なしには、第2期の起草作業は極めて困難であったと考えられる。

(ii) 第2期(約5年)：起草作業開始から国会の審議に付す法案を作成するまでの段階(2012年6月～2017年5月)では、2012年6月7日・8日、ヴィエンチャンで民法典起草開始式が開催され⁶⁹、チャルーン司法大臣の起草開始宣言により、立法計画上2015年の成立を目標とする民法典草案の起草が始まった。2014年11月に最初の草案が固まり、法令制定法に従い、ラオス各地でパブリック・ヒアリングが行われ、意見の一部は草案に反映され、2017年5月に国会に提出された。

民法典起草開始式の後、2012年6月12日～13日、ヴィエンチャン郊外のターラートで第1回の起草ワーキング・グループの会議が開かれ、民法典の骨格となる編別構成について議論を行った。グループ・ディスカッションを経て、様々な提案が出され、その後全体討論を行った。国会法律委員会委員長であったダヴォン氏、司法省副大臣のケート氏も参加し、編別構成の最終案が取りまとめられた。ここで固まった編別構成は、後に担保と契約外債務の各編を入れ替えた以外は、民法典の成立・公布・施行に至るまで維持されることになった。続いて、この編別構成をベースに起草テクニカル・グループ(起草TG)が4つに分かれ⁷⁰、起草作業がスタートした。日本側ではアドバイザー・グループ(AG)を立ち上げ、現地セミナー、本邦研修、JICA-Netによるテレビ会議等を通じて、起草された草案に対して逐条コメントを付し、比較法情報を含む、関連情報の提供等を行い、そのやり取りを繰り返した。起草に際して参考にするべき資料について、起草TGメンバーが随時アクセスできるサイトを設け、比較法情報を中心にアップした。

また、民法典草案を起草するためのルールとして、法令制定に関する法律(2012年)よりもミクロなレベルのメタ・ルールを策定し、起草TG間で共有した⁷¹。

民法典草案の原案(約650か条)が2014年末に作成され、その頃からラオス各地での意見聴取会が始まった⁷²。日本でも比較法学会(2015年6月6日、中央大学後楽園キャンパス)での報告が行われた⁷³。

⁶⁹ その折に筆者は、「民法の体系としてどのようなものが相応しいか」、「比較法からラオスに相応しい民法を考える」のテーマで報告をする機会を得た。入江2019a:37頁注21。

⁷⁰ 起草TGは、①総則、人・法人、②契約内外債務、担保、③物、所有権等、④家族、相続の4グループに分かれた。松尾2015:109頁(2015年4月時点)。なお、その後の推移につき、入江2019a:29頁(2018年12月時点)も参照。

⁷¹ その際、日本の現行民法典編纂ときに策定された「法典調査会規則」(明治26年2月22日勅令11号)、「法典調査規定」(明治26年4月27日内閣総理大臣)、「法典調査ノ方針」(明治26年5月2日民法総会以前、法典調査会)を英訳し、参照した。

⁷² なお、第2期の起草段階は、①民法典の起草作業の開始(2012年6月)から民法典草案の原案ができるまで(2014年末)の約2年半と、②その後、民法典案が国会に付される(2017年5月)までの約2年半に、細分することができる。

⁷³ 比較法研究77号(2015)105-149頁参照。

2014年末から、2017年5月の国会審議（5月15日・16日）に最初の民法典草案が付されるまでの間に、裁判官、検察官、司法省職員、弁護士等を対象とする意見聴取会が行われ、草案改訂に反映された。そして、2017年2月からは国会議員との意見聴取会も行われた。この間もラオス側TGと日本側AGとの現地セミナー、本邦研修、テレビ会議等によるやり取りが続いた。

(iii) 第3期（約1年半）：2017年5月に国会に最初の民法典案が提出されたものの、いくつかの疑問点が出され、再審議までの間に回答すべき問題提起が行われた⁷⁴。その後国会議員に対する説明会や意見交換会が行われ、民法典草案の改訂が行われた。約1年後の2018年6月に司法省から内閣に、8月に内閣から国会常務委員会に提出され、様々な検討を経て、12月5日・6日の国会審議を経て、12月6日に成立した。この国会に民法典案が提出されてから、再審議を経て、成立するまでの国会への対応を中心とする修正段階（2017年5月～2018年12月）には約1年半を要した。この間、ラオス各地で国会議員、実務家、他ドナー等との意見交換会が多数開催された⁷⁵。この期間は、民法典案の周知や国会審議に反映すべき議論を深めるうえで、重要なプロセスであったと考えられる。この間、ラオス側起草TGと日本側AGとの間で、民法典案の逐条解説（リサーチ・ペーパー）づくりの作業が現地セミナー、本邦研修、テレビ会議等を通じて行われた。

(iv) 第4期（約1年半）：国会での承認による成立から、施行に至るまでの段階（2018年12月～2020年5月）には、予想以上の時間がかかることになった。ラオス側の元起草TGおよび新メンバーと日本側のAGの間では、2018年12月に成立した民法典（国会承認版）を用いての逐条解説（リサーチ・ペーパー）案の執筆とそれに対するコメントのやり取りが続いた。

この間に、国会常務委員会との協議が行われ、国会の審議で取り上げられた点等につき、条文の改訂等が加えられた⁷⁶。その際は、国家主席令の発布および官報による公布後、1年間の周知期間を経て施行される旨の当初の最終条項（ラ民改訂前630）も改訂され、本稿の冒頭に述べたように、国家主席令の発布による公布および官報掲載日から15日後に施行されることになった。ここに至るまでの期間（第4期）は、予想外の展開であった。

こうして振り返ると、ラオスとの民法整備協力の活動が始まってから、起草作業、意見交換会、説明会、改訂作業が繰り返され、民法典が成立し、施行されるに至るまでに、約19年を要したことになる。その帰結が、前記の特色をもつラオス民法典である。では、それは、施行後の取引実務、裁判実務、市民の日常生活への適用からのフィードバックを得ながら、今後どのような方向に発展してゆくべきものであろうか。その際、さらなる発展に向けてのポイントになるべき課題は、どこにあるのであろうか。

⁷⁴ このプロセスは、一種のダメ出しの慣例として、当初からある程度は想定されていた。その意味では、国民議会審議のプロセスとしては、その後の対応が重要になる。

⁷⁵ 入江2019a: 32頁。

⁷⁶ 入江2019a: 33頁。

III ラオス民法典の動態分析

1. ラオス民法典の動態分析の視角

前節では、個別立法積上主義によるラオス流の民法典編纂の特色について、新設規定を中心に、既存の個別立法をどのように変更しようとしたかを検討した。前節での考察を踏まえ、本節では視点を換え、ラオス民法典の特色を、相関的かつ動態的な法という観点から、今後の発展方向を展望するために重要と考えられる点に焦点を絞って改めて分析する。そのためには、ラオス民法典を他国の民法典と比較しつつ、現在の特色を鮮明にし、かつ今後の発展の方向性を測定するための共通の座標軸を設定することが必要かつ有効である。本稿では、以下の点に着目する。すなわち、(1) 民法典の編別構成、(2) 一般的法概念の創出、(3) 行為規範的規定の存在と裁判規範との関係、(4) 民事関係の一般法としての民法における公法規定の存在、(5) 民事関係の一般法としての民法における刑事法規・制裁規定の存在、(6) 家族・コミュニティ・国家の集団的価値と個人の自己決定・私的自治の展開、(7) 契約・法律行為による私的自治・意思自治の展開状況、(8) 所有権移転の引渡主義と意思主義の萌芽、(9) 物権と債権の区別、(10) 市場取引の進展と第三者保護による取引安全の確保、(11) 金融取引の進展に適合した債権担保制度の編成、(12) 相続による権利の帰属と移転、および(13) グローバル化への対応である。

これらの指標は、ラオス民法典を他国の民法典と内容的に比較するための基準であるだけでなく、社会の変容に応じて民法典の内容が将来変化してゆくであろう動態を考察するための、基本原理レベルの変容を捉える指標となるものである。それらは、各国の事情とその変容に応じて相関的かつ動態的なものでありつつも、なおも各国の民法典に共通して見出される変化の方向性を探り、さらなる改正の指針となるような、共通枠組法理 (common framework of legal principles) の探求に資しうるであろう⁷⁷。

2. 民法典の編別構成

(1) インスティトゥティオネス体系、パンデクテン体系とラオス民法典の体系

ラオス民法典は、第I編「総則」(1～62)、第II編「人及び法人」(63～136)、第III編「家族」(137～226)、第IV編「物、所有権及び物に対するその他の権利」(227～361)、第V編「契約内債務」(362～469)、第VI編「契約外債務」(470～509)、第VII編「担保」(510～564)、第VIII編「相続」(565～628)、第IX編「最終条項」(629～630)から構成されている。この構成は、民法典起草段階の最初期に、編別構成会議で決定されて以来、基本的に維持された⁷⁸。その特色は、民法典の古典的な編別構成である「インスティトゥティオネス体系」(1794年プロイセン一般ラント法・第I編、1804年フランス民法典、1811年オーストリア一般民法典、1890年日本民法典等が典型)と「パンデクテン体系」(1863年ザク

⁷⁷ それは、特定の固定的内容をもつものではなく、相関的・動態的な法観念と矛盾するものではない。

⁷⁸ この構成が採用決定された経緯および時期(2012年6月)については、前述II 3(ii)参照。ただし、2014年末草案では、第VI編が担保、第VII編が契約外債務であった。これは、担保のベースになった既存法令が、契約履行担保法であったという経緯に影響されたものである。しかし、被担保債権の発生原因は契約に限らないことから、担保は契約外債務の後に置かれるべきものとされ、現在の形になった。

セン民法典, 1896年ドイツ帝国民法典, 1896年日本民法典等が典型)⁷⁹の双方の特色を備えた折衷的構成をとっている点にある。

(2) パンデクテン的特色

民法典を総則・物権(債権)・債権(物権)・親族・相続によって編成するパンデクテン体系の特色は、(i)より一般的な規定から、より特殊的な規定へという条文の配列方針をとる点、(ii)民法を財産法(物権・債権)と家族法(親族・相続)に大別する点、(iii)物権と債権を区別する点にある⁸⁰。

まず、前記(i)の一般的規定から特殊規定へという条文配列方針をラオス民法典が採用していることは、まず第I編「総則」の創設に見られる。パンデクテン体系は、民法典制定プロセスの第1期(2001年～2012年)に様々な民法典に触れた起草TGメンバーの間で、次第にポピュラーなものになっていった。もっとも、パンデクテン体系は各編、各章、各節等の冒頭にも総則を置いているが、ラオス民法典は条文数が少ないこともあり、必ずしも徹底していない。とはいえ、第I編「総則」第1章「目的及び民法典適用の範囲」に続く第2章「民法典における基本原則」、第II編「人及び法人」第2章「法人」A「一般原則」、第III編「家族」第1章「一般原則」、第V編「契約内債務」第1章「一般原則」、第VI編「契約外債務」第1章「一般原則」、第VII編「担保」第1章「一般原則」、第VIII編「相続」第1章「相続の原則」等、各編の中でも総則的規定を最初に置く傾向がみられる⁸¹。今後、ラオス民法典における条文数の増加に伴い、パンデクテンの特色(i)はさらに浸透してゆくものと考えられる。

その際、重要な課題となってくるのは、債務法規定のパンデクテン的構成である。特に第V編は、2008年契約内外債務法の「契約」に関する規定の一部を「法律行為」に関する規定に加工し直して、第I編総則に移したが、「契約」に関する規定の一部を[1]債権総論→[2]契約総論→[3]契約各論へとパンデクテン的に整序する作業は、未完成である。例えば、[1]債権総論につき、第V編契約内債務のうち、第4章「契約の履行」、第6章「契約不履行」、第8章「債権者及び債務者の変更」は、債権一般に共通する債権総論規定としての意味をもつ。しかし、ラオス民法典は第V編契約内債務と第VI編契約外債務を各々独立の編としたために、両者を架橋する債権総論を欠くことから、これらの規定は、現時点で最上位の契約総論に置かれている⁸²。また、[2]契約総論につき、「契約の特徴」として片務契約と双務契約が規定されているが(ラ民365)、双務契約の帰結として同時履行の抗弁権、危険負担に関する規定を契約総論に編入する余地がある。ちなみに、同じく双務契約に妥当

⁷⁹ それ以前にも、ザクセン民法典等、ドイツ領邦の民法典において普及していた。

⁸⁰ 松尾2016b: 15-17頁参照。

⁸¹ また、2012年8月29日「民法典構成」案では、第I編「総則」を第1章「民法典の基本原則」から始めること(「目的」はその中に第1条として編入する)、第IV編「財物と物権」も第1章「総則」から始めることが予定されていた。

⁸² ちなみに、既存の法律になく新たに規定された免除(ラ民384)、相殺(ラ民385)は第4章「契約の履行」に、詐害行為取消権は第6章「契約不履行」の末尾に、契約上の地位の移転(ラ民403)は第8章「債権者及び債務者の変更」の末尾に各々挿入された。

する規範としての不安の抗弁権は、契約当事者の一方が自己の義務の一部を履行した場合に関してであるが、規定されている(ラ民 387)。これらは、契約履行の困難に関する通知(ラ民 386)とともに、将来、契約総論の規定を構成しうる。

つぎに、前記(ii)の民法を財産法と家族法に大別する発想は、独自の形をとって、ラオス民法典に存在する。それは、社会の構成単位としての家族の法を重視するという伝統的理解に基づくものである。このことは、第Ⅲ編「家族」を、財産法としての第Ⅳ編～第Ⅷ編に先立って配置する点に顕著に表れている。ちなみに、日本の民法典の編纂過程では、旧民法典(1893年)のインスティトゥティオネス体系から、現行民法典のパンデクテン体系に移行するプロセスで、起草者の1人である梅謙次郎が、第Ⅰ編「総則」の後に、財産法である現在の第Ⅱ編「物権」・第Ⅲ編「債権」に先立ち、第Ⅱ編として「親族」を置くべきであると熱心に主張した。その理由は、日本社会では人事に関する権利(人事権。親族法上の権利)が特に重視されているとの信念に依拠するものであった。この梅提案は日本では取り入れられるに至らなかったが⁸³、奇しくもラオス民法典では梅構想に近い配列が採用されることになった。この点も、注目し得るラオス民法典の特色である。

さらに、前記(iii)の物権と債権の区別は、物権変動の規定を含む第Ⅳ編「物、所有権及び物に対するその他の権利」と、債権・債務の発生原因である第Ⅴ編「契約内債務」および第Ⅵ編「契約外債務」を区別している点に見出される。もっとも、個々の規定レベルでは、例えば、物権変動に関するいくつかの規定が第Ⅴ編「契約内債務」に存在する点⁸⁴、第Ⅶ編「担保」には物的担保と人的担保(保証)が、担保目的の制度として便宜上統合されている点など、それほど徹底されてはいない。この点については、後述する⁸⁵。

(3) インスティトゥティオネス的特色

一方、ラオス民法典が、第Ⅰ編「総則」以下において、(i)人の法として、第Ⅱ編「人及び法人」、第Ⅲ編「家族」を、(ii)物の法として、第Ⅳ編「物、所有権及び物に対するその他の権利」を、(iii)権利移転の法として、権利変動原因となる第Ⅴ編「契約内債務」、第Ⅵ編「契約外債務」、第Ⅶ編「担保」、第Ⅷ編「相続」を配置する点は、インスティトゥティオネスの構成に沿っている。もっとも、権利移転の法のうち、物権変動に関する主要規定が第Ⅳ編に配置され、第Ⅴ編・第Ⅵ編の債権・債務の発生原因と別個に規定されている点は、パンデクテンの特色に通じる。

また、第Ⅷ編「相続」の位置づけも、インスティトゥティオネス体系とは異なる。インスティトゥティオネスの典型であるフランス民法典は、第3編「所有権を移転する様々な方法」の冒頭第1章「相続」と第2章「生存者間の贈与及び遺言」に相続関連の規定を置いている。これに対し、ラオス民法典は、相続法を(2か条の最終条項を除けば)最後に置く点では、パンデクテン体系と共通する。もっとも、相続法の位置が最後になるのは、パンデクテンでは財産法を先に、家族法(親族・相続法)を後に置いた結果であるから、家族法(親族

⁸³ 松尾 2019: 6 頁参照。

⁸⁴ 例えば、ラオス民法典 406 条 5 項、409 条がある。

⁸⁵ 後述Ⅲ 10 参照。

法)を先に置くラオス民法典とは異なる方針の帰結である。ラオス民法典の相続が第八編に置かれた経緯は、民法典の編別構成会議において様々な提案が出され、自由な議論の末に、相続は権利変動に関する法の中でも独特なものだからという理由が決定的であった⁸⁶。もっとも、これは社会主義法思想の影響によるとみる解釈もある⁸⁷。ちなみに、2015年ベトナム民法も「相続」を5編中の第四編(609～662。なお、第五編は「外国的要素を持つ民事関係に適用する法令」)に置いている。もっとも、旧ソビエト連邦崩壊後のロシア連邦民法典(1994年～2006年)は「相続法」を7編中の第五編(1110～1185。第六編は国際私法、第七編は知的財産法)に維持している。こうしてみると、ラオスの場合も相続法の位置づけは相続に対する必ずしもネガティブな評価を意味するものではないとみられる。

(4) ラオスの体系とその意義

こうしてみると、ラオス民法典は、インスティトゥティオネス体系とパンデクテン体系を参照しながらも、独自の民法典の体系を構築したといえることができるであろう。それは、これから民法典を編纂し、あるいは改正する国にとっても、1つのモデルとして、参照されるに値するものとなるであろう。

3. 一般的法概念の創出

(1) 法律行為概念の創出による法律行為論の生成

ラオス民法典は、「法律行為」(ニティカム)の概念を創出することにより、法律行為の成立、効力、行為能力、条件・期限付き法律行為および代理行為からなる、一連の法律行為論の制度基盤を作り上げた。法律行為(ニティカム)とは、「人、法人及び組織の任意の意思表示による行為であり、民事の権利義務を発生、変更又は終了させるものである」と定義された(ラ民15)⁸⁸。

この定義に基づき、法律行為の種類(ラ民16)、法律行為の要件(ラ民17)、法律行為の目的(ラ民18)、法律行為の任意性(ラ民19)、法律行為を自ら行いうる行為能力(ラ民20)、法律行為の形式(ラ民21)、法律行為の無効(ラ民22～28)、法律行為の条件(ラ民29)・期限(ラ民30)、法律行為の代理(ラ民31～42)からなる、一連の法律行為規定がラオス民法典の総則で展開された⁸⁹。これは、ラオスの法律学における法律行為論の形成の土台となることが期待される。

⁸⁶ 国会法律委員会委員長ダヴォン氏の意見が影響力をもった(2012年6月13日、ターラートにおける民法典起草会議)。前述II 3(ii)も参照。

⁸⁷ 西2015:124頁は「社会主義の下では相続が基本的に不労所得であるためか、後方に置かれることが多い」とみる。

⁸⁸ なお、「法律行為」(ニティカム)は「用語の説明」(ラ民3)では「民事法律行為」(ニティカムタンペーン)を意味するものとされている(ラ民3[10])。もっとも、「民事関係」(サーイポワパンターンペーン)とは、「財産的又は非財産的特徴を持つ何らかの目的又は対象に関する人、法人及び組織同士の関係」とされ、広い意味をもつ(ラ民3[1])。

⁸⁹ このうち、法律行為の要件・目的・任意性・行為能力・形式・無効に関する規定は、1990年契約法および2008年契約内外債務法において契約について規定されていたものを法律行為に置き換え、必要な修正を加えたものである。しかし、新たに条件、期限、代理等も加え、総則として独立させるために、法律行為の一般概念の創出が重要な役割を果たした。

(2) 統一的な不法行為概念の創出

ラオス民法典は、1990年契約外債務法および2008年契約内外債務法にはなかった、不法行為一般を定義することにより、一般不法行為概念を創出した。すなわち、「不法行為とは、ある者の法令に抵触する、故意又は不注意による行為又は懈怠であり、その不法行為者はその引き起こした損害を賠償する責任を負う」（ラ民472本）⁹⁰。これは、故意、不注意または懈怠を要件にすることにより、落ち度のある者の責任を追及する帰責事由主義の原則を明確にしたものといえる。それは、不法行為の法理の発展プロセスにおける重要な一歩といえることができる。

2008年契約内外債務法は、第3部「契約外の債務」を第1章「自己の行為から生じる責任」（83～91）と第2章「自己の管理下にある他人、動物及び物から生じる責任」（92～95）に区分して定めていた。これに対し、ラオス民法典における一般不法行為概念は、両者をブリッジする形で、不法行為の要件と効果を定めることにより、不法行為の一般的な帰責原理としての帰責事由主義を明確にし、不法行為の体系的法理を形成する基盤を提供した点で、重要である。そのうえで、帰責事由主義の例外を含む特殊的不法行為の規定（ラ民490～495）を充実させたことが、ラオス民法典の特色である⁹¹。

その結果、帰責原理に関する原則規定が示す過失責任主義による規定と、そうでない規定の相違が浮き彫りになる。例えば、物から生じた損害に対し、物の所有者または占有者が負うべき責任は、各人の「落ち度」を要件とする（ラ民489）点で、帰責事由主義に立っている⁹²。これに対し、新設された樹木の所有者または占有者の責任（ラ民490）、家またはその他の建築物の所有者の責任（ラ民491）、建築請負人の責任（ラ民492）、製品または商品から生じる責任（ラ民493）、環境への損害に対する責任（ラ民495）は、直接に行為者の故意、過失または落ち度に言及していない⁹³。したがって、帰責事由主義の原則に対する例外については、その理由を説明するための帰責原理の体系的整序と要件の詳細化について再検討する余地を残している。

4. 行為規範的規定の存在と裁判規範との関係

ラオス民法典には、一定の行為を要求するものの、それが具体的事件に適用され、裁判になった場合に、どのような法律効果を発生させるのかが明らかでない規定が多く見出される。例えば、第I編第2章「民法典における基本原則」（ラ民8～14）には、つぎのような規定がある。「民事関係に参加する者は、権利及び義務を発生、変更又は終了させるにあたり、善良な意思（チェッタナーディー）と良心（ポーリスツチャイ）をもってしなけ

⁹⁰ ただし、「その損害が、自己防衛、法律に沿った義務の履行又は被害者自身の落ち度による場合はこの限りでない」（ラ民472但）。

⁹¹ 前述II 2（7）（ii）参照。

⁹² ただし、父母、後見人または管理人は、その管理下にある未成年者または精神障害者の「落ち度」によって生じた損害に対して責任を負うとされ、免責要件を定めていない。

⁹³ ただし、管理不足（ラ民491）、建築または自身の維持管理の瑕疵（ラ民492）等、帰責原因に言及する規定もある。また、危険物から生じる責任（ラ民494）は、損害が危険物の所有者または管理者の「落ち度から生じたものでない場合」は責任を負わないとしている（ラ民494但）。

ればならない」(ラ民 11), 「民事関係に参加する者は, 民事関係における自己の全ての行為が厳格に適法(トゥークトントームゴツマイ)で国家, 共同体の利益及び他人の正当(アンソープタム)な権利利益に影響を及ぼさないことを確実にしなければならない」(ラ民 12), 「民事関係に参加する者は, 国の善良な伝統慣習(カオロップレナップトゥー)を尊重し, 自己の権利を行使し又は義務を履行しなければならない」(ラ民 13)⁹⁴。このうち, ラオス民法典 11 条は, 日本民法典 1 条 2 項の信義誠実の原則に相当し, 裁判規範としても具体的効果をもちうると解釈することもできる。しかし, ラオス民法典はさらに進んで, 行為者が「国家, 共同体の利益」を害しないこと(ラ民 12) および「国の善良な伝統慣習」を尊重すべきことも明規している(ラ民 13)。そもそも「国の善良な伝統慣習」の保護は, 民法典の目的(ラ民 1)になっている。さらには, 「民事上の損害に対する責任」として, 「民事関係に参加する者は, 自己の不適切な作為又は不作為によって生じた損害に対して責任をもたなければならない。例えば, 損害賠償, 民事義務の履行などである」(ラ民 14) という規定も存在する。不法行為を理由とする損害賠償請求については, 要件・効果を定めた一連の規定(ラ民 472 ~ 495) が別途存在するにもかかわらず, こうした規定をあえて置くこともまた, 自己の「不適切な」行為によって他人に損害を与えるべきでないことを強調する点にあると考えられる。

こうした行為規範的规定は, 第 1 に, ラオスの伝統的な法観念に通じていると考えられる。ラオスでは, 国法を仏法という善道・非道の規範の反映と観念する戒律法思想(法を善道・非道に基づく戒律としての行為規範と捉える見方)が形成されてきたからである⁹⁵。第 2 に, 行為規範的规定は, 社会主義的法観念, すなわち, 法を階級闘争の産物とみて, マルクス＝レーニン主義政党によって権威づけられ, その指導の手段として法を捉える見方の影響も受けているものと考えられる⁹⁶。これらの両者が独特な形で融合することにより, ラオス民法典に特徴的な行為規範的规定が形作られているとみられる。

そうであるとすれば, こうした行為規範的规定の存在は, 私法ないし民事の法律関係における私的自治の許容度, それを前提とした強行規定と任意規定の区別の問題等とも不可分のものであることが理解される。

ラオスのみならず, ベトナム, カンボジア等の民法においても, 「行為規範としての民法」という意識が非常に根強く, その反面として, 裁判規範としての色彩が弱いことが指摘されている⁹⁷。そして, その前提には, 民法典が人々の生活を丸ごと覆い尽くすような善き規範の体系として捉えられ, そのことに対して人々も政府も大きな期待を寄せているという意識傾向がある。これは一面では, 民法典に対する大きな——時には過度の——期待という見方もある。すなわち, 民法典は人々の生活に必要な規範を全て包み込むような規範体系である必要はないし, またそうすることは不可能で, その結果, 民法典は全てが強行規

⁹⁴ その他, ラオス国民, 外国人, 無国籍者, 全ての組織等が民法典を「尊重し, 履行しなければならない」(ラ民 629 ②) といった規定もある。

⁹⁵ 松尾 2016a: 140 頁, Khamhoung 2019: p. 146.

⁹⁶ Khamhoung 2019: p. 146.

⁹⁷ 松本 2002: 396 頁。

定ではなく、任意規定が存在するという考え方に通じることになる。例えば、契約規範についても、全ての契約類型を規定し尽くす必要はなく、まずは当事者間の自由な取り決めによって契約を形成することができ、そこで定められていなかった事項について典型契約の規定が補充的役割を果たすという理解である。

行為規範としての民法の理解（法意識）は、国家が国民の生活と、どのような関わりを、どの程度もつべきであると国民が期待し、また政府が考えているか、という国家意識に依存する⁹⁸。そして、こうした法意識を支える国家意識も、相対的かつ動態的であり、国家の歴史と現状に依存するとともに⁹⁹、国家と個人の関係が変容することにより、次第に変わってゆくであろう。したがって、この問題について、歴史的な視座を度外視して、パターンリスティックな保護主義か自由主義か、国家主義か個人主義かという対立図式によって捉えることは、やや平面的な議論であり、妥当ではないと思われる。

なお、行為規範としての民法の問題と関連して、ラオス民法典には、総説的・目次的な条文も見出される。例えば、時効の種類（ラ民 50）、所有権取得の根拠（ラ民 293）、添付による所有権の取得（ラ民 306）、担保の種類（ラ民 511）、質の種類（ラ民 527）、抵当の種類（ラ民 547）等である¹⁰⁰。これらは、そもそも行為規範であるということもできない。しかし、それ自体は規範ではなくとも、それに続く民法の規定の理解や解釈を容易にするという間接的な役割を果たしているともいえる。それは、国家が国民に行為規範を説示する道具——いわば民法典の国民教科書的機能——としての民法典の理解を反映しているともみられる。ここにも、国民に対して国家が果たすべき役割についての現在の意識が反映しているように思われる。

5. 民事関係の一般法としての民法における公法規定の存在

ラオス民法典には、憲法、その他の公法に規定すべき事項ではないかと思われるような規定も存在する。例えば、「法の前での平等」につき、ラオス民法典は「民事関係に参加する者は、性別、年齢、職業、経済的社会的地位、教育レベル、信条、宗教及び民族にかかわらず何人も法律の前において平等である」（ラ民 10）と規定する。ちなみに、ラオス憲法 35 条は「ラオス国民は、性別、社会的地位、学歴、宗教及び民族にかかわらず、全て法の下に平等である」と定めている。ラオス民法典 10 条の規定は、「民事関係に参加する者は」と適用場面を限定しており、ラオス憲法 35 条の規定の趣旨を、民事関係に適用した場合の規範を明文で定めているともいえる。それは、日本法でいえば、憲法 14 条 1 項を民法 1 条 3 項等の一般条項の解釈を通じて私法関係に間接適用する場合の判例法理を、制定法の明文

⁹⁸ 松尾 2012c: 1003 頁。

⁹⁹ ラオスがフランス軍および日本軍と戦って独立を達成し、王政から共和政への平和的移行を遂行し、社会主義市場経済を導入して発展を模索してきた歴史を十分に踏まえる必要がある。松尾 2016a: 140-145 頁参照。

¹⁰⁰ なお、ある条文が規定した事項によってその集合が閉じていることを意味する場合（ここに挙げられたもの以外は認められないという意味をもつ場合）は、単なる教科書的分類にとどまらず、規範性をもちうる。例えば、遺言作成の形式（ラ民 593）等がある。所有権の形態（ラ民 261）もそうか。

で定めたものに相当するともいえる。ここにも、前述したように、民事関係においても当事者間の平等を実現することに国家が責任を負うべきものとみる、国民と政府の意識が前提になっているように思われる。

また、民法典には、いわゆる公法関係の規定として、国家所有権（ラ民 262～267）に関する規定も存在する。しかし、それは所有権の形態としての集団所有権（ラ民 268～271）、自営所有権（ラ民 272～273）、民間所有権（ラ民 274～279）に関する一連の規定の一部として定められており、そこでは民間所有権（民間経済単位および個人の所有権）のみを取り出して規定することが困難である。ここに社会主義的所有の特色が表れている¹⁰¹。ラオス憲法 13 条（2015 年改正）は、「ラオス人民民主共和国の国家経済は、社会主義市場経済であり、長期的に持続発展する多種多様な経済要素、多様な形態の所有権で構成され」ることを明規している。そして、ラオス憲法 16 条は、国家所有、集団所有、個人所有を含む、あらゆる形態の所有権を保護するものとしている。そこでは、私有と公有を区別する前提自体が存在しないことに留意する必要がある。すなわち、「国家は、国家の全ての物について、唯一の所有権者である」（ラ民 262 ①）とされる。したがって、ラオスでは「所有者のない物」（無主物）は、「所有権者が公然と所有権を放棄した物」に限られることになる（ラ民 300 ①）。それについては「自己の利益のために占有」した者が所有権を取得する（ラ民 300 ②）¹⁰²。

ラオス民法典は、「民事関係」（サーイポワパンターンペン）とは「財産的又は非財産的特徴を持つ何らかの目的又は対象に関する人、法人及び組織同士の関係」（ラ民 3[1]）と定義する。そして、「民法典」は「民事関係に関するその他の法律の条項に対する基本原則」を定めたものである（ラ民 5 ①）。それは、「物、所有権、家族、契約内債務、契約外債務、遺産に関し、民事関係における人、法人及び組織の権利義務の発生、変更及び終了に関する多様な規定を体系的に一つに集約させたもの」である（ラ民 2）。しかし、民事関係は、国家と対峙するものではなく、国家の一部に組み込まれた関係にある。すなわち、「国家は、…民事関係における権利義務の創設及び履行…民事関係において生じる権利及び利益が保護されることを推奨促進する」（ラ民 4）と民法典が定めている。したがって、「民事関係」は、「公法関係」に対峙するものとして捉えられる「私法関係」とは異なるものである。「私法関係」は、今後ラオス社会において、私的自治が徐々に拡充されるに伴って形成されるものと考えられる。しかし、現時点では、民法典は民事関係における様々な活動を促進すべき国家政策の実現手段として位置づけられている（ラ民 4 参照）。このように「民事関係」は国家統治の直接的対象であり、民事関係に適用される法は、公法と対峙するものでもない。それゆえ、ラオス民法典に公法規定が存在することは不思議ではないし、概念矛盾でもない。

その結果、ラオス民法典では、所有権ですら、その「使用は、日々の必要又は自己の利益に応じて自己の物を使用することであるが、国家、社会又は他人の権利及び利益に損害

¹⁰¹ 2015 年ベトナム民法典も全人民所有（197～204）と単独所有（205～206）を規定する。

¹⁰² この点は、2015 年ベトナム民法典も同様である（228 ①）。

又は侵害を与えてはならない」(ラ民 320) とされ¹⁰³、物の所有者は、「緊急事態」においては、「他人が、現に生じ又は生じようとしている危険を避け又は軽減させるためにその物を使用することを妨げる権利」をもたない(ラ民 321 ①) とされる。また、所有権の行使に際して「環境」に損害を与えたときは、その行為を中止し、損害を回復させなければならない(ラ民 322 ②)¹⁰⁴。このように個人の所有権(民間所有権の一形態)も、国家所有権・集団所有権と機能分担する所有権の一形態として、民法典に位置づけられている。

6. 民事関係の一般法としての民法における刑事法規・制裁的規定の存在

国家統治の対象である「民事関係」に適用される基本原則を定める民法典には、刑事法規および懲罰的制裁を定めた規定も存在する。例えば、養父母の同意(養父母が死亡しているときは家族登録官の同意)なしに、子が養子であることに関する秘密を開示した者は、刑事責任を負う(ラ民 204)。また、詐欺・強迫・暴力または一方当事者の不利益を理由に相対無効と認められる法律行為をした者が受け取った物は、国家が没収し、国家のものとする(ラ民 28 ⑤)。後者は、悪しき行為に対する一種の制裁でもある。

悪しき行為に対する制裁規定は、ラオス民法典に散見される。例えば、他人の物を悪意(善意有過失を含む)¹⁰⁵で権原なしに占有した者は、それを改良したとしても、改良物は「一切の補償なしで所有者に帰属する」とされ、有益費の償還請求¹⁰⁶すら認められない(ラ民 242 ③)。悪意の占有者には、時効取得も認めない(ラ民 51)。また、自分が受け取るべき分よりも多くの遺産を騙取し、隠し、着服したとの判決を受けた相続人は、遺産を受け取ることができず、取得した遺産も全て返還しなければならない(ラ民 616 ①)。

これらの規定の背景には、悪しき行為に制裁を加える一方で、善き行いを勧奨する(戒律法思想的な)行為規範の存在を看取しうる¹⁰⁷。

7. 家族・コミュニティ・国家の集団的価値と個人の自己決定・私的自治の展開

ラオス民法典は、家族の価値を重視し、「国家は、あらゆる国家機関、社会、経済単位及び全ての国民に対して、家族が幸福で、理想的家族であり、文化的家族であり、進歩し、連帯し、温かく、正義で文明化するように発展することを促進する」(ラ民 144) とする。その際、ラオス民法典が定める「家族」は「夫、妻、子ども及びその他の互いに結びつく家族構成員からなり、生活を共にし、有効に家族登録をした社会的な細胞である」(ラ民 137) として、比較的広い概念であることに留意する必要がある¹⁰⁸。

¹⁰³ 個人所有権に関するラオス民法典 278 条も同様の規定を置く。

¹⁰⁴ 環境への損害に対する責任(ラ民 495)も、環境への損害をもたらす行為の中止と、生じた損害の賠償責任を定める。

¹⁰⁵ ラオス民法典では、「悪意」の占有とは、「自分が占有している物が他人の所有物であることを知っていた、あるいは知り得た」占有であり(ラ民 237 ②)、善意・有過失を含む。

¹⁰⁶ 日本民法典 196 条 2 項ただし書(悪意の占有者の費用償還請求に対し、回復者はその請求により相当の期限の許与を受けうるにとどまる)。

¹⁰⁷ 前述 4 参照。

¹⁰⁸ 「家族関係」とは「婚姻の登録、子どもをもつこと及び他人の子を養子にもらうことにより生じる関係

家族関係の維持に関し、ラオス民法典は様々な規定を置いている。例えば、協議離婚には、①夫婦の両親、年長者、3人以上の証人の前で離婚申請書を作成し、村長に提出、②村長による仲直りの説得、3か月以内の熟慮期間、③村長による離婚記録の作成、郡・特別区・特別市の戸籍登記官への送付という慎重な手続が定められている（ラ民 174）。

夫または妻の連れ子である継子（ラ民 213 ①）も姻族と認められ（ラ民 139[2]）、法律に別段の定めがない限り、実子および養子と同じ地位をもち（ラ民 213 ②）、扶養への権利・義務（ラ民 217, 218）をもつ。継親の死亡に際しても、相続人として（ラ民 574[1]）、その婚姻財産に対して実子・養子と平等の相続権をもつ（ラ民 577 ①[2]）¹⁰⁹。胎児も、相続に関しては、子としての相続権をもち、母がその相続財産を管理する（574[1]）。また、3年以上家庭内にいた使用人は、その主人が夫、妻、子、直系血族および傍系血族なしに死亡した場合、遺産の相続権をもつ（ラ民 583 ①）。さらに、遺言により、法定相続人以外の者を相続人とすることも可能である（573[3]・[4]）。ラオス民法典の養子縁組が、日本民法典の特別養子縁組に相当するもので、実親との関係は終了し（ラ民 205 ①）、実親の遺産の相続権はなく（ラ民 577 ①[4]）、養子であることの秘密は保護され（ラ民 204）、協議離婚の制度はないことは、前述したとおりである¹¹⁰。

家族制度の維持に対しては、村および村長の役割が重要である。ラオス民法典でも、婚姻登録のための婚姻申請書の作成と提出（ラ民 152 参照）、子が出生した際に家族の代表者が行う家族登録のための出生証明書の発行（ラ民 195 参照）、離婚の際の離婚申請書の受理と仲直りのための説得、熟慮期間を経ても仲直りできなかった夫婦の離婚登録のための離婚証明書の発行（ラ民 174）、未成年後見人の選任と監督（ラ民 222 ①・②・③）、土地使用権の売買や担保設定のための契約書への署名（村長は契約書の証明権限をもつ。ラ民 369 ③）¹¹¹、その他、村に属する家族の日常生活の維持、土地や重要な財産の取引における真実性の担保や適合性の確保には、村長が関与している¹¹²。それが可能になっているのも、現在の村が伝統的に形成されてきた村落(ban)と連続性をもっているからである。そして、複数の村落が集まって国(muang)——muang は現在の郡に相当する——が形成され、その集合体として14世紀に王国が成立した¹¹³。その後、タイ(シャム)、ビルマの侵攻、フランスの植民地支配を経て、ラオス王国として独立し(1953年)、1975年12月の人民代表大会で、王制廃止を決定し、共和制(人民民主共和国)に移行した。こうしたラオスの社会と国家の連続性の歴史を踏まえることなしに、ラオスの家族・コミュニティ(村)・国家の緊密な関係性をもつ意味と機能を正確に理解することは難しい。

であり、お互いの中に家族としての権利及び義務を生じさせるものである」(ラ民 138)。

¹⁰⁹ ただし、継子は継親の婚前財産に対しては相続権をもたない(ラ民 577 ①[3]2文)。

¹¹⁰ 前述Ⅱ2(4)(iii)参照。

¹¹¹ 実際、土地使用権の売買や担保設定の契約書には、その証明のために村長の署名を付すことにより、取引内容の真実性が担保されている。松尾=大川 2020 参照。

¹¹² このことは、複数の村における現地調査でも確認された。松尾=大川 2015: 6-9 頁, 松尾=大川 2020: 14 頁, 19-23 頁, 25 頁, 62-63 頁, 65 頁, 75 頁, 82 頁, 85 頁, 94 頁, 95-98 頁, 101-103 頁, 121-122 頁参照。

¹¹³ 松尾 2016a: 138-139 頁参照。

その一方で、ラオス社会も絶えず変化している。とりわけ、新思考（チンタナカーン・マイ）¹¹⁴として、市場と計画を融合した新たな社会主義的経済管理メカニズムの下での外国投資の増大と、市場経済の浸透には、目を見張るものがある。そこでは、企業および個人の契約に基づく経済活動の範囲が急速に拡大している。そうした動きの中から、私的自治（private autonomy）への要請がどのような形で現れ、前述した既存の伝統的社会システムおよび社会主義法制と融合してゆくかが、注目される。

8. 契約・法律行為による私的自治・意思自治の展開状況

(1) 契約・法律行為による私的自治・意思自治の現状

ラオス民法典のベースとなった1990年契約法および2008年契約内外債務法には、「契約自由の原則」（freedom of contract）——契約の締結・相手方選択・内容決定・方式等の自由を含む——を直接宣明する規定はなかった。もっとも、1990年契約法5条は、契約の（有効）要件として当事者の「自発的意思」（任意性）を定めた。これは2008年契約内外債務法10条に引き継がれ、「契約は、次の要件を完全に満たすように締結しなければならない。／1. 契約当事者による自発的意思」と規定された。しかし、ここでいう自発的意思（任意性）とは、契約当事者が錯誤、詐欺、強迫、暴力または当事者の一方的不利益を伴わずに契約締結時に合意したことを意味し¹¹⁵、契約自由の原則を表明したものではない¹¹⁶。この規定はラオス民法典に引き継がれ、「法律行為の要件」の1つとして「任意性」を要求し（ラ民17[2]）、これが「契約の要件」として引用されている（ラ民366）。

これに加え、ラオス民法典は、「民事関係における基本原則」（ラ民8）において、民事関係に参加する者が従うべき基本原則として、各人が「権利自由及び任意性を有することの尊重」を掲げ（ラ民8[1]）、「民事関係に参加する者は、国家の法令及び善良な伝統慣習に適合合致する限りにおいて、自身の権利義務を設定するあらゆる行為を任意に行う権利自由を有する」（ラ民9）とした。これは1990年契約法および2008年契約内外債務法より一歩進んで、契約自由の原則へと接近したともいえる。もっとも、ここでいう権利・義務設定行為の自由は、あくまでも国家の法令および善良な伝統慣習に当初から枠づけられており、契約自由の原則とそれに対する例外的制約という関係とはなお異なるとも解される。

契約自由の原則とは、契約の締結・相手方選択・内容決定・方式等が当事者の自発的意思に基づいて行われなければ有効でないというにとどまらず、そもそも私人間の権利・義務関係は、当事者間の自由な合意によって形成されるものであり、国家は例外的に、合理的理由と法的根拠がなければ、私人間の契約の締結・相手方選択・内容決定・方式等を規制することができないという自由主義思想に基づく法原則である。それは、私人間の法律関係は、可能な限り、各人の自由な意思に基づいて形成されるべきであるという私的自

¹¹⁴ 1986年11月、ラオス人民革命党第5回党大会の決定による。

¹¹⁵ 1990年契約法6条も同旨であった。

¹¹⁶ もっとも、「当事者の一方の不利益」を任意性の欠如の一形態とみなし、相対無効の原因とすることは、意思主義的な取扱いへの傾斜といえるであろうか。

治 (private autonomy) の原則を背景とし¹¹⁷、さらにその背景には、国家自体が社会構成員の自由な意思に基づいて形成され、維持されるべきであるとする意思自治の原則が存在する¹¹⁸。

そして、契約自由の原則の下では、民法典の規定は自ずから、強行規定と任意規定に分けられ、強行規定に反しない限り、当事者間の契約が任意規定に優先する。ラオス民法典で強行規定と任意規定との区別が明確に意識されていない理由は、契約自由の原則および私的自治の原則が生成途上にあることに起因すると考えられる。

ちなみに、ベトナムでは、1995年民法典では明確でなかった契約自由の原則を、2005年民法典が初めて、「自由で、自主的に約束し、合意する原則」として「民事権・民事義務の確立において自由に約束し、合意する権利は、法律によって保証される。ただし、当該約束・合意が法律禁則、社会道徳に違反しない場合に限る」(4①)とし、「民事契約締結の原則」として「民事契約の締結にあたり、以下の原則を遵守しなければならない。／1. 自由に契約を締結する。ただし、法律、社会道徳に反してはならない」(389[1])と定めた。2015年民法はこれらを統合し、「民事法令の各基本原則」として「2. 個人、法人は、約束、合意の自由、自主を基礎として、自己の民事権、民事義務を確立し、履行し、消滅させる。法律の禁止事項に反さず、社会道徳に反しない全ての約束、合意は、各当事者に対する履行効力を有し、他の主体により尊重されなければならない」(3[2])とした。

これに対し、ラオス民法典が契約自由の原則を宣明していないことには、理由がある。

(2) 「動機」の位置づけ

ラオス民法典は第V編「契約内債務」の第1章「一般原則」に続く第2章「契約の締結」および第3章「無効契約」で、第I編第3章における法律行為の(有効)要件に関する規定を、契約に関してリライトしつつ、契約の(有効)要件として、法律行為の(有効)要件(ラ民17)である①目的(明確、実在、適法または社会秩序に反せず、かつ実現可能。ラ民18)、②任意性(錯誤、詐欺、強迫、暴力または当事者の一方的不利益を伴わずに契約締結時に合意したこと。ラ民19)、③行為能力(ラ民20)、④形式(ラ民21)の4要件を確認することに加え(ラ民366①)、⑤「法律に適合した動機」をも挙げている(ラ民366②)。ここでは、任意性が形式と対等の要件として定められている(この点は、法律行為一般の要件と共通である。ラ民17)とともに、「法律に適合した動機」が契約の要件には付加されている(366②)。「契約の動機」とは「契約の締結を促し、契約当事者をして権利及び義務を履行させるに至ったもの」であり(ラ民368①)、「契約の動機は、存在し、かつ合法的でなくてはならない」(ラ民368②)。そして、契約の要件に適合しないものは「無効な契約」(376①)であるが、絶対無効の4事由(ラ民376③、26、23①)にも、相対無効の5事由(ラ民376④、27、24①)にも、動機は挙げられていない¹¹⁹。契約の要件と

¹¹⁷ 幾代1988:191頁。

¹¹⁸ もっとも、ドイツに発して展開された私的自治の原則と、フランスに発して展開された意思自治の原則は、それぞれの意味についても、両者の関係についても、捉え方は一様でない。星野1984:335-386頁参照。

¹¹⁹ 2008年契約内外債務法10条(契約の要件)も契約の要件として、①任意性、②行為能力、③目的物の

しての「動機」(ラ民 366 ②, 368) は、「原因」, 「理由」とも訳される用語であり, 1990 年契約法 5 条・9 条および 2008 年契約内外債務法 10 条 4 号・14 条を承継したものであり, フランス民法の原因(コーズ)の理論に由来するが, フランスでも契約の有効要件としてのその要否については見解が分かれている¹²⁰。ラオス民法典も合法的な動機(原因, 理由)の欠如の効果を曖昧にしたままで, 歴史的遺産を残す形になった。ここには, 契約およびそれを含む法律行為の有効要件の法理を体系的に整序する余地が残されている。動機(原因, 理由)が意思決定プロセスの問題であるとするれば, 契約ないし法律行為の要件として表意者の「意思」をどう捉えるかという点が重要になるであろう。

(3) 法律行為・契約における意思と形式

契約およびそれを含む法律行為の要件としての意思との関係でより重要なのは, 形式(ラ民 17[4], 21, 369。前述(2)④)の必要性である。この点も, 契約自由の原則, 私的自治の原則および意思自治の原則の展開状況と表裏一体だからである。なぜなら, 契約自由・法律行為自由の原則は, 契約・法律行為の方式の自由も含むからである¹²¹。ちなみに, 1990 年契約法 10 条は「契約は書面により作成されなければならない。使用貸借契約を除き, 5,000 キップ以下の契約は, 口頭でこれを行うことができる」とし, 書面契約が原則で, 口頭契約は例外という関係であった。これに対し, 2008 年契約内外債務 15 条は「契約は文書, 口頭又はその他の形式によって締結することができる」とし, 原則として文書によって契約しなければならないが, 「ただし, 私人の間で締結した契約は, この限りでない」として, 口頭契約が認められる範囲を広げた。これを受けて, ラオス民法典は, 法律行為ないし契約は法律の規定に従い, 「文書, 口頭又はその他」によって行われるとし, 意思と形式に同等の比重を置き, どちらが原則かは明示していない(ラ民 21)。

ラオス民法典は, 契約の要件として書面を要求する場合がある。すなわち, ①サオスー契約(ラ民 414 ③), ②動産の贈与で登記を要するもの(ラ民 420 ②), ③不動産の贈与(ラ民 421 ②), ④消費貸借(ラ民 430 ⑤), ⑤貸貸借(ラ民 434 ⑥), ⑥コンセッション(営業許可)契約(ラ民 439 ②), ⑦保険契約(ラ民 465 ③)である。これらの契約に書面を要求する理由は, 契約の成否ないし内容をめぐる紛争が実務上多いことから, 紛争予防として形式が要求されるという点にある¹²²。そうであるとするれば, 原則は口頭でも有効に成立

明確・現実性・合法性, ④動機の合法性および⑤形式を挙げ, 同法 18 条(無効な契約)は「無効な契約は, 本法第 10 条に定める要件を欠いて締結された契約である」としていたが, 同法 20 条の確定無効(絶対無効)の 4 事由にも, 同法 19 条の不確定無効(相対無効)の 5 事由にも合法的な動機の欠如は挙げられていなかった。

¹²⁰ 野澤 2012: 958 頁, 野澤 2015: 138 頁。ちなみに, フランス民法に由来する規定として, ①動機(原因, 理由)のほか, ②契約の絶対無効と相対無効の区別(ラ民 22 ②, 23, 24, 26, 27, 376 ②), ③契約の効力(ラ民 375 ①・②), ④契約の相対効の原則(ラ民 404)等が見出される(野澤 2012: 958-960 頁, 野澤 2015: 138 頁, 入江 2019b: 86 頁参照)。このうち, ③・④は新設規定であり, ③はフランス民法典(2016 年改正前 1134 条[合意], 1135 条[合意による義務の範囲]), ④はフランス民法典(2016 年改正前 1165 条[契約の相対効])を参照している。前述 II 2 (6) (ii) 参照。

¹²¹ 日本民法典 521 条, 522 条 2 項参照。

¹²² 例えば, 金銭消費貸借が典型例である。当事者が返還の期限を定めなかったときは, 貸主(債権者)はいつでも履行請求できるが, 債務者は, 債権者が履行請求した日から 15 日以内に履行する義務を負う(ラ民 430 ②, 380 ②)。

する諾成契約であるが、紛争予防等の法政策的な理由に基づいて法律が書面等の形式を要求するといった形で、形式要求の意味を説明することも可能であろう。こうして、ラオス契約法は形式主義から意思主義に向かって漸進的に変化しているとみることができる。

9. 所有権移転の引渡主義と意思主義の萌芽

契約ないし法律行為の要件としての形式をめぐる形式主義から意思主義への漸次的移行は、所有者の意思に基づく所有権移転の要件にも表れている。ラオス民法典は、所有者の意思に基づく所有権の取得につき、つぎのような規定を置いている。

292 条（所有権の取得）

①所有権の取得は、物の適法な引渡し及び／又は受領の時に生じる。

②所有権は契約に基づいて物の引渡し及び／又は受領の前に取得することも可能である。

③物が登録しなければならないものであるときは、所有権は既に引き渡されていたとしても登録の日から取得される。

このラオス民法典 292 条 1 項～3 項の規定は、1990 年所有権法 28 条 1 項 1 文、2 文および 2 項を承継している。① 292 条 1 項をみると、所有権譲渡の引渡主義をとっていることが分かる。②もつとも、同 2 項をみると、当事者間の契約により、引渡しがなくとも所有権を移転させることができるという意味で、意思主義をとっているようにみえる。③ただし、土地、自動車等、登記・登録しなければならないものは、登録によって所有権が取得される。

したがって、登記・登録すべき財産の所有権については、登記・登録により、その時点で所有権が移転するという意味で登記・登録主義をとっている。しかし、登記・登録制度がない財産については¹²³、意思主義が妥当すると二元的に考えてよいかというと、問題がある。それは、ある財産について当事者間で所有権譲渡の合意が行われたが、その後に譲渡人が同財産を第三者に譲渡する合意をし、引き渡してしまった場合、誰が所有者になるかという場合に顕在化する。例えば、A が所有する家具 α を B に 50 万キープで売却し、所有権移転の合意をして B から代金を受領し、2 日後に B が引き取りに来ることになったが、翌日、A は C から請われて家具 α を 60 万キープで売却し、引き渡してしまった場合、B は C に対し、所有権に基づく返還請求（ラ民 334）をすることができるか。家具 α の引渡しによって所有権が移転するとすれば（引渡主義。ラ民 292 ①）によれば、B はまだ所有者ではなく、所有権に基づく引渡請求はできないが、契約によって引渡前に所有権を移転でき、その旨の合意があったとすれば、それによって所有権は A から B にすでに移転している（意思主義。ラ民 292 ②）。したがって、この場合、B は C に所有権に基づく返還請求ができることになる。

なお、この事案では、所有権移転の合意をした A が、2 日後に B が取りに来ることを承諾した時点で、占有改定による引渡し（ラ民 245[2]2 文、296）があったともいえる。その

¹²³ なお、登記・登録制度があるが、登記・登録していない財産をどう取り扱うべきかも問題になる。「物が登録しなければならないものであるときは」（ラ民 292 ③）の解釈によるが、登記・登録制度の趣旨に鑑みて、財産の登記・登録が行われ、先に登記・登録の移転を受けた者が所有権を取得すると解すべきであろうか。

場合には、引渡主義（ラ民 292 ①）によるとしても、Bが所有権を取得していることになる。このように、占有改定（ラ民 245[2]2 文, 296）、簡易の引渡し（ラ民 245[2]1 文, 295）、指図による占有移転（ラ民 245[2]3 文, 297）という観念的引渡しを認めている場合には、観念化された引渡主義と意思主義の差はさほど小さくなく¹²⁴、問題の解決の帰結もかけ離れたものとはならない¹²⁵。

一方、登記主義についても、問題がないわけではない。例えば、登記すべき財産である土地使用権について、Aが保有する土地使用権をBに売却することにし、売買契約書および登記申請書を作成し、公証事務所の公証を得て、署名も完了し、Bは代金を支払い、Aの土地使用権の権限証書も受領して、登記所に提出するばかりになっていた¹²⁶。この時点でAが死亡し、C1・C2・C3が相続したとする。この場合、Bは土地使用権の取得を登記するための前記書類を登記所に提出し、AからBに土地使用権が移転した旨の登記（権利移転のプロセスは、A→Bとなる）をすることができるかが問題になりうる。あるいは、Aが死亡した時点で土地使用権はまだB名義に登記されておらず、C1・C2・C3がAの土地使用権を相続したので、C1・C2・C3がAB間の売買契約上の売主の地位を相続し、改めてAの土地使用権をC1・C2・C3が相続した旨の登記をし、登記申請書等の書類を作成して登記所に提出し、C1・C2・C3からBに土地使用権が移転した旨の登記（権利移転のプロセスは、A→C1・C2・C3→Bとなる）をしなければならないであろうか。これは、売買契約・公証・登記申請書の作成から、提出までの間には一定の時間的間隔がある以上、登記主義をとる場合には必然的に生じる問題であるともいえる。これは、登記手続に関する土地法およびその関連法令にも関わる問題である。この問題の核心は、AB間で、単なる売買契約（土地使用権を移転することを売主に義務づけるいわゆる債権契約）にとどまらず、土地使用権を譲渡するという合意（いわゆる物権的合意）が成立し、登記申請書も作成された取得者の地位をどのように保護すべきか、という問題である。その意味では、登記・登録すべき財産は、登記・登録によって権利が移転するという、一見簡明で問題がないようにみえる登記主義（一種の形式主義）にも、当事者間の（いわゆる物権的）合意をどのように保護すべきかという、意思主義の問題を無視することができないという問題があることを示唆している。

では、ラオス民法典では、債権契約と物権的合意はどの程度区別されているのであろうか。この問題は、物権と債権の区別にも通じる問題である。

10. 物権と債権の区別

¹²⁴ 差が出るとすれば、観念的引渡しをしておかなかった場合にとどまることになる。

¹²⁵ なお、ラオス民法典は、占有の観念的移転（ラ民 245）と所有権の移転を生じさせる引渡し（ラ民 292 ①）の一方法としての観念的引渡し（ラ民 295, 296, 297）を別個に規定している。これは、一見屋上屋を重ねているようにもみえる。しかし、ラオス民法典が所有権移転の引渡主義をとる以上（ラ民 292 ①）、所有権移転を生じさせる引渡しを規定したとも考えられる。また、占有と所有の区別を徹底しようとしたものとも解されようか。

¹²⁶ 土地使用権の売買等の取引のプロセスにつき、松尾＝大川 2020: 59-99 頁参照。

物権と債権の区別は、パンデクテン体系の重要な特色の1つである。しかし、物権と債権を概念的に区別し、かつその区別を実質的にどこまで徹底するかは一様ではなく、重要な意味をもつ。ラオス民法典第IV編「物、所有権及び物に対するその他の権利」と第V編「契約内債務」・第VI編「契約外債務」は、物権編と債権編に相当するとみることでもできる。もっとも、「物権」(real rights, Sachenrechte)と「債権」(claim rights, Forderungen)に相当する抽象的法概念は、まだ用いられていない。

また、第V編の契約内債務の規定の中には、物権変動に関する規定が存在する。例えば、売買契約について定めたラオス民法典406条は、1項～4項は売主・買主間の債権・債務を定めた規定であるのに対し、5項1号～3号は買主が何時所有者になるかを定めたものであり、所有権移転(物権変動)に関する第IV編の292条1項～3項を売買についてリライトしている。もっとも、その内容は全く同じではない。406条5項2号は「合意に基づき、売主が未だ物を引き渡していなくとも買主が金銭を支払ったときから又は買主が未だ金銭を払っていなくとも売主が物を引き渡したときから」、買主は購入物の所有者となると規定している。292条2項との違いは、売買においては代金の授受があることから、買主が代金を支払ったときは、所有者になるという規定を追加したものである。もっとも、この規定が任意規定であれば、登記・登録を必要としない物については、引渡しがなくとも、当事者間の契約で所有権の移転(時期)を定めることができるという意味で、292条2項との間に実質的違いはない。しかし、ラオス民法典では任意規定と強行規定の区別が明確でなく、406条5項2号も任意規定とはいいい切れない場合は、406条5項2号は、売買契約による所有権の移転時期について、292条2項の特則を「契約内債務」において定めたことになる。したがって、この問題は、任意規定と強行規定に関する法理の発展に依存するとも考えられる。

ラオス民法典406条1項によれば、「売買契約とは、売主が物(サップシンコーン)¹²⁷を渡して買主の所有とする義務を負い、買主は物を受け取らねばならず、合意した代金を支払う義務を負うという契約当事者の合意である」。これは、売主に売買目的物の所有権移転義務と引渡義務を負わせ、買主に目的物受領義務と代金支払義務を負わせる債権契約としての売買契約の定義である。これと所有権移転行為に関する406条5項が区別されているという意味では、債権契約と物権行為が区別されているということができる。

仮にそうであるとすれば、売主がまだ所有権を取得していない物を売買契約の目的物とすること(他人物売買)も有効になるはずである。もっとも、この点は、条文上は必ずしも明確ではない。というのも、406条2項1文は「売主は自身の所有するいかなる物をも売ることができる」と定め、他人物売買契約がされた場合、それが有効かどうかを明確にしていないからである。それに続く406条2項2文は「買主に売った物が裁判所の判決又は経済紛争解決機関の判断により没収されたときは、売主は買主に損害を賠償しなければならない」とする。これが、(a)売買契約の有効を前提とした債務不履行責任としての損害

¹²⁷ なお、406条1項の「物」(サップシンコーン)が有体物を意味するのに対し、406条5項3号は「登録をしなくてはならない物(サップ)は…」としており、両者の関係が整合的か、確認が必要である。

賠償責任（ラ民 392, 394）を再確認したものなのか、(b) 他人物売買契約の無効を前提とした、いわゆる追奪担保責任を定めたものなのか、解釈の余地がある¹²⁸。

何れにせよ、(売主以外の) 他人の物とは知らずに買った者からさらに転得した善意の第三者の保護についても、同じく第V編の409条が定めている。例えば、AがXの所有物につき、Xから所有権を取得しないまま、Bに50万キープで売却して引き渡し、BがこれをCに60万キープで売却した場合、XがCに所有権に基づく返還請求したときは、善意のCはXに対し、60万キープが「購入時の市場に照らし適正な価格」であれば、その填補を請求できる（ラ民409①）。これも物権変動に関する規定であるが、第IV編の243条（権原なく占有する物の返還）が定める善意で権原なしに他人の動産を占有した者が所有者から返還請求を受けた場合の価額補填請求の売買における特則という位置づけになる。

物権と債権の区別という観点からは、ラオス民法典では、「売買（による所有権＝物権取得）は賃貸借（による賃借権＝債権）を破らない」原則がとられていることが興味深い。すなわち、「賃貸人が賃貸物を他人に贈与又は売却した場合は、その賃貸借契約は、新しい所有者たる受贈者又は買主に対して引き続き効力を有するが、賃貸人は、その物を賃借人が使用している旨を、新しい所有者に通知しなければならない」（ラ民437）¹²⁹。これは、1990年契約法52条、2008年契約内外債務法62条を承継するものであり、ラオス民法典もまた物権・債権「峻別」論はとらないことを意味している。

しかし、すでにみたように、条文の位置にもかかわらず、ラオス民法典は債権契約と物権行為を実質的には区別しており、今後、物権と債権の区別の法理が展開される素地が形成されつつあるとみることができる。

11. 市場取引の進展と第三者保護による取引安全の確保

ラオスが「社会主義市場経済」（憲法13）を採用し、民法典がその重要な制度基盤であるとするれば¹³⁰、市場取引を安定化し、活性化させるために、善意の第三者保護を通じた取引安全の確保が、重要な課題になる。もっとも、この点に関してラオス民法典が提供するものは、まだそれほど多くない。1990年所有権法、1990年契約法、2008年契約内外債務法の段階から存在するものとして、他人の所有物を善意で購入した者に対し、所有者から返還請求を受けた場合の適正代価の填補請求（ラ民243, 409）がある¹³¹。これに加え、ラオス民法典は新たに、相対無効の法律行為の取消しに対する「善意の第三者」の保護（ラ民28④）、代理権をもたない者の相手方または代理権の範囲を越えて行為した代理人の相手方の保護（ラ民40②, 41②）、担保物を「善意」で購入または賃借した者の担保権の実行からの保護（ラ

¹²⁸ この論争は、ラオス民法典406条の前身である契約内外債務法39条の段階から存在していた。松尾2013: 170頁。

¹²⁹ 本条2文の通知義務違反の効果に関しては、ラオス民法典406条3項が定めている。

¹³⁰ 前述5参照。

¹³¹ もっとも、ラオス民法典は、善意取得者の保護を動産の取得者に限定することに改めた（ラ民243①, 409①）。

民 514) を設けた¹³²。

今後は、市場取引の拡大に伴い、例えば、善意取得者の所有者に対する代価填補請求を超える、所有権取得の承認等が議論されることが予想される。

さらに、現時点では債権譲渡は譲渡人が譲受人に債権の証書を引き渡すことによって行われるが（ラ民 401 ②）、債務者に知らせずに行うことができることから、債務者への問合せ等を通じた公示システムがない。また、ラオス民法典は新たに債権譲渡の禁止特約を有効としたが（ラ民 401 ①）、この特約も公示されないことから、それを知らずに債権譲渡を受けた善意の譲受人を保護する制度は存在しない。この点も、今後、債権譲渡や、債権譲渡の形式を用いた債権譲渡担保による金融の需要等、債権の流動性を高めることへの要請が高まるに応じて、善意の第三者保護が問題になることも予想される。

12. 金融取引の活性化と債権担保制度の編成

(1) 1つの物に対する複数担保権の設定の規制

ラオス民法典は、1つの物に複数の債権者のための担保を設定するためには、①その物が、債権者および債務者の合意に基づき、または関連する組織または機関による物の評価に基づき、最初の担保設定当時も、現在の担保設定の時も、総債務額を上回る価値をもつ物でなければならないとする（ラ民 523 ② [2]）。また、②最初の債権者および後順位の債権者のそれぞれの担保契約において、担保物の「残高額」を規定または特定しなければならない（ラ民 523 ② [3]）。③担保を設定した債務者は、新しい債権者が債務者に関する追加担保について検討するため、最初の債権者に対しては追加担保について、新しい債権者に対しては以前の担保について、少なくとも 15 日前までに書面で通知しなければならない（ラ民 523 ② [4]）¹³³。これは、担保権の実行手続がまだ十分に整備されておらず、適正な評価による担保権者への実効的な弁済が必ずしも確保されていない現状において、被担保債権が増大して担保割れを起こし、債権者間に紛争を生じさせる事態を予め回避する目的があるとも考えられる。しかし、そうした規制が担保目的物の価値を最大限利用することへの担保目的物の所有者の利益の実現、延いてはそれによる社会的利益の最大化を妨げている面もある。したがって、担保物の効率的活用による金融需要の増大により、担保権実行手続の効率化と相俟って、制度変化が生じる可能性がある。

(2) 抵当不動産の売買等の禁止

抵当権設定者は抵当不動産を売却、贈与または交換する権利をもたないとされ、違反があった場合、「抵当権者はその物を取り戻すべく追跡し請求する権利を有する」（ラ民 550 ③）とされる¹³⁴。この規制も、債権者にとって、新たな所有者による抵当不動産の管理不全、抵

¹³² これらの保護規定における「善意」の意味については、解釈上（さらに立法上）明確にする必要がある。占有者の「善意」は（「悪意」が有過失を含むことから。ラ民 237 ②）実質的に善意かつ無過失を意味する（その推定に関し、ラ民 237, 239 参照）。

¹³³ なお、同様の規制が、2015 年ベトナム民法典 296 条にある。

¹³⁴ これは、2008 年担保取引法 25 条 2 項を承継するものである。

当権の実行妨害等による抵当不動産の担保価値の低下を懸念することによるものとも考えられる。しかし、抵当不動産の流動化による価値の増加の可能性も否定できない。そこで、今後は、抵当権の実行手続の効率化とともに、代価弁済や抵当権消滅請求の制度¹³⁵を導入すること等により、こうした規制を緩和する方向への制度変化の余地があると考えられる。

13. 相続による権利の帰属と承継

ラオス民法典は、一方で、①「相続」（遺産承継の意味）の「開始」は「遺産所有者」が「死亡した日時から」「起算する」（ラ民 568 ← 2008 年相続法 6）と定めている。他方で、②相続権を有する者は、遺産所有者の死亡後何時でも「相続開始」（遺産承継の開始）を申し立てる権利をもつ（ラ民 606 ①本 ← 2008 年相続法 38 ①）。ただし、この「相続開始」は別段の定めが遺言または（共同相続人間の）合意にあるときはその限りでない（ラ民 606 ①但 ← 2008 年相続法 38 ①）。また、相続権を有する者が未成年であるときは、その者が成年に達するまで「相続の開始」を停止することができる（ラ民 606 ②前段 ← 2008 年相続法 38 ②）とされている。

これら一見すると意味が異なると思われる「相続開始」の文言を用いることによる混乱を回避するために、②の「相続開始」（ラ民 606）は「遺産分割の申立て」の意味であると理解し、その旨の文言修正が行われた民法典草案が、国民議会で承認された。しかし、その後、公布・施行までの間に、「相続開始」の文言に戻された。

また、一方では、相続人に分割される遺産は、[1] 葬式埋葬の費用、[2] 遺産所有者の負債、[3] 相続費用・遺産の維持管理・税金・その他の費用を差し引き、残ったものであるとする規定（ラ民 570）、および共同相続人は、遺産分割の前に、遺産所有者の財産目録を作成し（ラ民 607 ①）、「収支の清算が完成した後」、当該物を各人の相続分の割合に従って分割するとの規定（ラ民 607 ②）等、清算主義をとることを前提としていると解される規定がある。

しかし、他方では、共同相続人は、「自身が受け取る相続分を超えない範囲で遺産所有者の負債を支払う責任を負う」とし、遺産分割前に各共同相続人が相続債務を積極財産の範囲で承継する旨の規定（ラ民 625 ①）もある¹³⁶。

これらも遺産の分割・承継に関する議論と相続の承認に関する議論とを混同している可能性があり、相続をめぐる基本概念の理解に混乱がみられると指摘されている¹³⁷。

たしかに、被相続人の死亡から遺産分割までの遺産の帰属状態につき、日本民法典の当然承継主義（被相続人の死亡と同時に、その一切の財産が、相続人に相続分に従って共同相続される。898）を前提にして、そのような分析視角からみると、ラオスの相続法では遺産所有者の死亡から遺産分割までの遺産の帰属が不明であり、ラオス法の相続概念と相続ルールには混乱があるようにみえる。しかし、翻って、「相続」とは元来一定の時間的間

¹³⁵ 日本民法典 378 条（代価弁済）、379 条～386 条（抵当権消滅請求）参照。

¹³⁶ しかしまた、被相続人の債権者は、遺産が分割された後でも、相続人の 1 人に全額の支払を請求することができ、これを支払った相続人は、自己の負担割合を超えて支払った場合に、他の相続人に対してその負担割合に相当する求償ができる（ラ民 625 ③）旨の規定もある。

¹³⁷ 入江 2019b: 91-92 頁。

隔をもったものであり、被相続人（遺産所有者）の死亡から、遺産が相続人に分割されるまでのプロセスを指すものであり、ラオス法の「相続」（スープトート）＝「遺産承継」もそのような一連のプロセスを意味する幅をもった概念であるとするれば、ラオス民法典の相続概念や相続ルールがただちに混乱や矛盾をしているとはいえない可能性もある。もちろん、そこには権利の帰属と移転をめぐる法概念やルールをより明確なものにする余地はある¹³⁸。ここでもまた、相関的・動態的法観念の視点から、ラオス民法典を読み解くことが求められているかも知れない。ラオス民法典は、2008年相続法を承継し、特色ある制度を定めている。例えば、遺言により、法定相続人以外の者を相続人とすることも可能であること（573[3]・[4]）、胎児も子としての相続権を認められ、母がその相続財産を管理すること（574[1]）、継子は継親の死亡に際しても、相続人として（ラ民574[1]）、その婚姻財産に対して実子・養子と平等の相続権をもつこと（ラ民577①[2]）、3年以上家庭内にいた使用人は、その主人が夫、妻、子、直系血族および傍系血族なしに死亡した場合は、遺産の相続権をもつこと（ラ民583①）、被相続人の婚前財産と婚姻財産とで共同相続人の相続分が異なること（ラ民576, 577, 580）、いわゆる遺留分に関し、遺言による財産処分の制限・処分可能割合は、被相続人の子の数によって変わること（ラ民592①）、遺留分の範囲が比較的大きいこと（ラ民592, 602[4]）¹³⁹、その一方で、特別受益の持戻しの制度がないこと（ラ民598）等である。

14. グローバル化への対応

グローバル化のインパクトは、取引費用の削減、良い統治を通じた個人の権利保障の強化、多文化主義の推進、国際協力の促進等、様々な面に及ぶ¹⁴⁰。ラオス民法典もまた、その制定プロセスの段階から、現在に至るまで、そうしたグローバル化の影響を受けてきた。

例えば、家族法に関しては、一夫一婦制（ラ民142, 150[3]）、婚姻年齢（18歳。ラ民150[1]）、近親婚の禁止範囲（ラ民151[2]）等につき、地方の少数民族の間では、これらと異なる慣習が存在するにもかかわらず、慣習（ラ民6参照）によることを認めなかった¹⁴¹。これはグローバル化の規範的含意の1つである多文化主義に反することにならないと考えられる。なぜなら、多文化主義は、全ての人々の尊厳と幸福への平等な配慮という普遍的価値に根拠づけられた規範であり、ある文化的共同体がもつ独特な慣習が個人の尊厳と幸福に反する帰結に通じるときは、例外を正当化するものではないからである¹⁴²。

また、契約法に関しては、国際物品売買契約に関する国際連合条約（CISG: 1980年）、国際商事契約原則（PICC: 1994年, 2004年, 2010年）等、契約の尊重（favor contrac-

¹³⁸ 2020年8月17日のラオス民法典AG会合（第47回）でも、ラオス最高人民裁判所裁判官のチャントリー氏から、ラオス民法典606条の「相続開始」（遺産承継の開始）が遺産の調査、財産目録の作成、遺産分割の申立て等を含む意味をもちうることが示された。

¹³⁹ なお、この規制は、贈与にも及ぶ（ラ民419）。

¹⁴⁰ 松尾2009: 17-20頁。

¹⁴¹ 婚姻年齢に関する例外の慣習を許容した1990年家族法の規定は、2008年家族法で削除され、ラオス民法典もこれを承継した。入江2019b: 82-83頁。

¹⁴² 松尾2009: 19頁。

tus)——契約の成立・有効性・効力・解除等が問題となる各場面で、可能な限り契約が有効に存在するという解決を優先する思想¹⁴³——、それに基づく契約規範の統一化等による取引費用の削減が進展してきた。ラオス民法典は、1990年契約法、2008年契約内外債務法の段階から、この意味でのグローバル化の規範を積極的に取り込んできた。契約において価格が明確でない場合の補完（ラ民379②）、契約の請求力と強制力の承認（ラ民375①）、履行の強制の承認（ラ民392, 393）、契約履行の困難についての通知（ラ民386）、契約履行の停止（ラ民387）、売買目的物が契約内容に適合した品質を備えていない場合の責任（ラ民407）等がある。その一方で、契約の成立要件としての比較的広範な書面要求¹⁴⁴、承諾期限を定めない申込みに対する承諾による契約の成立時期（ラ民371①）等、ラオス民法典独自の規範を維持しているものもある。これらについても、今後グローバル化規範の影響の下、制度変化の余地がある。ただし、グローバル化は民法典の国際的に統一化に直結するものではない。なぜなら、それが取引費用の削減に通じるとは限らず、むしろ、一定の規範の統一化を進めつつ、各国の歴史と現状に適合した民法典こそが、取引費用の削減の面からも、個人の権利保障の強化の面からも、多文化主義の面からも、グローバル化の規範的含意に叶うものだからである。

IV ラオス民法典の将来と法整備協力の課題

1. ラオス民法典の課題

以上の考察から、ラオス民法典のさらなる発展に向けた課題は、大きく分けて2つあるといえることができる。

(i) 第1に、現在の社会状況を前提にして、すでに規定が必要であると考えられるものについての補充の準備を始めることである。これをできるだけ漏れなく確認し、新规定の位置を検討するツールとして、パンデクテン体系の長所、とりわけ、より一般的規定から特殊的规定への配列確認が、最大限活用されるべきであろう。

例えば、第I編「総則」の規定については、法律行為を構成する「意思表示」（いわば法律行為のエンジン）の詳細ルールに立ち入り、より分析的に必要な規定を確認する余地がある。すなわち、意思能力の定義と意思能力を欠く法律行為の効果、意思表示の到達、意思表示の受領能力等についての規定である。そして、意思と表示の関係について、両者がずれた場合の処理に関する規定を体系的に捉えることも重要である、特にすでに規定がある錯誤（動機の錯誤も）、詐欺、強迫、暴力、一方的不利益の要件をさらに詳細に規定すること等が考えられる。その際、詐欺、強迫、一方的不利益等との関係で、消費者保護の要素をどのように要件化すべきかも、検討課題に入ると考えられる。

第II編「人及び法人」では、例えば、胎児の法的地位を包括的に検討し、必要な規定を置くことも、パンデクテン体系の視点からの課題といえる。また、行為能力の限定または喪失の確認の判決を登録して容易に証明する制度も整備する余地がある。

¹⁴³ 松尾2012b: 11頁。

¹⁴⁴ 前述Ⅲ8（3）参照。

法人の代表者（ラ民 112）が定款違反の行為をした場合、善意の相手方をどのように保護すべきか等の規定を置くことも、すでに検討の余地があるであろう。

第Ⅳ編「物、所有権及び物に対するその他の権利」では、例えば、引渡主義と意思主義との関係について、二重売買がされた場合に買主による所有権取得の優劣をどのように決定すべきか、ルールを明確にする必要がある。また、共同所有権に関して、所有権以外の権利の準共有等の規定を置く余地がある。

第Ⅴ編「契約内債務」については、債権総論に関して、例えば、債権の消滅のうち、更改、混同等の規定を検討する余地がある。また、多数当事者の債権関係として、不可分債権・債務、連帯債権・債務について、技術的規定の設置を検討する余地がある。

契約総論に関しては、契約の（有効）要件として挙げられている動機（ラ民 366 ②, 368）の意義とそれを欠く場合の契約の効果につき、法律行為の（有効）要件（ラ民 17）との体系的関連性（ラ民 366 ①）を再確認しつつ、契約法理に遡り、より明確にする必要がある。また、双務契約に共通するルールとして、既存の履行停止（不安の抗弁。ラ民 387）の前に同時履行の抗弁を、また、その後には危険負担の規定を置く余地がある。

契約各論に関しては、例えば、運送契約、保険契約等との関係で、商法（商行為法）と民法の関係を検討する必要がある。

第Ⅵ編「契約外債務」については、不法行為の帰責原理について、落ち度を根拠とするものと、そうでないものの体系的振り分けを確認し、バランスを失っていないかを確認する余地がある。例えば、父母・後見人・管理者の責任（ラ民 487）において、免責規定を置く必要がないかどうか、それが絶対的責任か、これら監督者の落ち度を理由とする責任か、再検討する余地がある。

第Ⅶ編「担保」においては、先取特権（ラ民 515～517）の体系的充実、担保権の類型について、留置権、所有権留保、譲渡担保について検討すること、さらには動産担保登録制度の拡充について検討する余地がある。

第Ⅷ編「相続」では、被相続人の死亡から遺産分割の終了までにおける遺産の帰属と移転のプロセスを、被相続人の債権者、相続人の債権者との関係も踏まえて、体系的に明確にする余地がある。しかし、その際には、当然承継主義か清算主義かという形で二者択一的に枠づけるのではなく、ラオスの市民が「相続」＝遺産承継をどのようなものと考えているかを踏まえたうえで、ラオスの相続概念に相応しい権利承継ルールを見出してゆく必要がある。

(ii) 第 2 の課題は、民法典施行後におけるラオス社会の変容を絶えず確認しながら、それとの適合性を確認しながら、必要な規定の見直しを図っていくことである。

例えば、第Ⅲ編「家族」における婚約（ラ民 145, 146）、婚姻申込（ラ民 147, 148）、婚前交渉（ラ民 149）、結婚式（ラ民 153）等の規定の内容につき、社会における慣行および市民の意識ならびに行動形態の変化に照らして、社会実態への法律制度の適合性を絶えず確認し、必要な改正を検討する必要があるであろう。

また、この観点からは、私的自治の進展に伴って生じる市民の法意識や行動様式の変化

に照らして必要となるであろう制度改正の余地がある。私的自治の進展に従い、民事関係における権利・義務の創設に対する国家の役割にも変化が生じ、私法の色采の強化も考えられる。その場合、民法典における任意規定と強行規定の明確化も求められよう。

また、市場取引の進展に適合した善意の第三者保護の充実の必要性、担保金融の拡大に適合した同一物への複数担保権の設定規制や、抵当不動産の流動性の促進がある。後者に関して、代価弁済や抵当権の消滅請求の制度創設は、あるいはすでに第1の課題に入るともいえるかも知れない。

2. 法整備協力の課題

ラオス民法典の施行をもって、ラオスと日本の法整備協力はゴールを迎えたわけではない。なぜなら、日本の民法典もラオスの民法典もけっして完成しているわけではないからである。そもそも、本稿で基礎的視角に据えてきた相関的・動態的法観念によれば、社会が絶えず変化している限り、民法改正にも終わりはない。その意味では、ラオスと日本の法整備協力は、施行された民法典に対する社会からのフィードバックとそれを踏まえた改正に関して、相互に知見を提供し合う新たな局面に入ったというべきであろう。

もっとも、その際に特に注意しなければならないことは、自国の民法典の枠組みや視点から、相手国の民法典のあり方や発展方向を枠づけるような見方をすべきでない、ということである。例えば、相続による権利承継についての日本の当然承継主義の目で、ラオスの相続による権利帰属や権利移転のプロセスを評価することは、必ずしも妥当でない。

自国の法整備の経験を踏まえ、相手国の法整備の順序とペースを熟慮しながら、法制度の改革を進めるための国際協力はどうか、常にこのことを念頭に置くことにより、相互にとってより生産的で創造的な法整備協力が可能になるものと思われる。

〔参考文献〕

- 鮎京正訓『法整備支援とは何か』（名古屋大学出版会、2011）
- 幾代通『民法総則（第2版）』（青林書院、1988）
- 伊藤淳「ラオス六法作成を通じて考えた「法令外国語訳」の難しさ及び面白さ」ICD NEWS 81号（2019年12月）
- 伊藤淳「ラオスの法学教育と法曹養成研修の現状と課題 ～ラオス法学の誕生を目指して～」ICD NEWS 82号（2020年3月）
- 入江克典「ラオス民法典の概要（総論）」ICD NEWS 79号（2019a）29-40頁
- 入江克典「ラオス民法典の概要（各論）」ICD NEWS 80号（2019b）78-95頁
- 入江克典「ラオス民法典起草におけるドナー調整事例の紹介」ICD NEWS 81号（2019c）40-50頁
- 大川謙蔵「ラオスにおける民法典編纂と法整備支援 総則、人・法人」比較法研究 77号（2015）111-119頁

- 佐竹亮＝鈴木一子「ラオス民事判決の改善」ICD NEWS 80号（2019年9月）
- スミス， アダム・／水田洋訳『法学講義』（岩波文庫， 2005）
- 西希代子「ラオスにおける民法典編纂と法整備支援 家族， 相続」比較法研究 77号（2015）
120-127頁
- 野澤正充「ラオスの契約法と日本民法（債権法）の改正」小野秀誠＝滝沢昌彦＝小粥太郎
＝角田美穂子編『松本恒雄先生還暦記念 民事法の現代的課題』（商事法務， 2012）951-
968頁
- 野澤正充「ラオスにおける民法典編纂と法整備支援 契約及び契約外債務， 人的担保」比
較法研究 77号（2015）137-144頁
- ノース， ダグラス・C・／竹下公視訳『制度・制度変化・経済成果』（晃洋書房， 1994）
- ノース， ダグラス・C・／滝澤弘和＝中林真幸監訳『制度原論』（東洋経済新報社， 2016）
- 野村豊弘「ラオスにおける民法典編纂と法整備支援 コメント」比較法研究 77号（2015）
145-149頁
- 法務大臣官房司法法制調査部監修『日本近代立法資料叢書 13』「民法主査会議事速記録」（商
事法務研究会， 1988a）
- 法務大臣官房司法法制調査部監修『日本近代立法資料叢書 14』「法典調査会・民法整理案」，
「法典調査会・民法整理会議事速記録」（商事法務研究会， 1988b）
- 星野英一「意思自治の原則， 私的自治の原則」星野英一編集代表『民法講座 1』（有斐閣，
1984）335-386頁
- 松尾弘「不動産譲渡法の形成過程における固有法と継受法の混交（3・完）——所有権譲
渡理論における『意思主義』の歴史のおよび体系的理解に向けて（Ⅱ）——」横浜国際経
済法学 4巻 1号（1995）103-165頁
- 松尾弘「法整備支援における民法典整備の意義と課題」慶應法学 4号（2006）31-62頁
- 松尾弘『良い統治と法の支配——開発法学の挑戦』（日本評論社， 2009）
- 松尾弘『開発法学の基礎理論——良い統治のための法律学』（勁草書房， 2012a）
- 松尾弘『民法改正を読む——改正論から学ぶ民法』（慶應義塾大学出版会， 2012b）
- 松尾弘「民法学と開発法学」小野秀誠＝滝沢昌彦＝小粥太郎＝角田美穂子編『松本恒雄先
生還暦記念 民事法の現代的課題』（商事法務， 2012c）997-1011頁
- 松尾弘「ラオスにおける民法の発展」アジア法研究 2012（アジア法学会， 2013）161-
179頁
- 松尾弘「ラオスにおける民法典編纂と法整備支援 序説／財及び所有権， 物的担保」比較
法研究 77号（2015）106-110頁， 128-136頁
- 松尾弘『発展するアジアの政治・経済・法——法は政治・経済のために何ができるか』（日
本評論社， 2016a）
- 松尾弘『民法の体系——市民法の基礎』（慶應義塾大学出版会， 2016b）
- 松尾弘「法整備支援と開発法学——「法の本質」を求めて（第1回）」書齋の窓 2019年7
月号 4-8頁

- 松尾弘＝大川謙蔵「ラオスにおける民事関係法制に関する調査研究」[<http://www.moj.go.jp/content/001147824.pdf>] (平成 27 [2015] 年 3 月)
- 松尾弘＝大川謙蔵「ラオス登記関連法制実務に関する調査」[<http://www.moj.go.jp/content/001318107.pdf>] (令和 2 [2020] 年 2 月)
- 松本恒雄「インドシナ諸国における民法典の整備と開発」一橋法学 1 巻 2 号 (2002) 390-404 頁
- モンテスキュー／野田良之ほか訳『法の精神 (上)』(岩波書店, 1989)
- Khamhoung, Alouna, “The Lao Legal System: Structures, Challenges and Legal Education toward Strengthening the Rule of Law” , in: KEIGLAD (ed.), *How Civil Law Is Taught in Asian Universities, Programs for Global Asian Legal Professions Series III*, Keio University Press, 2019, pp. 141-163.

ラオス民法典の立法過程

JICAラオス長期派遣専門家

弁護士 入江克典

本稿は、筆者がラオス民法典の起草支援を通じてラオスの立法過程に関与した経験を踏まえ、事実関係及び今後に向けての教訓を記録として留めるものである¹。

民法典は、国民議会において承認されるまで、概ね法令制定法の手続に則り、関係機関や市民からの意見聴取を経ながら起草されるなど民主的な立法過程を経た。ところが、承認後においては、法令の根拠なく、数名の関係者の手によって実質的な内容の変更を伴う法文の修正がなされ、また、民法典公布の国家主席令の日付が遡及されて発布された結果、想定外の時期に施行を迎えることとなった。

以下では、民法典の国民議会承認まで(第1)と国民議会承認以降(第2)に分けて詳述する。

第1 民法典の国民議会承認まで

1 事実関係(民法典の起草経緯)²

(1) 国民議会審議まで

法令制定法(2012年7月12日成立、19号/国民議会)第29条は、法案起草の方法として、①法案起草の政策決定、②草案起草委員の任命、③情報聴取と研究、④草案執筆、⑤意見聴取、⑥法案の提案書と影響評価書の作成という6つの手順を定めている。民法典の起草は、概ねこの手順に従い、以下のとおり作業が進行した。

①民法典は、第7次国家社会経済開発計画及び立法・改正に関する第7次国民議会5か年計画(2011年から2015年)に基づき、2015年内の成立を目標に、2012年6月に起草作業が開始された。②起草開始に際して、民法典起草委員会が編成され、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学、国民議会、外務省及び商業工業省から25名の起草委員が任命された³。③民法典の全体構成が決定された後、民法典起草委員会は、分野ごとに編成されたグループに分かれて研究を進めた。民事関係法令の研究の他、地方での実務調査を経た上、各国民法典を参照し(別紙8参照)、執筆を進めた。④2015年初頭ころには草案の形として取り纏められ、2017年5月の国民議会(第8回国民議会第3回通常審議)で審議されたが、パーニー国民議会議長より、国民議会議員や一般市民との対話が不足しているとの指摘を受け、成立には至らなかった。⑤その後、中央・地方の国民議会議員から国立大学、郡や村職員まで様々な意見聴取を行い、条文修正を重ねた。その結果、民法典草案は、司法省内での承認を経て、

¹ 将来ラオスにおいて立法過程の改善を試みる場合の参考となれば幸いであるが、この種の支援実施を推進する意図はない。

² 起草及び起草支援の経緯については、入江克典「ラオス民法典の概要(総論)」ICDNEWS79号(2019年6月)29頁以下参照。

³ 民法典の国民議会承認時において、起草委員は49名となっていた。起草委員会の構成については、入江・前掲注2(29頁)。

2018年6月18日政府（内閣）に提出され、同年9月11日国民議会常務委員会に提出された⁴。⑥法令制定法に従い、政府（内閣）、国民議会常務委員会及び国民議会本会議に提出されなければならない書面のうち、民法典に係る「法案提案書」については司法大臣が作成して各議事に提出されているが（別紙5）、「法案の影響評価書」については提出されなかった⁵。

（2）国民議会審議

民法典草案の審議は、第8回国民議会第6回通常審議（2018年11月20日から12月21日まで）において、12月5日14時から翌6日の終日にわたり行われた。

審議において用いられた資料は、①民法典草案のほか、②起草委員会からの質問事項（別紙4）、③司法大臣による民法典草案に係る提案書（別紙5）、④第3回通常審議（2017年5月）における司法大臣による民法典草案に係る提案書（別紙6）、⑤第3回通常審議における国民議会議員による意見に対する説明表（別紙7）、⑥民事関連分野法令に関する表（別紙8）の6点であった。

冒頭、司法大臣より上記③に基づき民法典草案に関する説明がされた後、国民議会議長より、議員に対する審議のガイダンスがあり、その後国民議会議員による民法典草案に対する発言が開始、翌6日からは、要所で防御委員会による解説が入る形で進行し、6日の16時より国民議会議長により国民議会議員の意見が要約され、投票に至った。

投票の結果、賛成108、反対10の賛成多数で、民法典は承認された（別紙1参照）。その審議過程及び決議の内容は、本会議で出た議員の意見を反映させるため、民法典の効力発生まで、関係者との議論等を通じて条文が改善されることを前提とするものであった。

2 今後に向けての教訓

法令制定法の規定、実際の民法典の起草過程及びこれらについて議論した2019年2月21日セミナーに基づき、法案起草の教訓として、以下のとおり整理する⁶。

（1）草案の内容が国民議会審議直前まで確定しなかった

民法典草案は、前述のとおり、司法省、政府（内閣）及び国民議会常務委員会にそれ

⁴ 法令制定法42条は、国民議会開催90日前までに政府（内閣）に対し、同法47条は、国民議会開催60日前までに国民議会常務委員会に対し、草案を提出することを求めている。

⁵ 法令制定法39条は、法律起草の影響評価書とは、法律の新規起草あるいは改正に伴って生じるであろう法律面と財務面での影響についての研究報告書のことであり、影響評価書の作成については「特別の規則」において定める、と規定している。この「特別の規則」として、法令影響評価ガイドライン（Regulatory Impact Assessment [RIA] Guidelines）が制定されている。民法典についても、同ガイドラインによる影響評価を実施することが要求されたが、実施されることなく、施行に至った。

⁶ 2019年2月21日現地セミナー及び同年3月本邦研修において、起草委員会が中心となり、民法典制定史を取り纏め、起草に関する事実関係を整理した後、法案起草の教訓を取り纏める旨決定したが、本稿執筆現在（2020年7月末）、逐条解説書の完成を優先させるという方針から、民法典制定史の執筆は進んでいない。

ぞれ提出され、承認を得ているが、承認を得た後も、（各機関からの修正の指示に限らず）起草委員会会合で条文の修正が行われた。例えば、2018年11月9日、国際金融公社（International Finance Corporation：IFC）主催で民法典担保編に係るセミナーが開催されたが、会議の結果を受け、翌日より起草委員会内で担保編の条文内容の見直し作業が開始された。この時点ですでに民法典草案は国民議会常務委員会に提出済みで、本会議審議の準備が開始されていた。国民議会審議までに関係各機関との討議に十分な労力と時間をかける余裕がなかったことが影響している。

（2）逐条解説書（リサーチペーパー）の作成

民法典起草に並行して逐条解説書が作成され、研究成果を蓄積しながら起草を進めたことは今後の重要な先例になる。しかしながら、逐条解説書は、本来、民法典草案と共に国民議会審議に提出するものとして草案と並行して作成が進められたものであるが、審議には間に合わなかった。国民議会前に少なくとも重要な点について整理した上で審議に臨めていれば、国民議会承認後の改訂を最小化できた可能性もある。

（3）法案起草のためのルール（メタルール）の活用

民法典の起草にあたっては慎重かつ合理的に作業を進めるため、法案起草のためのルール（メタルール）が形成された。別紙3のとおり、第一草案の完成に向け、分野ごとの担当グループで起草したものを起草委員会全体で確認し、内容を確定していくというものであった。しかしながら、起草開始当初こそルールを遵守していたものの、全体会議に諮ることなく一部の委員により内容に手が加えられるなど、十分に機能しなかった。

（4）起草の議事録の活用

法令制定法37条は、法案起草委員会の議事録の作成を要求しており、これに基づき、民法典起草委員会においても各起草会議において議事録を残している。この議事録が整理され、さらに公開されれば、民法研究の礎となる重要な資料となる。しかしながら、起草過程においては、議事録が参照されることなく、同一の論点に関する議論が何度も蒸し返され、起草作業の進行にとって大きな障害となった。

（5）意見聴取の実施

法令制定法38条は、行政機関や一般市民からの草案に対する意見聴取手続を要求しており、これに基づき、民法典の起草においても、草案を関係機関に送付しコメントを求め、地方での意見聴取会議を開催し、多様な意見を吸い上げる取組みを行った。また、ウェブサイトにも草案を掲示し、一般市民からの声も集めた。この点、ラオス民法典起草が「比較法的に見ても、最も民主的な」過程を経たと評される点である⁷。今後の法案起草においては、JICA等支援機関からの援助なしに、いかに意見聴取を行い多様な声を吸い上げるかが課題となる。

⁷ 松尾弘「ラオス法整備支援20年とその成果としての民法典」ICDNEWS79号（2019年6月）26頁。

第2 民法典の国民議会承認以降

1 事実関係⁸

(1) 民法典公布まで（国民議会以降の法文修正の経緯）

前述の国民議会の審議及び決議を経て、起草委員会は、本会議で出た国民議会議員からの意見を取り纏める作業を開始した。司法省を中心とする一部メンバーにおいて意見の採否を検討した上、書面の形で2019年1月23日までに国民議会常務委員会に提出した（別紙9）⁹。

その後、起草委員会会合は開催されず、国民議会常務委員会、民法典防御委員会及び司法省からの数名（ナロンリット司法省局長が中心）での協議が行われ、都度、常務委員会から複数の条文の検討、指示があり、これを受け司法省内で修正作業が行われた。特に、一つの物に対する複数の担保設定及びその優先関係に関する523条及び524条の2か条については、パーニー国民議会議長（常務委員会委員長）より慎重な再検討の指示があり、司法省はこれを受け、ラオス銀行協会と共催して財務省、天然資源環境省などとの意見交換会合を実施した¹⁰。

民法典は、2019年5月24日に国民議会議長の承認を得られたことで公布間近と思われたが、その後も全条文についての細かな表現を含む修正作業が続いた。2018年改正家族登録法（44号／国民議会）や2019年改正土地法（70号／国民議会）との整合性の確認に加えて、起草段階で何度も議論した規定についても改めて議論を経た上での修正が加えられた。ほぼ毎月のペースで常務委員会との会合があり修正作業が続けられたようである。

(2) 民法典の公布・官報掲載・施行

民法典は、国民議会承認後当初、2019年4月から5月ころまでに公布されるだろうと言われていたが、実際には2020年3月30日ころに公布された¹¹。もっとも、公布に係る国家主席令の書面上の日付は遡及され、2019年1月18日付となっている（別紙2）¹²。

⁸ 各会議における起草委員会テクニカルグループリーダーのナロンリット司法省局長からの報告等による。

⁹ 2019年1月10日起草委員会内会議録。

¹⁰ 2019年4月11日起草委員会内会議録。司法省国際協力局長ケッサナ氏によれば、パーニー議長自身は、国民議会本会議でも、一つの物に対する複数担保の規定を置くことに反対していたが、多くの国民議会議員がこれに同意したため規定を置くことは承認し、内容は追って検討という状況であったとのことである。なお、天然資源環境省との土地運用に関する会合は2019年5月23日に実施されたとのことである。

¹¹ 2020年3月30日付で司法省から起草委員会に対する公布の報告があった。なお、公布が遅れた原因としては、2017年刑法典において国民議会承認後に複数の問題が見つかったことから、民法典においても常務委員会が慎重になっているとの報告を受けていた。

¹² 日付が遡って記載されたのは、法令制定法57条において、国民議会常務委員会は、議会本会議の日から20日以内に承認された法律を国家主席に対し公布の検討のため提案するとされ（別紙2のとおり、常務委員会から国家主席への提案は2019年1月4日付）、同法58条において、国家主席は、国民議会から法律を受領した日から遅くとも10日以内に法律公布の国家主席令を發布することを検討する、と規定されていることを受け、民法典の議会承認から相当期間内での公布が望ましいと考えられたからと思われる。なお、日付を遡及させて国家主席令を發布する運用は、民法典だけではなく他の法律についても行われている。

以上の経緯を経て、公布に係る国家主席令が発布されたことにより民法典の内容が確定し、5月11日の官報掲載を経て、同月27日に民法典は施行された。

2 国民議会承認後における実質的な内容の変更を伴う条文

筆者が認識する限り、国民議会承認後に法文を修正できる法的根拠は存在しないが、その修正は、形式面のみならず実質的な内容の変更にまで及んだ。以下のとおり分類した上、実質的な修正があった条文についていくつか紹介する¹³。

(1) 国民議会審議における議員から意見による修正

ア 一つの物に対する複数の担保設定に関する条文

523条（国民議会承認時524条）は、国民議会審議時においては一つの物に対する複数の担保設定を認め、その実体的要件として、担保設定物の価額が債務の総額を上回ること、手続的要件として、債務者から後順位担保権者に対する通知義務の2点を定めるのみのシンプルな構成になっていた。しかしながら、施行時においては、担保設定物の価額が債務の総額を上回ることに加えて（523条1項2号）、各債権者間で把握する担保価値について特定すること（同条1項3号）、後順位担保の設定に際しての債務者から先順位担保権者に対する15日以内の通知義務（同条1項4号）などが規定され、手続が複雑化した。

これについては前述のとおり国民議会議長の主導の下、常務委員会からの強い修正要求があったことを受けてのものであり、議長の理解が得られなければ民法典全体を本会議で再審議するところまで迫られていたようである¹⁴。当プロジェクト民法アドバイザーグループも、国民議会ですでに承認を得ている上、手続を煩雑化するものであるから、本条の修正の必要はない旨の意見を提出したが¹⁵、採用されなかった。

今後は、上記規定に基づいた金融実務を実施できる体制を整えていくことが課題となっていくと思われる。

イ 民法典の効力発生に関する条文

630条1項は、国民議会承認時において、国家主席令及び官報掲載から365日後に効力を生じる旨規定していたのに対し、施行時においては、国家主席令発布から365日後及び官報掲載から15日後に効力が発生する、と修正された。

本条が起草段階において官報掲載から1年間（365日）の期間を置くと規定していた趣旨は、主として、民法典という基本法の制定に伴う実務上の影響を考慮して十分な周知期間を置くという点にあった。司法大臣も、民法典草案提案書においてこの趣旨について言及している（別紙6）。しかしながら、法令制定法が法律の効力は官報掲載から15日後に発生すると規定しているところ（80条1項）、これと整合させるべきである

¹³ なお、承認後の法文の修正は民法典に限らず他の法律でも行われている。

¹⁴ 司法省国際協力局長ケッサナ氏からの聴取（2019年5月27日）。

¹⁵ 民法アドバイザーグループ「民法典修正案523条及び524条に対するコメント」2019年5月20日

との国民議会議員からの指摘を受け（別紙9）、これに従って修正がなされた¹⁶。

その結果、民法典は、前述した国家主席令の日付遡及と相俟って、急遽、施行を迎えることとなり、裁判実務の運用などにおいて混乱が生じ始めている¹⁷。

（2）民法典成立後に常務委員会との協議を経てなされた修正

ア 2019年土地法との調整のため修正された条文

2019年土地法（70号／国民議会、2019年6月21日成立、2020年8月28日施行）を受けて、民法典施行版では、地役権の登記に関する341条4項、地上権の登記に関する352条2項、買戻権の登記に関する427条4項及び担保登記に関する562条において、単に「登記」とのみ規定されていた箇所が「土地使用権活動登記」という用語に修正されている。

「土地使用権活動登記」とは、4種類の土地登記制度のうちの一つで（土地法92条。その他3種類は、土地台帳登記、土地権利証発行登記及び土地使用権変更登記）、土地使用権者が土地使用権のリース、担保設定、買戻特約付売買契約、契約による地役権、地上権及びその他の変動を記録し、認証するものである、と定義されている（土地法104条1項）

イ 民事関連法に関する効力に関する条文

630条3項について、国民議会承認時は、民法典が「…担保法、相続法及びその他の法律の条文で関係する民事の特徴を持つもの」に代わって効力を有する旨規定されていたが、施行時には、「…相続法及び担保法その他の法律の条文で…」と修正された。これは、国民議会承認前後で議論されてきた点で、担保法（2005年29号／国民議会）について、条文に応じて効力を残すことを想定した修正と思われる¹⁸。どの法律（法文）の効力が残っているのかを早期に整理した上で、関係法令の一部改正法を整備するなどの対応をするべきである¹⁹。

3 今後に向けての教訓（私見）

以上のとおり、民法典国民議会承認後の法文修正や国家主席令の日付の遡及は、法令の根拠なく、民主的な過程を経たものとも言い難い。このような慣習は、実務上の準備が不十分な状態で法を施行させるリスクを伴うことに加え、法運用の場面での法の軽視に繋がっている可能性もある。これらの点に関するラオス側の問題意識は総じて欠如しており、抜

¹⁶ 630条1項に「法令制定法の規定にかかわらず」との文言が入っていれば、同条項の趣旨にかんがみ修正を避けられたかもしれない。

¹⁷ 例えば、民法典の適用関係に関して、最高人民裁判所や最高人民検察院の複数名が、630条2項の規定が存在するにもかかわらず、紛争が裁判所に係属した日が民法典の施行（2020年5月27日）の前か後かによって民法典の適用を決することが簡便であると主張している。

¹⁸ 民法典施行後において国民議会が公表するラオス法律リスト（2020年7月15日時点）をみると、契約内外債務法、所有権法、家族法及び相続法が抹消されているのに対し、担保法が依然記載されており、民法典によっても担保法の効力は残っていることが確認できる。

¹⁹ ラオスにおいては、日本のように、何らかの法律の施行に伴う一部改正法が成立することは稀であるが、法令制定法にはこれを前提とした規定がある（10条）。

本的な意識改革を図るほかないと思われる。

また、国民議会承認後の法文修正は、承認までに議員による十分な検討、議論が尽くされておらず、議員の法案に対する理解が深まっていないことの裏返しでもある。国民議会法令研究所により国民議会議員に対する法案情報の提供を促進し、議員の能力を強化することなどを通じて²⁰、法案起草の初期の段階から国民議会議員がその起草過程に関与できるようにする運用が有効と思われる。

別紙

- 1 民法典承認の国民議会決議（2018年12月6日付）
- 2 民法典の公布に係る国家主席令（2019年1月18日付）
- 3 民法典起草のためのルール
- 4 民法典起草委員会から国民議会第6回通常審議に対する質問事項
- 5 第6回通常審議（2018年12月）における司法大臣による民法典草案に係る提案書
- 6 第3回通常審議（2017年5月）における司法大臣による民法典草案に係る提案書
- 7 第3回通常審議（2017年5月）における国民議会議員の意見に対する説明表
- 8 民事関連分野の法令
- 9 第6回通常審議（2018年12月）における国民議会議員の意見に対する説明表

²⁰ 国民議会法令研究所は、2016年8月に設立された国民議会常務委員会と同等の機関である。主な任務は、新規法案の施行上の問題点の検討、既存法令の実施状況に関する情報収集・分析及び国民・県議会議員の研修（法案説明）である。ただし、同機関の資金不足及び人材不足が課題となっており（2017年2月7日、11月30日聴取）、現状、同研究所が立法過程においてどの程度機能しているかは定かではない。



ラオス人民民主共和国

平和 独立 民主主義 統一 繁栄

国民議会

番号 109 / 国民議会

ヴィエンチャン首都 2018年12月6日

決議*

国民議会審議における

民法典の承認に関して

ラオス人民民主共和国憲法（2015年改正）第53条第1号及び国民議会法（2015年改正）第11条第1号に基づく。

第8回国民議会第6回通常審議の2018年12月6日審議において、民法典の内容について幅広く詳細に検討した。

国民議会審議において〔以下のとおり〕合意した：

第1条 過半数の投票により民法典を承認する。

第2条 この決議は、署名日をもってそれ以降効力を有する。

国民議会議長

〔署名・押印〕

パーニー ヤートトウ

* 翻訳：入江克典（JICA長期派遣専門家）



ラオス人民民主共和国

平和 独立 民主主義 統一 繁栄

国家主席

番号 144/国家主席

ヴィエンチャン首都 2019年1月18日

国家主席令*

ラオス人民民主共和国

民法典の公布に関して

- ラオス人民民主共和国憲法（2015年改正）第VI章第67条第1号によって；
- 国民議会の決議 番号 109/国民議会，2018年12月6日民法典承認に関して，によって；
- 国民議会常務委員会の提案書 番号 01/国民議会常務委員会，2019年1月4日，によって，

国家主席

ラオス人民民主共和国[国家主席]は国家主席令を發布する：

第1条 民法典を公布する。

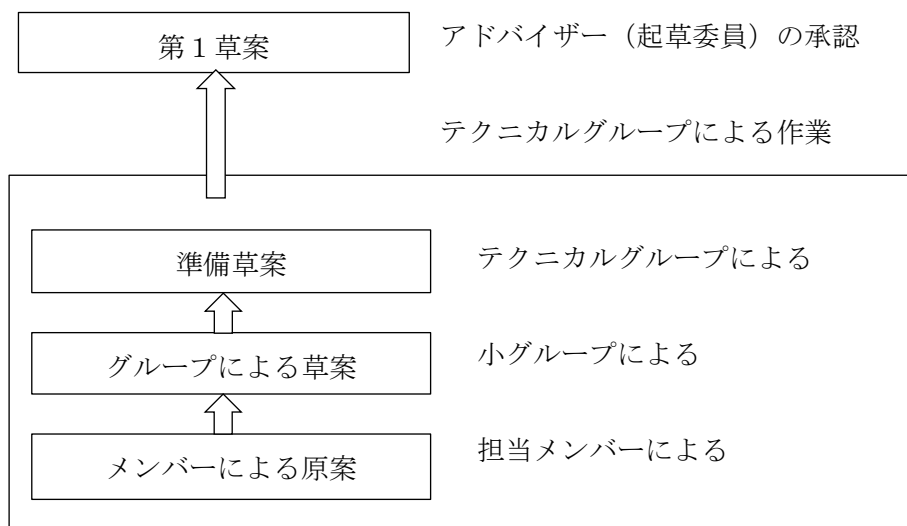
第2条 この国家主席令は、署名日をもってそれ以降効力を有する。

ラオス人民民主共和国国家主席

[署名・押印]

ブンニャン ウォラチット

* 翻訳：入江克典（JICA長期派遣専門家）

1 起草の方法¹

※起草のいずれの段階でも各条文について複数の案を提出することができる，例えば，案 1…，案 2…

2 原案の担当メンバー

別表参照²

3 このルールについて

全てのメンバーがこのルールに従う。

このルールはテクニカルグループの決定によりいつでも「改訂」できる。ここでいう「改訂」とは，変更し，加筆し，削除することをいう。

改訂された場合はいつでも，版の数を改めなければならない。

* 翻訳：入江克典（JICA長期派遣専門家）。脚注は入江による。

¹ 起草委員会内のテクニカルグループ，小グループなどの構成については，入江克典「ラオス民法典の概要（総論）」ICDNEWS第79号（2019年6月）29頁。

² 別表は省略する。起草委員会テクニカルグループ内において条文ごとに担当が決められている。

民法典草案（第6版）に関する質問事項*
第VIII回国議会議第6回通常審議
2018年12月5日－6日，国民議会議

民法典草案第6版は、**9編，51章，630か条**で構成される。

1. 民法典第2条に規定されている「民法典草案¹」の定義の説明及び加えられた「一つの法律に集約させた²」との語は一貫していると考えるか？
2. 第5条は、民法典及びその他の法律の適用について、第6条は、実務慣習及び法律の類似する規定の適用について規定している。これらは一貫していると考えるか？
3. 第40条が規定する代理人になる権限を有さない者による代理及び第41条が規定する代理人の範囲を超えた代理の内容は、理解しやすく明確にするため改訂されたが、さらに改訂すべき点があると考えるか？
4. 第92条が規定する失踪の内容は、「その者は裁判所の宣告を受けたときに失踪したものとす」との用語を追加し明確に簡潔に改訂したが、この点は明確か、または、さらに改訂することが必要か？
5. 第145条が規定する婚約は、国民議会議員のコメントに基づき改訂し、第1項の婚約に関する合意書を作成する点改訂し、第2項の「婚約は男女が婚姻するための要件ではない」という点及び第3項の「婚約は罰金（違約金）を伴わない」という点削除し、婚約は選択肢であって婚姻申込や婚姻の前に行わなければならないものではないことを意味する「婚約は行っても行わなくてもよいが、法的な効果を有しない」との一文を追加した。この内容についてはどうか、さらに改訂する必要があるか？
6. 第149条が規定する夫婦となる前の交渉は、国民議会議員からの男女平等の観点から調整する必要があるとの提案に基づき、条文の表題について、以前の「婚前交渉」から修正したものである。この規定は整合していると考えるか？
7. 第173条が規定する任意の離婚の内容は、より明確に家族登録法と整合させるために改訂され、「任意の離婚が効果を有するには、家族登録法に従い、男女の居住する郡レベルの内務事務所で登録しなければならない」との一文が追加された。この規定は整合していると考えるか？
8. 第189条は、新しい条文として、国民議会議員からの提案に基づき、夫又は妻の自然による死亡について述べるものであり、「夫又は妻の自然による死亡とは、病気、加齢、事故及びその他の事情により死亡すること」と規定し³、第190条の裁判所の判

* 翻訳：ユア・ソン（JICAプロジェクトスタッフ），入江克典（JICA長期派遣専門家）。脚注は入江による。

¹ 「草案」の部分は誤記と思われる。

² 民法典施行版までに同文言はさらに修正された。

³ 民法典施行版までに同文言はさらに修正された。

決による夫又は妻の死亡と区別している。この規定は、整合し、完全であり、包括していると考えるか？

9. 第339条は、地役権（タートサパープ）の定義について述べるが、起草委員会は、2017年に改正され施行された水及び水資源法に規定される「タートサパープ」の用語と一貫させるため、再度条文の内容を改めた。この内容についてはどうか、さらに改訂する必要があるか？
10. 第630条は、民法典の効力について、民法典施行になり民法典が適用される際の運用について準備する時間を設けるため、国民議会の承認から⁴1年（365日）後に発効する旨規定している。1年間との期間の規定についてはどのように考えるか？

⁴ 「公布の国家主席令が出され及び官報に掲載された後」から1年の誤記と思われる。



ラオス人民民主共和国
平和 独立 民主主義 統一 繁栄

司法省

第 VIII 回国民議会第 6 回通常審議に対する
サイシー・サンティワォン司法大臣による
民法典草案の提案書*

尊敬する国民議会議長

- 一 尊敬する国民議会議員の皆さま
- 一 尊敬するご参加の皆さま

私は、ラオスの歴史的な民法典起草委員会の代表として、議長から許可をいただき、第 VIII 回国民議会第 6 回通常審議に対して民法典草案の改正について報告させていただくことを誇りとし、光栄に感じ、以下の項目に従って報告いたします：

1. 民法典草案の意義と重要性
2. 一年間以上の民法典草案の改正
3. 民法典草案の構成及び内容

1) 民法典草案の意義と重要性

皆さまご存知の通り、国を安定、強化させ、国民が豊かで幸せになり、社会に民主主義、正義、文明がもたらされることを達成するために、国家、社会を法律によって着実に管理することは、国の保護及び発展の二つの戦略任務の実行において客観的に重要である。

民法典と刑法典は、憲法の次に最も重要な二つの基本法であり、国において最高位の法律である。

刑法典は、犯罪行為を規定する。刑法典に規定する罪を犯した場合、国家に対する犯罪行為となる。国家は法律に基づき、国家の統治権、個人・法人・国家の組織の権利及び利益を保護するため、罰金や罰則などを科すなどの措置を行うことができる。

民法典は、出生の日から死亡の日まで、国民の民事関係における権利と義務を保護し、これを規定する。民法典本来の趣旨は、「個人」の財産及び財産でないものの関係を規定することであり、つまり、「国家」は国民に対して民事的なルール・原則、権利及び義務を規定することである。したがって、民法典は、人の出生の日から死亡の日まで、すべての（民事）関係における各個人の権利と義務を規定することを意味する。現在、ラオスは、民事に関する法律及び法律の下にある法令として 20 本以上を有する。例えば、所有権法、家族法、契約内外債務法、養子縁組に関する首相令、協会に関する首相令などである。このように、民法典は各民事関係を体系的及び統一的に一つの法律として整理する。民法典草案が承認された時、630 条に基づき、それらの法律に代わって民法典となる。

* 翻訳：パイパティット・ケオハボン、入江克典（JICA 長期派遣専門家）

よって、民法典と刑法典が客観的に重要及び必要であり、我が国は、国民の正当な権利・利益を保護し、安全・平穩を保障し、我が国の保護及び発展に対する前提条件を設定し、党・国家の各時期の方針に従って実施し、社会において人の行為を改善することにおける根拠とするために規定しなければならない。現在、皆様ご存知のとおり、刑法典は施行され、発効した。残っているのは民法典であり、この第 VIII 回国民議会第 6 回通常審議において検討及び承認されるであろう。

我々、民法典起草委員会は、民法典があることによって、従来に社会で発生した問題または紛争の解決に対して役に立ち、以前より法律をよく理解でき、法律の執行ももっと良くなる、と考える。特に：

1. 民法典は、様々な法律の間の不整合と不統一によって、法律の解釈が統一せず、法律の施行が統一できないこと、社会における法的な不整合が発生し、法的な反論が増えていき、裁判の判断が不明確、不安定、推測できないことなどに対して、役立つものである。
2. 民法典は、現在及び将来の経済・社会の発展の必要性に対応し、調整できるような今までにない新たな原則を規定する；経済・社会が発展するほど、新たな紛争が生じ、その紛争はいかなる法律又は法令にも規定がない。よって、民法典は、法律制度においてそれらの問題を調整する役割を持つ。
3. 民法典は、あらゆる問題において民事であるか刑事であるかの区別を明確にし、法律の執行に混乱しないように役に立つものであり、さらに、従来よく発生した「民事事件を刑事事件にし、逆に刑事事件を民事事件にする」法律の不明確な解釈の格差を整理するものである。
4. 民法典と刑法典は、国際及び国内の法律、さらに司法分野における繋がりにも関与するものである。

2) 一年間以上の民法典起草の改正

尊敬する国民議会議長、国民議会委員会代表者の皆さま

この民法典草案は、前回 2017 年 5 月における第 VIII 期国民議会第 3 回通常審議に意見聴取として提案し、国民議会委員会からの 90 件の意見と提案があった。国民議会の指摘に基づき、司法省は関係者と協力して以下の方法及び手順により民法典草案の改正を行った：

1. 意見聴取会議において、国民議会委員会からの民法典草案に対して 90 件の意見・提案を詳細的に研究・検討した。40 件の意見は 32 の条項について改正を行い、残り 50 件の意見はすでに国民議会委員会の皆様に提出した説明書に民法典起草委員会が説明している。
2. 引き続き、追加 5 つの機関に民法典草案について意見聴取及び意見交換を行った：
 - 2017 年 12 月、アッタプ県の第 17 選挙地区の国民議会常務委員会及びアッタプ県・セコン県・サラワン県の国民議会委員会に普及及び意見聴取を行った；
 - 2018 年 2 月、サイヤブリー県の第 7 選挙地区の国民議会常務委員会及びサイヤブリー県の国民議会委員会に普及及び意見聴取を行った；
 - 2018 年 4 月と 5 月、ビエンチャン首都にある 2 つの郡、チャントブリー郡とサントン郡における村長、女性同盟及び村警察に普及及び意見聴取を行った；
3. 2017 年 6 月、民法典起草委員会とベトナム専門家及び日本専門家との間で民事法に関するセミナーを行った。その後、2018 年 2 月、ラオス司法省は、ラオス民法典草案の整合性についてベトナム司法省と一緒に検討及び意見交換を行うために、委員会の代表者をベトナムに送り出した；

4. 民法典起草委員会は、各条文が明確、正しい文法にさせ、法律に従って合致させ、わかりやすくさせるために、各条文の書き方・文章・言葉の検討、整理及び改正を行った。さらに、民法典草案と有効な法律（2017年改正水及び水資源法、2018改正家族登録法、現在改正している土地法草案）を研究、検討及び整理した。民法典草案を改正した結果、担当委員会は14条項を追加することを合意し、合計629条になった。
5. 国民議会と連携し、2018年10月19－20日に民法典草案の包括的な内容の検討会議を行い、一部の内容を追加に改正した。但し、629条はそのまま維持している。その後、国民議会委員会と意見交換をする機会を得るために、2018年11月8日、第VIII期国民議会第6回通常審議への提出に向け、内容面の質の向上に関する検討会議に民法典草案を提案した。この会議により、国民議会委員会の意見に基づき、一つの条項（189条：夫と妻の自然による死亡）を追加する必要があると考えた。

3) 民法典草案の構成及び内容

(1) 民法典草案の構成について

民法典草案は、IX編に構成され、51章で630条がある。民法典草案の構成を統一させるために以下のように改正した：

- 第II編の代理に関する第3章を第I編の第4章、法律行為の次に移動した；
- 担保に関する第VI編を契約外債務に関する第VII編の場所に移動し、既存の第VII編を第VI編の場所に移動した。これによって、以前より統一性が改善した。つまり、第V編は契約内債務について、第VI編は契約外債務について、第VII編は担保について、規定する。

まとめると、新しく改正した構成は以下の通り：

第I編：総則、6章で62か条ある（第1条～第62条）

第II編：人及び法人、2章で74か条ある（第63条～第163条）

第III編：家族、9章で90か条ある（第137条～第226条）

第IV編：物、所有権及び物に対するその他権利、11章で135か条ある（第227条～第361条）

第V編：契約内債務、10章で108か条ある（第362条～第469条）

第VI編：契約外債務、4章で40か条ある（第470条～第509条）

第VII編：担保、4章で55か条ある（第510条～第564条）

第VIII編：相続、5章で64か条ある（第565条～第628条）

第IX編：最終条項、2か条ある（第629条～第630条）

改正及び提案したこの民法典草案は多数意見の合意を受けたものである。

尊敬する国民議会委員会の皆様へ

(2) 民法典草案の内容改正について

民法典起草委員会は内容についても改正を行った：

1. 法的な専門用語により明確性、統一性を持たせ、慎重に改正した；
2. 意見聴取の際の国民議会委員会からの意見に基づいて、統一していない条項の内容を明確に改正し、わかりにくい文章の使用を避け、新たな文章を整理した；
3. 民法典草案と有効な法律の間の内容の統一性を再検討した。この民法典草案の630条において皆さまは「新」という用語を見たと思うが、これは新しく作成した条文という意味、「改正」は現在の有効な法律からの条文を改正したものであるという意味、何も記載がないものは現在の有効な法律からの条文をそのまま維持するという意味である。国民議会会議で民法典草案が承認された時は、「新」と「改正」の言葉を削除する。

4. **630か条**において、効力のある法律からそのまま維持する条文は**105か条（16％）**；改正された条文は**268か条（43％）**；そして、新しく作成した条文は**257か条（41％）**を有する。

尊敬する議長，そして，国民議会委員会 へ

民法典草案は，現在の我が国の経済・社会の状況・条件に合わせて何度も研究，改正が行われましたが，第6回通常審議において国民議会委員会からすでに皆さまに送付された詳細な質問に基づき，検討し，意見を述べていただきたい条項があります。

また，国民議会委員会からの追加に意見又はアドバイスがあれば，それを書いて民法典起草委員会に送付してください。我々は，ラオス民法典を完全及び包括的な物にさせるために，皆さんのすべての意見を受けて検討したいと考えます。

司法省アドバイザー委員と民法典起草委員会は，この民法典草案に対して，今回の第VIII期第6回通常審議において国民議会委員会の皆様からの支援及び承認の検討をいただくことを期待いたします。

最後に，議長の皆様，国民議会委員会の皆様，会議の参加者の皆様のご健康，この第VIII期国民議会第6回通常審議の成功をお祈りいたします。

感謝

第 VIII 回国民議会第 3 回通常審議に対する
サイシー・サンティウォン司法大臣による
2017年5月15日付民法典草案提案書*

尊敬する国民議会議長

— 尊敬する国民議会議員の皆さま

— 尊敬するその他ご参加の皆さま

司法省及び起草委員会を代表して、当国民法典第一次草案を簡潔にご報告いたします。

1) 民法典を起草する理由及び必要性

1986年以來の党戦略を推進し実施するため、ラオス人民民主共和国は法を採択し20以上の民事分野に関する法律を公布してきた(法令リストの詳細は添付資料による¹⁾)。これらは国による社会運営のための基本手段であり、平和構築へ寄与し、社会組織を保証し、ラオス国民の物心両面での必要性に応じ、社会経済の発展を支援し、多民族であるラオス市民の正当な権利利益を保証し、法令によりラオス国民の所有権を支持するものである。

しかしながら、継受し公布してきた民事分野の基本法は、その執行後いくつかの分野及びいくつかの内容において矛盾し一貫していなかった。いくつかの原則が正確に規定されておらずこのことは国民の法に対する理解を困難にする原因となり、実務においても法律問題に関する議論をもたらしている。社会・経済が急速に発展し、それにより生ずる新たな紛争が未だ法により規定されておらず、また仮に規定されていたとしても未だ現実社会と一貫しないものであるとすれば、その衝突がより増えるであろう。民事分野における法執行は、未だ、ビジネス的動向や社会経済メカニズムを効率的な国家的調整に向けて支えられていない。

したがって、民法典の起草は、社会経済及び政府戦略に従って現行法を修正するものであり、広範囲の法体系を統一の取れた明確なものとする。さらに、法の格差を解消し法執行に係るさらなる理解を築き、加えて法を透明性があつて公正なものとするものである。これは、権利を保護し、市民に利益を享受させ、加えてラオスが発展し将来的にさらに繁栄していくための基礎となる国内外の投資を促進させるため、非常に重要である。

さらには、刑法典とともに民法典を保有することはラオスにおける法体系を強固に包括的にしていく。これはラオスにおける法体系を他の途上国の法体系と統一化させるこ

* 翻訳：ユア・ソン（JICAプロジェクトスタッフ）、入江克典（JICA長期派遣専門家）。提案書の中で用いられている英語、フランス語及びバーリーサンスクリット語表記は、そのまま記載している。脚注のコメントは入江による。

¹ 別紙8参照

とを支えるものである。

2) 民法典起草の準備

社会経済発展のための第7次国家計画及び立法及び改正に関する第7次国民議会5か年計画(2011年から2015年)に従い、政府は、司法省による他の関係機関とともに実施する民法典起草に係る活動を承認した。

2012年3月、司法省は、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、国民議会法務委員会、商業工業省、外務省及びラオス国立大学法政治学部からの44人の代表により構成される民法典起草委員会に関する合意書を発行した²。

民法典に関する理論的実務的知識を構築するため、2014年より司法省はラオス国内で40以上にわたるセミナーを開催した。その中には、2014年から2016年にわたる海外の専門家を招いての3度の技術的協議、ベトナム、タイ、そして日本において幾度も実施した起草委員会のための意見交換も含んでいる。これらのセミナーに出席して以降、起草委員会は、2015年に民法典草案が完成するまで協議を継続しラオス民法に関する理論をまとめた。

2014年から2016年までの間、起草委員会は、国の法司法セクターとの間で6度にわたる意見聴取会議を開催した。2016年6月には、民間セクター、特に金融機関、銀行、その他の貸金業者との間で、民法典草案に関する2度の意見聴取会議をヴィエンチャン首都において開催した。

2017年2月16日から18日までの間には、起草委員会は、ヴィエンチャン首都において、北部及びヴィエンチャン首都から国会議員を招いて最初の意見聴取会議を開催した。2度目は、2017年3月14日から17日に、チャンバサック県において意見聴取会議を開催し、中部及び南部の国会議員を招いて行われた。これら2度の意見聴取会議以来、ほとんどの国会議員が民法典草案の構造と主な内容に賛同した。草案は、不正確な用語、文章、条項及び矛盾した内容に関する国民議会議員からのコメントについて、依然改訂の必要があるが、私たちは、完全であり包括的であり正確な改訂とすべく、さらなる議論の参考として、すでにこれらに対する注意を払っている。

3) 民法典草案の構造と内容³

3.1. 民法典草案の構造

ラオス民法典はフランス民法典とドイツ民法典の構造を組み合わせて規定されており(両民法典は国際的な民法典の重要な基礎理論である)、特に国家の権利と公共性を基礎としている点はラオスの民法理論を承継している(これはベトナム民法典に

² JICAプロジェクトが受領した資料によれば当時は25名だったとのことである。

³ 編の構成、条文番号、条文の数などは、第3回通常審議時(2017年5月)のものであり、民法典施行版とは異なる。

類似する)。よって、ラオス民法典の構造は、まず人について述べ、次に物について述べ、そしてその後人と物との間の関係について述べるという考えにより整理されている。

ラオス民法典の多くの内容は現行法令から採用したもので、112条の原法文、251条の改正法文、252条の新条文から構成されている（各条の参考情報として本書面添付の民法典草案の概要表を参照）。

ラオス民法典は以下のとおり9編、52章、615条の条文から構成されている。

第I編：総則について5章、45か条(1条から45条)から構成されている。この編は新しく規定された28の条文と現在の法律から改正した17の条文により成り、基本原則、期間、法律行為、時効が規定されている。この編は、主にベトナム民法典に基づき、その他には日本民法典、カンボジア民法典及びタイ民商事法典に基づいている。

第II編：人と法人について3章、86か条(46か条から131か条)から構成されている。この編は、現在も有効な法令から改正された35か条、新しく規定された51か条により成る。第II編は2つの主たる内容を述べる。一つは人と法人、もう一つは権利能力、行為能力、失踪、死亡宣告である。さらに、法人に関する総則には社団及び財団が含まれ、これは関連規則から一般的な基本原則のみを引用して規定されたものである。社団や財団に係る詳細な運営や実施に関しては、依然現在用いられているメカニズムが維持されている。この編はベトナムから学んだもので、[ベトナム法に] 非常によく似ている。

第III編：家族について9章、89か条(132条から220条)にて構成されている。その構成及び内容はほぼ現行家族法が維持されており、13か条が同法から、57か条が同法の改正、19か条が新しく規定された条文である。この編は、婚姻、離婚、親権の取得、子の権利・義務、ラオス国民と外国人の婚姻、養子について規定している。

第IV編：物、所有権及び物に対するその他の権利について11章、134か条(221条から354条)で構成されている。その構成及び主たる内容は、現行所有権法(財産法)が維持されているが、現在の考えに合うように修正され、また新しい必要性に基づく内容が加えられている。22か条が現行法から、41か条が現行法の修正、71か条が新しく規定された内容となっている。この編は、物、物の種類、所有権の取得、変更、終了、所有権の保護、地役権及び地上権について規定している。

第V編：契約に関しては10章、108か条(355条から462条)にて構成されている。その構成及び内容は主に契約内外債務法が維持されており、同法より33か条、修正されたものが46か条、新しく規定されたものが29か条である。この編は契約を締結する際に非常に重要であり、契約の原則と16の具体的な契約、売買契約、

消費貸借契約，贈与契約等が規定されている。さらにこの編ではサオスー契約，保険契約，コンセッション契約なども規定されている。

第 VI 編：担保については4章，48か条（463条から510条）で構成されている。この編は現行担保法から6か条，同法の修正から17か条，新しい条文が25か条加えられている。さらにこの編では現実に調和するように内容が修正されており，さらに用語についても例えば，「ガーンスワッチャム（質）またはガーンカンパカンドーイサンハリマサップ（動産担保）」は「ジャムナム（質）」という用語に変更し，また「ガーンカンパカンドーイアサンハリマサップ（不動産担保）」は，「ジャムノーン（抵当）」という法律用語が使われることとなった。人または法人による担保については現行法が維持されている。

第 VII 編：契約外債務は4章，40か条（511条から550条）により構成されている。この編は，契約内外債務法から修正され，現行法から7条が残り，11条が修正され，22か条が新しく規定されており，その中には，民事関係における不法行為に対して，問題解決のため正確かつ適切な損害賠償を確保する規定も含まれている。

第 VIII 編：相続は5章，63条（551条から613条）で構成されている。この編の主な内容は現行相続法から受け継いでおり，31条が現行法，27条が現行法の修正，法が明確かつ包括に規定していなかった部分に対する5か条が新しく規定されたものである。

第 IX 編：最終条項については2か条が規定され，民法典の効力について規定している。この民法典は官報によって掲載された後1年後の発効を規定する。

この1年間（2019年1月見込み）について規定する理由は，1）広く市民に普及させ，効果的で統一の取れた実務となるべく国内の法律分野で働く職員の理解をより深めるため，2）効果的な民法典の実施を促進すべく関連法令を改正し施行するため，3）効果的な体系を構築するため，例えば，土地移転，動産質，抵当に関する登記，家族登録などに関して，である。

この民法典草案の615条の中には，どの条文が現行法に基づき，どの条文が修正され，また新しく規定されたかについては規定していない。それは，条文を読み，分析する際の混乱を防止するためである。なお，本書面には参照条文リストをつけている。

3. 2. 民法典草案の本質的内容

一般に，民法典草案は民事分野で重要な多くの基本原則を規定したが，ここでは以下のとおり考察のため新しく加わったいくつかの内容を示し強調する。

1. 法律行為（ニティカム）

法律行為（英語で“juristic act”，フランス語で“actes juridiques”）は，民法における主要な原則である。ニティカムとの用語は混成語で，「法律」又は「法

的正当性」を意味するニティという言葉と、所作（ガムラン）（ກາຍະກຳມັງ）や言葉（ワーチャー）（ວະຈິກຳມັງ）や思考（クワームヌクキド）（ມະໂນກຳມັງ）による意図に由来する「行為（ガンガタム）」を意味するカムという言葉から成る；要約すると、法律行為は、法的事項に関する行為（ガンガタム）を意味する。法律行為（ニティカム）（juristic act）と法律事実（ニティヘッド）（法的効果が生ずる出来事-legal cause）は義務の要素（source of obligation/sources des obligations）となる。例1：A男がB男に車を任意に譲渡する旨合意し、B男はこれを受け取る旨合意した。A男は合意に従いB男に車を引き渡す義務を有する。例2：A男は信号をすり抜け運転しB男に衝突した。A男は治療費及び損害を支払う義務を負う。その結果、民法典第I編、第3章（12条から25条）に規定される法律行為は、民事関係（サーイポワパンターンペーン）に際して適用される。この用語は、（法律事実（ニティヘッド）との用語と共に）法律用語である。さらに、〔この用語は、〕行為（ガンガタム）のほかに、意思（チェッタナー）を示す異なる方法：口頭、書面またはその他の方式、例えば、契約締結、遺言作成、物の引渡し及びその他電子通知（チョトマイターンエレクトロニクウーン）、で用いられる；加えて、内部規則（ゴッラビヤップ）やその他の法的文書（社会関係を調整するための政府による行政法律行為）を作成することもこれに含む。

2. 人の分類または行為無能力者

民事分野における（通常の）人は主に2種類に分かれる、一方は行為能力者、他方は行為無能力者である。行為能力は第II編の第1章に規定されている（50条から60条）。行為能力者とは18歳に達した人をいい、行為無能力者とは、成年に達していない18歳未満の人、行為能力を限定された者及び行為能力を喪失した（精神障害を有する〔ペンバーシアチット〕）者をいう。

3. 物の占有

物の占有は、主として所有権の原則であり、民法典草案第IV編第2章（229条から242条）に規定されている。この原則は現在使われている所有権法を改正したものである。所有権に基づかない物の占有を認めるための規定は、物の売買や便利なサービス提供などの取引を促進するためであり、社会に対して新しい価値を付加するものである。

4. 地役権（タートサパーブ）

地役権（servitudes）は、物に対する権利（real rights）に関する新しい民事分野の基本原則であり、国際的な民法典（フランス、ドイツ、日本、タイ及びベトナム民法典）の基本原則に従って規定されている。タートサパーブとの用語は民法典起草委員会が作成した用語で、地役権契約に基づき、自己の便益のために（ティーディンコーンタート〔承役地〕dominant land）、他人の土地（ティーディンタート〔要役地〕servient land）を利用することを意味する。「タートサパーブ」との

用語は2つの用語で成り立っている。1)「タート」は奴隷を意味し、「ターシー」は女性の奴隷を意味し、「ターサー」は一般的な奴隷(男女共に使う)を意味するが、「タートゥ」(仏塔, 僧, 舎利塔)を意味しない。この語が使われる理由は, 地上権に関する合意を成立させた土地所有者が他人の利益を使うからである。2)「サパーブ」は, 奴隷のような法による土地の状態(サパワ)を意味する。

実際, 現行法でも, 所有権法, 土地法, 森林法, 水及び水資源法及び電気法において, 「避けられない状態」という用語を使っているが, それは, 土地を接収するまたは公共の利益のために法によって他人の土地を強制的に使うといったことで, 法律用語としては存在していなかった。

地役権は, 民法典第I V編第10章(333条から354条)に規定されている。地役権は, 法律による義務がある場合を除き, 人は, 土地を他人の利用に供するために合意できるという原則を定める。例えば, 道路を有しない土地を持つ者において, 所有権法は, そのような者は近隣に対して主要な道路にでるまでの道路を要求することができる」と規定する。そのルールによれば, その道路の幅は最低4メートルを有する必要がある, 仮にその者が8メートル以上を要求する場合, その者は隣人が承諾するべく交渉することができるが, もし隣人が要求を拒否した場合は, 4メートルを取得するにすぎない。

5. 地上権

地上権(Superficies)は, 物に対する権利(real rights)に関する新しい問題に係る民事分野の基本原則であり, 国際的な民法典(フランス, ドイツ, 日本, タイ及びベトナム民法典)の基本原則に従って規定されている。地上権は民法典第I V編第11章(343条から354条)に規定されている。地上権は, 地役権と同様, 民法典草案に規定される新しい問題である。

地上権は, 地上権者がその利益のため何らかの活動を行うために他人の土地を利用する権利であり, 例えばゴムの木を植えるために土地を賃借することは, 法律に反するものではない。地上権による使用は土地の賃借とは異なる。それは地上権が地上権設定期間において自由に譲渡できまた相続できる点である。

地役権及び地上権は, 特に最も高い収益を得られる土地の資源運営のために新しく規定されたものであり, 効率的に資源を入手し利用する社会のニーズに応えるものである。

さらに民法典には, 審議に提案できなかった改正され及び新しく規定された多くの内容が存在している。

4) 結論

民法典を採択しラオス人民民主共和国で公布するとき, 達成されるであろう利益が存在する。

1. 私たちは起草された民法典に誇りを持つことができる。なぜなら、これはまさにラオス人民民主共和国の法司法分野の発展にとって偉大な功績であるからである。私たちは国内外の研究を比較調査したが、全ての内容は、社会経済発展計画とラオスの伝統に調和させるための深い議論と創造性によるものである。これは社会主義がたどり着く到達点とラオス人民革命党第10回党大会決議の突破⁴の方針の実施を確かにするものである。
2. ラオス国民は、矛盾のない法体系の確立や政府職員が統一的に機能することにより、法体系に関する信頼を構築し、法・司法分野における党指導を支える点において、直接間接に利益を享受できる。
3. ラオスの法体系が他の開発国と同一のものとなることを支持するものである。なぜなら、民法典は憲法に次いで重要かつ必要不可欠な法であり、人相互の関係を調整し、人民民主制としてラオス国民の権利義務を規定している。
4. ラオス人民民主共和国は地域的レベル国際的レベル両面の国々からさらなる信頼と承認を得ることとなる。なぜなら、法は、ラオス国民だけでなく、外国投資や旅行に際しての外国人の権利利益を確かなものとするものであるからである。

以上のとおり、民法典草案を完全に包括的なものとするため、検討のガイダンスを会議に対して報告する。

感謝

⁴ 突破とは、人民革命党大会により示された国家目標達成のためのスローガンである。

第 VIII 回国会第 3 回通常審議における

国民議会議員による提案に関する説明 *

2017年5月15日—16日

国民議会議員の提案は 90 か条・145 か所である。

- 提案のとおり修正することに同意したものは 32 か条である。
 - 国民議会議員の提案により民法典起草グループが検討し修正したものは 15 か条である。
- 合計で 47 か条を修正した。
- 43 か条についても検討したが、(提案が) 首尾一貫していない。よって、現状維持している。

* 翻訳：ユア・ソン（JICAプロジェクトスタッフ），入江克典（JICA長期派遣専門家）。脚注のコメントは入江による。

第 VIII 回国民議会第 3 回通常審議による提案に関する民法典草案の説明表

提案/質問/コメント	説明	改訂
(1) 第 1 条 目的		
<p>3 行目の「平等」の後に「<u>連帯及びラオスの善良な慣習</u>」を加えることを求める。</p> <p>「適法性」の後に、「<u>現実との整合性</u>」を加える。</p> <p>「<u>人民の物心両面の要求に応える</u>」との部分を「貢献する」の後に移動し、「社会経済の発展」の前に「<u>貢献する</u>」を加える。</p>	<p>提案のとおり修正することに同意する。</p> <p>この用語を規定していないのは、法について述べる語というよりも、法原則を規定する語だからである。</p> <p>提案のとおり修正することに同意する。</p>	<p>この法典は、人、法人及び組織(ガーンジャット)の権利義務の発生、変更及び終了に関する原則(ラッガーン)、ルール(ラビヤップ)及び措置(マータガーン)を規定し、もって、社会の平等(サムーパーブ)、正義(ニュティットム)、適法性(トゥークトーンタームゴッマーイ)、平穩(クワームサゴップ)及び秩序(ペンラビヤップヒヤップホーイ)を保障(ハッパカン)し、国家、集団(ルワンムー)、組織及び個人の権利及び利益を確実に保護し(ネーサイポッポーン)、人民の物心両面の要求に応えることに貢献(パゴープスワンカオナイガーンガトウックスックユー)し、ラオス人民各民族の連帯及び国の善良な伝統慣習を保護し、社会経済を発展させるものである。</p>
(2) 第 2 条 民法典		
<p>より正確になるようもう一度改訂することを求める。</p>	<p>提案のとおり修正することに同意する。</p>	<p>民法典とは、人、法人及び組織の民事関係における権利義務の発生、変更及び終了に関する多様な原則を体系的に集約させた一つの法律であり、例えば、物、所有権、家族、契約内外の債務、相続などである。</p>
(3) 第 3 条 用語の説明		
<p>例えば、動産とは、不動産とは、人とは、法人とは、権利自由とは、任意性とは、のように、さらなる説明することを求める。</p> <p>第 1 号について、「人」の後に「<u>法人及び組織</u>」を加えることを求める。</p> <p>第 3 号について、「<u>台風及び戦争</u>」を加えることを求める。</p>	<p>第 3 条の趣旨は、一民法典の全編に出てくる一般的な用語を要約し理解と用語の使用を統一すること 一用語が具体的であり関連セクター(の法律)にも使われるものであること 一単純明快で具体的な法律的な意味を持たない用語については規定していない、また、他の法律において既に規定されている用語については、再度規定すると用語の意味について混乱を招く可能性があること</p> <p>よって、民法典第 3 条は、ほぼ全ての編において使われている用語のみを選択し規定した、それはこれらの用語を同じ方向で理解させるためであり、その理由にしたがって(提案記載の用語について)第 3 条に規定されていない。</p> <p>コメントのとおりにて同意する。</p> <p>これらの用語は一般的に使われ特に具体的な意味を持たないので、3 条で規定しなかった。</p> <p><u>さらに、いくつかの用語説明が追加されている。</u></p>	<p>この法典で使用される言葉の意味は以下のとおりである</p> <ol style="list-style-type: none"> 民事関係(サイボワパンターンペーン)とは、財産的又は非財産的特徴を持つ何からの目的又は対象に関する人、法人及び組織同士の関係である。 偶発的事故(ヘッパンウーン)とは、事前に予想(カーッキッ)できないような突然(カタンハン)生じる出来事であり、例えば突然の怪我(ジェップベン)、病气(ハイヘーン)及び事故などであつて債務者をしてその義務の履行を不可能ならしめるものなどである。 不可抗力(ヘッスツウィサイ)とは、予測(カッカネ)及び制御(クワップクム)ができない出来事であり、例えば、洪水(ナムトゥワム)、落雷(ファーパー)、地震(ペーンディン)、戦争(ソンカーン)であつて債務者をしてその義務の履行を不可能ならしめるものなどである。 損害金(カーシアハーイ)とは、責任を負う者の一定の金銭又は物であり、他人に生じた損害(クワームシアハーイ)を賠償(サイテーン)する為のものである。 逸失利益(カーポワイカーン)とは、責任を負う者の一定の金銭又は物であり、損害を受けた者

		<p>がその仕事から得られる筈であった又は機会を失った収入(ライダイ)を補填(トッテーン)するものである。</p> <p>6. 遅延損害(カーボワイカーンサップ)とは、債務者の一定の金銭であり、債権者に対する損害金(カーシアハーイ)の補填(トッテーン)であって、債務者が自身の義務を履行しないことに起因して、債権者が受け取るべきものである。</p> <p>7. 慰謝料(カーボワペンチツチャイ)とは、被害者の遺族が、<u>同人の死亡への損害金として受け取る金銭である。</u></p> <p>8. 債権者(チャオニー)とは、債務者に対して何からの義務を履行するよう請求する権利(シットウワン)を持つ者である</p> <p>9. 債務者(ルークニー)とは、何らか(シンダイヌン)を履行する義務、例えば、物の引き渡し(モーブサップシンコーン)、仕事の実施(パティバットウィヤックガン)、金銭の支払い又は債権者の利益の為に何らか(シンダイヌン)を行わないことなど、を有する者である。</p> <p>10. 法律行為(ニティカム)とは、<u>民事法律行為(ニティカムタンペーン)である。</u></p> <p>11. 緊急事態(サパーワティージャンペン)とは、国家又は他人の利益を脅かす(コムクー)危険を避ける(リークウエン)為に、他の手段をとることができない者による必要な行為(ガンカタムドーイクワームジャムペン)である。但し、その行為から生じる結果としての損害は、上記危険から生じる得る結果としての損害より低価ではなくてならない。</p> <p>12. 使用者(プーサイウィヤック)とは、自身の管理(クムコーン)下にある何人かをして、自身の命令又は指示に従って職務を行わしめる(サイハイ…パティバットナーティ)者である。</p> <p>13. 債権(シットウワン)とは、一当事者の、他方当事者に対して、契約又は法律による義務を履行するよう要求する権利である。</p>
<p>(4) 第4条 民法典に関する国家の政策</p>		
<p>第1項第2文について、「規定する(ガムノット)」を加え、「及び規則」を削除するよう求める。</p> <p>さらに1項を追加し、「<u>国家は、民事関係を推奨促進し多民族の善良な伝統慣習を保護し、もって国家の統一を保持する</u>」との項を追加すべきである。</p>	<p>コメントのとおりにて同意する。</p> <p>コメントのとおりにて同意する。</p>	<p>国家は、ラオス国民(ボンラムーアン)の基本的な権利及び義務、<u>例えば法の下での平等、権利自由及び任意性、物に対する権利、所有権、民事関係における権利義務の創設及び履行など、が憲法及び法律に従って尊重され(カオロップ)且つ実行されること並びに民事関係において生じる権利及び利益が保護されることを推奨促進(スクユーン</u></p>

<p>複数の議員よりさらに1項を追加し、「国家は、ラオス国民が平等に請願し、不服を申し立てる権利を有するための政策を整える」とすべきとの提案があった。</p>	<p>民法典は民事関係の基本原則を規定している。よって、請願解決法と民事訴訟法との混乱を避けるため、この条文に追加しない方がより統一的になる。</p>	<p>ンスーム)する。 国家は、政策を決定し(ワーンナニョパーイ)、ルールを制定し(ガムノットラビヤップガーン)、人民が人、法人及び組織が自身の権利の保障及び義務の履行を知り、理解し、保証(ハッパカン)するよう法律を普及(コーサナー)し、教育訓練(スクサーオブホム)することをとおして、民事関係における諸活動を促進する(アムヌワイクワームサドゥワック)前提条件を整える(サーングアーンカイ)</p>
<p>(6) 第5条 民法典適用の範囲 (最新草案では第6条及び第7条においても規定)</p>		
<p>第3文は、国際条約法(ゴットマイワードゥワイルーソンティサンニャーサンニャーサーコン)に基づき、「多国間又は二国間の国際条約」(サンニャーサーコンルーソンティサンニャー)から「二国間又は多国間の国際条約」(ルーソンティサンニャーサンニャーサーコン)に表現を修正すべきであり、以下の2項を追加すべきである。</p> <p>第1項は、「民法典の規定と、二国間又は多国間の国際条約が異なるときは、二国間又は多国間条約に従わなければならない」との規定を入れるべきである。</p> <p>第2項は、「民法典と他の法律の規定が異なるときは、民事関係はこの民法典に従わなければならない」との規定を入れるべきである。</p>	<p>コメントのとおりにて同意する。</p> <p>コメントのとおりにて同意する。</p> <p>検討のための提案を受け、新しい民法典草案には6条と7条の2か条を新たに追加することにより改訂した。</p>	<p>この法典は、ラオス人民民主共和国の領域内における、ラオス国民(ボンラムーアンラオ)、外国人、永住外国人及び無国籍者、国内外の法人及び組織(ガーンジャッタン)同士の間の民事関係(サイポワパンターンペーン)について適用する。但し、ラオス人民民主共和国が加盟している二国間又は多国間の国際条約(サンニャーサーコンルーソンティサンニャー)が別途定めている場合はこの限りでない</p> <p>民法典の条文が、ラオスが加盟する多国間又は二国間国際条約と抵触(テークターンガンガップ)するときは、多国間又は二国間国際条約に従わなければならない。</p>
<p>第6条 民事関係における基本原則 (最新草案第8条)</p>		
<p>第1号について、「任意性」との語の後に「同意」との語を加えるべきである。</p> <p>第2号について、「法」との語の前に「憲法」、「法」との語の後に「善良な伝統慣習」との語を加えるべきである。</p> <p>第4号について、「憲法及び法令の尊重、保護及び実施」とすべきである。</p>	<p>任意性は何かの行為を行う際、または自身を強制したり誤ることなく自身を拘束する法律行為を行うときの原則の一つである。また、任意性との用語は1994年契約法の中で2008年改正契約内外債務法まで使用されていた。よって、もし、「任意性」との語の後に「同意」との語を加えると、混乱をうみ、この用語の意味の誤解を生じさせることとなる。</p> <p>「法の前の平等」とは原則であり、具体的な言葉であり、テクニカルタームである。この用語は憲法35条で使われ定義されている。この用語は、性別、地位、民族などによって差別されないという具体的な意味を有する。よって、何らかの用語を加えれば、この用語の意味に混乱を招く。</p> <p>「法の前の平等」に関しては第8条参照(最新草案第10条)。</p> <p>コメントのとおり修正することに同意する。</p>	<p>民事関係に参加する者は、以下の基本原則に基づいて行動(パティバット)しなければならない</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 権利自由(シッセリパーブ)及び任意性(クワームサマックチャイ)を有することの尊重(カオロップ) 2. 法の前の平等 3. 善良な意思(チェッタナーディー)及び良心(ポーリスツチャイ)を有すること 4. 法律の尊重及び実施 5. 国の善良な伝統慣習(ヒートコーンパペニー)の尊重(カオロップレナップトウー) 6. 民事上の損害に対する責任
<p>(7) 第12条 法律行為 (最新草案第15条)</p>		
<p>法律行為との名称を「民事法律行為」と修正するよう求める。</p>	<p>法律行為は法分野において固有の用語である。最も重要な要素は任意の意思表示であり、例えば、任意に契約を締結すること、任意に死亡前に財産の所有権に関する遺言を行うこと、債務</p>	<p>法律行為とは、人、法人及び組織の任意の意思表示による行為であり、民事の権利義務を発生、変更又は終了させるものである</p>

<p>複数の議員より「ニティカム」の「カム」のラオス語の表記について変更するべきとの提案があった。</p> <p>法律行為の定義を明確にするように求める。例えば、法律行為（ニティカム）とは、人、法人または組織による、民事関係において権利義務を生じさせる行為（カーンパブット）である、とすべきである。</p>	<p>を免除すること、これは債権者の任意の意思によるものである、条件付贈与は物の所有者の任意の意思によるものであり、返還の期待なしに物を引き渡すものである。</p> <p>法律行為は法分野におけるテクニカルタームであり、法律行為に「民事」を加えると誤った解釈を導く。なぜなら、「民事」とは、個人の、個人間の、という意味だからである（科学研究機関ラオス語事典 2012 年 627 頁）。</p> <p>もし「民事法律行為」と規定されれば、この問題はより多くの調査が必要となる。技術的には「法律行為」と規定すべきであるがこの用語の説明を民法典に加える。</p> <p>多くの国の民法典では「ニティカム」（英語では Juristic Act, フランス語では, acte juridique）であり、「ベン」（民事）はない。</p> <p>日本民法典第IV編法律行為（第V章法律行為）もまた「法律行為」と規定されている。</p> <p>タイ民商法典 149 条もまた「法律行為」である。</p> <p>ドイツ民法典第 3 章は人の法律行為について規定しており（第 3 取引行為）、これは「ニティカム」である。</p> <p>科学研究機関ラオス語事典 2012 年は、「ニティカム」の定義について、法律及び法令に従うための意思表示に基づく行為であるとしている。</p> <p>「ニティ」は、法律、規則、規律された基準という意味であり、人の行為を規律するものである。「カム」は行為であり、この 2 つの語が組み合わさると、法律効果のために義務（拘束力）を創出するための行為といった意味を持つ。</p> <p>「ニティカム」における「カム」のスペルはラオス語の教科書で現在使われているものに従っている。</p> <p>提案された定義は、意思表示の点及び行為者の任意性の点が欠けている。</p>	
(8) 第 13 条 法律行為の種類（最新草案第 16 条）		
<p>法令制定法（ゴットマイガンサーンニティカム）との整合をとって規定するよう求める。</p>	<p>13 条（最新草案では 16 条）によれば法律行為（ニティカム）の種類は、人の意思表示によるものと規定されており、それは単独、相互または多角的なものであり、また、契約を締結したり、物を引渡したり条件付の贈与であったり遺言をすることであったりであるが、これは法令制定法 3 条と同一の分類ではない。同条は、法令（ニティカム）を 2 種類に分類しており、一般的な効力を持つ法令と特定の効力を持つ法令である¹。</p>	

¹ 「法律行為（ニティカム）の種類」（民法典 16 条）と「法令（ニティカム）の種類」（法令制定法 3 条）は、ラオス語として

(9) 第20条 絶対無効法律行為 (最新草案第23条)		
<p>第2項を削除し、第1項の最後に「以下のとおりである」と記載するよう求める。第21条も同様である。</p>	<p>提案のとおり修正することに同意する。</p>	<p>絶対無効法律行為は国家又は社会の権利又は利益に抵触して行われる法律行為であり、以下がある</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国家(サート)の安寧(クワームマンコン)、社会の平穩(クワームサゴップ)及び秩序(ラビヤップヒヤップホーイ)に大小の影響を及ぼす(ドゥーイテットントゥン ルーガトップトゥン)法律行為 2. 法人により行われた、その組織及び行為に関する定款(ゴッラビヤップ)に抵触する法律行為 3. 秘密裏(ガンスーアナム)に行われた法律行為 4. 法律で特に定めた法律行為の形式に反する法律行為 <p>絶対無効法律行為は当初から適用できず(存在せず)、[行為]主体(チャオカム)はその法律行為を追認(ハップホーンアオ)する権利を有しない</p>
(10) 第21条 相対無効法律行為 (最新草案第24条)		
<p>第1号の「錯誤」を第3号に移し、第3号を第20条に移すよう求める。</p>	<p>原則によれば、錯誤による法律行為は、相対無効法律行為に含まれる。相対無効法律行為は契約当事者に契約締結をやり直させるものである。したがって、この(このコメントに関しては)条項にすでに規定しており統一が取れている。</p> <p><u>しかしながら、民法典グループはこの号の内容についてより内容を明確にするため改訂した。</u></p>	<p>相対無効法律行為は個人の権利又は利益に反して為される法律行為であり、以下がある</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>任意性を欠く、例えば錯誤、詐欺、脅迫又は暴力による</u>法律行為 2. 行為無能力者による法律行為 3. 無意識(カートサティサムヌック)又は強度(アンナックヌワン)の醜配状態(ユーナイスーパームンマオ)にある者による法律行為 4. 代理人の悪意(チェッタナーボデー)によって為された法律行為 5. 特別に深刻な状況下(サパープガーンナクヌワンペンピセツ)で、必要に迫られて行った法律行為 <p>相対無効法律行為は、権利及び利益を害された主体(チャオカム)から追認(ガーンハップホーンアオ)がある場合は、適用可能(サイダイ)な法律行為とする</p>
(11) 第22条 全部または一部無効 (最新草案第25条)		
<p>定義が短すぎ明快な説明ではないので再度規定するよう求める。</p>	<p>全部無効法律行為と一部無効法律行為の定義については短く、簡潔で、法の原則とも調和している。もしより広範な定義が用いられれば、誤解を生ずる可能性がある。</p> <p>例：</p> <p><u>1. 法定利率より高い利率を設定する貸金契約について、法定利率を超える分の利息については無効であるが、両当事者間の貸金契約は有効なものとして存続する。</u></p> <p><u>2. 強制され、詐欺による遺言は全部無効となる。</u></p>	

同一。

第4章 期間		
(12) 第26条 (期間) (最新草案第43条)		
期間とは何を意味するのかが規定されていないのでより明確に規定するよう求める。	コメントのとおり修正することに同意する。	<u>期間とは、民事関係に参加する者に権利を行使させ及び義務を履行させるために、始期から終期までによって画する一定の時(ウェラー)である。</u>
(13) 第28条 (期間の範囲の定め) (最新草案第45条)		
それぞれの期間の範囲について定めるとともにあまり詳細になり過ぎないようにすることを求める。	コメントのとおり修正することに同意する。	<p>期間は、秒、分、時、日、週、月、年又は生じる何らかの出来事によって定める</p> <p>週の初め、週の半ば、週の終わり、月の初め、月の半ば、月の終わり、年の初め、年の半ば、年の終わりと合意(トクロンカン)したときは以下のように履行する(パーティバット)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 週の初めはその週の月曜日から火曜日である 2. 週の半ばはその週の水曜日から木曜日である 3. 週の終わりはその週の金曜日から日曜日である 4. 月の初めはその月の1日から10日である 5. 月の半ばはその月の11日から20日である 6. 月の終わりはその月の21日から最後の日である 7. 年の初めは1月の初めから4月の終わりまでである 8. 年の半ばは5月の初めから8月の終わりまでである 9. 年の終わりは9月の初めから12月の終わりである
(14) 第29条 (期間の適用と計算の定め) (最新草案第46条)		
第一文について章の前に編を記載するよう求める。 「政令、命令、決定、第一審判決、上訴審判決及び契約で特別に定めた場合」については削除するよう求める。なぜなら、それぞれの場合は法によって定められた例外だからである ² 。	コメントのとおり修正することに同意する。	46条「期間の適用(ナムサイ) <u>及び計算</u> の定め」 期間の適用 <u>及び計算</u> はこの法典の45条が定めた。但し、法律、 裁判 及び契約で特別に定めた場合はこの限りでない。
(15) 第5章の表題、Aの表題、条文の表題の規定が繰り返されている		
時効の章の表題とA(時効)の内容を区別するため「アーニェクワーム」に「カーン」を加えることを求める。	同一の表題は規定されることがある。過去にも、法はそのように規定していた。 例えば、労働法2013年 第V編：労働契約 第1章：労働契約 第75条：労働契約	
第II編 人及び法人		
第1章 人		
B 人格権		
(16) 第48条 人格権 (最新草案第65条)		
より明確に規定するよう求める。例えば、「生きる権利」について権利が始まるのは母親が妊娠したときなのか子どもが生まれたときなのか正確に規定すべきである。	これはこの条項に規定すべきではなく、「生きる権利」については生まれた日から始めることは46条に規定されている(最新草案では63条である)。	
C 人の行為能力		
(17) 第54条 行為能力を喪失した者 (最新草案第71条)		

² 直訳。他の法令等によって定められているので民法典で規定する必要がないという趣旨と思われる。

<p>精神疾患に関して「医師からの承認を得た」との用語を第2文に追記すべきである。</p>	<p>これを規定すべきではない理由は、裁判手続において行為能力を喪失した者において医師からの確認状が必要であることは民事訴訟法に明確に規定された手続である。よって、これを規定していない。</p> <p>しかしながら、理解を容易にするため、この条項の内容を修正した。</p>	<p>行為能力を喪失した者とは、その精神状態によって、行為することができず又は自らの行為の結果を認識することができないものであって、裁判所が行為能力を喪失したと認定された者である</p>
<p>(18) 第55条 未成年の民事関係への参加 (最新草案第72条)</p>		
<p>成年に達していない者を行為無能力であると第51条が定めている一方で、第55条は未成年(デク)が民事関係に参加できると定めており、両規定が一貫していないので再修正をするよう求める³。</p>	<p>コメントのとおり修正することに同意する。</p>	<p>民事関係に参加する未成年は、父母又は後見人の同意を得なければならない。但しその未成年の年齢に応じて相応しい日常生活上の行為はこの限りでない</p> <p>未成年により為された法律行為で、父母又は後見人の同意を欠くものは無効である</p>
<p>(19) 第57条 未成年の労働の能力 (最新草案第74条)</p>		
<p>第一文について「成年に達していない未成年」と修正するか、または未成年の年齢を規定すべきである。</p>	<p>コメントのとおり修正することに同意する。</p>	<p>未成年は父母又は後見人の同意に基づき、<u>労働法及び関連法(レゴットマイガンディーキヨコーン)</u>に従って労働をすることができる</p>
<p>D 行為能力を限定された者又は喪失した者の後見</p>		
<p>(20) 第63条 後見人の権利及び義務 (最新草案第80条)</p>		
<p><u>行為能力を限定された者又は喪失した者の不法行為によって生じた損害に対する責任</u>に関し、義務を追加するよう求める。</p>	<p>コメントのとおり修正することに同意する。</p>	<p>行為能力を限定された者又は喪失した者の後見人は主に(トントー)以下の権利を有する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. その世話(ブンニェーンドゥーレー)をするために行為能力を限定され又は喪失した者の財産(サブソンバット)を使用すること 2. 財産(サブソンバット)の管理保護(クムコンボックハクサー)に必要な支出をすること 3. 行為能力を限定された者が行う重要(サムカン)な又は高額(ミームンカーヌーン)の<u>法律行為</u>に意見を与えること 4. 行為能力を限定され又は喪失した者の権利利益を保護するために代理人として<u>法律行為</u>を行うこと。 <p>行為能力を限定された者又は喪失した者の後見人は主に(トントー)以下の義務を有する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 行為能力を限定された者又は喪失した者の世話(ブンニェーンドゥーレー)をし且つ療養看護(ガンピンボワ)を確保すること 2. 代理人となって<u>法律行為</u>を行うこと 3. その者の財産(サブソンバット)を管理保護(クムコンレポックハクサー)すること 4. その者の正当な権利及び利益を守ること 5. この法典の486条に従い、<u>行為能力を限定され又は喪失した者</u>

³ 72条(当時55条)については「未成年」として「デク」というラオス語が使われているのに対し、68条(当時51条)では「デク」が使われておらず(成年に達していない、との表現)、一貫して規定を読むことができないという問題。

		の行為から生じる損害に対して責任を負う
F 失踪及び裁判所の判決による死亡		
(21) 第 75 条から第 84 条 (最新草案第 92 条から第 101 条)		
第 75 条から第 84 条のFについて、現実と整合した形での実施を可能とするため、 <u>報告 (カンジェンクワーン)</u> 、 <u>裁判 (ガンダッシン)</u> 、 <u>認証 (ガンヤンユンコンサーン)</u> ⁴ といった手続詳細について規定するよう改訂を求める。	詳細な手続について規定すべきではない。手続はすでに民事訴訟法第XVI編322条から359条に規定されているからである。 しかしながら、2018年改正家族登録法に整合させるためいくつかの条項について修正した。	94 条「失踪の登録」 失踪を宣告する裁判所の判決が出たときは、申し立てた(ホンコー)者は <u>家族登録法</u> の規定に従って <u>郡レベル司法事務所 (オンカンニュティタムカンムアン)</u> において失踪を登録しなければならない 99 条「裁判所の判決による死亡の登録」 死亡を宣告する裁判所の判決が出たときは、申し立てた(ホンコー)者は <u>家族登録法</u> の規定に従って <u>郡レベル内務事務所 (オンカンパイナイカンムアン)</u> において死亡を登録しなければならない
(22) 第 77 条 失踪の登録 (最新草案 94 条)		
失踪を登録する必要がある「関係当局」とは誰なのか明確に規定するよう求める。	コメントのとおり修正することに同意する。	失踪を宣告する裁判所の判決が出たときは、申し立てた(ホンコー)者は <u>家族登録法</u> の規定に従って <u>郡レベル司法事務所 (オンカンニュティタムカンムアン)</u> において失踪を登録しなければならない
第 2 章 法人		
A 一般原則		
(23) 第 88 条 法人の設立の種類 (最新草案第 105 条)		
まず、何人が集まれば法人となるのかについてより明らかにすることを求める。 この条文の最後の項についていくつかの形態があるのかについて明らかにすることを求める。 もし正確な規定とするならば設立の「種類 (バベット)」との用語の使用について、企業法の関連条文を参照すべきである。	この提案については 89 条に明確に規定されている (現行草案では 106 条) 個別法に規定されるように全ての法人の種類について規定すれば、あまりに詳細を規定するものであり、全てを完全に規定することはできない。さらに、より重要なことは民法典の原則は一般的に規定することである。したがって、提案のとおり詳細に規定することはしない。 ラオス企業法は設立の種類については規定しておらず所有者に基づく企業の種類について規定するものであり、個人企業は個人が所有する企業であり、国営企業は国が所有する企業である。この民法典に関しては、法人が、人の集まりにより設立されたものか、物の集まりにより設立されたものかを認識するために、法人の設立の種類が規定されている。 <u>よって、民法典テクニカルグループは一貫させ簡潔にするためこの条項の内容に修正した。</u>	105 条「法人の設立(ガーンサーンタン)」 法人は <u>以下の場合 (コロニー) により</u> 設立される 1. 人の集まりによる <u>もの</u> 2. 物(サブ)の集まりによる <u>もの</u> <u>法人は一人により設立することができる。これを一人会社と呼ぶ。</u>
B 協会		
(24) 第 104 条 協会 (最新草案第 121 条)		
「収入または利益を追求せず」について、現実には、協会は収入を得て利益を上げており、より簡潔に規定するよう求める。	規定はすでに一貫している。 もし協会が収入を得ていること利益を得ていることを規定すれば、協会に関する原則と矛盾することとなる。協会(サマコム)に関する首相令2条は、協会は任意に、利益を追求するこ	

⁴ これらのラオス語について具体的に何を意味するのか不明 (必ずしも裁判手続の用語ではない)。

	<p>となく設立・運営される社会的組織であり、協会の正当な利益を保護する。</p> <p>よって、協会設立の主たる目的は、国の社会経済に寄与することである。</p> <p>AとBとがラオスの障がい者を助ける協会を設立することとするが、協会の運営はラオスの障がい者を助けること、特に教育、職業訓練及びその他の分野について行う。</p> <p>もし利益が追及されその利益が分配されれば、これは、企業またはその他の、個人またはグループの利益追求のための事業運営の特色である。</p>	
(25) 第106条 協会の種類及び活動の範囲 (最新草案第123条)		
<p>第2項について、現実に合わせるべく<u>外国での協会の活動</u>についても規定することを求める。</p>	<p>外国での協会の活動について規定していない理由は、法が外国での協会の活動を規定していないからである。したがって、協会は、外国において、人または法人として活動できる。一方で、協会は、個々の協会の個別のルールに基づく。</p>	
(26) 第107条 協会設立の要件 (最新草案第124条)		
<p>第3号について、「定款」の後に「<u>統治構造</u>」(コンバコープガーデンジャンタン)を加えるよう求める。</p> <p>第4号について、構成員の数を特定すべきである。</p>	<p>コメントのとおり修正することに同意する。</p>	<p>設立しようとする協会(サマコム)は以下の要件を満たさなくてはならない</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 憲法、法律並びに国、地方及び少数民族(パオターンターンの)善良な慣習に反しない目的を持つ；国家の安寧(マンコン)、社会の秩序及び他人の権利自由に対する危険がないこと； 2. 設立者(プーリルームスン)が、この法典に定めるところに従い行為能力を有する人又は法人であること； 3. 定款を持ち、上記協会(サマコム)の目的の達成を確保するための事務所及び財産(サブシン)を有する； 4. 協会(サマコム)の活動に任意で参加(カオフワム)する加入(ロンタビヤン)構成員の数が十分である。
(27) 第110条 (協会の統治機構及び管理運営) (最新草案第127条)		
<p>協会の「統治構造」(コンバコープガーデンジャンタン)との用語を、<u>コンハーン⁵ガーデンジャンタン</u>に修正すべきである。</p>	<p>規定しない。なぜなら、サマコム首相令5編にすでに<u>統治構造(コンハーンガーデンジャンタン)</u>について規定されているからである。構造には、6つの部、3つの課及び人材を含む、全ての省についても規定されている。統治構造は、今後さらに情報を加える(未完成のもの)である。</p>	
第3章 代理		
(28) 第120条 (代理) (最新草案第31条)		
<p>第1項について、「代理」を「ある者」と改めるよう求める。</p>	<p>コメントにしたがい修正することに同意する。</p> <p>しかしながら、構造に合わせるため、代理の箇所を、第II編の人及び法人か</p>	<p>代理とは、ある者が、他人、以下本人(<u>プートウタンナー</u>)と呼ぶ、の名の下に(ナイナム)その利益の為に何らかの法律行為又は行為を第三者との間で行うことである。</p>

⁵ 起草委員会によると「コンハーン」は「コンバコープ」よりも小規模な組織について使用する用語とのことである(2017年11月21日)。

	ら、第Ⅲ編第4章、第3章の法律行為の後に移動させることにした。	代理は、法定代理(ガーンターナータームゴツマーイ)と契約による代理からなる
第Ⅲ編 家族		
第1章 一般原則		
(29) 第136条 婚姻の権利自由(最新草案第141条)		
第2項の「その管理下にある子」について、「子が必要とするときに理由を説明する権利」を規定することによって親権を与えられるとすべきである。	規定する必要がない。なぜなら、法律は親に対し子に対する説明を行うことを禁じていない一方、自身の子の婚姻を強制したり妨害したりすることを禁止しているからである。	
「国軍・警察に属する者の結婚については個別の規則が適用される」との項をさらに追加することを求める。	規定することに同意しない。なぜなら、これら2つの軍には特別規則が長い間存在するが、これら2つの軍に対する結婚の制限は、特別な事例における義務を完全に履行させるため、特定の時期に限定して認められるものである。よってこれを民法典に規定することは適切でない。	
(30) 第137条 一夫一婦制(最新草案第142条)		
この条項に違反した全ての者は民事上の責任を負うべきであり、この条項の中に民事手続(マツガーン)を規定するべきである。	追加する必要がない。なぜなら、この条文は一夫一婦制の一般原則であり、社会の人々が重婚することを避けるために教育するものである。本条に従わないことは172条1号 ⁶ で定めるとおり夫婦の離婚原因となるが、責任と民事手続については例えば177条1項2号 ⁷ で規定されている。	
「国家は、男女が複数の夫または妻を有することを認めない」との項をさらに追加することを求める。	追加することに同意しない。なぜなら民法典に規定されているものと同じ意味だからである。	
(31) 第139条(家族の発展)(最新草案第144条)		
内務省規則には村及び家族は男女平等に関する権利の行使を促進するよう規定しているため、男女平等に関する内容を加えるよう求める。	追記しない。男女平等は135条において規定しているからである(草案145条)。	
第2章 婚約及び婚姻申込		
(32) 第140条 婚約(最新草案第145条)		
この条項に違反した際の罰金(違約金)の方法を規定するよう求める。	コメントのとおり修正することに同意する。	<u>男女(パーオサーオ)が愛し合っているが(マクハク)、婚姻する条件がまだ整っていないときに、伝統習慣(ヒートコンパベニ)に基づいて、両方が婚約に関する合意(ガントクロン)をし、男性側が、財産(サブブシーン)や貴重品を女性側に預けても預けなくても良い。</u> <u>婚約は行っても行わなくてもよいが、法的な効果を有しない。</u>
142条の婚姻申込の条文を本条項と統合すべきである。なぜなら、実務においてこの2つの条項は同一であるからである。	婚姻申込の条文を本条と統合するのは適切ではない。なぜなら、婚約は、婚姻の意思の表示であるのに対し、婚姻申込みは、婚姻贈答品及び婚姻にあたっての費用に関する合意であるからである。この2か条の効果も異なる。 <u>民法典グループは検討の結果、新しい用語を用いている。</u>	
(33) 第142条 婚姻申込(最新草案第147条)		
この条項に違反した際の罰金(違約金)の方法を規定するよう求める。なぜなら、実務において婚姻申込は記録が残され、	本条に罰金(違約金)の方法について規定すべきではないが、罰金(違約金)のかわりに損害賠償が143条に規定	

⁶ 民法典施行版176条1号

⁷ 民法典施行版181条1項2号

その記録の中に合意に反した当事者は罰金を科せられると決められるからである。	されている（現行草案 148 条）。	
(34) 第 144 条 婚前交渉（最新草案第 149 条）		
<p>第 1 文の「男性が女性を妻としないときは」の後に「合理的な理由なく」を追加することを求める。</p> <p>当事者に不利益とならないように、当事者が合意した記録等の詳細を保存することを求める。</p> <p>第 3 項について、その男性にやましいところがない場合またはその男性が子の実父でない場合は子を扶養する義務を負うべきではない。なぜなら、そのように規定することは格差を生むことになるからである⁸。</p> <p>女性が男性を夫とすることができなかった場合、その女性は教育（スクサーオブホム）⁹されなければならない。このように規定すれば女性の不適切な行動が助長されることはない。</p>	<p>「合理的な理由なく」という文言は追加しない。なぜならこのように規定する趣旨は女性と子どもの権利とくに評判について保護するためである¹⁰。</p> <p>このコメントに関してはすでに上記で説明した。</p> <p>規定すべきではない。なぜなら、もし、男性が自身の子どもであることを認めない場合、子どもを扶養する責任を負わせるべきではない。よって、この民法典 192 条¹¹は父であることの否認について定めている。</p> <p>本条は女性保護の規定である。</p> <p><u>しかしながら、本条は、よりよい理解のため、また他との統一の観点から、文言を再構成した</u></p>	<p><u>夫婦となる前に交渉を持った場合、男性（サーイヌー）が女性（ニンヌー）を妻としないとき又は女性が男性を夫としないときは、その男性又は女性は、女性又は男性又はその家族に対して、伝統慣習（ヒートコンパペニー）に従って、精神的損害（クワームシアハイタンダンチツチャイ）を修復する（ボワベン）義務を負い、賠償金（カータムクワン）を払わなければならない。</u></p> <p>女性が妊娠している場合、男性は、賠償金（カータムクワン）に加えて、出産費用（カーオークルーク）、産後費用（カーユカム）及びその他の費用（カーサイチャイウーン）を支払わなければならない。</p> <p>いかなる場合も（ポーナーナイコラーナイダイコーターム）、男性は、出生から成人になるまで子（ルーク）を扶養（リヤンドゥー）する義務を負う。</p>
(35) 第 3 章 婚姻		
第 3 章の婚姻において、婚姻に要する費用の条項を規定し、その条項には婚姻に要する費用の上限と下限を規定するよう求める ¹² 。	これについては規定すべきではない。なぜなら、婚姻に要する費用は、両当事者の合意により、（両当事者の）満足と女性に与える男性の能力（資力）に基づくものだからである。婚姻に要する費用の上限と下限を定めることは厳格にすぎ不適切である。	
A 婚姻の要件及びルール		
(36) 第 145 条 婚姻の要件（最新草案第 150 条）		
<p>第 1 号について、婚姻できる上限の年齢について規定することを求める。</p> <p>146 条の婚姻の不許可について、145 条と統合することを求める。</p>	<p>婚姻できる上限の年齢について規定することは適切でない。なぜなら、人の任意に基づくものだからである。</p> <p>2つの条項を統合することは適切でない。なぜなら、不許可と要件とは、2つの異なるものだからである。</p>	
(37) 第 146 条 婚姻の不許可（最新草案第 151 条）		
<p>特定の民族における近親婚について考慮するよう求める。それは伝統の一つであり、現実の状況に合わせて規定すべきである。</p> <p>第 2 号において、義兄弟と叔母との間、継子（女子）と祖父との間、義姉妹と叔父との間について追記¹³、最終文¹⁴を</p>	<p>これは追記すべきではない。なぜなら、（そのように追記すると、）その民族を差別することとなり、憲法に整合していないからである。</p> <p>これは追記すべきではない。なぜなら、これは近親ではないからである。最終文を削除することにも同意しない。</p>	

⁸ 直訳。男性に不利益を及ぼすことになるから、という意味と思われる。

⁹ 両親は子に対して教育（スクサーオブホム）する義務がある（215 条 2 項）

¹⁰ この説明は当時の草案の内容（女性のみならず男性も保護するもの）と合致しない。民法典施行版 149 条で、再度、女性のみを保護する規定に修正された。

¹¹ 民法典施行版 198 条

¹² 「婚姻に関する費用」とは結婚式や婚姻贈答品など全ての費用について上限を設定すべきという趣旨と思われる。

¹³ 現実社会の状況を反映し特定の関係のみ追記するよう求める趣旨と思われる。

削除すべきである。		
(38) 第 147 条 婚姻登録 (最新草案第 152 条)		
「女性または男性が居住する村の当局を通して」の前に「女性または男性が所属する組織の承認を得た上」と追加すべきである。	調査の結果、現状を維持することとした。なぜなら、その内容で理解できるからである。 <u>しかしながら、家族登録法に整合させるため、本条は改訂した。</u>	互いに婚姻することを希望する男女(ニンレサイ)は、書面で(ペンライラックアクソン)申請書(カムホン)を作成し、女性または男性が居住する村の当局を通して、 <u>郡レベル内務事務所</u> の家族登録官(チャオナーティ)に提出しなければならない。 男女(ニンレサイ)が要件を全て(コプトゥワン)満たす場合、当該家族登録官は、それらの者を召喚し(ヒヤック)、3人の証人の立会のもとで、その婚姻を登記する。 <u>男女(ニンレサイ)は婚姻の登録の日から夫婦としての地位を有する。</u>
(39) 第 148 条 結婚式 (最新草案第 153 条)		
結婚式は伝統慣習に従わなければならないこと、質素に、豪華にまたは複数の式を実施すべきではないことを規定するように求める。なぜなら、社会または婚姻当事者に影響を及ぼすべきではないからである ¹⁵ 。 「婚姻の登記(登録)」との語を「家族登録」または「婚姻証明」に修正することを求める。	コメントのとおり修正することに同意する。 婚姻登録(ジョッタピアンテンドーン)または結婚登録(ジョッタピアンソムロット ¹⁶)は家族登録の一部とされている。本条で使われている婚姻登録は、家族登録法でも使われているので統一的である。 <u>しかしながら、この条文はより良く理解させるために規定を改めた。</u>	結婚式は、行っても行わなくてもよく、婚姻の登記と同時に行ってもよく、その後に行っても良い。但し法的な効果は有しない。 <u>結婚式をするときは、国の善良な伝統慣習(ヒートコーンパベニー)に従い、節約的なものとする</u>
(40) B 外国に関する婚姻		
Bにおいて、婚姻申込と婚約に関し規定することを求める。	追加すべきではない。なぜなら、婚約と婚姻申し込みは140条と142条に規定されているところ(最新草案では145条と147条)、これに外国人、永住外国人または無国籍者も含むからである。	
(41) 第 149 条 ラオス人民民主共和国におけるラオス国民と外国人、永住外国人または無国籍者との婚姻 (最新草案第 154 条)		
第3項の内容を第1項の内容を統合すべきである。なぜなら内容が同一だからである。 複数の議員より「特別の規則」について特定すべきであるとの提案があった。	(そのように統合して)規定すべきでない。なぜなら、各項の内容は異なるからである。 第1項はラオス国民と外国人、永住外国人または無国籍者との婚姻について規定している。第3項についてはその登録について規定している。 特別の詳細について規定すべきではない。なぜなら特定の手続、実際の過程については特別規則において規定しており、民法典は実体について規定しなければならない。 <u>しかしながら、本条は、より明確にするため及び他の法律との整合させるため、改正した。</u>	外国人、永住外国人及び無国籍者は、婚姻および家族関係に関して、ラオス国民と同じ権利および義務を有する。 ラオス人民民主共和国におけるラオス国民と外国人、永住外国人又は無国籍者との婚姻は、この <u>法典の150条から152条</u> に従って行わなければならない。 <u>ラオス人民民主共和国における国民と外国人、永住外国人又は無国籍者との間の婚姻登録は、家族登録法の規定に従い、男女(クーバオサオ)の居住する県レベルの内務局で行うことができる。</u>
第4章 夫婦間の関係		
(42) 第 159 条 夫婦の義務 (最新草案第 164 条)		
「家族」との語を「文化的(家族)」とす	コメントのとおり修正することに同	夫婦は、互いに愛し(ハクフェーン)、尊

¹⁴ 民法典施行版 151 条「継子同士については、父母が離婚した場合は夫婦になることができる」との一文。

¹⁵ 起草委員会によれば、婚姻当事者が返済できないようなお金を借りてまで結婚式をやるような場合が見られるとのこと。

¹⁶ 「ソムロット」(「結婚」と訳した)は「テンドーン」(婚姻)とほとんど同じ意味で、タイ語に由来する。

<p>るよう求める。</p>	<p>意する。</p>	<p>敬し(カオロップナブトゥー)、面倒をみ(ブンニェーン)、誇りに思い(ハイキヤット)、許すことを知り(フォーチャックハイアファイ)、助け合い(スワイルア)、共に子どもを育て(リヤンドゥー)、教育し(スクサーオブホム)、そして家族を連帯し幸福で進歩した(ガオナー)ものとする義務を負う</p>
<p>A 離婚¹⁷ (43) 第 172 条 離婚事由 (最新草案第 176 条)</p>		
<p>第 2 号について「アルコール」との語を「アルコールを含む飲料」と修正するよう求める。</p>	<p>コメントのとおり修正することに同意する。</p>	<p>夫又は妻は、以下の事由の 1 つがあるときは離婚を求める(コー)ことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 不貞(タムミサチャン) 2. 相手、相手の両親及び親戚に対して暴力をふるい(フンヘーン)若しくは汚く(ニャーブサー)ののしり(ポーイダー)、又は非常に悪い(ヤンハイヘーン)、不適切な振る舞い(バプートティエボモソム)、例えば重度のアルコール中毒や薬物中毒(ティットヤーセブティット)若しくは常習賭博、浪費を行う。 3. いなくなり(ニーパイ)且つ 3 年以上知らせを又は家族を扶養する(リヤン)為の物(サップ)を送らない 4. 相手の同意なしに 3 年間以上、夫が僧(ピック)、見習僧(サーマネン)若しくは寺院助手(ポーカオ)になり、又は妻が尼(メーカーオ)になる 5. この法典の 95 条の規定するところにより失踪者となる 6. 5 年以上の自由刑の裁判判決を受ける 7. 一緒にいることができないほどの、非常に悪質の危険な病気にかかる 8. 一緒にいることができないほどの、精神異常者(コンバーシアット)になる 9. 性交渉を持つことができない(ポーサーマートフムパウエニー) 10. 夫婦として共に暮らすことがこれ以上できないとき、例えばお互いの信頼関係の破壊(ポーサスストーンカン)、精神的拷問(トーラマンチッチャイ)など。
<p>(44) 第 173 条 裁判所の判決による離婚の検討手続 (最新草案第 177 条)</p>		
<p>第 3 段落について、最後の文に「そして判決を下した裁判所事務所(ホンカーンジャッタンバティパットガッタンシンコンサーン)に送る」と加えるよう求める¹⁸。</p>	<p>規定すべきではない。なぜなら民事訴訟法 258 条 284 条及び判決執行法にすでに規定されているからである。</p>	
<p>(45) 第 174 条 離婚請求 (最新草案第 178 条)</p>		
<p>「夫または妻に重度の疾病がある場合」との内容を追加すべきである。</p>	<p>規定すべきではない。なぜなら本条の趣旨は、子の権利及び利益を守る点にあるからである。</p>	
<p>(46) 第 175 条 子の世話及び養育 (最新草案第 179 条)</p>		
<p>「父は、収入がない場合であっても、子が</p>	<p>規定すべきではない。なぜなら 212 条</p>	

¹⁷ 「第 6 章」だが、記載が抜けている。

¹⁸ この条文は主語が明らかではないが、家族登録官が、夫婦に離婚証明書を交付しその後本文コメントのとおり事務所に送り返す、という意味と思われる。

<p>成人になるまでその子を扶養する義務を有する」と追加することを求める。なぜなら、現在の状況では、離婚において、母が常に子を養育しているからである。</p>	<p>(最新草案 215 条) により父と母は離婚した後でも子を養育する義務を有するからである。本条の趣旨は、父に収入があってもなくても、離婚の後に子を世話し養育していくことを確認する点にある。</p>	
<p>(47) 第 177 条 (婚前財産及び婚姻財産) (最新草案第 181 条)</p>		
<p>「婚姻財産の分配については伝統慣習に従うべきではない」との一文を加えるよう求める。なぜなら、いくつかの民族では妻が一切の利益を得られないからである。</p> <p>婚姻費用は第一に子に譲渡しその後夫婦間で分割するよう求める。</p> <p>第 1 項第 2 号について¹⁹、「合理的な分」との表現から、婚姻財産のうち子に属する分について明確に規定すべきである。</p>	<p>規定すべきではない。なぜなら、本条は、慣習に従った分配を規定するものではないからである。婚姻財産の分配は法律に従って分配しなければならない。</p> <p>適切ではない。なぜなら婚姻財産は夫婦に属するからである。子が成年に達していない場合においては、5 分の 1 に改正した 177 条 (最新草案 188 条) 1 項 2 号²⁰に従い、子の養育の為に婚姻財産の一部を受け取る。</p> <p>コメントのとおり修正することに同意する。</p>	<p>夫婦の婚前財産と婚姻財産の分割は以下のとおり行う</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. それぞれの側(ファイダイ)の婚前財産は、それぞれの側(ファイナン)の所有物となる 2. 夫婦の婚姻財産は等分する(ハイベンバンカンコンラクン)。但し、夫又は妻が、不貞、婚姻財産の搾取又は横領という不当行為(カタムピット)を行い、そのことにつき確定判決がある場合は、その不当な側(ファイティープット)は、婚姻財産の 3 分の 1 のみを受け取る <p>子が成年に達しておらず、その子が一方の下にいるときは、その方は子の養育の為に婚姻財産の 5 分の 1 を受け取る²¹。その養育の為に費用が子を育てるのに十分でない場合は、この法典の 215 条に従い、子と生活を共にしていない父または母が、子が成年に達するまでその義務を履行しなければならない。その財産の残りを夫婦が等分する。</p> <p>婚姻財産は夫婦が離婚した後に分割される</p> <p>婚姻財産は以下の場合、一方の訴え(ホンフオーン)又は申立(ホンコー)に基づき、離婚前に分割することができる</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 夫婦が別居した場合 2. 夫又は妻が、婚姻財産を盗って不正に使用し、又は婚姻財産に対して不誠実(ポーミークワームポーリスツチャイ)である場合 3. 夫又は妻が、裁判所の判決により失踪となった場合
<p>第 7 章 父母と子の関係</p>		
<p>A 実子</p>		
<p>(48) 第 194 条 養子縁組 (最新草案第 200 条)</p>		
<p>第 1 号について、例えば何歳から何歳までというように、上限の年齢を加えるよう求める。</p> <p>第 9 号について、「夫及び妻の同意があること」とあるが、「夫若しくは妻の後見人の同意又は養子縁組を申請する者の夫若しくは妻の同意」とするよう求める。</p>	<p>上限について規定すべきではない。なぜなら、養子縁組を求める人の現実の要件次第だからである。</p> <p>追加すべきではない。なぜなら本条は養子縁組を求める人の要件を規定しているからである。</p>	
<p>(49) 第 197 条 養子であることの登録 (最新草案第 203 条)</p>		
<p>病院や、実親の住所を知らない弱い立場にある子供たちを受け取る場合について</p>	<p>規定すべきではない。この問題は家族登録法において規定すべき問題であ</p>	<p><u>ラオス人による養子縁組(ガーンアオデクベンルークリヤン)の登録は、家族登録法</u></p>

¹⁹ 第 2 項の誤り。

²⁰ 第 2 項の誤り。

²¹ 民法典施行版 181 条では、「3 分の 1」に修正された。

<p>の処理を加えるべきである。</p>	<p>る。</p> <p><u>しかしながら、本条は、家族登録法に従って修正された。</u></p>	<p><u>の規定に従い、養父養母が居住する郡レベル司法事務所（オンカンニュティタムカムムアン）で行うことができる。</u></p> <p>外国人による養子縁組（ガーンアオデクペンルークリヤン）の登録は、司法省の<u>家族登録を担当する局（ゴンティエーハッピーソープヴィアックガーンタピアンコーブクア）</u>で行うことができる。</p>
<p>(50) 第 207 条 継子 及び 第 208 条 継子の地位（最新草案第 213 条）</p>		
<p>第 207 条と第 208 条を統合すべきである。</p>	<p>コメントのとおり修正することに同意する。</p>	<p>継子（ルークナー）とは、夫又は妻についてきた子（ルークティッド）である。</p> <p>継子（ルークティッド）は実子及び養子と同じ地位を持つ。但し法が別途定める場合を除く。</p>
<p>(51) 第 7 章 父母と子の関係</p>		
<p>第Ⅲ編第 7 章に E を設けて代理母制度の条項を加えるべきである。代理母は、妻が妊娠することができない他の夫婦のために、合意の下、子を出産する目的で、女性が妊娠することである。代理母には主に 2 つの種類が存在する。</p> <p>－ホストマザー：これは、子の出産を望むも実母が妊娠できない場合に、実父の精子と実母の卵子の両方を使って子を作る場合である。この場合代理母は子と関係を有しない。</p> <p>－サロゲートマザー：これは、実父の精子と代理母の卵子を使って子を作る場合である。この場合は代理母の卵子を使うので子は代理母との関係を有するが、諸外国においてこの場合は違法とされている。</p> <p>－代理母の要件について加えるよう求める。例えば、1) 年齢は 25 歳から 30 歳、2) 少なくとも一人の健康な子どもを有しており保健機関から証明を得ている、3) 婚姻している女性については、正当な夫が代理母となることについて承認すること、4) 代理母は妊娠中その受精卵を寄付してはならない、などである。</p> <p>－いくつかの問題が生ずる場合についての解決策も規定すべきである。例えば、代理母が子を欲しくなった場合、生まれた子に障害があった場合、子を欲しがっていた夫婦の離婚の場合などである。</p>	<p>規定すべきではない。なぜなら、代理母制度は慎重に調査する必要のある問題だからである。今日の社会において民法典に規定することは適切ではない可能性がある。</p>	
<p>第Ⅳ編 物、所有権及び物に対するその他の権利</p>		
<p>(52) 第 255 条 所有権の形態（最新草案第 261 条）</p>		
<p>国家所有（ガマシットコーンラット）、集団所有（ガマシットルワンムー）、自営所有（ガマシットエカテッ）、国内外の民間所有（ガマシットエカソン）、というように憲法と同様に規定するように求める。</p>	<p>コメントのとおり修正することに同意する。</p>	<p>所有権の形態には以下の 4 つがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国家所有権（ガマシットコーンラット） 2. 集団所有権（ガマシットルワンムー） 3. 自営所有権（ガマシットエカテッ） 4. 民間所有権（ガマシットエカソン）
<p>(53) 第 258 条 国家所有権の取得（最新草案第 264 条）</p>		
<p>国家所有権について、法に抵触した者に対する裁判による取得、との号を 1 つ追</p>	<p>2005 年刑法に基づき、刑事事件における証拠物は、刑法に基づく没収させ</p>	<p>国家所有権は以下から取得される（ダイマーチャーク）</p>

<p>加すべきである。</p> <p>第 4 号（必要に応じた物の接收）について、いずれの機関が接收しその財産が国家所有となるのかについて詳細を規定するように要求する。</p> <p>第 7 号（遺失物の拾得）及び第 8 号（高価な物品の発見）について、なぜ遺失物を拾得すると発見者に代わってその財産が国家所有になるのか詳細を規定するように要求する。</p> <p>第 9 号（世話を受けていない動物の捕獲）について、数か月から数年にかけて人の手を離れたがその後その人が少しの世話をした場合、なぜ国家所有となるのかについて尋ねる²²。</p> <p>第 12 号（相続）について、どのような相続によって国家所有となるのかについてより詳細を規定するよう求める。</p>	<p>ない物を除き、国家所有として没収することができる。よって、本条第 5 号にはこの点について規定する。</p> <p>必要に応じた物の接收とは必要がある状況における接收である。例えば、軍のために食料品を接收すること、自然災害の時及びその他の状況などである。実務で物の接收は、この民法典の定めに基づく売買の原則に従って、国家機関、当該物の所有を取得した法人の地位を持つ国家、が行うものであり、買主はある（特定の）国家機関によって行うことではない。</p> <p>遺失物の拾得についてはこの民法典の第 295 条（新草案第 300 条）で詳細に規定しているため、この条に追加説明するべきではないと考える。</p> <p>高価な物品の発見についてはこの民法典の第 298 条（新草案第 303 条）で明確に規定した。</p> <p>世話を受けていない動物の捕獲についてはこの民法典の旧第 297 条（新草案第 302 条）で明確に規定した。</p> <p>相続についてはこの民法典の第 571 条（新草案第 584 条）で詳細に規定した。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国有化（ガンハンビヤンガマシットマーペンコンラット） 2. 国家組織（オンガンジャッター）及び国家企業の創設（コーサーン） 3. 税関税（パーシーアーゴーン）の徴収（ゲップ） 4. 必要に応じた物の接收（マオスー） 5. 物の没収（ヒップ） 6. 所有者のいない物の取得（ダイハップ） 7. 遺失物の拾得（ゲップ） 8. 高価な物品の発見（ポップヘン） 9. 世話を受けていない動物の捕獲（ダイ） 10. 購入及び交換 11. 国家への物の贈与（モーブ） 12. 相続 13. その他法によって定められた場合
<p>(54) 第 264 条 協同組合又はその他の集団組織の所有権の取得（最新草案第 270 条）</p>		
<p>第 4 号について「国家財産の利用」を加えるよう求める。</p>	<p>規定すべきではない。なぜなら、本条は、協同組合又はその他の集団組織の所有権の取得に関する条文だからである。</p>	
<p>(55) C 自営所有権及び E 個人所有権</p>		
<p>憲法と整合させるため C（自営所有権）と E（個人所有権）とを統合するよう求める</p>	<p>統合するべきでない。なぜならこの 2 つの所有権は別のものだからである²³。</p>	
<p>(56) 第 296 条 遺失物に関する礼金又は報酬及び費用の補償（最新草案第 302 条）</p>		
<p>第 1 項の 15% との記載の後に「遺失物の拾得者と所有者との間の合意に従い」との用語を入れるよう求める。</p> <p>遺失物を発見したがこれを返さなかったものに対して罰金を規定するよう求める。</p> <p>296 条と 299 条と同一の内容であるので統合するよう求める。</p>	<p>提案に同意する。理由 1. 国民の任務である 2. 所有者の謝礼における任意による。</p> <p>罰金の規定は、不相当だと考える。拾得した遺失物を返さないことは刑事犯であり、拾得者は所有権を取得できないからである。</p> <p>第 296 条（第 301 条²⁴）と第 299 条（第 304 条²⁵）を統合するべきではないと考える。なぜなら、目的が違って、それぞれに対応するからである。</p>	
<p>(57) 第 297 条 世話を受けていない動物の取得（最新草案 303 条）</p>		

²² 「世話を受けていない」というのが、どのような場合かについて明確にすべきとの趣旨と思われる。

²³ 最終的に、E の個人所有権は、D の民間所有権に統合され、民法典施行版 277 条から 279 条に規定されている。

²⁴ 302 条の誤り

²⁵ 305 条の誤り

第2項について3か月というのは長いので45日に修正するよう求める。	ある地域における国民の生活によって、特にある地域における動物の家畜は、村の範囲で自然に放置することがあるから、(45日間は)短すぎると考える。もし短すぎる期間を規定すれば、故意を有する者に対して(法律の)抜け穴になると考えられる。	
第8章 所有権の使用範囲 (58) 第317条 (境界の決定) (最新草案第323条)		
第1項に土地証明書または政府より発行された土地利用証明書に基づき、との一文を挿入するよう求める。	挿入すべきではない。なぜなら、本条は、土地の権利の問題以前の、境界の決定に関する規定だからである。	
(59) 第318条 (フェンスの設置) (最新草案第324条)		
第3項の「フェンスの設置が利益になり」について改め、誰にとってどのように利益になることを意味するのか明確にすべきである。	コメントのとおり修正することに同意する。	土地の所有者(チャオコン)は、その土地の範囲内でフェンス(フワ)を設置することができるが、道路通路の交通への障がい(ウッパサク)、土地の従来の通り抜けの妨げ、隣接地への越境を引き起こしてはならない。
(60) 第324条 (家の建築及び建造物の建設) (最新草案第330条)		
第1項について改訂するように求める。50センチとの距離は近すぎる。 第3項について、このような規定では格差が生じ一方当事者が利益を失うので、削除するか、削除しないのであれば改訂すべきである。	コメントのとおり修正することに同意する。 削除すべきではない。時期を特定することは建築物を保護することになるためである。	家の建築、建造物の建設は、境界から50センチメートルの距離を保たなければならない(ハイハクサーライニャ)。但し法律が別途定める場合を除く 前項に従わない建築がある場合、隣接する土地の所有者(チャオコン)は、中止(ユッサオ)及びその建設物(シンコーサーン)の撤去(フートーン)を請求(トーン)する権利を有する 建築が1年経過するか又は建設が完成した後は、隣接する土地の所有者(チャオコン)は、損害賠償を請求(トゥワン)する権利のみ有する
(61) 第325条 (隣接する土地への立ち入りの許可) (最新草案第331条)		
「必要と思うときは」の後に、「隣接する土地の所有者に影響が生じないことを確認することができた場合は」と加えるよう求める。	この項に規定すべきではない。なぜなら、この問題は次の項にすでに規定されているからである。	土地の所有者(チャオコン)は、自己の家、建物、フェンス(ホワ)、壁(ガムペーン)又はその他の建設物(シンコーサーンウーン)を建設(コーサーン)、修理(ソームペーン)、補修(プーラナ)するため必要と思うときは、隣接する土地を使用する許可を求めることができる。 立ち入る場合は、損害を生じさせたときは修理(ソームペーン)し又は損害を賠償しなければならない
第9章 所有権の保護 (62) 第332条 水路、ため池又は堰堤の使用に起因する損害賠償の請求 (最新草案第338条)		
「人」の後に、「法人及び組織」との語を加えるよう求める。	本条は、個人が川、水路、ため池又は堰堤を使用することから生じた損害賠償を請求することについて規定するから、原則として個人、法人及び組織(の意味)を含むから、規定すべきではないと考える。	
第10章 地役権 (63) 第333条 地役権 (最新草案第339条)		
水及び水資源法と整合させて規定するよう求める。	コメントのとおり修正することに同意する。	<u>地役権とは、自然(タマサート)及び法律、契約又はその他の法律行為によって生じる応じなければならない(チンティートンニョンバム)実際の状態(サパワクワンベン)をいう。</u> <u>自然、法律によって生じる地役権は、この法典の328条と329条及びその他の法律</u>

		で定められている。
(64) 第 343 条 地上権 (最新草案第 350 条)		
第 343 条の地上権と、第 344 条の地上権の目的を、規定内容が不明確であり理解が難しいので改訂するように求める。	コメントのとおり修正することに同意する。	地上権とは、他人の土地を、 <u>その土地使用権の範囲内で、契約又はその他の法律行為</u> により、その者がその土地に自らの所有物たる何かを建築し、樹木を育て、及びその他の物を通して利益を得る為に使用する <u>全ての人の権利である</u> 。 <u>土地を使用して得られた利益はその土地を使用したものである地上権者に帰属する。</u>
(65) 第 350 条 (地上権の譲渡)・第 351 条 (地上権の相続) (最新草案 357-358 条)		
問題を生じさせるので 350 条及び 351 条は削除するように求める。	保存するべきと考える。なぜなら、地上権は合意に基づき譲渡又は相続を行うことができるからである。これに違反する問題の解決方法はすでに一般原則の規定がある。地上権は定めた期間内に相続することができる。	地上権は相続(スープトート)することができる。 <u>ただし、契約その他の法律行為に別段の定めがある場合はこの限りでない。</u>
第 V 編 契約内債務		
第 2 章 契約の締結		
(66) 第 364 条 条件付契約 (最新草案第 29 条)		
第 2 項と第 3 項とを統合し、「契約は、条件が発生した時に、効果を生じさせ、または契約を終了させる条件を規定することができる」との一つの項にするよう求める。	コメントのとおり修正することに同意する。 <u>しかしながら、条文の内容は、より一般的な規定とするために、条件付契約から条件付法律行為に修正され、第 1 編に移動した。</u>	29 条「 <u>条件 (ヌアンカイ) 付法律行為</u> 」 ²⁶ <u>条件付法律行為とは、不確実なあらゆる出来事(ヘットガンダイヌンティーパーネーノーン)を条件として定める法律行為であり、それによって法律行為を適用可能(サイダイ)とし又は終了させるものである。</u>
(67) 第 367 条 報償の提示 (最新草案第 372 条)		
賄賂との違いを明らかにするため ²⁷ 、より明確に簡潔に規定するよう求める。	そのまま保存するべきだと考える。なぜなら、報償の提示は、様々な方法、例えば、テレビ、ラジオ、インターネットなどによる公開、継続に社会に対して広告、告示する形式の提示であるから、賄賂と異なる。(賄賂は)非公開で秘して他人にわからないようにするものである。 例：行方不明の動物、遺失物などの発見者に対する報償；電話代のスクラッチカードを消した時、誰かが賞に当たれば、提示に基づきその賞を受けることになる。	
第 4 章 契約の履行		
(68) 第 378 条 負債の支払の順序 (最新草案第 383 条)		
企業倒産法と同様に規定すべきである。	規定するべきではないと考える。なぜなら、2つの法律は違った目的に適用するからである。379 条 ²⁸ は、同一の機会に締結した契約から生じる債務の支払優先順位に関するものであり、債務の支払優先順位に関する紛争がある場合、例えば、債務者が一部の債務を支払った場合でまだ利息又は元金を支払することについて規定していない場合、本条に従って実施する。 そして、企業倒産法に基づく債務の支払いとは、企業の債務の支払いであり、企業が債務を負い、解決できないことによって裁判所から倒産宣告	

²⁶ 民法典施行版では、「出来事を条件とする法律行為」という標題に改められた。

²⁷ 金銭の授受を伴うものであるための懸念であると思われる。

²⁸ 378 条 (民法典施行版 383 条) の誤り

	<p>をされ、そして支払優先順位を決められたことである。</p> <p>例：AはBから3%の利息付1千万のお金を借りた。その後、Aは5百万を支払ったが、その支払が元金に対するものか利息に対するものか伝えなかった。よって、本条に基づき実施することとなる。</p> <p>裁判所からの確定判決に基づき倒産した企業の債務支払の優先は、法律に基づいて債務を支払し、1994年企業倒産法第44条に従って実施する。</p>	
(69) 第381条 契約履行の困難に関する通知（最新草案第386条）		
<p>契約の履行が困難（ニユンニャーク）となることを回避するため²⁹、第1項第3文の「適切な時期」についてより具体的な時期を記載すべきである。</p>	<p>規定すべきではない。なぜなら、契約の履行から生ずる困難さはそれぞれ異なる特徴と状況を有しているから、具体的な時期について規定することは一貫性がない。このような規定は契約当事者に契約内で譲歩することを要求することを求めるものである。</p>	
第8章 債権者及び債務者の変更		
(70) 第397条 債務者の変更（最新草案第402条）		
<p>もし債権者が合意しない場合には、債務者を変更することはできない、との項を追加すべきである。</p>	<p>規定すべきではない。なぜなら、この条文の趣旨は、債務者に、自己の債務を新しい債務者に移転する権利を付与した点にあるからである。</p>	
第10章 契約の種類		
A 売買契約		
(71) 第404条 違法に得た動産の契約（最新草案第409条）		
<p>「買い主は、売り主に対してその動産の代金を返還するよう主張することができるが、裁判所に訴える権利はない」との部分削除し、「買い主と売り主は、法に従い訴えを提起される（チャトゥホンフオーンダムヌンカディ）」と規定するように求める。</p> <p>第2項を第1項にし、第1項を第2項にするよう求める。</p>	<p>規定すべきではない。なぜなら、この条は、不当な不動産の売買取引に関する民事問題のみ規定するものである。刑事面は刑法典に規定する。</p> <p>入れ替わるべきではない、保存すべきだと考える。なぜなら、この条の規定は複数の法律に整合し、条文の位置の順番もロジック的に正当であり整合しているからである。善意の場合を先にし、悪意の場合を後に規定する。</p>	
C サオソー契約		
(72) 第409条 サオソー契約（最新草案第414条）		
<p>第2項について、「サオソーの日の合意に従う」との点について「サオソー契約の合意に従う」とするよう求める。</p> <p>第3項について「アク」³⁰との語を加えるよう求める。</p>	<p>修正することに同意する。</p>	<p>サオソー契約は、サオソープロバイダー（プーハイサオソー）が製品（シンカー）をサオソー利用者（プーサオソー）に貸し（アオ…ハイ…サオ）、サオソー利用者は、当該物の価格を支払回数に従って完全に支払ったときに借りた物（サップシンコーン）の所有権を取得する契約当事者の合意である。</p> <p>サオソーの価格はサオソー契約の日の合意に従う</p> <p>契約は書面でなければならない。</p>
G 消費貸借契約		
(73) 第425条 消費貸借の利子（最新草案第431条）		
<p>第2項について、銀行またはその他の金融機関以外にて可能な消費貸借に関する種類など、より正確に記載するように求</p>	<p>本条は金融機関以外の消費貸借を促進することを意味しない。民法典における銀行以外の消費貸借の規定は日</p>	<p>合法的に設立された銀行またはその他の金融機関からの金銭消費貸借は、貸与した銀行または金融機関の規則（ラビヤップガ</p>

²⁹ 契約の履行が困難なときに通知を発しなければならない旨規定した条文であるので、コメントの意味は不明瞭。

³⁰ ラオス語の問題。

<p>める。抜け穴が生じるのを避けるために規定すべきである。このような規定は金融システムの外の消費貸借を法が承認することになる。</p> <p>最終項について、「銀行は承認しなければならない。利子は銀行利率を超えてはならない」と追加すべきである。</p> <p>違法に貸金を行う人及び法人は、法に従い訴追される（チャトゥホンフオンダムヌンカディ）、との項を追加するよう求める。</p>	<p>常生活のために個人同士の間で消費貸借を行う意味をする。例えば、家庭のビジネスのための消費貸借、家庭内の経費に収めるための消費貸借などであり、金融機関以外の消費貸借を促進するという意味ではない。なぜなら、当該消費貸借は銀行の利率より高く定めることを許可しないからである。</p> <p>規定するべきではないと考える。なぜなら、外国及び国際の金融機関からの消費貸借は契約当事者間の合意によるものである。</p> <p>この点は規定しない。なぜなら、民法典において民事の問題のみ規定するものである。提案した点は刑法典第297条第298条に規定している。</p> <p>利息の規定は刑法典の第298条と整合するように改正した。</p>	<p>ーン)に従って履行しなければならない。</p> <p>銀行またはその他の金融機関以外の消費貸借においては、利息の計算は年36%を超えてはならない</p> <p>消費貸借については、利子を元本に組み入れることはできない。</p> <p>契約上の履行期が到来しても貸し主が借り主から適切に金銭又は物を受け取ろうとしないときは、利息は計算しない</p> <p>外国機関又は国際機関の消費貸借の利子については、当事者間の合意に従う。</p>
<p>J コンセッション契約 (74) 第433条 コンセッション契約 (最新草案第439条)</p>		
<p>コンセッションの種類、コンセッション契約の当事者、コンセッションの終了時期、コンセッション契約の無効について追加することを求め、投資法に合わせて「鉱山」について「採鉱」、「電力」について「電力資源の開発」と規定し、関連法に合わせて「航空」「通信」について規定するよう求める。</p> <p>「土地コンセッション」の後に、特別経済区及び輸出産業区の開発について追加するよう求める。</p>	<p>提案の通りに改正する。</p> <p>コンセッション契約の当事者の変更に関しては2016年投資促進法第47条に規定している。</p> <p>コンセッション契約の無効及び終了はこの民法典の契約の一般原則(例えば、第375条無効な契約及び第399条契約の終了など)に従って実施させる。</p> <p>提案のとおり改正する。</p>	<p>コンセッション契約とは、契約当事者間の合意であり、そこでは政府から委任を受けた国家機関又は国営企業(ウイサハキットコンラット)が法人との間でコンセッション契約に署名するのであり、それは国家所有権及びその他の国家の権利を使用することの許可を規則に沿って国家から与えられることを伴うような投資事業に関するものであり、そしてそれは何らかの開発及び事業、例えば土地のコンセッション、特別経済区及び輸出産業区の開発、採掘、電力資源の開発、航空(サーイガーンビン)及び通信(トーラキット)のコンセッションである。</p> <p>コンセッション契約は書面形式で作成しなければならない。</p>
<p>(75) 第434条 契約当事者の権利及び義務 (最新草案第440条)</p>		
<p>「規則」の前に「法律」と追加するよう求める。</p>	<p>修正することに同意する。</p>	<p>コンセッション契約の当事者はラオス人民民主共和国の関係法令に沿って(ドイゾートコーン)自らの権利及び義務を規定できる</p>
<p>K 寄託契約 (76) 第438条 ホテル又はゲストハウスの主人の責任 (最新草案第445条)</p>		
<p>現実と整合していないので再度改訂するよう求める。例えば、宿泊客が現にいた部屋で物が盗まれたが知らない場合である。</p>	<p>保存するべきだと考える。なぜなら、このような規定は(現実)に整合しているからである。金銭、ゴールド又は装飾品などの価値がある物は人の体に付いている物であり、ホテル又はゲストハウスのオーナーは宿泊客の持っている物の数が少ないか多いかわからないから、通知及び預かりがなければ、宿泊客の自己責任になる。</p> <p><u>いずれにしても、この条はもっと明確、簡潔にさせるため、内容を改正した。</u></p>	<p>ホテルまたはゲストハウスの主人は、乗り物(バーハナ)の所有者がホテル又はゲストハウスの主人に通知(ジェーン)していた場合、宿泊客(ゲークティーマーバクサオ)の乗り物の損害(クワームシアハーイ)に対して責任を負う。</p> <p>貴重品、例えば銀、金又はその他の高価な装飾品などについては、物の所有者が通知してホテル又はゲストハウスの主人に預けた場合、ホテル又はゲストハウスの主人に責任を負わせる。</p>
<p>N 建設請負契約 (77) 第447条 施主の権利及び義務 (最新草案第454条)</p>		

<p>施主の権利について、第1項第1号の「技術水準」の後に「設計」との語を追加するよう求める。</p> <p>施主の義務について、第2項第1号の「価格」の後に「支払期限」を加える。</p>	<p>修正することに同意する。</p>	<p>施主は以下の権利を有する：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建築された物(シンティードイコーサーン)を検査(クワッカーブン)する。建築された物が契約の条件を満たさない又は沿っていないために、建築物を技術水準及び設計に満たない又は既に故障したものにしているときは、施主は請負人に対して適切(アングワン)な期間内に解決(ゲーカイ)若しくは修理(ソームペーン)するよう通知し又はその修理(ボワペーン)を自らの材料(ワッサドゥコーサーン)若しくは車両(パーハナ)で負担したときは損害賠償を請求(トゥワンアオ)する権利を有する 2. 施主は、請負人が上記の解決又は修理(ソームペーン)を期間内にしないときは、契約を解除して損害賠償を請求することができる(アーチャ…コダイ) <p>施主は以下の義務を負う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 契約で合意した価格及び支払期限に従って建築料を払う 2. 品質を備え、技術水準を満たし且つ契約で定めた期限に従って(ハイタンタームガムノットウエラー…), 材料及び車両(パーハナ)を用意(ジャッハー)しなければならない 3. 加えて(ノークナン)、施主は特別法に定めるところに従わなければならない。
<p>(78) 第 448 条 請負人の権利及び義務 (最新草案第 455 条)</p>		
<p>請負人の権利について、第1項第2号の「価格」の後に「支払期限」を加える。</p>	<p>修正することに同意する。</p>	<p>請負人は以下の権利を有する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 指示(サムネナム)に従うことができず又は施主の材料(ワッサドゥコーサーン)若しくは車両(パーハナ)が技術水準を満たさず、使うことができない旨を施主に申し出る(サヌー)。施主が適切(アンモソム)な期間内に解決しないときは、請負人は契約を解除して損害賠償を請求する権利を有する 2. 合意した価格及び支払期限に従って完成した建築の代金を請求する <p>請負人は以下の義務を有する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施主の建築計画(ペープペーン)に従って、合意した期限に従って建築を行う 2. 建築の材料(ワッサドゥ)又は車両(パーハナ)が施主の用意したものである場合、適切に維持管理(ポッパクハクサー)及び使用に責任を負う。その使用が適切でなかったときは、その者は責任を負い、更に(ノークチャークニー)施主に建築材料(ワッサドゥ)の利用の記録(バンシー)を提出し、残った建築材料(ワッ

		サドゥ)を返還(ソン…クーン)する義務を負う
(79) 第 449 条 建築物の品質の保証 (最新草案第 456 条)		
<p>建築法を確認して、建築物(サブコーサーン)³¹との用語を確認するよう求める。</p> <p>第 1 項について新しい 448 条 5 号として置き換えるよう求める。</p> <p>第 2 項について 447 条の施主の権利に規定するよう求める。</p>	<p>修正することに同意する。</p> <p>規定すべきではない。なぜなら、個別規定によりすでに明らかであるからである。</p>	<p>請負人は、技術水準、規則(ラビヤップガーン)、特別法に従って建築物を保証しなければならない</p> <p>施主が建築物を受領した後、その建築物の中にまだ瑕疵(シンボッポーン)があることを発見したときは、保証期間がまだ満了していなければ、施主は請負人に何ら修理費用を払うことなく修理(ソームペーン)請求する権利を有する</p>
0 雇用契約		
(80) 第 451 条 雇用者の権利及び義務 (最新草案第 458 条)		
<p>雇用者の義務についてさらに 2 つの義務を追加するよう求める。</p> <p>1 点目は、技術向上のための訓練及び労働に関する情報を被用者に提供すること。</p> <p>2 点目は、福祉、年金等を被用者に提供し、病気に罹患した雇用者の賃金が削減されないようにしなければならないこと。</p>	<p>規定すべきではない。なぜなら、民法典は権利と基本的な義務のみについて規定しており雇用者の個別の義務については関連法に規定すべきだからである。</p>	
P 運送契約		
(81) 第 453 条 運輸契約 (最新草案第 460 条)		
<p>多様な運輸契約の内容について規定するよう求める。</p>	<p>規定すべきではない。なぜなら、民法典においては一般的な運輸契約の意義がわかるために規定するだけであり、各形式の運輸は関係法に規定しているからである。</p>	
(82) 第 454 条 運輸契約の種類 (最新草案第 461 条)		
<p>もう一種類として、Tube transportation やオイルパイプラインを追加するよう求める。</p>	<p>この規定は追加すべきではない。なぜなら、一般的な原則によれば、運送契約は、陸上運送、水上運送、航空運送という 3 種類であるからである。電車による運送は陸上運送に加えることができる。</p>	<p>運送契約の種類は以下のとおりである</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 陸上運送 <u>電車による運送も含む</u> 2. 水上運送 3. 航空運送 <p>各種類の運送の規則及び手続は特別法に定める</p>
第 VI 編 担保		
(83) 第 463 条 担保 (最新草案第 510 条)		
<p>被担保債権は消費貸借またはサオスー契約に限定するよう修正を求める。</p>	<p>被担保債権は消費貸借またはサオスー契約に限定するよう修正すべきではない。なぜなら、全ての種類の契約(から発生した債権)に関し契約当事者に応じて担保を設定できるからである。例えば、建築請負契約、売買契約、サービス契約、運送契約についてである。</p>	
第 3 章 法律による担保		
(84) 第 471 条 (複数の担保に供される一つの物) (最新草案第 524 条)		
<p>この条項において担保権者の優先順位について規定するよう求める。</p>	<p>この条に優先順位を規定するべきではないと考える。なぜなら、この条は一つの物を使用して複数の債権者又は複数の担保に供されることについて説明する目的である。一方、誰が債務を支払われるかに関する担保の優先順位はすでに第 470 条³²に規定している。</p> <p>例：A の土地は 20 億キープの価格を有する。A はその土地を B に 5 億キープ</p>	<p><u>一つの物は、一人又は複数の債権者のために債務の返済又は義務の履行の担保として、その物の価額が債務または義務の価額より多い場合に、担保設定することができる。但し、別の合意がある場合又は法律の別途の定めがある場合を除く。</u></p> <p><u>物を担保登録した債務者は、それ以降の債権者に対して、その物がすでに債権者との間で担保設定されていることを書面で通知しなければならない。</u></p>

³¹ ラオス語の問題。建築物(シンコーサーン)に修正すべきとの趣旨。

³² 民法典施行版 524 条

	<p>ブ、Cに10億キープ、Dに1億キープで担保を供した。</p> <p><u>いずれにしても、この条はもっとわかりやすくするために言葉を再整理した。</u></p>	<p><u>担保設定された債権者が優先権を取得するには、この法典の523条が定める担保手続に従って行わなければならない。</u></p>
<p>第VII編 契約外債務 第2章 不法行為 (85) 第529条 動物の所有者又は占有者の責任 (最新草案第488条)</p>		
<p>第3項の「その後その第三者に返還を請求する」との部分について削除し、「第三者は動物の所有者がすでに支払った損害賠償に対する支払を行わなければならない」と規定するよう求める。</p>	<p>規定するべきではないと考える。なぜなら、このような規定は、動物の所有者又は占有者の責任であり、当該者は損害を起こした第三者に対して損害賠償を請求する権利を有することについて明らかにするために規定するものである。</p>	
<p>(86) 第533条 建築請負人の損害に対する責任 (最新草案第492条)</p>		
<p>この条項を448条の請負人の義務の条項の中に規定するよう求める。</p>	<p>移動するべきではないと考える。なぜなら、本条は契約上の合意がなく生じたことに対して責任を負う規定だからである。第448条(新草案第455条)は契約に基づく責任又は義務である。例えば、ある個人の家の近くにビルを工事しており、ビルより低い家の屋根に木材が落ちてぶつかった。その家の屋根が被害、故障を受けたから、工事の請負人は責任を負わなければならない。</p>	
<p>第VIII編 相続 第3章 遺言による相続 (87) 第580条 文書による遺言で財産を受け取ることができない者 (最新草案第595条)</p>		
<p>3号において、遺言起草者の夫または妻は、財産を受け取ることができるように修正するよう求める。</p>	<p>この遺言起草者の夫又は妻は他人という意味であり、財産の所有者ではない。よって、「財産を受け取ることができる」を規定すれば、遺言起草者にとって自分の夫又は妻に利益をもたらすことになる。いずれにしても、遺言により財産を受け取ることができない者は、法律により遺産を受け取ることができる。</p>	
<p>第4章 遺産請求の時効 A. 遺産の承継及び放棄 (88) 第593条 遺産請求の時効 (最新草案第608条) 及び第595条 遺産の承継 (最新草案第610条)</p>		
<p>遺産所有者が死亡したときなのか、遺産の承継をしたときなのか、正確にはいつからなのか規定すべきである³³。この2つの条文は一貫していない。</p>	<p>2か条はそれぞれ違った目的を持っている。第593条(新草案第608条)、これは取得した所有権を請求することに適用するものである。第595条(新草案第610条)、これは遺産を受け取る意思を表すことに適用するものである。</p> <p><u>いずれにしても、遺産所有者が死亡した日から起算することである。</u></p>	
<p>第5章 遺産の管理及び遺産所有者の負債に対する相続人の責任 B. 遺産所有者の負債に対する相続人の責任 (89) 第610条 負債の支払 (最新草案第625条)</p>		
<p>第1項と第2項とが矛盾しているので改めて規定するよう求める。</p>	<p>二つの項にはそれぞれ違った目的を持っている。第1項は相続人の債務に対する責任を負うことについて規定する。第2項は相続人又は遺産管理者</p>	

³³ 「相続の開始」が遺産所有者(被相続人)の死亡時なのか、遺産承継時なのか、という趣旨と思われる。

	<p>はまずすべての債務を支払ってから、遺産を分割することになる。</p> <p><u>よって、第 625 条の規定は整合していると考える。</u></p>	
<p>第Ⅸ編 最終条項 (90) 第 614 条 執行機関 (最新草案第 629 条)</p>		
<p>第 1 項第 1 文において、調査機関について規定するよう求める。</p> <p>第 1 項第 2 文において、「この民法典」という記載の仕方について指摘 (ラオス語の問題)</p>	<p>民法典は社会に対して一般的に効力を発生する法律である。よって、本条の規定は整合していると考え。一方、民法典はどこかの省または機関の法律である場合は執行責任者がどの組織機関かについて規定する。例えば、2004 年女性開発保護法には政府及び中央女性同盟が実行責任者であることを規定する。</p> <p>提案の通りに改正する。</p> <p><u>いずれにしても、憲法及び他の法律と整合するために (内容を) 整理した。</u></p>	<p>ラオス人民民主共和国の政府、最高人民裁判所、人民最高検察組織がこの法典を執行する</p> <p>ラオス人民民主共和国(LaoPDR)で暮らし(ダムロンシウィット)又は事業、商業若しくは技能を行うラオス人民、外国人、永住外国人及び無国籍者及び全ての組織は、この法典を尊重(カオロップ)し、履行しなければならない。</p>

民事関連分野の法律及び法令*

番	法律リスト ¹	成立日	公布日	改正	備考
1	憲法	2015年12月8日 国民議会12号	2015年12月15日 国家主席214号	2015	
2	刑法 刑法典	2005年11月9日 国民議会11号 2017年5月17日 国民議会13号	2005年12月9日 国家主席142号 2017年6月26日 国家主席118号	2017	
3	所有権法	1990年6月27日 国民議会90号01	1990年7月27日 国家主席40号		
4	家族法	2008年7月26日 国民議会98号	2008年8月18日 国家主席112号	2008	
5	相続法	2008年12月8日 国民議会222号	2008年12月18日 国家主席237号	2008	
6	担保法	2005年5月20日 国民議会29号	2005年5月25日 国家主席48号	2005	
7	土地法	2003年10月21日 国民議会48号	2003年11月5日 国家主席61号	2003	
8	契約内外債務法	2008年12月8日 国民議会221号	2008年12月18日 国家主席236号	2008	
9	家族登録法 家族登録法	2009年11月27日 国民議会204号 2018年6月14日 国民議会85号	2009年12月16日 国家主席166号 2018年7月31日 国家主席203号	2009 2018	
10	公証法	2009年11月26日 国民議会203号	2009年12月16日 国家主席165号	2009	
11	国籍法	2004年5月17日 国民議会5号	2004年6月15日 国家主席38号	2004	
12	民事訴訟法	2012年7月4日 国民議会75号	2012年8月1日 国家主席235号	2012	
13	知的財産法	2011年12月20日	2012年1月16日	2011	

* 翻訳：ユア・ソン（JICAプロジェクトスタッフ），入江克典（JICA長期派遣専門家）。脚注のコメントは入江による。

¹ 担保法の実施に関する首相令（2011年6月10日・178号／首相）が抜けている。

		国民議会 17 号	国家主席 54 号		
14	国家財産法	2012 年 7 月 5 日 国民議会 76 号	2012 年 12 月 28 日 国家主席 237 号	2012	
15	企業法	2013 年 12 月 26 日 国民議会 55 号	2014 年 1 月 28 日 国家主席 65 号	2014	
16	投資促進法	2009 年 7 月 8 日 国民議会 132 号	2009 年 7 月 20 日 国家主席 75 号	2009	
17	国立銀行法	1995 年 10 月 14 日 国民議会 14 号	1995 年 12 月 26 日 国家主席 29 号	1995	
18	商業銀行法	2006 年 12 月 26 日 国民議会 22 号	2007 年 1 月 16 日 国家主席 2 号		
19	保険法	2011 年 12 月 21 日 国民議会 22 号	2012 年 1 月 16 日 国家主席 59 号	2011	
20	労働法	2013 年 12 月 24 日 国民議会 21 号	2014 年 1 月 28 日 国家主席 68 号	2013	
21	規格法	2014 年 7 月 18 日 国民議会 7 号	2014 年 9 月 10 日 国家主席 181 号	2014	
22	陸上運輸法	2012 年 12 月 12 日 国民議会 36 号	2013 年 1 月 17 日 国家主席 30 号	2012	
23	環境保護法	2012 年 12 月 18 日 国民議会 41 号	2013 年 1 月 17 日 国家主席 26 号	2012	
24	児童の権利と利益保護法	2006 年 12 月 27 日 国民議会 5 号	2007 年 1 月 16 日 国家主席 4 号	2006	
25	水生・自然動物法	2007 年 12 月 24 日 国民議会 100 号	2008 年 1 月 14 日 国家主席 5 号		
26	水及び水資源法 水及び水資源法	1996 年 10 月 11 日 国民議会 5 号 2017 年 5 月 11 日 国民議会 10 号	1996 年 1 月 2 日 国家主席 126 号 2017 年 6 月 22 日 国家主席 115 号	1996 2017	
27	森林法	2007 年 12 月 24 日 国民議会 99 号	2008 年 6 月 14 日 国家主席 4 号		
28	国家遺産法	2013 年 12 月 24 日 国民議会 22 号	2014 年 1 月 28 日 国家主席 62 号		
29	電気法	2011 年 12 月 20 日 国民議会 19 号	2012 年 1 月 16 日 国家主席 56 号	2011	
30	外国人及びラオス人の間の婚姻に関する首相令		1994 年 12 月 16 日 首相 198 号	1994	

31	養子縁組に関する首相令		2014年6月12日 首相194号	2014	
32	協会に関する首相令		2009年4月29日 首相115号	2009	
33	財団に関する首相令		2011年5月29日 首相49号	2011	
34	質に関する首相令		2002年2月2日 首相10号	2002	
35	2007年土地登記に関する規則500号	2007年5月9日 首相府国家土地管理庁 500号			

民法典起草において参考として使用した諸外国の民法典

1. ベトナム民法典
2. 日本民法典
3. タイ民商法典
4. カンボジア民法典
5. フランス民法典
6. ドイツ民法典
7. ロシア連邦民法典

2018年12月5日・6日における第VIII回国議会議員から民法典草案に関する意見（提案）に対する説明表*

提案事項（条項）	国民議会からの提案	改訂する又は改訂しないことの理由
第1条 目的	「この法典」の言葉を「この民法典」に変更することに提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、複数の民法典が存在すると誤解させないため（一つしかない）であり、そして、様々な法律において、この条文には、「この法律」という言葉で最初に規定しているからである。
	「 <u>ガーンガムヌーグークン（発生）</u> 」という言葉に「 <u>キョカッパ（について）</u> 」の後ろに追加することに提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、「 <u>ガーンガムヌー</u> 」と「 <u>グークン</u> 」の言葉は同じ〔発生という〕意味を持つからである。
第2条 民法典	「例えば、物、所有権、家族、契約内外の債務、相続などである」これを削除することに提案する。なぜなら、もし記載すれば、全て（関係するものに）を包括していないからである。	提案に対して不同意だが、改めて言葉を整理した。
	「体系的に」の後ろに「 <u>民事関係に関する法律の条項</u> 」を追加することに提案する。	提案の通りに同意する。
	書き方を改訂することに提案する。例えば、「 <u>民法典は民事関係に関する多様な法律及び条項を体系的に集約させた一つの法律である…</u> 」	提案の通りに同意する。
第3条 用語の説明	ある用語をもっと明確に説明することに提案する。例えば、第8号及び第10号はわかりにくく、まだ合致しない。	提案に対して不同意である。なぜなら、法的な原則の説明だからである。
	ある用語を追加に説明することに提案する。例えば、質、抵当、スー（男）及びその他など。	提案に対して不同意である。なぜなら、質（の定義）は第526条に規定され、抵当は第546条に規定されているからである。 「スー」に関しては民法典のすべての編に使用する言葉ではなく、そして、民法典第149条には家族法（第8条）に使う「 <u>スー [サオ]</u> 」の言葉の代わりに「 <u>パオサオ（男女）</u> 」の言葉を使用している。
第5条 民法典及びその他の法律の適用	第1項の内容を削除することに提案する。なぜなら、第1条の目的にすでに規定したからである。また、第3項を第1項にし、第2項を最後の項にすることによって内容を再整理することに提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、これは民事関係に関する他の法律の条項に対する原則である。
	この条の第2項と第630条第2項における内容が矛盾しているため、起草委員に再検討することに提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、第630条第2項と第5条第2項はそれぞれの目的に規定するからである。第5条第2項には、ある法律が民法典に矛盾する場合、民法典に基づき適用することを規定する。一方、第630条第2項には民事の法律行為（第15条の意味に従う）に関する適用である。
	第5条、第6条および第7条における内容が同じようなもののため、1つの条文として集約することに提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、3つの条文を適用する目的が違うからである。
第6条 実務慣習及び法律の類似する規定の適用	実務慣習の適用を再検討することに提案する。なぜなら、ある慣習は憲法及び法律に違反しないが、相手に対して困難及び損害を与えるため、法律があればそれを適用すべきだと考える。	提案に対して不同意である。なぜなら、（本条に）規定する慣習はまだ法律に規定がないものであるからである。
第8条 民事関係における基本原則	一つの項目を追加することに提案する。「執行における能力」	提案に対して不同意である。なぜなら、「執行における能力」は基本原則として定めることができないからである。
第15条 法律行為	「 <u>意思表示により発生する</u> 」の後ろに「 <u>書面的</u> 」の言葉を追加することに提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、日常生活において必要であり、そしてこの法律の第21条は口頭の法律行為を認める。
第21条 形式	「 <u>口頭</u> 」を削除することに提案する。なぜなら、格差の発生をもたらす、そして第430	提案に対して不同意である。なぜなら、すべての契約は書面で作成しなければならないわけではないか

* 翻訳：パイパディット・ケオハポン、入江克典（JICA長期派遣専門家）。脚注は入江による。

	条「消費貸借契約」に規定する「消費貸借契約は書面で作成しなければならない」に合致させるためである。	ら、法律に「書面でなければならない」の定めがあることを除く。例えば、この法律の第430条。
第30条 期限付法律行為	条文のタイトルを「 期限がある法律行為 」又は「 時を条件とする法律行為 」に改訂することに提案する。そうするともっとわかりやすくなる。	提案の通りに同意する。「 時を条件とする法律行為 」に変更する。
第4章 代理	この章の内容を改訂することに提案する。まず、「代理」の定義を、次に「代理人」又は「復代理人」そして代理人及び復代理人の権利と義務を規定する。	提案は既にこの章の構成に整合している。
第38条 復代理	何回まで復代理が可能かを規定することに提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、各回の復代理は本人の同意を受けなければならない、そして何回可能かは本人次第である。
第40条 代理人たる権限を有さない者による法律行為の効果	起草委員に再検討することに提案する。なぜなら、そもそも、行う者は代理人の権限を持っていない者であるから、規定する必要がない。意味がない。	提案に対して不同意である。なぜなら、代理人に成り済ますことを避け、本人の利益を保護するためである。
第73条 未成年の営業	営業の範囲を追加することに提案する。例えば、禁止される商売及びサービス、酒・ビール・タバコの商売及びサービスなど。	提案に対して不同意である。ただし、「 及び法律に基づく 」の言葉を追加した。
第89条 軍人、警察官の住所	タイトルを「 防衛部隊及び治安維持部隊の住所 」に改訂することに提案する。これの方が適切だと考える。	提案に対して不同意である。なぜなら、この条文の目的は人の住所についてであり、所属する場所は含まないからである。
	第2項において、混乱しないために、「 その者が働いているところ 」の言葉を「 当該者の局、機関、事務所又は常駐するところである 」に変更することに提案する。	提案の通りに同意する。
	最後の項を削除することに提案する。なぜなら、徴兵された兵士が兵隊の一部であるから。	提案の通りに同意する。
第90条 四人の住所	実務と合致するために、「 矯正施設である 」の後ろに「 および刑務所 」を追加することに提案する。	提案の通りに同意する。
第91条 外国人、永住外国人又は無国籍者の住所	第1項において、「 入国管理警察官に対して申告した 」の後ろに「 及び外国人管理警察官 」追加することに提案する。	提案の通りに同意する。
第92条 失踪	「連絡がなく2年間以上姿を消した」の期限について3年間に改訂することに提案する。なぜなら、2年間は短すぎる。	提案に対して不同意である。なぜなら、多数の外国の民法典にこのように規定しているからである。
	第1項において、「(裁判所の宣告) があるとき 」の後ろに「 証明又は処分 」を追加することに提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、裁判所は請求に基づき証明又は処分することができない。民事訴訟手続きに基づき、完全に請求を検討しなければならないからである。
	最後の項に定める「戦争又は災害の場合は……」について不明確であるから、執行に対して便宜を図るため、明確に出来事が終了した日か又は探し終わった日かを明確に規定することに提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、原則としては、出来事が終了した日から起算する。
	(条文) 内容の構成が繋がるようにするためには、この条を第189条「夫または妻の自然による死亡」に複合することに提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、二つの条文はそれぞれの目的に規定されているからである。
第94条 失踪の登録及び第99条 裁判所の判決による死亡の登録	各種の登録について明確に「 どこの郡なのか 」を規定することに提案する。例えば、裁判所に申告する者の郡、申告者の住んでいる郡、死亡者の郡又は失踪者の住んでいる郡など。	提案の通りに同意する。
第125条 協会の設立申請	実行すること及び協会の設立において便宜を図るために、どこの機関が設立に対して許可するかという内容を追加することに提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、法令において、協会と財団の設立について具体的に規定しているからである ¹ 。
第131条 財団の活動範囲	財団の種類を追加に規定することに提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、財団は、協会と違って種類がなく、目的も違っているから、同

¹ 民法典施行後も協会に関する首相令（財団に関する首相令）の効力を残すことを示唆する記載がされている。

		様に規定することができない。
第 132 条 財団の 設立要件	「法律」の言葉の後ろに「規則」の言葉を追加することに提案する。	提案の通りに同意する。
第 137 条 家族	定義を再度定める。なぜなら、実情に合致していないからである。ある家族には夫、妻又は子のいずれがない又は一人しかいない。「家族とは有効に家族登録があることによる社会の細胞である」の定義を規定するべき。	提案に対して不同意である。なぜなら、法律には有効な家族登録があることを明確に規定したからである。
第 145 条 婚約	「婚約（ガーンマンマイ）」のタイトルを変更することに提案する。意味的に適切ではないと考える。	提案に対して不同意である。なぜなら、現在の法律は「婚約」を規定しているからである。
	実施することにおいて便宜を図るために、「婚約」と「婚姻申込」の条文を統合することに提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、この二か条は規定目的が違うからである。
	内容を再改訂することに提案する。婚約の記録をさせ、そして、保証するために男性側の財産又は価値がある物を女性側が預かることを規定するべき。	「財産又は価値がある物を女性側が預かる」提案に対して不同意である。なぜなら、強制的だからである。
	実施に格差が発生しないように、婚約の年齢が何歳で婚約できるかについて規定することに提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、本条の意味は、婚姻の要件を満たした 18 歳以上の成年者において、婚姻の準備が整っていないために、婚姻できるようになるまで〔婚約をすることにある〕。よって、期限を定めないようにした。
	最後の項を削除することに提案する。なぜなら、「法的な効力が発生しない」を規定すると、何も効果が生じないからである。	削除の提案に対して不同意である。なぜなら、規定した方がより明確となり、将来に生じる紛争を解決するためである。
	実行において困難しないようにこの条を削除することに提案する。	削除の提案に対して不同意である。なぜなら、男女にとつての選択肢となり、法律の範囲内で活動することを促進するからである。しかし、「要件」との用語を「一緒になるに至る（準備が整う）」の用語に変更した。
第 148 条 婚姻申込に基づく不履行から生じる損害の賠償	実行における便宜を図るために、どのような損害を賠償しなければならないかを明確に規定することに提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、発生した損害は実情及び損害内容によるものであり、多様な場合があるから、包括的に規定することは裁判において広い裁量で判断することを可能とするからである。
第 149 条 夫婦となる前の交渉	現在の実情に合致させるためにタイトルを「男女の交渉」に変更することを提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、この条は 2008 年家族法第 8 条における基本原則をそのまま保護しているからである。
	第 152 条に合致させるために、タイトルを「婚姻登録の前の交渉」に変更することを提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、この条は 2008 年家族法第 8 条における基本原則をそのまま保護しているからである。
	「ムアー スーサオ（男女…場合）」の言葉を「ムアー クーバオサオ（男女…場合）」又は「ムアー サイニィン（男女…場合）」に変更することを提案する。こちらの方が適切だと考える。	提案の通りに同意する。「スーサオ」の言葉から「バオサオ」の言葉に変更する。
	再改訂することを提案する。なぜなら、「女性は男性を夫にしない場合、精神的損害を修復する義務を負い、賠償金を支払わなければならない」は不適切である。	提案の通りに同意する。
	もっと具体的な内容を規定し、場合によって分けることを提案する。例えば、両側のいずれかは十分な証拠により悪いことしたとわかった場合、その者は全ての損害賠償を負う。	提案に対して不同意である。なぜなら、2008 年家族法第 8 条に基づき改訂したからである。
	第 2 項と第 3 項を統合し、書き方を再改訂することに提案する。例えば、「いかなる場合も、女性が妊娠している場合、男性は賠償金、出産費用、出産後費用及びその他費用を支払わなければならない、そして成人となるまで子を扶養する義務を負う」	提案に対して不同意である。なぜなら、第 2 項と第 3 項の規定目的が異なるからである。
	もう一つの項を追加することに提案する。例えば、「妊娠した場合において流産したと	提案の通りに同意する。本条の第 2 項に「流産」の言葉を追加する。

	き、男性は女性に面倒を見た上、損害を賠償する」	
第 151 条 婚姻の不許可	男女の間に年齢の差を規定することに提案する。例えば、年齢の差は 25 年以下にする。なぜなら、現在それがよく発生したからである。	提案に対して不同意である。なぜなら、成人である男女がお互いを好きになることは自発的なものだからである。
	「結婚したが、まだ離婚証明書がない者」の内容を追加することに提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、これを既に第 150 条に規定したからである。
第 152 条 婚姻登録	第 2 項に「タムガーン (～する)」の言葉を削除する。無駄な言葉である。	提案の通りに同意する。
第 159 条 無効な婚姻の取消	第 1 項において、「夫又は妻の父母は…無効な婚姻の取消を申し立てる権利を有する」の規定を再検討することに提案する。なぜなら、[実情との] 乖離が発生する可能性があり、これは家庭の問題であるため、夫と妻のみに無効な婚姻の取消の申立権を与えるべき。	提案に対して不同意である。なぜなら、父母から無効な婚姻を申し立てることは第 158 条に定める事由があった場合によるからである。
第 176 条 離婚事由	第 4 号において、簡潔な内容をするために、書き方を再改訂することに提案する。例えば、「 <u>夫又は妻はお互いの合意がなく 3 年間以上僧(ピック)、見習僧(サーマネン)になる</u> 」	提案の通りに同意する。
	家族関係を保護するために第 7 号と第 9 号を削除することに提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、実情において夫又は妻の日常生活に影響を受け、例えば、一緒にいることができないほどの、非常に悪質の危険な病気にかかることや性交渉を持つことができないことなどの場合において、夫又は妻の権利を保護するためである。
第 181 条 婚前財産及び婚姻財産の分割	第 2 項において、分割が「5 分の 1」から「3 分の 1」に変更することを提案する。そうした方が適切だと考える。財産の金額が多くなっても、その財産は子にあげるから良い。	提案の通りに同意する。
第 182 条 未払婚姻贈答品	第 2 項において再検討することを提案する。女性が悪いこととしたとしても未払婚姻贈答品をもらうべきである。なぜなら、その前にお互いに合意をしたからである。悪いことをしたことは別の話であり、その後に関係を解決しなければならない。	提案に対して不同意である。なぜなら、女性が違反したからである。この規定は正義に合致し適切である。
第 188 条 夫又は妻の死亡	「裁判所の判決による」の言葉から「 <u>裁判所の処分による</u> 」の言葉を変更することに提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、「裁判所の判決による死亡」の言葉は従来に使用してきた法律用語である。
第 189 条 夫または妻の自然による死亡	「 <u>その他の事情</u> 」の言葉 (の後ろ) に「 <u>裁判所の判決を申し立てる必要がない</u> 」の言葉を追加することに提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、「 <u>その他の事情</u> 」の言葉は実際に通常の死亡という意味を表し、一方、裁判所の判決による死亡は死亡者の遺体が見つからないことである
	「その他の死亡」を追加することに提案する。例えば、「毒物を受けたこと、自殺及びその他」などが必要だと考えた時に規定することによって、もっと内容が明確になるためである。	提案に対して不同意である。なぜなら、死亡したとき、どんな事由にしても自然による死亡の意味に含まれるからである。
第 189 条 夫または妻の自然による死亡 及び第 190 条 夫又は妻の裁判所の判決による死亡	削除することを提案する。なぜなら、第 92 条「失踪」と第 97 条「裁判所の判決による死亡」において具体的に規定されたからである。	提案に対して不同意である。なぜなら、裁判所の判決による夫又は妻の死亡について明確にわかるからである。
第 192 条 共通の氏の使用の終了	「他方から異議がないときは」の言葉の後ろに「 <u>関係機関による許可を受けなければならない</u> 」の内容を追加することに提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、この手続は 2008 年家族登録法第 8 条に規定されているからである。
第 196 条 子の名前及び氏	「父又は母が氏を持っていない場合、父母の名前か又は誰の名前にすることができるか」という内容を追加することに提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、本条は既に子の氏を決めることについて明確に規定したからである。他人の名前にすることは不適切である。
第 198 条 父であ	子であるの否認に関する内容も追加するこ	提案に対して不同意である。なぜなら、第 220 条に

ることの否認	とに提案する。なぜなら、子どもその人が父にするかどうかに対して否認する権利を有するべき。	において父である権利の剥奪が既に規定されているからである。
第 200 条 養子縁組を申請する者の要件	「養子縁組は二人以下にする」の内容を追加することに提案する。悪意を持つ者に対して人身売買に利用させないためである。	提案に対して不同意である。なぜなら、申請者は第 200 条に定める要件、特に経済的な要件及び養育における能力の要件、を満たせばよいと考える。
	第 9 号において、「夫及び妻の同意があること」について再検討することを提案する。なぜなら、実情に合致しないと考える。(例えば) 独身者が養子縁組を申請したい場合。	提案の通りに同意する。
第 217 条 子を世話、養育する父母の義務	最後の項に「裁判所にその子の養育費を減額するよう申し立てる」の後に「その減額は第 3 項の半額を越えてはいけない」の言葉を追加することを提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、義務を負う者に対して子の養育費を減額する権利を与えるからである。但し、裁判所の判断による。
第 219 条 父母及び子の財産	「父母がまだ生きており、子に財産を引き渡した。しかし、子が父母の面倒をみる義務を履行しないとき、父母はその財産を取り返す権利を有する」の内容をもう一項として追加することを提案する。なぜなら、この問題は現在良く発生する。	提案に対して不同意である。なぜなら、この提案はこの法の第 424 条に規定されたからである。
第 222 条 未成年後見人の選任の方法	第 2 項において、「別の未成年後見人の任命」の言葉の後に「子の合意を受けなければならない」の言葉を追加することに提案する。	提案に対して不同意である。しかし、第 2 項に適切な文章に改訂した。内容が十分及び簡潔にするために「 <u>近親者…村長…</u> 」の文章を追加した。
第 256 条 所有者でない者の使用権	実行において便宜を図るために引用する法律は、いずれの法律かについて明確に定めることを提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、民法典において一般の原則を定めるものであるから、詳細に関しては特定の法律に定める。
第 302 条 遺失物に関する礼金又は報酬及び費用の補償	礼金又は報酬が 15 パーセントを決めることについて、実行において便宜を図るために実際の金額で計算して決めること、例えば、20 パーセント。	提案に対して不同意である。なぜなら、実際の金額で計算して決めることは実行において困難であるから、現在の 1990 年法の定めのように「 <u>多くても</u> 」の言葉を追加した ² 。
第 324 条 フェンスの設置	再規定することを提案する。例えば、「土地の所有者その土地の範囲内でフェンスを設置することができるが、隣接地の境界及び道路法並びに都市計画法に定める道路の保留地を越えてはならない。そして、自然の水が流れる溝及び排水溝に妨害してはいけない。」	提案の通りに同意する。しかし、もっと良くするために、言葉と文章を改訂した。「 <u>法律の規定に基づき、隣接地の境界及び道路の保留地を越えてはならない</u> 」を追加した。
第 326 条 家の建築又は植樹の範囲	第 2 項において、「損害を与えないように」の言葉を「悪影響にさせないように」の言葉に変更することを提案する。	提案の通りに同意する。本条の第 2 項に「 <u>又は影響を生じさせる</u> 」の言葉を追加した。
	第 2 項において、「交通に障害を生じさせる」の言葉の後に「他人に対して損害又は影響を与えたとき、樹木の所有者は損害の全額賠償を負わなければならない」の言葉を追加することに提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、既に第 327 条に規定したからである。
	(本条と) 第 330 条を統合することに提案する。なぜなら、意味は同一だが、お互いに矛盾しているから、2 か条を統合し、内容を再改訂する。	提案に対して不同意である。なぜなら、2 か条が規定目的及び適用が違っているからである。第 326 条は「家の建築又は植樹の範囲」について、第 330 条は「家の建築及び建造物の建設」について規定する。
第 431 条 消費貸借の利子	第 2 項において、利子の設定について、年間 36 パーセントは高いと考えるから、再検討を提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、刑法典は最高の利子が年間 36 パーセントを規定したから、このように規定することは刑法典と整合したと考える。
	最後の項において、履行における格差が生じないように、利子を明確に規定することを提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、外国機関又は国際機関からの金銭消費貸借においては交渉に基づく。
第 434 条 貸借契約	問題が発生したとき、(解決の) 便宜を図るために、「期限を定めず」の言葉の後に「期限を定める又は…」を加える。	提案に対して不同意である。なぜなら、第 2 項において期限の定めない物の貸借に対する目的である。しかし、もっと明確及びわかりやすくするために、書き方を再改訂した。
第 436 条 貸借物	第 2 項において、車のオーバーホールにつ	提案の通りに同意する ³ 。

² 1990 年所有権法

³ 民法典施行版でも変わらず車のオーバーホールは貸借人の義務になっている。

の使用及び修理	いて賃貸人が義務を負うことは不適切だと考える。賃借人が車を使って故障させ、車のオーバーホールが必要とされた場合、これは賃借人の義務にするべき。	
第 445 条 ホテル又はゲストハウスの主人の責任	第 1 項の「ホテルまたはゲストハウスの主人は、乗り物の所有者がホテル又はゲストハウスの主人に通知していた場合、宿泊客の乗り物の損害に対して責任を負う」との規定は不適切である。通知しなくても責任を負うべき。	提案に対して不同意である。なぜなら、通知しないことはホテル又はゲストハウスの主人に対して格差が生じ、不公平である。
第 447 条 委任者の権利及び義務	第 1 項第 2 号において、「指示(カムネナム)に従わず」の言葉から「契約に定めた要件に従ず」を変更することに提案する。これの方が適切である。そして、第 448 条「受任者(プーハップモーブマイ)の権利及び義務」も同じくする。	提案に対して不同意である。なぜなら、委任者の指導と委任契約の要件が違い、両方とも履行しなければならないからである。しかし、(条文が)簡潔にさせるために「又は契約の内容」の言葉を追加した。
第 524 条 複数の担保に供される一つの物	体系的及びわかりやすくするためにこの条を第 523 条の前に移動することを提案する。	提案の通りに同意する。
	第 2 項において、「物が次に担保設定すること及び既に担保設定されていることについて、その前の債権者及びそれ以降の債権者に通知しなければならない」の内容を改訂することに提案する。なぜなら、これは両側の利益に関係することだと考える。	提案の通りに同意する。
	一つの物が複数の担保に供するべきではない。なぜなら、実行において格差が生じ、困難をもたらす。一方、複数の担保に供することができることを定める場合はより具体的に、明確、簡潔に規定するべきである。	提案に対して不同意である。なぜなら、事業者及び国民に対してリース及び資金へより簡単にアクセスできる状況を作るため。これまで、少ない金額で、一回で金借りたが、債務者は既に担保設定されている財産をもう一度担保設定することができない事例がある。なぜなら、先行する債権者は〔続く担保設定を〕許可せず、既に物を占有していたからである。このように事業及び経済の発展に資する状況となっていない。
第 533 条 書類による質	第 1 項において、「動産所有権の証明書類を債務者に受け渡すこと」の言葉の後ろに「原本」の言葉を追加することに提案する。	提案の通りに同意する。
第 630 条 発効	「官報に掲載した後 365 日後に効力を有する」の規定について、法令制定法の規定に矛盾していると考えられる。	提案の通りに同意する。

ラオス人民民主共和国の民法典草案の起草について

ラオス政府前司法省副大臣，前最高裁判所長官

ケート・ケティサック

1. 民法典草案作成へのラオス側の熱意

法律とは社会のつながりを調整するものです。それは治安，社会の秩序及び正義を維持するために欠かすことができないものの一つです。国の全領域において連帯を強め，そしてラオス国民の全民族を一致団結させるための要となるものです。

国家が解放されてラオス人民民主共和国が建国されて以来，ラオス人民民主共和国政府は，法律の作成とその施行に対して熱心に取り組み，それを重視してきました。現在に至るまで，ラオス国民全民族の正当な権利と利益を代理する機関である国会は，総数150以上の法律を承認してきました。この数の法律は，政府の存続及び社会の存続のためにそれぞれ重要な分野を占めるものです。現在に至って，ラオス人民民主共和国は，基本的には法律によって政府並びに社会を管理することが可能になっているとすることができます。国会が承認した法律以外に，国家主席が発出する国家主席令並びに政府が発出する政令があります。これらは法律と同じであるとみなされていて，法律がまだ管理していない分野を管理します。これらの法律，国家主席令及び政令（タムラット）以外にも，他の法令（ニティカム）があります。例えば，首相令，大臣，省と同列の政府機関長，県知事，都知事，郡長，特別区（テーサバーン）長，特別市（ナコーン）長の合意，命令並びに提案などがあり，これらは憲法，法律及び他の上位の法令（ニティカム）の実施のために出されるものです。前述した全てのことは，「人民民主政府の安定を築くには法律によって統治する政府を築かなければならない。そして法律に沿って党が導き権力を握り，法律によって政府が社会を管理し，人民が主役で法の前で平等であるという原則を固く守ることを基本として実施していかなければならない」という政策に対応したものです。

国会が承認し，効力を有するに至った法律の一つに民法典があります。これは国会が承認した二つの法典の一つです。もう一つの法典は刑法典です。これまでラオス人民民主共和国はこれらの法典を持つことがありませんでした。これら二つの法典を持つということは，ラオス人民民主共和国の法形成の歴史における重要な変化であると言えます。

この民法典の第2条では，「民法典とは，物，所有権，家族，契約内債務，契約外債務，遺産に関し，民事関係における人，法人及び組織の権利義務の発生，変更及び終了に関する多様な規定を体系的に一つに集約させたものである。」と規定されています。

民法典は，個人，法人並びに組織の権利義務の発生，変更，権利並びに義務の消滅に関する原則の規定において，重要な意味を持ちます。これは社会の平等，正義，法律に沿って正しいこと，治安並びに秩序を保障するためです。個人，法人，組織，政府と公共の正当な権利と利益を守ることに狙いを定め，人民の物質的並びに精神的な要求に応えることに貢献し，ラオス国民の連帯団結並びに国家の良き伝統習慣を守り，社会－経済を発展さ

せ強化します。

このような民法典の利点と重要性を見て、さまざまな関連組織、つまり最高人民裁判所、最高人民検察院、大学の法政治学部、国会、司法省、商業工業省及び外務省は、熱心にこれを支援し、指導委員会に参加し、民法典起草委員会の常任相談役になりました。これは民法典草案作成への熱意と、これを重視していることを示すものです。前述した指導委員会と相談役として参加した者のうち、3名は国務大臣、7名は副大臣、そして3名は局長レベルの者です。前述した組織は、自身の職員を民法典起草委員会に参加させました。自身の職員を送った機関は、各機関における職位と職務に従い、その派遣する職員の人選を合理的に行いました。これらの関係機関で、自身の職員を民法典起草委員会に参加させた機関は、民事問題に密接に関係し、立场上法律草案の責任者、法律の承認について検討する者、紛争判定について検討する者、法律の施行について調査する者、そして、授業、ビジネス及び商売の実施においてこれを用いる者、民事に関する国際協力の責任者を擁する機関であったと認識することができるでしょう。

II. 民法典草案の起草における困難

以下に記すように、我々民法典起草委員会は、この草案の見直しから今後の展望までの過程において、さまざまな困難に直面しました。

民法典起草委員会として最初に困難を感じたことは、ラオス人民民主共和国のさまざまな民族の習慣を含めて、民事問題に関する知識、実践、裁判慣習について明確な情報に欠け、その情報量も少なかったことです。これらの情報は、民法典草案の関係条文を詳細に、そして明確に研究し、規定する際の拠り所として使うためです。これ以外には、ラオス人民民主共和国内及び外国の情報ですが、これらは両方とも深く掘り下げて研究するためのものです。例えば、起草する条文に関する記事、研究論文、各問題に関係する本が不足すると、法律の規定を書くにあたっての幅広い選択肢と見解を生み出すことが不可能になってきます。

二番目に言えることは、ラオス語で表現するには、ラオス語の中の法律用語がまだ不十分であるということです。規定しなければならない考えは、多くの単語を一つにまとめ、一つの用語で済むようにしなければなりません。外国語では一つの用語だけで表現されているようにです。

三番目は、国会の承認後、民法典の普及はかなりの努力を要する課題となってくるということです。法律の中でも、ラオス社会の重要な骨格であると認識され、そして人民の生活と活動にとって主な基礎となる民法典は、人民一人ひとりに浸透し、実際に施行されるように広く普及させていかなければなりません。しかし、それには少なからぬ困難と挑戦的な課題に直面するでしょう。それは予算不足、広報宣伝において知識経験のある専門職員の数が限られており、さまざまな関係機関の協力とオーナーシップが少なく、また法律に沿った探求における熟練並びに活動が、いまだに広く普及されていないからです。

四番目は、民法典の改正には状態（パーワヴィサイ）が必要であるということです。な

げなら、民法典は、実際の社会生活における活動を管理する義務を持つからです。というのも、社会というものは変化するので、民法典もその変化に応じて改正されなければならないからです。しかし、この改正には、改正が必要だという合図がないため困難が生じるでしょう。それと同時に、どの機関が主体となって改正の問題を提示するかということと、改正する真の理由を探求しなければなりません。これはおそらく単一の理由であることもあれば、あるいは複数のものであるかもしれません。

III. 日本国との共働活動から得た知識・経験

まず、このラオス民法典作成におけるラオス人民民主共和国と日本国の協力について意見を述べさせていただきます。

これは素晴らしい成功に満ちた活動であり、双方が鋭意努力を重ね、委託された義務を遂行するために熱意を注いだものです。

我々が得た第一の知識・経験は、民法典起草委員会のメンバーが、一緒に連帯し、助け合い、相互理解したことです。そして、ラオス側と日本側との連帯援助と相互理解です。共働作業において、各人は自らオーナーシップをとって研究し、率直な意見を述べ合いました。そして、活発で興味深い雰囲気が作られていきました。

第二に得られたものは、強固な組織ができたことです。この中に指導委員会があります。これは民法典起草委員会の活動をフォローアップし、推進するものでした。民法典起草委員会自身もグループに分けられ、各グループはリーダー、サブリーダーとメンバーで構成されました。

第三に得られたものは、民法典起草指導委員会並びに各メンバーの共通の意欲と熱意です。彼らは、知力と指導力をさまざまな問題の分析と研究に注ぎ、お互いの意見を交換しました。これは今回の民法典作成の成功をもたらした重要な要因となるものでした。

第四に得られたものは、民法典作成に対して、日本国から多大な援助を受けたことです。この援助には主に二つの側面があります。それは予算と法律の専門家です。

日本国は、民法典作成の活動について、予算面ではその要求に対して多額の対応を行い、ほとんど全ての活動とさまざまな経費を負担しました。

法律の専門家について言えることは、日本国は、法律面における日本のパワーをラオス民法典起草に動員したということです。多くの専門家が、民法典起草委員会に対して、関係する法律について講義し、意見を述べるという貢献を果たしました。また、幅広い意見交換という場でも貢献しました。これら全てが、前述した委員会にとっての知識・経験となりました。彼らの全員が法律面での教師となるでしょう。なぜなら、この民法典草案の起草の舞台は、法律の大学の中で行われたからです。

ラオスの上層部の組織から知らされた、日本からの援助で改善を要する点ですが、私個人としても上層部としても日本側に改善を求めるものは何もありません。ただ満足だけです。ラオス人民民主共和国に対する日本からの貴重な援助に称賛を送る次第です。

IV. 広報に関する提言

民法典の広報は、重要で避けることのできないものです。もし人々が民法典を見たくないというのであれば、その民法典は価値のないただの紙切れに過ぎません。

全ての住民が民法典にアクセスできるように、我々は全てのことを行わなければなりません。これは連帯団結、社会の治安並びに秩序、平等と正義の条件を築くものです。ラオス国民全民族の正当な権利と利益を守ります。それだけではなく、前述した民法典は、外国との交流における橋渡しの役目を果たすことが可能となります。外国からの投資を誘致する一つの条件となります。

民法典の広報においては、各媒体や方法を使用することを提言します。例えば、テレビ、ラジオ、新聞、そして、それと同時に電子媒体を使わなければなりません。ユーチューブ、フェイスブックです。セミナー会議を開催します。実際に住民の住んでいる村に行きます。住民と直接接触し、住民が理解できるようにし、この理解を深く人々に浸透させるためです。民法に関する特別な冊子を作ります。これはある一つの関係機関が責任をもって作成にあたります。民法に関してクイズ形式で競争するのも、同じように有益なことです。

2018年ラオス民法典について—ラオス国立大学において 法律を教える教師の立場から

ラオス国立大学法政治学部民事学科長

ヴィサイ・シーハーパンヤ

日本国の国際協力機構（JICA）並びに法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）とラオス人民民主共和国の司法分野間での協力プロジェクトにおいて、ラオス側に対して法律面における援助が行われてきました。1998年から現在まで、同プロジェクトはラオス側の法律家の養成を支援する役割を果たしました。

同プロジェクトの最初のフェーズでは、日本における法律の研修と視察を通じて、司法業務を発展させるための実践分野での知識経験の交流活動が行われました。これはラオスの司法分野並びに法学教育分野における人的資源を強化することが目的でした。以上が同協力プロジェクトの概要です。本稿では、ラオスの民法典が国会で承認された後に、大学での講義がどのように行われるべきかについて提言します。

この民法典は2018年12月6日第Ⅷ次国会の第Ⅵ回通常審議で承認され、2019年1月18日の国家主席令に従って公布されたものです。私は、ラオス国立大学（NUOL）法政治学部（FLP）の教授として、1998年以来このプロジェクトに参加していましたので、その経験に基づき、ここに以下の見解を示します。

ラオスに対する法律分野での援助が開始されて以来¹、法政治学部の学部長、副学部長、学科長並びに多くの教員が、JICAが支援する日本国並びにラオス人民民主共和国で開催される法律分野における研修プロジェクトに参加する機会を得ました。研修の講師並びに専門家は、日本から来られた多くの著名な方々で、松尾弘先生、野澤正充先生、石岡修先生、そしてその他の方々でした。前述したプロジェクトの中では、多くの重要な活動が行われました。例えば、民法教科書の著述、法律マニュアルの作成プロジェクトなどでした。そして、その中での重要な活動が、ラオスの民法典起草プロジェクトでした。

ラオスの民法典の草案作成が開始されたのは2012年で、2010年から2014年の協力期間の中に入ります。草案作成期間においても法政治学部から3名の教員が参加しており、この3名の中の1人が私で、テクニカル・ワーキンググループには他の2名がメンバーとして任命されました。民法典草案作成準備のため、民法典草案の作成前に、ラオス人民民主共和国に赴任していたJICAプロジェクトの日本人専門家がアドバイスを行い、ラオス側と共同で計画を立てました（プロジェクトの第1フェーズは2010～2014年、第2フェーズは2014～2018年）。

プロジェクトの第1フェーズでは、データ及び資料を収集し、法律分野における法律教科書を何冊も執筆する計画を立てました。例えば、2012年の民法基本問題集、2014年の契約内債務法の基礎知識に関する教科書、2014年の契約外債務に関する基礎知識

¹ ラオス - JICA 法の支配発展促進プロジェクト

の教科書、そして、民事訴訟法、労働法、経済紛争解決法、その他の法律部門におけるマニュアルであり、これらの書籍は民法典起草委員会にとっての基礎資料となりました。

2012年以來、ラオスの司法省がオーナーシップをとることによって、民法典草案起草のテクニカル・ワーキンググループとそのメンバーが任命されました。これは40名以上のさまざまな部署から来たラオス法律専門職です。彼らは政府職員であり、国会、司法省、商業工業省、人民検察院、人民裁判所、ラオス国立大学法政治学部から来ており、そして弁護士会からも来ていました。このテクニカル・ワーキンググループは、ICDから来た日本のエキスパート、そしてJICAプロジェクト常任の弁護士と協力することが目的でした。特に松尾先生と他の著名な先生方はアドバイザーになられ、民法典草案において技術的な助言とアドバイスをしてくださいました。ラオスの民法典草案起草のテクニカル・ワーキンググループ並びにそのメンバーは、ラオスの経済、社会、文化、投資面における発展状況に合致させるため、そして、ラオスの風俗習慣と合致させて近代的な様相を持たせるために、どのようにしてラオスの民法典を起草するか、参考にすべき法律の範囲を以下のように規定しました。まず、アジアやヨーロッパ地域ですでに施行されている民法典を一生懸命に調査しました。そして、参考にすべき法律を選択する際に、原則となる、現代において施行されている、ラオスの民法に通じる特徴を持つ法律を調査しました。最初にASEAN諸国における民法典を調査しました。例えば、ベトナムの民法典、カンボジアの民法典、そしてタイ王国の民商法典です。次に、アジア地域の法典、例えば日本の民法典、中国の民法典、そしてヨーロッパ地域のもの、例えばドイツの民法典、フランスの民法典、スイスの民法典などです。その後、フランスの民法典、ドイツの民法典、そして日本の民法典を考察対象の原則として調査しました。フランスの民法典の構成を研究したところ、フランスの民法典は一般原則と特別規定が各編あるいは章として存在します。一方、ドイツの民法典の構成では、一般の法律の規定条項（総則）を最初に規定し、次に続く編は特別規定条項です。日本の民法典では一般の法律の規定条項（総則）を最初の編と規定して、次に続く編は各トピックの特別編を規定しています。

まず、民法典の構成について、ラオスの法律専門職員が、日本の先生並びにJICAプロジェクトオフィスに駐在する専門家との間で意見交換と討論を行いました。この研究において、我々には、ラオス版の民法典を作成するのか、あるいはフランス民法典のようなもの、あるいはドイツ民法典のようなもの、あるいはミックスしたスタイルの民法典を作るのかという選択肢がありました。結果として、ラオス民法典草案の構成は、ヨーロッパ、アジア地域の民法と、現在施行されているラオスの民法関連法令がミックスされた様式となりました。

これは一般原則編から始まり、現在ラオスで施行されている民法関連法令を参照制度とすることによって、各トピックの特別編を規定することにしました。したがって、ラオス民法典は、ある特定のどこかの国の法律を全て模倣してはいません。ラオスの経済と社会状況に合致すると見られる相応しい原則を選び、これをラオス版の民法典の規定として使用しなければなりません。もし全てを模倣したとすると、実践において統一がとれま

せん。なぜなら、ヨーロッパ及びアジア地域諸国の民法典は、法律の作成において、各時代における社会・経済の発展並びに各時代における住民の自覚意識のレベルに依拠しているからです。こうした考えから、ラオスの民法典起草委員会は、すでに施行されているラオスの民法的要素をもつ多くの法律（2008年家族法、1990年所有権法、2008年契約内外債務法、2005年契約履行担保法、2008年相続法、そしてその他の法律、例えば土地法、保険法、協会に関する政令、財団並びに関係する規定に関する政令）を集めました。これらの民法関連法令を編、章、条に分けることによって民法典の構成を規定しました。

このように規定することは、法令制定法²に従うものであり、これは法律草案の作成における原則となるものです。民法典もこの法令制定法の規定に拠るものです。この民法典の草案作成において、テクニカル・ワーキンググループは、民法典の一般規定・条項（総則）を最初の編とすることに賛成しました。その他の編については、特別の原則が既存の法令にあれば、それをその編の中に規定して置きます。その構成を作る時にラオスのシニアの法律専門職員から、家族編を個人と法人編の次に配置するという考えが提案されました。なぜなら、家族編は個人に関係した内容であるからです。多くの会議参加メンバーはこれに合意しました。したがって、ラオスの民法典草案は9編となり、以下のようなものとなりました。

- 第I編 総則
- 第II編 人及び法人
- 第III編 家族
- 第IV編 物、所有権及び物に対するその他の権利
- 第V編 契約内債務
- 第VI編 契約外債務
- 第VII編 担保
- 第VIII編 相続
- 第IX編 最終条項

民法典草案の構成ができた後は、各グループ（4グループ）に委託して、各々が準備した内容を草案の中に入れてもらうことにしました。

第1グループは、第I編「総則」、第II編「人及び法人」及び第IX編「最終条項」の内容を起草しました。

² 2012年法令制定法33条は、法律の草案の構成方法を規定する。それによれば、法律の草案は一般的に編、章、条項に分類される。

法律の草案の編と章は以下のように構成される。

1. 一般的な法律の規定・条項、これは作成される法律の目的、政策並びに原則を規定する。
2. 法律の内容としては、重要であるこの問題について管理、解決あるいは促進するためにこれらを並べ出さなければならない。
3. 最終規定・条項では、法律を施行する義務がある者並びに制限を含めた効力、この法律によって無効となる法律の規定・条項を規定する。

第2グループは、第V編「契約内債務」、第VI編「契約外債務」及び第VII編「担保」の内容を起草しました。

第3グループは、第IV編「物、所有権及び物に対するその他の権利」の内容を起草しました。

第4グループは、第III編「家族」及び第VIII編「相続」の内容を起草しました。

各編の内容を起草する際には、すでに施行され、効力がある民法関連法令の内容を、各編の各条項に入れることが行われました。もっとも、現在の実務に合致しない、不備な条項があれば改訂しました。特別に作成された第I編「総則」の主な起草内容として、目的、基本原則、法律行為、代理、期限と時効があります。第II編では、新しく作った内容の規定として、人、法人、協会、財団の権利能力並びに行為能力、そしてその他の関連する内容を完備させることなどがありました。新しい条項を規定したのもあれば、既存の規定を整理したのもあり、例えば、担保については、手付金の支払い、質、そして抵当の設定があります。これらについては、元の法令の条文についてその出典を挙げなければなりません。これ以外に、地上権、債権、地役権、そしてその他について新たに起草した条文でも、起草の際に参照した条文の出典を挙げなければなりません。そして、それにより、各規定に確実な原因と理由を持たせました。各グループが担当した編の内容を起草する際には、説明の記録が行われ、例が提示され、各条文の出典が明示されました。国内法あるいは外国の法律であるか、どの条文が新たに作られ、どの条文が整理されたか、その原因と理由を記録しなければなりません。加えて、ラオス北部、中部及び南部において、情報収集あるいは確認調査を行った際に出された意見も記録されました。

一般的に言えば、ラオスの民法典草案の起草方法においては、かなり豊富なデータを有していました。そして、法令制定法のプロセスに沿って起草が実施されました。それと同時に、草案作成時においては、どのようにすればラオスの民法典が最良のシステムを持つことができるか、そして、その実際の使用においても便利に使用することができるかということを考慮しました。そのために理解しやすい明確な用語を用いました。そして、コンパクトで内容がそろった編、章及び条文に分割しました。例を挙げるプロセスに至るまで説明を書くことは、かなりの思考を要する困難なことでした。なぜなら、その条文の趣旨に合致した例を挙げることは難しいからです。すでに慣習となっている最高裁判所の判決を挙げるとしても、それは数が少なく、多くの例は事件を仮定して作ったものです。

たった6年（2012～2018）の時間を費やすだけで2018年に、ついにラオスの民法典は完成し、国民議会の承認を得ました。作成に要した期間は非常に短いと思われます。多くの国の民法典草案作成と比較すると、例えばドイツですが、1881年に草案作成を始め、1900年1月1日にそれが施行されています。カンボジア民法典、タイの民商法典も10年以上の時間がかかっています。

民法典が承認された後に、ラオス国立大学はラオス側教授、日本側並びにラオス学生など400人以上の参加により、2019年2月20日に、ラオス国立大学において民法典に関する講演を実施しました。



(右から Mr. Hiroshi MATSUO (Japan), Mr. Vixay SYHAPANYA (Lao), Mr. Nalonglith NORASING (Lao) and Mr. Satoshi MINAMIKATA (Japan))

この講演の中で、2018年ラオス民法典についてプレゼンが行われました。その中で民法典の重要性と目的が提示され、各編の構成が紹介されました。その際にはラオス国民と投資家がこの民法典から得ることになる権利と利益についても提示されました。最後に質疑応答と討議が行われました。

この講演会への参加者は、民法典作成の重要性を見出しました。これを講義に取り入れるため、法政治学部は予め計画を立てました。この民法典の承認後は速やかに、必ず民法学の講義カリキュラムを整備しなければなりません。そこで、2017年より法政治学部は自身の5教科のカリキュラム全てを改善することを始めました。つまり、民事法、刑事法、ビジネス法、政治学及び国際関係学です。この新しいカリキュラムは、2019年から使用されました。法政治学部のカリキュラム整備に関する考え方は、二つの理由に基づいて継続されました。

すなわち、

- 1) 法律専門系の教育制度を、品質の高い継続的なものに整備するという理由です。つまり、国立大学又は法律大学で法律を勉強し、法律を職業とする弁護士、検察官又は裁判官になる学生は、国立司法研修所において法律専門職研修を終了しなければなりません。そして、弁護士会入会試験、検察院又は裁判所に入るための試験があります。これは弁護士として、あるいは検察院職員として、あるいは人民裁判所職員として専門職の業務を行うためです。
- 2) 大学、法律大学を卒業し、司法研修所及び裁判所研修所又は検察院研修所で研修した学生の意見を調査したところ、国立司法研修所、検察院及び裁判所職業研修所で教えられているカリキュラムと教科書の中には、いくつかの科目において内容が重複するものがあります。例えば、裁判官業務という教科、検察官業務という教科、裁判所の判決執行という教科ですが、これらは国立大学の法政治学部又はラオス司法省の法律大学で教えられ、勉

強してきたものです。この問題を見て、ラオスの法律専門職員と日本人の法律専門家の間で、特に各教育機関からのメンバーが所属している教育研修改善グループにおいては議論を重ね、各機関における法律理論の指導と実践研修の内容と範囲の分割について、以下のように合意しました。法政治学部（コー・ノー・ロー）³においては、学生に法律の知識、理解の仕方及び社会生活において法律を施行する能力について指導します。カリキュラム全体の中では、これらが約80%を占め、残りの約20%は実習と視察です。

国立司法研修所（ソー・ニョー・ソー）⁴においては、理論面の学習が40%です。そして、学生が法律の解釈と問題分析の方法を理解することに重点を置きます。実践能力の実施研修が60%を占めます。

検察院研修所（ソー・コー・フォー検察）⁵においては、主として検察院の役割と義務について学ぶ、裁判公判における実務研修が行われます。

裁判所研修所（ソー・コー・フォー裁判所）⁶においては、主として実践に重点を置きます。これは法適用の実践における熟練を目標として研修するためです⁷。



写真上は4つの教育機関によるカリキュラム検討会議並びに法政治学部における学生、民法学系担当教授の写真

法政治学部は、共同会議の結果及び今回の意見調査の結果を、各学科のそれぞれのカリ

³ コー・ノー・ローとはラオス国立大学の法政治学部という意味です。

⁴ ソー・ニョー・ソーとは司法省国立司法研修所という意味です。

⁵ ソー・コー・フォー検察とは検察院の研究研修所という意味です。

⁶ ソー・コー・フォー裁判所とは裁判所の研究研修所という意味です。

⁷ 司法分野における教育研修改善グループの活動報告書（2014～2016年）11頁参照。

キョラム整備と開発における拠り所として挙げています。特に法律学部・民法学科・学士コースのカリキュラムは、民法に関して講義するカリキュラムです。したがって、新たに教科が割り当てられ、科目の調整が行われ、内容の見直しが行われました。これは新しく制定された民法典の規定・条項に合致させるためです。民法を教える教師も、学生に教科の内容を理解させるためには、前述した法律の内容を研究し、深く理解しなければなりません。これ以外に、民法典の制定における来歴について知らなければなりません。新しく条文を作成した原因と理由について、そして、改訂された条文についても、その理由を知っておかなければなりません。

5教科のカリキュラムの改訂において、法政治学部は、各教科の1年時に、民法一般編1と2の履修を義務付けました。これは全部で6単位となります(2学期)。これ以外に、民法教科が含まれる教科においてはどれも、削除された民法関連法令の内容の代替として、民法典の内容を教えなければなりません。

民法教科のカリキュラム改訂において、民法教科を規定しました。そして、これらの教科の単位数を増やしました。その一方で、実践教科は削除しました。例えば、裁判官業務教科、検察官業務教科及び裁判所の判決執行教科はカリキュラムから除外されました。以下の教科は、内容を改定して単位数を増やした法政治学部・民法学科・学士コースのカリキュラムの一部です⁸。

教科コード番号	教科名	単位
135GC121	民法一般編 1 (General Civil Law 1)	3(2-2-5)
135GC122	民法一般編 2 (General Civil Law 2)	3(2-2-5)
135PR221	所有権法 (Property Law)	3(2-2-5)
135CL321	契約内債務法 (Contractual Law)	3(2-2-5)
135RL121	ローマ法 (Roman Law)	2(2-0-4)
135NC321	契約外債務法 (Non-Contractual Law)	2(2-0-4)
135IU221	保険法 (Insurance Law)	2(2-0-4)
135FL321	家族法 (Family Law)	3(2-2-5)
135IH321	相続法 (Inheritance Law)	3(2-2-5)
135ST221	契約履行担保法 (Secured Transaction Law)	3(2-2-5)
135DC321	契約起草の基礎 (Introduction to Draft Contact)	2(2-0-4)

法政治学部の教育カリキュラムが整備され、2019年からそれが開始されたにもかかわらず、我々はいまだに多くの問題並びに挑戦しなければいけない課題に直面しています。その主なものは、最初から民法典研究と草案起草に参加していた指導教師はわずか3名だけだったということです。民法典が承認された後に、さらに3名が参加しました。民法典の制定によって新たに創設された内容についての理解という問題があります。例えば、法律行為、債権、地役権、地上権、物に対する権利及びその他の改訂された法律の規定・条

⁸ 法政治学部学士カリキュラムの科目の一部 民事法系 2019 (改訂版)

項です。これらについてはさらに研究しなければなりません。そして、深く理解するようにこれを継続しなければなりません。特に関係する条文の中の法律要件の中で、講師は以下のように分析しなければなりません。例えば、消費貸借契約の法律要件で、民法典第430条の中で規定されたように、(1) 合意、(2) 金銭を渡して借主の所有権とする、(3) 返済期限を定める、(4) 契約を書面化しなければなりません。この法律要件の研究は非常に重要です。講師という立場として、講師はこれを分析して必ずこの要件を学生に明示しなければなりません。なぜなら、ラオスではこのような講義方法はいまだに行われていないからです。もし講義においてこのテクニックを用いれば、学生がこの条文の中の重要な原則を知ることの手助けとなり、真偽を見極めることに役立つだけでなく、法の抜け穴を見つけることができると思われます。

しかし、ここに述べてきた方法はやさしい話ではありません。これは幅広い、深い意味を持ちます。そして、ラオスの民法を教える教諭にとって難しい課題です。この課題についてはいまだに多くの知識・経験がないのが現状です。

いずれにしろ法政治学部は、いまだ統一的な理解に達していない問題の解決に向けた努力を継続していかなければなりません。例えば、法律行為（ニティカム）です。講師あるいは一部の法律家、そして国立大学の職員は、いまだにこれを「法律」だと理解しています。この問題は継続して広報し、真に理解できるように説明していかなければなりません。これ以外にも、債権、地役権、地上権、物に対する権利ということも研究し、理解を深めなければなりません。法政治学部で現在使用している講義の教科書並びに民法に関するマニュアルについては、まだ在庫が少しあります。一部はラオス-JICA協力プロジェクトで作成した本を講義用の教科書として使用しています。前述した課題について、法政治学部の講師は継続して民法講義の教科書を著述し、研究しなければならないということですが、法政治学部内部の講師が著述するか、あるいは民法典起草委員会のメンバーと共著するか、これにより内容がさらに多様化されるでしょう。何れにせよ、前述した問題と難しい課題は、講義における障害になるにもかかわらず、現在、法政治学部は、特に民事法学科は、民法という教科の授業カリキュラム改訂のイニシアチブを取っています。そして一部の民法の教科書の改訂を行いました。例えば、「民法に関する基礎知識 FUNDAMENTALS OF CIVIL LAW (2018年民法典に準拠した民法一般編版)」教授ヴィサイ・シーハーパンヤ著 2019年、「契約外債務に関する基礎知識 FUNDAMENTALS OF NON-CONTRACT LAW (2018年民法典に準拠した民法一般編版)」同人著 2019年及び「契約内債務に関する基礎知識」同人著 2020年です。これらの著書は法政治学部の講義の中で使用されています。現在、民法典で規定されているその他の編である家族法教科書、物と所有権に関する教科書、担保に関する教科書を執筆及び改訂中です。

民法典起草委員会に参加し、そして、JICAプロジェクトとICDが主催した研修活動とさまざまな学習に参加することによって、法政治学部の講師は法律理論、合理的な考え方とそれを具体化することについて能力を向上させました。学生の方も、講師の方から有益なものを受け取り、そして、ラオス民法典を知り、見て、学習し、読み、活用するこ

とに喜びを持ちました。民法典を学習し、拠り所にし、そして職業の中で活用していくことになるでしょう。なぜなら、今までは外国の民法典しか見てこなかったからです。

今後の民法理論の授業について、法政治学部は民法典起草委員会の方々を招へいし、講義、講演、教科書の共同著述をしてもらうといった計画があります。これは法政治学部の学生が実際に民法典起草委員に会うという機会づくりのためです。これ以外にも、今後、ある一定の期間、民法典が使われてから、法政治学部の教師もこれを研究する計画があります。そして、その他の活動としては、民法典を広報して、学生、住民がこれにアクセスするお手伝いをする計画もあります。これは、この民法典の中で享受しなければならない権利、義務並びに利益を彼ら自身が知るためです。

ありがとうございます。

ラオス民法典

2018年12月6日成立

2020年5月27日施行

目次

第I編 総則 (ボトバンニャットトワパイ) ...150	第20条 行為能力 153
第1章 目的及び民法典適用の範囲.....150	第21条 形式.....153
第1条 目的.....150	第22条 無効法律行為 (ニティカムペンモカ) ..153
第2条 民法典.....150	第23条 絶対無効法律行為..... 153
第3条 用語の説明.....150	第24条 相対無効法律行為.....153
第4条 民法典に関する国家政策.....151	第25条 全部(タンモット)又は一部(バーンスワン) 無効法律行為.....154
第5条 民法典及びその他の法律の適用.....151	第26条 法律行為が絶対無効であることの承認 (ガーンヤンユーン).....154
第6条 実務慣習及び法律の類似する規定の適 用.....151	第27条 相対無効法律行為の取消 (ロップラーン) 請求.....154
第7条 民法典適用の範囲.....151	第28条 法律行為の無効の効果.....154
第2章 民法典における基本原則 (ラッカーン プーンターン)152	第29条 出来事を条件とする (ヘッドガーンペン ングアンカイ) 法律行為.....154
第8条 民事関係における基本原則.....152	第30条 時を条件とする (ウェラーペンングアン カイ) 法律行為.....154
第9条 権利自由及び任意性の尊重.....152	第4章 代理 (ガーンターナー)154
第10条 法の前での平等.....152	第31条 代理.....154
第11条 善良な意思 (チェッタナーディー) 及び 良心 (ポーリスツチャイ).....152	第32条 法定代理.....155
第12条 法律の尊重及び実施.....152	第33条 契約による代理.....155
第13条 国の善良な伝統慣習の尊重 (カオロップ レナップトゥー)152	第34条 法律行為の本人に対する要件及び効果155
第14条 民事上の損害に対する責任.....152	第35条 代理人の名前によって行われた法律行 為.....155
第3章 法律行為 (ニティカム)152	第36条 代理人の権利及び義務.....155
第15条 法律行為.....152	第37条 本人の権利及び義務.....155
第16条 法律行為の種類.....152	第38条 復代理 (プーターナーターン)155
第17条 法律行為の要件.....152	第39条 復代理人の権利及び義務.....155
第18条 目的 (ワットゥパソン)153	
第19条 任意性.....153	

※この日本語版は独立行政法人国際協力機構 (JICA) による協力の過程で作成したものであり、ラオス政府が承認した公定訳ではなく、参考資料として公開するものです。法務省法務総合研究所国際協力部 (ICD) は、本法令日本語訳の内容の正確性について保証せず、利用者が本法令日本語訳を利用したことから生じる損害に関し、いかなる責任も負いかねます。

第40条	代理人になる権限を有さない者による法律行為の効果	155
第41条	代理人の範囲を超えた法律行為の効果	156
第42条	代理の終了	156
第5章	期間（ライニャウェラー）	156
第43条	期間	156
第44条	期間の定め（ガーンガムノットライニャウェラー）	156
第45条	期間の範囲の定め	156
第46条	期間の適用（ナムサイ）及び計算の定め	157
第47条	期間の起算（ルームナツプ）	157
第48条	期間の終期（シンスット）	157
第6章	時効（アーニェクワーム）	157
A. 時効		157
第49条	時効	157
第50条	時効の種類	157
第51条	取得時効	157
第52条	消滅時効	157
第53条	時効の検討	157
第54条	時効を変更することの不許可	157
第55条	時効完成後の負債（ニーシン）又は義務（パンタ）の承認	158
第56条	時効の適用外	158
B. 時効の計算（ナツプ）		158
第57条	時効の計算	158
第58条	他人の占有を引き継ぐ場合の時効の計算	158
C. 時効の停止（ジョ）、中断（ユットサガック）及び終了		158
第59条	時効の停止（ジョ）	158
第60条	時効の停止事由	158
第61条	時効の中断	158
第62条	時効中断の効果	158

第Ⅱ編	人及び法人	159
第1章	人	159
A. 人の権利能力（クワームサーマートターンダーンゴツマーイ）		159
第63条	人の権利能力	159
第64条	人の権利能力の内容	159
B. 人格権（シッスワンブッコン）		159
第65条	人格権	159
第66条	人格権の保護（ガンボックポーン）	159
C. 人の行為能力（クワームサーマートターンダーンガンパブート）		159
第67条	人の行為能力	159
第68条	行為無能力（ボーミー）者	159
第69条	成年に達した者と成年に達しない者	159
第70条	行為能力を限定された（トゥークジャムカット）者	159
第71条	行為能力を喪失（シア）した者	160
第72条	未成年の民事関係への参加	160
第73条	未成年（デク）の営業（トゥラキット）	160
第74条	未成年の労働	160
第75条	行為能力を限定された者又は喪失した者であるとの認定の申立	160
第76条	行為能力を限定された者であると認定（ハップフー）する判決の効果	160
第77条	行為能力を喪失した者であると認定する判決の効果	160
D. 行為能力を限定された者又は喪失した者の後見（ガンクムコーン）		160
第78条	行為能力を限定された者又は喪失した者の後見	160
第79条	後見人及び裁判所の判決により後見人となることの要件	161
第80条	後見人の権利及び義務	161
第81条	後見人の解任（ポット）、辞任（トーン）又は交替	161
第82条	後見の引き渡し（モーフ）	161
第83条	後見の終了	162

第 84 条 後見終了の効果.....	162	第 110 条 法人の住所 (ボーンユー)	165
E. 住所 (ボーンユー)	162	第 111 条 法人の統治構造及び管理運営	165
第 85 条 住所.....	162	第 112 条 法人の代表者 (トワテーン).....	165
第 86 条 未成年の住所.....	162	第 113 条 法人の代表者の交替 (ビヤン).....	166
第 87 条 被後見人 (プートウークポッコーン) の住所.....	162	第 114 条 法人の代表者の解任 (ポンチャーク).....	166
第 88 条 夫婦の住所.....	162	第 115 条 法人の責任.....	166
第 89 条 軍人, 警察官の住所.....	162	第 116 条 法人の変更.....	166
第 90 条 囚人 (ナクトート) の住所.....	162	第 117 条 法人の合併 (クワプ).....	166
第 91 条 外国人, 永住外国人又は無国籍者の住所.....	162	第 118 条 法人の分割 (ニェーク).....	166
F. 失踪 (ガーンハイサーブスーン) 及び裁判所の判決による死亡.....	163	第 119 条 法人の解散 (ユブルーク).....	166
第 92 条 失踪.....	163	第 120 条 清算 (ガーンサムラササーン).....	166
第 93 条 何人かが失踪したことの宣告の申立 (ホンコー) 権者.....	163	B. 協会 (サマコム)	166
第 94 条 失踪の登録 (ガーンジョッタピアン) ..	163	第 121 条 協会.....	166
第 95 条 失踪宣告の効果 (ポン).....	163	第 122 条 協会の法人としての地位 (ターナ) ..	166
第 96 条 失踪宣告の取消 (ロップラーン).....	163	第 123 条 協会の種類 (パペート) 及び活動の範囲.....	167
第 97 条 裁判所の判決による死亡.....	163	第 124 条 協会設立の要件.....	167
第 98 条 何人かが死亡したことの宣告の申立 (ホンコー) 権者.....	163	第 125 条 協会の設立申請.....	167
第 99 条 裁判所の判決による死亡の登録.....	164	第 126 条 協会の定款.....	167
第 100 条 裁判所の判決による死亡宣告の効果.....	164	第 127 条 協会の統治構造及び管理運営.....	167
第 101 条 死亡宣告の取消 (ロップラーン).....	164	第 128 条 協会の総会 (ゴーンパスムニヤイ) ..	167
第 2 章 法人.....	164	第 129 条 協会の統合 (クワプ), 分割 (ニェーク) 及び解散 (ユブルーク).....	167
A. 一般原則 (ラッカーントワパイ)	164	C. 財団 (ムンニティ)	167
第 102 条 法人.....	164	第 130 条 財団.....	167
第 103 条 法人の権利能力.....	164	第 131 条 財団の活動範囲 (コープケートガーンクラーンワイ).....	168
第 104 条 法人の行為能力.....	164	第 132 条 財団の設立要件.....	168
第 105 条 法人の設立 (ガーンサーンタン).....	164	第 133 条 財団の設立申請.....	168
第 106 条 人の集まりにより設立する法人.....	164	第 134 条 財団の定款.....	168
第 107 条 物 (サブ) の集まりにより設立する法人.....	165	第 135 条 財団の統治構造及び管理運営.....	168
第 108 条 法人の定款 (ゴッラビヤップ).....	165	第 136 条 財団の合併 (クワプ), 分割 (ニェーク) 及び解散 (ユブルーク).....	168
第 109 条 法人の名前.....	165		

第Ⅲ編 家族.....168

第1章 一般原則（ラッカントワバイ）....168

- 第137条 家族（コプクワ）.....168
- 第138条 家族関係（サーイポワパンコプクワ）.....168
- 第139条 親族（サイニャート）及び親族の等級（ラダップ）.....168
- 第140条 家族関係における男女（ニンレサイ）間の平等（サムーパーフ）.....169
- 第141条 婚姻の権利自由.....169
- 第142条 一夫一婦制（ガンペンポワヌンミヤディアオ）.....169
- 第143条 母子の利益の保護.....169
- 第144条 家族の発展.....169

第2章 婚約（ガーンマンマイ）及び婚姻申込（ガーンスーコー）.....169

- 第145条 婚約.....169
- 第146条 婚約の不履行（ポーパティバット）.....170
- 第147条 婚姻申込.....170
- 第148条 婚姻申込に基づく不履行（ポーパティバット）から生じる損害の賠償.....170
- 第149条 夫婦となる前の交渉（ガーンフワムパウェニーゴーンペンポワミヤ）.....170

第3章 婚姻.....170

A. 婚姻の要件及びルール（ングアンカイレラビヤップガーンテンドーン）.....170

- 第150条 婚姻の要件.....170
- 第151条 婚姻の不許可（ポーアヌニャート）.....170
- 第152条 婚姻登録.....171
- 第153条 結婚式.....171

B. 外国に關係する婚姻.....171

- 第154条 ラオス人民民主共和国におけるラオス国民と外国人、永住外国人または無国籍者との婚姻.....171
- 第155条 ラオス人民民主共和国における外国人、永住外国人または無国籍者同士の婚姻.....171
- 第156条 外国におけるラオス国民同士の婚姻.....171

- 第157条 外国におけるラオス国民と外国人、永住外国人、無国籍者との婚姻.....171

C. 無効な婚姻（ガンテンドーンペンモカ）.....172

- 第158条 無効な婚姻（ガンテンドーンペンモカ）.....172
- 第159条 無効な婚姻の取消（ロップラーン）.....172
- 第160条 無効な婚姻の効果.....172

第4章 夫婦間の関係（サーイポワパンラワーンポワミヤ）.....172

- 第161条 夫婦の権利.....172
- 第162条 夫婦の活動の権利.....172
- 第163条 氏を選択する権利.....172
- 第164条 夫婦の義務.....172
- 第165条 夫婦の負債（ニーシン）に対する責任.....172

第5章 夫婦の財産（サブソンバット）.....173

- 第166条 夫婦の財産.....173
- 第167条 婚前財産（サブドゥーム）.....173
- 第168条 婚姻財産（シンソムサーン）.....173
- 第169条 婚姻財産の使用.....173

第6章 夫婦の終了（ガンシンストットガンペンポワミヤ）.....173

- 第170条 夫婦の終了.....173

A. 離婚（ガーンヤーハーン）.....173

- 第171条 離婚.....173
- 第172条 離婚の種類.....173
- 第173条 任意の離婚.....173
- 第174条 任意の離婚の手続（カントーン）.....174
- 第175条 裁判所の判決による（ターム）離婚.....174
- 第176条 離婚事由（サハートコーンガーンヤーハーン）.....174
- 第177条 裁判所の判決による離婚の検討手続.....175
- 第178条 離婚請求（コーヤハーン）の不許可.....175
- 第179条 子の世話（ブンニェーン）及び養育（リヤンドゥー）.....175

第 180 条 妻又は夫の扶養料（カーリヤンドゥー）の請求（ホンコー）.....	175	第 199 条 養子縁組（ガーンアオデクマーペンルークリヤン）.....	178
第 181 条 婚前財産（サブドゥーム）及び婚姻財産（シンソムサーン）の分割.....	175	第 200 条 養子縁組（アオデクベンルークリヤン）を申請する者の要件.....	178
第 182 条 未払婚姻贈答品（カードーンカーン）.....	176	第 201 条 養子となる子の要件.....	178
B. 外国に關係する離婚.....	176	第 202 条 養子縁組（ガーンアオデクマーペンルークリヤン）の手續（ウィティー）.....	179
第 183 条 ラオス人民民主共和国におけるラオス国民と外国人，永住外国人，無国籍者との間の離婚.....	176	第 203 条 養子であること（ガーンペンルークリヤン）の登録.....	179
第 184 条 ラオス人民民主共和国における外国人，永住外国人，無国籍者同士の離婚.....	176	第 204 条 養子縁組（ガーンアオデクペンルークリヤン）の秘密保持.....	179
第 185 条 外国におけるラオス国民同士の離婚.....	176	第 205 条 養子（ガーンペンルークリヤン）の効果.....	179
第 186 条 外国におけるラオス国民と外国人，永住外国人，無国籍者との間の離婚.....	176	第 206 条 養子（ガーンペンルークリヤン）の終了.....	179
第 187 条 ラオス国民と外国人，永住外国人，無国籍者との間の離婚の登録.....	176	C. 外国籍（ボンラムアンターンパテット）の者による養子縁組.....	179
C. 死亡（ガーンシアシウィット）.....	176	第 207 条 永住外国人，外国人（コンターンパテット）である養父養母の要件.....	179
第 188 条 夫又は妻の死亡.....	176	第 208 条 養子にいく子（デクティーチャパイペンルークリヤン）の条件.....	179
第 189 条 夫または妻の自然による死亡.....	176	第 209 条 外国における養子縁組（アオデクペンルークリヤン）.....	180
第 190 条 夫又は妻の裁判所の判決による死亡.....	176	第 210 条 ラオス人民民主共和国に連れてくる養子縁組.....	180
D. 夫婦關係終了の効果（ボン）及びよりもどし（ガーンアオガンクーンペンボワミヤ）.....	176	第 211 条 外国人，永住外国人又は無国籍者の養子縁組の方法.....	180
第 191 条 夫婦關係終了の効果.....	176	第 212 条 外国人，永住外国人又は無国籍者による養子縁組の効果.....	180
第 192 条 共通の氏の使用（ガーンサイナムサクンディアオカン）の終了.....	177	D. 継子.....	180
第 193 条 よりもどし.....	177	第 213 条 継子（ルークナー）.....	180
第 7 章 父母と子の關係.....	177	第 214 条 継子（ルークナー）の終了事由（サヘート）.....	180
A. 実子（ルークキーン）.....	177	第 8 章 父母及び子の権利および義務.....	180
第 194 条 父母と実子（ルークキーン）の権利及び義務の発生（ダイ）.....	177	第 215 条 子の権利および利益を守る（ポッポーン）父母の権利および義務.....	180
第 195 条 出生報告及び出生登録.....	177	第 216 条 子を教育（スクサーオプホム）する父母の義務.....	180
第 196 条 子（デック）の名前及び氏（ガーンサグン）.....	177	第 217 条 子を世話（ブンニェーン），養育（リヤンドゥー）する父母の義務.....	181
第 197 条 父であることの認知（ハップフー）.....	177		
第 198 条 父であることの否認（パティセツト）.....	178		
B. 養子（ルークリヤン）.....	178		

第 218 条 親を扶養、世話及び補助する子の義務.....	181	第 241 条 権原なく占有する物からの果実.....	184
第 219 条 父母及び子の財産 (サブ).....	181	第 242 条 権原なく占有する物の現状維持及び / 又は改良.....	184
第 220 条 父母と子の権利の剥奪 (ボット).....	181	第 243 条 権原なく占有する物の返還.....	184
第 221 条 父母及び子の権利 (親権) の回復 (クー ン).....	181	第 244 条 権原なく物を占有する者の責任.....	185
第 9 章 未成年後見人の選任.....	181	第 245 条 占有の変更 (ピヤン).....	185
第 222 条 未成年後見人の選任の方法.....	181	第 246 条 占有の保護.....	185
第 223 条 未成年後見人の権利及び義務.....	182	第 247 条 占有の終了.....	185
第 224 条 未成年後見人の解任 (トーン) 及び交替 (ピヤン) の請求 (コー).....	182	第 248 条 無体物 (サブプティーボーミートワトン) の占有.....	185
第 225 条 未成年後見人の終了.....	182	第 3 章 所有権.....	186
第 226 条 未成年後見人となることの要件、後見の 終了及び後見の終了の効果.....	182	第 249 条 所有権 (ガマシット).....	186
第 IV 編 物、所有権及び物に対するその他の 権利.....	182	第 250 条 所有権に含まれる権利 (シットナイガマ シット).....	186
第 1 章 物.....	182	A. 占有権.....	186
第 227 条 物 (サブ).....	182	第 251 条 所有者の占有権.....	186
第 228 条 不動産 (アサンハリマサブ).....	182	第 252 条 占有権の取得.....	186
第 229 条 動産 (サンハリマサブ).....	182	第 253 条 所有権者でない者の占有権.....	186
第 230 条 果実 (マークボン).....	182	B. 使用権 (シツナムサイ).....	186
第 231 条 主物 (サブシンコーントントー) と従物 (サブシンコーンパゴープ).....	183	第 254 条 使用権.....	186
第 232 条 可分物と不可分物.....	183	第 255 条 所有権者の使用権.....	186
第 233 条 代替物と不代替物.....	183	第 256 条 所有権者でない者の使用権.....	186
第 234 条 一つの物としての特性を有する物.....	183	C. 収益権 (シツダイハップマークボン).....	186
第 2 章 占有 (ガーンコープコーン).....	183	第 257 条 収益権.....	186
第 235 条 占有 (ガーンコープコーン).....	183	D. 処分権 (シツシーカート).....	186
第 236 条 物の直接及び間接占有.....	183	第 258 条 処分権.....	186
第 237 条 善意及び悪意による占有.....	184	第 259 条 処分に関する権利 (シツナイガーンシー カート) の制限.....	186
第 238 条 権原のある (トゥークトン) 及び権原の ない (ポートゥークトン) 占有.....	184	第 260 条 所有権者でない者の処分権.....	186
第 239 条 占有又は占有者に関する推定 (サンニ ターン).....	184	第 4 章 所有権の形態.....	187
第 240 条 特別許可による物 (サブシンコーン) の占有.....	184	第 261 条 所有権の形態.....	187
		A. 国家所有権 (ガマシットコーンラット).....	187
		第 262 条 国家の物 (サブシンコーン) の所有権 者.....	187
		第 263 条 国家所有権の対象 (パオマーイ).....	187

第 264 条 国家所有権の取得.....	187	第 288 条 管理 (クムコーン), 保守 (バムルン) 及び維持 (ハクサー).....	191
第 265 条 国家不動産に関する処分.....	187	第 289 条 利益を引き継ぐ者に対する効果 (ボンサトーン).....	191
第 266 条 運用財 (サップムーンウィヤン) と製造物 (パリッタパン) に関する処分.....	187	第 290 条 共有物の分割.....	191
第 267 条 国家の物に対する没収 (ヒップ) 又は押収 (ニュッ) の禁止.....	188	第 291 条 共同所有権の終了.....	191
B. 集団所有権 (ガマシットルワンムー).....	188	第 6 章 所有権の取得.....	191
第 268 条 集団所有権.....	188	第 292 条 所有権の取得.....	191
第 269 条 協同組合 (サハコーン) 又はその他の集団組織の所有権の内容.....	188	第 293 条 所有権取得の根拠 (プンターン).....	192
第 270 条 協同組合 (サハコーン) 又はその他の集団組織の所有権の取得.....	188	第 294 条 物の引渡し (ガーンモーブ).....	192
第 271 条 協同組合 (サハコーン) 又はその他の集団組織の権利に属する土地の使用.....	188	第 295 条 占有者を所有者とする物の引渡し (ガーンモーブ).....	192
C. 自営 (エカテッ) 所有権.....	188	第 296 条 未だ所有者の占有下にある物の引渡し (ガーンモーブ).....	192
第 272 条 自営所有権の対象.....	188	第 297 条 第三者の占有下にある物の引渡し (ガーンモーブ).....	192
第 273 条 自営所有権者の権利及び義務.....	189	第 298 条 果実に関する所有権取得.....	192
D. 民間 (エカソン) 所有権.....	189	第 299 条 相続による所有権取得.....	192
第 274 条 民間所有権.....	189	第 300 条 所有者 (チャオコーン) のない物の取得.....	192
第 275 条 民間経済単位の権利と義務.....	189	第 301 条 遺失物 (サップシンコーントクヒヤ) の拾得 (ゲッブ) による所有権の取得.....	193
第 276 条 民間経済単位に対してとられる措置.....	189	第 302 条 遺失物に関する礼金又は報酬 (ラーンワン) 及び費用の補償.....	193
第 277 条 個人 (スワントワ) 所有権.....	189	第 303 条 世話 (ハクサー) を受けていない動物 (サト) の取得.....	193
第 278 条 個人所有権の内容.....	189	第 304 条 高価 (ミーカー) な物 (ワットゥ) の発見 (ポップポー) による所有権の取得.....	194
第 279 条 協同組合又はその他の集団組織を構成する家族の個人所有権.....	189	第 305 条 高価な物の発見に対する礼金又は報酬 (ラーンワン) 及び費用の補償.....	194
第 5 章 共同所有権 (ガマシットフワム)	190	第 306 条 添付 (ガーンホームサップシンコーン) による所有権の取得.....	194
第 280 条 共同所有権.....	190	第 307 条 動産と不動産の付合 (スーアム トー).....	195
第 281 条 持分, 割合又は株式が定められている共同所有権.....	190	第 308 条 不動産同士の付合 (スーアムトー).....	195
第 282 条 持分, 割合又は株式が定められていない共同所有権.....	190	第 309 条 動産同士の付合 (スーアムトー).....	195
第 283 条 コミュニティ (スムソン) の共同所有権.....	190	第 310 条 動産同士の混和 (パソム).....	195
第 284 条 共有所有権者の占有権.....	190	第 311 条 加工 (プンターン).....	195
第 285 条 共有所有権者の使用権.....	190	第 312 条 第三者の権利の終了 (シンストット).....	195
第 286 条 共有所有権者の収益権.....	190		
第 287 条 共同所有権 (ガマシットフワム) の処分権.....	190		

第 313 条	物の価額賠償 (ガントッテンムンカー コーンサブシンコーン)	195
第 314 条	時効による所有権の取得	196
第 7 章 所有権の終了196		
第 315 条	所有権の終了	196
第 316 条	物の処分	196
第 317 条	何人かの時効による所有権の取得	196
第 318 条	強制競売のために押収され又は没収され て国家のものとなる物	196
第 319 条	物の破壊 (タムラーイ) 又は滅失 (スー ンハイ)	196
第 8 章 所有権の使用範囲196		
第 320 条	所有権の使用範囲	196
第 321 条	緊急事態 (サパーワティージェンペン) における所有権者の義務	196
第 322 条	環境の保護	196
第 323 条	境界 (ケトデー) の決定	197
第 324 条	フェンス (ホワ) の設置 (ガーンロー ム)	197
第 325 条	境界上 (ユーケトデー) にある物の共 同所有権 (ガマシットフワム)	197
第 326 条	家の建築 (プクサーンファン) 又は植樹 (プクトンマイ) の範囲	197
第 327 条	不適切な所有権の利用により損害を受け た者の権利	197
第 328 条	通行の許可及び電線架設	197
第 329 条	排水溝 (ナムホーン) の通過 (ライパー ン) に関する許可	198
第 330 条	家の建築, 建造物の建設の距離	198
第 331 条	隣接する土地への立ち入りの許可	198
第 332 条	井戸, ため池 (サナム) の掘削 (クツ), ポンプ (ナムバダン) の設置 (ジョ)	198
第 9 章 所有権の保護198		
第 333 条	所有権の保護	198
第 334 条	物の返還請求 (シットウワンアオ…ク ン)	198
第 335 条	所有権の確認請求 (ガントウワンハイ ハップフーガマシット)	199

第 336 条	妨害 (キーックワーン) 又は障害 (ウッ パサック) の停止請求	199
第 337 条	生じうる妨害 (シンキーックワーン) か らの所有権の保護	199
第 338 条	水路, ため池又は堰堤の使用に起因する 損害賠償の請求	199
第 10 章 地役権 (タートサパーブ)199		
第 339 条	地役権	199
第 340 条	契約又はその他の法律行為による地役 権	199
第 341 条	契約又はその他の法律行為による地役権 の取得 (ガーンダイ)	199
第 342 条	契約又はその他の法律行為による地役権 と要役地使用権	200
第 343 条	契約又はその他の法律行為による地役権 の利用	200
第 344 条	承役地所有者 (チャオコーンティーディ ンタート) の義務	200
第 345 条	要役地占有者 (プーコーブコーンティー ディンコーンタート) の義務	200
第 346 条	契約又はその他の法律行為による地役権 の保護 (ガーンポッポーン)	200
第 347 条	契約又はその他の法律行為による地役権 の終了 (シンスト)	200
第 348 条	契約又はその他の法律行為による地役権 登記の抹消 (ルップ)	200
第 349 条	契約又はその他の法律行為による地役権 終了の効果 (ポン)	200
第 11 章 地上権 (シットヌーアティーディ ン)201		
第 350 条	地上権	201
第 351 条	地上権の目的 (パオマイ)	201
第 352 条	地上権の取得 (ガーンダイ)	201
第 353 条	地上権の利用 (ガーンナムサイ)	201
第 354 条	地上権提供者 (プーハイシットヌーア ティーディン) の義務	201
第 355 条	地上権利用者 (プーナムサイシットヌー アティーディン) の義務	201
第 356 条	地上権の保護 (ガーンポッポーン)	201
第 357 条	地上権の譲渡 (オーン)	201

第 358 条	地上権の相続 (スープトート)	201	第 380 条	契約の履行期限 (ガムノットウェラー コーンガンパーティバット)	204
第 359 条	地上権の終了 (ガンシンスット)	201	第 381 条	契約の履行場所 (サターンティーパーティ バット)	205
第 360 条	地上権登記の抹消 (ルップ)	202	第 382 条	支払 (ガンサムラ)	205
第 361 条	地上権の終了の効果	202	第 383 条	負債の支払 (ガンサムラニー) の順序 (ラムダップ)	205
第V編	契約内債務 (コープークパンナイサン ニャー)	202	第 384 条	負債 (ニー) 又は義務 (パンタ) の免除 (ポット)	205
第 1 章	一般原則 (ラッガートワパイ)	202	第 385 条	負債 (ニー) 又は義務 (パンタ) の相殺 (ハックロップ)	205
第 362 条	契約内債務	202	第 386 条	契約履行の困難に関する通知	206
第 363 条	契約内債務に関する原則	202	第 387 条	契約履行の停止 (ジョ)	206
第 2 章	契約の締結 (ガンヘット)	202	第 5 章	契約の履行を確保する措置 (マー カー)	206
第 364 条	契約	202	第 388 条	契約の履行を確保する措置	206
第 365 条	契約の特徴	202	第 389 条	手付 (ガンマッチャム)	206
第 366 条	契約の要件	202	第 390 条	罰金 (違約金) (ガンバップマイ)	206
第 367 条	契約当事者の任意性 (クワームサマック チャイ)	202	第 6 章	契約不履行	207
第 368 条	契約の動機	202	第 391 条	契約不履行	207
第 369 条	契約の形式	202	第 392 条	契約不履行の効果 (ボンサトーン)	207
第 370 条	契約の内容	203	第 393 条	契約履行の要求 (トゥワン)	207
第 371 条	契約の申込 (ガンサヌー) 及び承諾 (ガントープハップ)	203	第 394 条	損害賠償	207
第 372 条	報償 (ラーンワン) の提示 (サ ヌー)	203	第 395 条	契約の不履行による解除	207
第 373 条	報償コンテスト (シンラーンワン) の提 示 (サヌー)	203	第 396 条	債務者を代位する権利 (シッダムヌーン ガンテーンルークニー)	207
第 374 条	契約の解釈 (ガンティークワームマー イ)	204	第 397 条	第三者に対する債権者の権利	207
第 375 条	契約の効力 (ボン)	204	第 7 章	契約の変更, 解除及び終了	207
第 3 章	無効契約 (サンニャーペンモカ)	204	第 398 条	契約の変更 (ピアンペン)	207
第 376 条	無効契約	204	第 399 条	合意による契約の解除 (ニョックルー ク)	208
第 377 条	無効契約の効果 (ボン)	204	第 400 条	契約の終了 (シンスット)	208
第 4 章	契約の履行 (ガンパーティバットサン ニャー)	204	第 8 章	債権者及び債務者の変更 (ガンピヤ ン)	208
第 378 条	契約の履行	204	第 401 条	債権者の変更 (ガンピヤンチャオ ニー)	208
第 379 条	契約の補完的履行 (ガンパーティバット… プームトゥーム)	204			

第 402 条 債務者の変更 (ガーンピヤンルー クニー).....	208	第 423 条 物 (サップ) の瑕疵 (チュットボックポー ン) を通知する義務.....	212
第 403 条 権利及び義務の移転.....	208	E. 負担付贈与 (ニョックサップ) 契約.....	212
第 9 章 第三者への契約の効力.....	208	第 424 条 負担付贈与契約 (サンニャーニョクサッ プ).....	212
第 404 条 契約の第三者に対する効力に関する原 則.....	208	第 425 条 負担付贈与 (ガーンニョクサップ) の範 囲.....	212
第 405 条 第三者のための契約 (サンニャーブア ブッコンティーサーム).....	208	第 426 条 物 (サップ) の瑕疵 (チュットボックポー ン) を通知する義務.....	212
第 10 章 契約の種類.....	208	F. 買戻特約付売買 (カーイファーク) 契約... 212	
A. 売買契約.....	208	第 427 条 買戻特約付売買契約.....	212
第 406 条 売買契約.....	208	第 428 条 買戻特約付売買契約の果実 (ポン) ...	212
第 407 条 売買する物の品質.....	209	第 429 条 買戻特約付売買契約の財物の保管	212
第 408 条 割賦販売 (ガーンカーイシンカーペンゲ ンポーン).....	209	G. 消費貸借 (クーユーム) 契約.....	213
第 409 条 権原なく得た動産の売買.....	209	第 430 条 消費貸借契約 (サンニャークーユ ム).....	213
第 410 条 売った商品 (シンカー) 又は物 (サブシ ンコーン) の配達 (ナムソン).....	210	第 431 条 金銭消費貸借の利子 (ドークピヤ) ...	213
B. 交換契約.....	210	H. 使用貸借 (ユームサップパイサイ) 契約.. 213	
第 411 条 交換契約.....	210	第 432 条 使用貸借契約 (サンニャーユームサッ パイサイ).....	213
第 412 条 交換における追加代金.....	210	第 433 条 借主の責任.....	213
第 413 条 交換契約の規則 (ラビヤップガー ン).....	210	I. 賃貸借 (サオサップ) 契約.....	213
C. サオスー契約	210	第 434 条 賃貸借契約.....	213
第 414 条 サオスー契約 (所有権移転特約付賃貸借 契約).....	210	第 435 条 賃借料の支払い.....	214
第 415 条 サオスープロバイダー (プーハイサオ スー) の権利及び義務.....	210	第 436 条 賃貸物の使用及び修理.....	214
第 416 条 サオスー利用者 (プーサオスー) の権利 及び義務.....	211	第 437 条 賃貸物の所有者の変更.....	214
第 417 条 物の処分.....	211	第 438 条 転貸借	214
D. 贈与契約.....	211	J. コンセッション (サムパターン) 契約.....	214
第 418 条 贈与契約 (サンニャーモーブサッ プ).....	211	第 439 条 コンセッション契約.....	214
第 419 条 贈与の範囲.....	211	第 440 条 契約当事者の権利及び義務.....	214
第 420 条 動産の贈与.....	211	K. 寄託 (ファークサブシンコーン) 契約.....	215
第 421 条 不動産の贈与.....	211	第 441 条 寄託契約 (サンニャーファークサッ ブシンコーン).....	215
第 422 条 債権 (シットゥワン) の贈与.....	212	第 442 条 受寄者の権利及び義務.....	215
		第 443 条 寄託者の権利及び義務.....	215
		第 444 条 変質またはすぐに劣化する物の寄託..	216

第 445 条	ホテル又はゲストハウスの主人（チャオ コーン）の責任.....	216	第 464 条	乗車料金又は運送料.....	220
L. 委任（モーブマーイ）契約..... 216			Q. 保険（パカンパイ）契約..... 221		
第 446 条	委任契約（サンニャーモーブマー イ）.....	216	第 465 条	保険契約.....	221
第 447 条	委任者（プーモーブマーイ）の権利及び 義務.....	216	第 466 条	保険契約の種類.....	221
第 448 条	受任者（プーハップモーブマイ）の権利 及び義務.....	216	R. パートナーシップ（フンスワン）契約..... 221		
M. サービス（ポリガーン）契約..... 217			第 467 条	パートナーシップ契約（サンニャーフ スワン）.....	221
第 449 条	サービス契約（サンニャーポリガ ーン）.....	217	第 468 条	パートナーシップ契約の終了.....	221
第 450 条	サービス契約の種類.....	217	第 469 条	利益又は負債に対する責任の分配.....	221
第 451 条	サービスプロバイダー（プーポリガ ーン）の権利及び義務.....	217	第VI編 契約外債務（コープークパンノークサ ンニャー）..... 221		
第 452 条	依頼者（プーサイポリガーン）の権利及 び義務.....	217	第 1 章 一般原則（ラッグアーントワパイ）..... 221		
N. 建築請負（ハップマオコーサーン）契約... 218			第 470 条	契約外債務.....	221
第 453 条	建築請負契約（サンニャーハップマ オコーサーン）.....	218	第 471 条	契約外債務の種類.....	221
第 454 条	施主（チャオコーンコーンガ ーン）の権利及び義務.....	218	第 2 章 不法行為（ガーンラムート）..... 221		
第 455 条	請負人（プーハップマオ）の権利及び義 務.....	218	第 472 条	不法行為.....	221
第 456 条	建築物（シンコーサーン）の品質の保 証.....	219	第 473 条	損害の性質（ラクサナ）.....	222
O. 雇用（ヘーンガーン）契約..... 219			第 474 条	原因と損害という結果との間の関係（因 果関係）.....	222
第 457 条	雇用契約（サンニャーヘーンガ ーン）.....	219	第 475 条	損害の種類（パパート）.....	222
第 458 条	雇用者（プーサイヘーンガ ーン）の権利及び義務.....	219	第 476 条	物的損害（クワームシアハイター ンダーンサップ）.....	222
第 459 条	被用者（プーオークヘーンガ ーン）の権利及び義務.....	219	第 477 条	健康又は生命の損害.....	222
P. 運送（コンソン）契約..... 219			第 478 条	評判（スーシヤン）、名誉尊厳（キヤ ットサクシー）の損害.....	222
第 460 条	運送契約（サンニャーコンソ ン）.....	219	第 479 条	精神的損害（クワームシアハイター ンダーンチッチャイ）.....	222
第 461 条	運送契約の種類.....	220	第 480 条	損害の種類毎の損害額の決定（カー ンガムノット）.....	222
第 462 条	運送者（プーソンコン）の権利及び義 務.....	220	第 481 条	損害額の計算（ガーンキッライカー シアハイ）.....	223
第 463 条	乗客又は物又は商品の所有者の権利及び 義務.....	220	A. 自らの行為による不法行為の責任..... 223		
			第 482 条	権利濫用（クーンクワン）から生じる損 害.....	223
			第 483 条	緊急事態による損害に対する責任.....	223
			第 484 条	過剰防衛から生じる損害に対する責 任.....	223

第 485 条 複数人が引き起こした損害に対する責任.....	223	第 505 条 履行期 (ガムノットウェラー) 前の義務の履行.....	226
B. 自らの管理下にある別の人の不法行為から、動物から又は物から生じる責任.....	223	第 506 条 時効後の義務の履行.....	226
第 486 条 使用者の責任.....	223	第 507 条 義務がないことを知ってした何らか (シンダイヌン) の履行 (非債弁済).....	226
第 487 条 父母, 後見人又は管理者の責任.....	223	第 508 条 他人の義務の履行.....	226
第 488 条 動物の所有者又は占有者の責任.....	223	第 509 条 法律に抵触する (ピットゴッマイ) 義務の履行 (不法原因給付).....	226
第 489 条 物 (ワットウシンコーン) から生じる損害に対する責任.....	224	第Ⅶ編 担保 (ガーンカンパカン)	226
第 490 条 樹木の所有者又は占有者の損害に対する責任.....	224	第 1 章 一般原則 (ラッガーントワパイ)	226
第 491 条 家又はその他の建築物の所有者の損害に対する責任.....	224	第 510 条 担保 (ガーンカンパカン)	226
第 492 条 建築請負人の損害に対する責任.....	224	第 511 条 担保の種類.....	226
第 493 条 製品又は商品から生じる損害に対する責任.....	224	第 512 条 担保の優先順位 (ラムダップブリマシット).....	226
第 494 条 危険物から生じる損害に対する責任.....	224	第 513 条 担保物に対する債権者の権利の継続.....	227
第 495 条 環境への損害に対する責任.....	224	第 514 条 担保物の善意購入 (カーンスー) 又は善意賃借 (カーンサーオ)	227
第 3 章 委任なく他人に代わってする仕事 (事務管理)	224	第 515 条 融資金で購入した物に対する優先権.....	227
第 496 条 委任なく他人に代わってする仕事 (事務管理)	224	第 516 条 飼育動物による担保の優先権.....	227
第 497 条 委任なく他人に代わってする仕事 (事務管理) の要件.....	225	第 517 条 農作物による担保の優先権.....	227
第 498 条 委任なく他人に代わって仕事をする者 (事務管理者) の義務.....	225	第 2 章 法律による担保.....	227
第 499 条 所有者 (チャオコーン) 又は占有者の義務.....	225	第 518 条 法律による担保.....	227
第 500 条 他人の生命, 評判 (スーシヤン), 物の保護.....	225	第 519 条 法律による担保の優先権 (ブリマシット).....	227
第 4 章 権利のない物又は利益の受領 (不当利得)	225	第 3 章 契約による担保.....	227
第 501 条 権利のない物又は利益の受領 (不当利得)	225	第 520 条 契約による担保.....	227
第 502 条 錯誤による権利のない物又は利益の受領 (不当利得)	225	第 521 条 担保に使用される物 (サップ).....	227
第 503 条 故意による権利のない物又は利益の受領 (不当利得)	226	第 522 条 物の特徴の記載 (ガムノット) 及び価額の換算 (ティー).....	228
第 504 条 返還請求権のない物の譲渡.....	226	第 523 条 複数の債権者の担保に供される (ナムパイ) 一つの物 (サップディアオ).....	228
		第 524 条 契約による担保の優先権 (ブリマシット)	229
		第 525 条 契約による担保の形態 (フープバーブ).....	229
		A. 質 (ガーンジャムナム)	229
		第 526 条 質 (ガーンジャムナム)	229

第 527 条 質の種類 (パペート).....	229	第 553 条 動産による抵当の要件.....	233
A1. 動産による質.....	229	第 554 条 動産による抵当の効果.....	233
第 528 条 動産による質.....	229	第 555 条 抵当に供された動産に対する抵当権者の 権利.....	233
第 529 条 動産による質の要件.....	229	C. 他人又は法人による担保 (保証).....	233
第 530 条 動産による質の効果.....	229	第 556 条 他人又は法人による担保.....	233
第 531 条 物の返却と売却.....	230	第 557 条 他人又は法人による担保契約の 手続 (フープガーン).....	233
第 532 条 質屋 (ホーンジャムナム) における 質.....	230	第 558 条 保証人 (プーカンパカン) の責任の 範囲.....	233
第 533 条 書類による質.....	230	第 559 条 共同担保 (保証) (ガーンカンパカンフ ワム).....	234
第 534 条 倉庫内の商品による質.....	230	第 560 条 保証人の死亡又は行為能力の喪失.....	234
A2. 不動産による質.....	230	第 561 条 担保 (保証) からの解放 (ガーンボ ン).....	234
第 535 条 不動産による質.....	230	第 4 章 担保登記, 優先権の放棄及び担保の譲 渡.....	234
第 536 条 不動産による質の要件.....	230	第 562 条 登記 (ガーンジョッタピヤン).....	234
第 537 条 不動産による質の効果.....	231	第 563 条 担保登記の取消 (ロップラーン).....	234
第 538 条 不動産保存の費用の支払.....	231	第 564 条 優先権の放棄及び担保の譲渡.....	234
第 539 条 不動産の返却及び売却.....	231	第Ⅷ編 相続.....	235
A3. 権利による質.....	231	第 1 章 相続の原則 (ラッグアーンズブトート ムーンモラドック).....	235
第 540 条 権利による質.....	231	第 565 条 遺産 (ムーンモラドック).....	235
第 541 条 債権 (シットウワン) による質.....	231	第 566 条 相続 (ガーンズブトートムーンモラ ドック).....	235
第 542 条 その他の権利による質.....	231	第 567 条 死亡の判決を受けた者の遺産.....	235
第 543 条 何らかの営業又はプロジェクト成果に対 する権利による質.....	231	第 568 条 相続の開始 (プート) の日時.....	235
第 544 条 権利による質の要件.....	231	第 569 条 相続の開始 (プート) 場所.....	235
第 545 条 権利による質の効果.....	232	第 570 条 分割 (ガーンベンパン) の為に使われ る遺産.....	235
B. 抵当 (ジャムノーン).....	232	第 571 条 相続の種類.....	235
第 546 条 抵当 (ジャムノーン).....	232	第 2 章 法律による相続.....	236
第 547 条 抵当の種類.....	232	第 572 条 法律による相続 (法定相続).....	236
B1. 不動産による抵当.....	232	第 573 条 法律による相続が行われる場合.....	236
第 548 条 不動産による抵当.....	232	第 574 条 法律による相続人 (プースブトート ムーンモラドック).....	236
第 549 条 不動産による抵当の要件.....	232		
第 550 条 不動産による抵当の効果.....	232		
第 551 条 抵当権者の抵当に供された不動産に対す る権利.....	233		
B2. 動産による抵当.....	233		
第 552 条 動産による抵当.....	233		

第 575 条	遺産を受け取る順序 (ラムダップ)	236
第 576 条	生存する夫又は妻と子との間の遺産の分割 (ベーンパン)	236
第 577 条	死亡した者の子らの間の遺産の分割 (ベーンパン)	236
第 578 条	生存する夫又は妻と直系血族 (ニャートサーイタン) との間の遺産の分割	237
第 579 条	直系血族の間の遺産の分割	237
第 580 条	夫又は妻と傍系血族との間の遺産の分割	237
第 581 条	傍系血族の間の遺産の分割	237
第 582 条	夫又は妻のみがいる場合の相続	237
第 583 条	家長 (ホワナーコープコワ) 及び使用人 (プーハップサイ) の間の相続	237
第 584 条	僧 (ピック), 見習僧 (サーマネン) 又はその他の宗教者の相続	237
第 585 条	他の相続人のない遺産	238
第 586 条	別居している夫婦の相続権	238
第 587 条	慰謝料 (カーボワペンチッチャイ) の分割	238
第 588 条	代わりの相続人 (代襲相続人)	238
第 589 条	代わりの相続 (代襲相続) の要件	238
第 3 章	遺言による相続	238
第 590 条	遺言 (ピナイカム)	238
第 591 条	遺言を行う権利	238
第 592 条	遺言を行う権利の範囲 (コープケート)	238
第 593 条	遺言作成の形式 (フープガーン)	239
第 594 条	文書による遺言	239
第 595 条	文書による遺言で財産を受け取ることができない者	239
第 596 条	口頭による遺言	239
第 597 条	補欠相続人 (プースープトートサムホン)	239
第 598 条	遺言により相続する (スープトート) 者の権利	239
第 599 条	遺言による遺産管理人 (プークムコーンムーンモラドック)	240

第 600 条	遺言の変更又は取消 (ロップラーン)	240
第 601 条	遺言の失効 (トクパイ) 事由	240
第 602 条	無効遺言	240
第 603 条	遺言執行者の選任	240
第 604 条	遺言執行者の権利及び義務 (パンタ)	240
第 605 条	遺言の開封 (プート)	240

第 4 章 遺産の承継 (ハップ), 放棄 (サラ), 相続権喪失

A. 遺産の承継 (ガーンハップ) 及び放棄 (ガーンサラ)

第 606 条	相続開始の申立 (サヌー)	241
第 607 条	遺産目録の作成	241
第 608 条	遺産請求の時効	241
第 609 条	相続権を有する者の一人の管理下にある遺産の分割申立	241
第 610 条	遺産の承継 (ハップ)	241
第 611 条	期間内に受領 (ハップアオ) されない遺産	242
第 612 条	遺産の放棄 (サラ)	242
第 613 条	行為無能力者の遺産放棄	242
第 614 条	遺産を放棄した者の権利	242

B. 相続権の喪失 (ガーンシアシットスूपトートムーンモラドック)

第 615 条	相続権の喪失	242
第 616 条	遺産の騙取 (ソーコーン), 着服 (ニャクニョーク)	242
第 617 条	裁判所の判決による相続権の喪失	243
第 618 条	法律による又は遺言による相続権を喪失する者	243
第 619 条	相続権喪失の取消 (ロップラーン)	243

第 5 章 遺産の管理及び遺産所有者の負債に対する相続人の責任

A. 遺産の管理

第 620 条	遺産の管理 (ガーンクムコーンムーンモラドック)	243
第 621 条	遺産管理人になる権利を有しない者	243

第 622 条 遺産管理人の権利及び責務 (ナー テイ)	244
第 623 条 行為無能力者の遺産の管理	244
第 624 条 遺産管理の取消, 変更	244
B. 遺産所有者 (チャオムーンモラドック) の負 債に対する相続人の責任	244
第 625 条 負債の支払 (ガーンサムラニーシ ン)	244
第 626 条 負債の請求 (トゥワン) の期限 (ガムノッ トウェラー)	245
第 627 条 遺産を処分する権利の範囲	245
第 628 条 合意できない遺産の分割	245
第IX編 最終条項	245
第 629 条 執行機関 (ガーンジャッターンパティバッ ト)	245
第 630 条 発効 (ボンサクシット)	245

第1編 総則（ポトバンニャットトワ パイ）

第1章 目的及び民法典適用の範囲

第1条 目的

この法典は、人、法人及び組織（ガーンジャッター）の権利義務の発生、変更及び終了に関する原則（ラッガーン）、ルール（ラビヤップ）及び措置（マータガーン）を規定し、もって、社会の平等（サムパーブ）、正義（ニュティッタム）、適法性（トゥークトーンタームゴツマーイ）、平穩（クワームサゴップ）及び秩序（ペンラビヤップヒヤップホーイ）を保障（ハッパカン）し、人、法人、組織、国家及び集団（ルワンムー）の正当な権利及び利益を確実に保護し（ネーサイポッポーン）、人民の物心両面の要求に応えることに貢献（パゴープスワンカオナイ）し、ラオス人民各民族の連帯及び国の善良な伝統慣習を保護し、社会経済を発展強化させるものである。

第2条 民法典

民法典とは、物、所有権、家族、契約内債務、契約外債務、遺産に関し、民事関係における人、法人及び組織の権利義務の発生、変更及び終了に関する多様な規定を体系的に一つに集約させたものである。

第3条 用語の説明

この法典で使用される言葉の意味は以下のとおりである：

1. 民事関係（サーイポワバンターンペーン）とは、財産的又は非財産的の特徴を持つ何らかの目的又は対象に関する人、法人及び組織同士の関係である；
2. 偶発的事故（ヘッパンウーン）とは、事前に予想（カーッキット）できないような突然（カタンハン）生じる出来事であり、例えば突然の怪我（ジェップベン）、病気（ハイヘーン）及び事故（ウパティヘッド）などであって債務者をしてその義務の履行を不可能ならしめるものなどである；

3. 不可抗力（ヘッスツウィサイ）とは、予測（カートカネー）及び制御（クワップクム）ができない出来事であり、例えば、洪水（ナムトゥワム）、落雷（ファーパー）、地震（ペーンディンワイ）、戦争（ソンカーム）であって債務者をしてその義務の履行を不可能ならしめるものなどである；
4. 損害金（カーシアハーイ）とは、責任を負う者の金銭又は物の数量（ジャムヌアン）であり、他人に生じた損害（クワームシアハーイ）を賠償（サイテーン）する為のものである；
5. 逸失利益（カーポワイカーン）とは、責任を負う者の金銭又は物の数量（ジャムヌアン）であり、損害を受けた者がその仕事から得られる筈であった又は機会を失った収入（ライダイ）を補填（トッテーン）するものである；
6. 遅延損害（カーポワイカーンサップ）とは、債務者の金銭の数量（ジャムヌアン）であり、債権者に対する損害金（カーシアハーイ）の補填（トッテーン）であって、債務者が自身の義務を履行しないことに起因して、債権者が受け取るべきものである；
7. 慰謝料（カーポワペンチッチャイ）とは、損害を受けた者又は損害を受けた者の家族が受け取る金銭の数量であり、精神的損害又は家族内の者の死亡に関する損害金（カーシアハーイ）の補填（トッテーン）である；
8. 債権者（チャオニー）とは、債務者をして何らかの義務を履行させる債権を持つ者である；
9. 債務者（ルークニー）とは、何らか（シンダイヌン）を履行する義務を有する者であり、例えば、物の引き渡し（モープサップシンコーン）、仕事の実施（パティバットウィヤックガーン）、金銭の支払い又は債権者の利益の為に何らか（シンダイヌン）を行わないことなどである；
10. 法律行為（ニティカム）とは、民事法律行為（ニティカムタンペーン）である；

11. 緊急事態（スーパーワティージェンペン）とは、国家又は他人の利益を脅かす（コムクー）危険を避ける（リークウェン）為に、他の手段をとることができない者による必要な行為（ガーンカタムドークワームジャムペン）である。但し、その行為から生じる結果としての損害は、上記危険から生じる得る結果としての損害より低価ではなくてならない；
12. 使用者（プーサイウィヤック）とは、自身の管理（クムコーン）下にある何人かをして、自身の命令又は指示に従って職務を行わしめる（サイハイ…パティバットナーティ）者である；
13. 債権（シットウワン）とは、一当事者の、他方当事者に対して、契約又は法律による義務を履行するよう要求する権利である。

第4条 民法典に関する国家政策

国家は、ラオス国民（ポンラムアン）の基本的な権利及び義務、例えば法の下での平等、権利自由及び任意性、物に対する権利、所有権、民事関係における権利義務の創設及び履行など、が憲法及び法律に従って尊重され（カオロップ）且つ実行されること並びに民事関係において生じる権利及び利益が保護されることを推奨促進（スクニューソンスーム）する。国家は、ルールを制定し（ガムノットラビヤップガーン）、人民が人、法人及び組織が自身の権利の保障及び義務の履行を知り、理解し、保証（ハッパカン）するよう法律を普及（コーサナー）し、教育訓練（スクサーオプホム）することをとおして、民事関係における諸活動を促進する（アムヌワイクワームサドゥワック）前提条件を整える（サーングアンカイ）。

第5条 民法典及びその他の法律の適用

民法典は、民事関係に関するその他の法律の条項に対する基本原則である。

他の法律がこの法典と矛盾する（カッタカップ）場合、この法典が適用されなければならない。

民法典が民事関係に関する具体的な問題（バンハーサポ）について規定しない場合は、その具体的な問題（バンハーサポ）について規定した法律の条項を適用しなければならない。

第6条 実務慣習及び法律の類似する規定の適用

実務慣習とは、長期に渡って行われ、区域（ケート）内、民族内、コミュニティ（スムソン）内又は特定の民事関係に受け入れられている慣習（パベニー）である。

民法典が特定の事項（ルーアン）について規定しておらず、民事関係に参加する者において当該事項について合意していないときは、当該事項に関して一般に許容されている実務慣習（パベニーパティバット）を適用する。ただし、当該実務慣習（パベニーパティバット）の適用は、憲法及び法律に抵触（カッタガップ）してはならない。

法律の類似する（カイキアン）規定とは、法律の規定であって、民法典が規定していない問題を解決するために適用することができるものである。

法律の類似する規定は、実務慣習が存在しないときに適用する。

第7条 民法典適用の範囲

この法典は、ラオス人民民主共和国の領域内における、ラオス国民（ポンラムアンラオ）、外国人、永住外国人及び無国籍者、国内外の法人及び組織（ガーンジャットタン）同士の間の民事関係（サイポワバンターンペーン）について適用する。但し、ラオス人民民主共和国が加盟している二国間又は多国間の国際条約（サンニャーサーコンルーソンティサンニャー）が別途定めている場合はこの限りでない。

民法典の条文が、ラオスが加盟する多国間又は二国間国際条約と抵触（テークターンガンガップ）するときは、多国間又は二国間国際条約に従わなければならない。

第2章 民法典における基本原則（ラッカーン プーンターン）

第8条 民事関係における基本原則

民事関係に参加する者は、以下の基本原則に基づいて行動（パティバット）しなければならない：

1. 権利自由（シットセリパーブ）及び任意性（クワームサマックチャイ）を有することの尊重（カオロップ）；
2. 法の前の平等；
3. 善良な意思（チェッタナーディー）及び良心（ポーリスツチャイ）を有すること；
4. 法律の尊重及び実施；
5. 国の善良な伝統慣習（ヒートコーンパペニー）の尊重（カオロップレナップトゥー）；
6. 民事上の損害に対する責任。

第9条 権利自由及び任意性の尊重

民事関係に参加する者は、国家の法令及び善良な伝統慣習に適合合致（トゥクトーンレソートコーン）する限りにおいて、自身の権利義務を設定する（サーン）あらゆる行為を任意に行う権利自由を有する。

第10条 法の前の平等

民事関係に参加する者は、性別、年齢、職業、経済的社会的地位（タナ）、教育レベル（ラダップガーンスクサー）、信条（クワームスーアトゥー）、宗教（サーサナー）及び民族（ソンパオ）にかかわらず何人も（ルワムテー）法律の前において平等である。

第11条 善良な意思（チェッタナーディー）及び良心（ポーリスツチャイ）

民事関係に参加する者は、権利及び義務を発生、変更又は終了させるにあたり、善良な意思と良心をもってしなければならない。

第12条 法律の尊重及び実施

民事関係に参加する者は、民事関係における自己の全ての行為が厳格に適法（トゥークトントームゴツマイ）で国家、共同体の利益及び他人の正当（アンソープタム）な権利利益に影響を及ぼさない（ポー

テトーン）ことを確実にしなければならない。

第13条 国の善良な伝統慣習の尊重（カオロップ レナップトゥー）

民事関係に参加する者は、国の善良な伝統慣習を尊重し、自己の権利を行使し又は義務を履行しなければならない。

第14条 民事上の損害に対する責任

民事関係に参加する者は、自己の不適切な作為（カタムティーボートウクトン）又は不作為（ポーカタム）によって生じた損害に対して責任をもたなければならない。例えば、損害賠償、民事義務の履行などである。

第3章 法律行為（ニティカム）

第15条 法律行為

法律行為とは、人、法人及び組織の任意の意思表示による行為であり、民事の権利義務を発生、変更又は終了させるものである。

第16条 法律行為の種類

法律行為は単独（ファーイディアオ）、相互（ソーンファイ）及び多角的（ラーイファーイ）法律行為に分類される。

単独法律行為は、単独（ファーイディアオ）の意思表示による（クートチャーク）行為であり、例えば債権者による負債の免除（ポットニー）、遺言の作成などである。

相互法律行為は、双方当事者の相対する（ドーイソートコーンカン）意思表示による（クートチャーク）行為であり、売買、賃貸借などである。

多角的法律行為とは、多数の意思表示による行為であり、パートナーシップ、協会の設立などである。

第17条 法律行為の要件

法律行為は以下の要件を全て満たさねばならない：

1. 目的（ワットウパソン）；

2. 任意性 (クワームサマックチャイ) ;
3. 行為能力 (クワームサーマートターンダーンガーンパプ) ;
4. 形式 (フープガーン)。

第18条 目的 (ワットゥパソン)

法律行為の目的とは、法律行為を行う者が求めている (トーンガーンハイミークン) 結果 (パオマイ) である。

法律行為の目的は明確 (サツジェン) で、實在 (ミーチン) し、適法 (トゥークトントームゴッママイ) であるか又は社会の秩序 (ラビヤップヒヤップホーイ) に反せず且つ実現可能でなくてはならない。

第19条 任意性

法律行為者の任意性とは、法律行為が錯誤、詐欺、脅迫 (ガーンバンカップナーブクー) 又は暴力なく、及び他方当事者の一方に不利益 (アッパニョート) となることなく行われることによる、法律行為を行ううえでの満足をいう。

錯誤 (ガーンロンピット) とは、法律行為者の真意と一致しないように法律行為を行うことをいう。

詐欺 (ガーントワニョワロークルワン) とは、何人かが何らかの策謀 (ゴンウパイ) 又はその他の手段を用いたことにより、他方の者が誤解 (ロンスーア) して法律行為を行うことをいう。

脅迫 (ガーンバンカップナーブクー) 又は暴力 (ガーンサイクワームフンヘーン) とは、何人かが脅迫し (バンカップナーブクー) 又はその他の手段を用いることにより、他の者が、自身、家族、親族の生命、健康、財産、自由、評判、名誉尊厳に対して危険が生じ又は生じうることを恐れ、法律行為を行うことをいう。

当事者の一方に不利益とは、不公平 (ポーペンタム) な法律行為により発生した利益 (ボンパニョート) をいう。

第20条 行為能力

法律行為者の行為能力とは、人、法人又は組織

(ガーンジャットン) が自らに (ゲートン) 権利及び義務を生じさせる行為を自ら (ドーイトンエーン) 行う能力である。

第21条 形式

法律行為は、この法典又はその他の関係する法律の定めに従い文書、口頭又はその他で為される。

第22条 無効法律行為 (ニティカムベンモカ)

無効法律行為はこの法典17条の規定する法律行為の要件のいずれかに合致せずに行われた法律行為をいう。

法律行為は、絶対無効又は相対無効、全部無効又は一部無効となりうる。

第23条 絶対無効法律行為

絶対無効法律行為は国家又は社会の権利又は利益に抵触して行われる法律行為であり、以下がある：

1. 国家 (サート) の安寧 (クワームマンコン)、社会の平穩 (クワームサゴップ) 及び秩序 (ラビヤップヒヤップホーイ) に大小の影響を及ぼす (ドゥーイテットントウンルーガトツトウン) 法律行為；
2. 法人により行われた、その組織及び行為に関する定款 (ゴッラビヤップ) に抵触する法律行為；
3. 秘密裏 (ガーンスーアンナム) に行われた法律行為；
4. 法律で特に定めた法律行為の形式に反する法律行為。

絶対無効法律行為は当初から適用できず (存在せず)、[行為]主体 (チャオカム) はその法律行為を追認 (ハップホーンアオ) する権利を有しない。

第24条 相対無効法律行為

相対無効法律行為は個人の権利又は利益に反して為される法律行為であり、以下がある：

1. 任意性を欠く、例えば錯誤、詐欺、脅迫もしくは暴力又は一方当事者の不利益による法律行為；

2. 行為無能力者による法律行為；
3. 無意識（カートサティサムヌック）又は強度（アンナックヌワン）の酩酊状態（ユーナイサパープムンマオ）にある者による法律行為；
4. 代理人の悪意（チェッタナーポディー）によって為された法律行為；
5. 特別に深刻な状況下（サパープガーンナクヌワンペンピセート）で、必要に迫られて行った法律行為。

相対無効法律行為は、権利及び利益を害された主体（チャオカム）から追認（ガーンハップホーンアオ）がある場合は、適用可能（サイダイ）な法律行為とする。

第25条 全部（タンモット）又は一部（バーンスワン）無効法律行為

全部無効法律行為とはその全内容が適用できない（サイボーダイ）法律行為である。

一部無効法律行為とは内容の一部が適用できない（サイボーダイ）法律行為である。

第26条 法律行為が絶対無効であることの承認（ガーンヤンユーン）

裁判所は、当該法律行為を行った者の請求（ホーンコー）又は検察院の長の指示に従い法律行為が絶対無効であることの承認を裁判する。

第27条 相対無効法律行為の取消（ロップラーン）請求

相対無効法律行為により不利益を受ける者は、その法律行為を解除する（ニョックルーク）ために、相手方に直ちに通知しなければならない。その者が解除に応じないときは、通知者は、裁判所に法律行為の取消（ロップラーン）を検討するよう訴えを提起（ホーンフォン）することができる。

第28条 法律行為の無効の効果

絶対無効法律行為はその法律行為を行った日から法的効果を有しない。

国家の安寧（マンコン）、社会の平穩（サゴップ）及び秩序（ラビヤップヒヤップホーイ）に反して絶対無効法律行為が為されたときは、履行された全ての財産を国家が没収して国家のものとする。

この法典の23条1項2号、3号及び4号に規定する絶対無効法律行為については、すでに履行した物又は利益をお互いに返還する。

相対無効法律行為はその法律行為を行った日から法的効果を有しない。但し、善意の第三者に対してはこの限りでない。

詐欺、脅迫（ガーンバンカップナーブクー）もしくは暴力又は一方当事者の不利益による相対無効法律行為があるときは、不利益を受けた当事者は物の返還又は補償を受け、他方当事者の物については国家が没収して国家のものとする。

錯誤及びこの法典の24条1項2号、3号、4号及び5号による相対無効法律行為については、不利益を受ける当事者が追認しないときは、物又は利益を返還し、未だ履行されていない部分の物については終わったものとする。

第29条 出来事を条件とする（ヘッドガーンベングアンカイ）法律行為

出来事を条件とする法律行為とは、不確実なあらゆる出来事（ヘッドガーンダイヌンティーポーネーション）を条件として定める法律行為であり、それによって法律行為を適用可能（サイダイ）とし又は終了させる効果を有するものである。

第30条 時を条件とする（ウェラーベングアンカイ）法律行為

時を条件とする法律行為とは、確実な期限（ガムノットウェラー）を定める法律行為であり、それによって法律行為を適用可能（サイダイ）とし又は終了させる効果を有するものである。

第4章 代理

第31条 代理（ガーンターンナー）

代理とは、ある者が、他人、以下本人（プートゥー

クタンナー)と呼ぶ、の名の下に(ナイナーム)その利益の為に何らかの法律行為又は行為を第三者との間で行うことである。

代理は、法定代理(ガーンターナータームゴッマイ)と契約による代理からなる。

第32条 法定代理

法定代理は、法令(ゴッマイレラビヤップガーン)の定めによる又は法律に基づき権限を有する組織(オンガーンジャッタン)の任命による代理である。

法定代理には父母、後見人(プーポッコーン)、管理人(プークムコーン)又はその他の者などがある。

第33条 契約による代理

契約による代理は、ある者が第三者との間で法律行為または特定の行為を行うために契約に基づいて本人から代理権を授与されることである。

第34条 法律行為の本人に対する要件及び効果

代理人によって行われた法律行為は、代理人が代理権を有し且つ自身が代理人であって本人のために法律行為を行うことを第三者に対して通知したときは、本人に対して効果を有する。

第35条 代理人の名前によって行われた法律行為

代理人が自己の名前によって第三者と法律行為を行い、代理の意思(チェチャムノンナイガーンターナー)を示さなかったときは、その法律行為は自己の為のものとなる。但し、第三者において、代理人が本人の為に法律行為を行っていることを知り又は知ることができたときはこの限りでない。

第36条 代理人の権利及び義務

代理人は契約又は法律の規定に従って権利及び義務を有する。

代理人は、自分自身との間で又は自分と利害を有する第三者との間で法律行為をすることができず、また、その第三者の代理人となることができない。

第37条 本人の権利及び義務

本人は契約又は法律の規定に従って権利及び義務を有する。

第38条 復代理(プーターナーターン)

法定代理人は他人を復代理人として選任し又は委任する(テーンタンルーモープマイ)権利を有するが、自ら復代理人の行為の結果に対して責任を負う。

客観的に避けることができない場合、契約による代理人は復代理人を選任し又は委任する(テーンタンルーモープマイ)権利を有するが、本人に対して、すみやかに復代理人の人となり(プッカリッカパーブ)、能力について通知しその同意を得なければならない。この通知を怠ったときは、契約による代理人は、復代理人の行為によって本人に生じた損害について、責任を負わなければならない。

第39条 復代理人の権利及び義務

復代理人は本人及び第三者に対して代理人と同様の権利義務を有し、当該権利を委任の範囲内で行使しなければならない。

第40条 代理人になる権限を有さない者による法律行為の効果

代理人になる権限を有しない者(プーボーミーシットペンプーターナー)が、本人に対し権利または義務を生じさせる法律行為を行った場合、代理人はその法律行為に対して責任を負う。但し本人が同意し許容する(ヘンディーハップホーンアオ)ときはこの限りでない。

本人が、代理人たる権限を有しない者の法律行為の成立を知り又は知るべきでありながら、反対せず又は異議を述べず又は支援したときは、当該法律行為は本人に受け入れられた(トゥークハップアオ)ものとみなす。損害が生じたときは、本人も責任を負う。

第三者において、代理人の権限を有しない者と法律行為を行ったことを知ったときは、その設定する期限に従い回答を求めるため、本人又は代理人に

文章で通知する。ただし、その期限が経過しても回答を得られないときは、当該法律行為は本人に許容（ハップホーン）されなかったものとみなす。この場合第三者は当該法律行為を一方的に解除（ニョックルーク）することができ、且つ損害が生じたときは賠償を求める（ホンコー）権利を有する。但し、その者（プーキアオ）が、法律行為の時に知り又は知りうべきときはこの限りでない。

第 41 条 代理人の範囲を超えた法律行為の効果

代理人が自己の権限の範囲を超えて法律行為を行った場合、代理人はその法律行為に対して責任を負う。ただし、本人が同意して許容するときはこの限りでない。

第三者において、代理人がその者を行った法律行為が代理人の権限の範囲内であると合理的（ヤーンミーハートボン）に信じた（スーア）ときは、その行われた法律行為は正当（トゥークトン）とみなす。

第三者において代理人と行った法律行為が代理人の権限の範囲を超えて行われたことを知ったときは、その設定する期限に従い回答を求めるため、文書で本人に通知することができる。その期限が経過しても回答を得られないときは、当該法律行為は本人に許容（ハップホーン）されなかったものとみなす。この場合第三者は当該法律行為を一方的に解除することができ、且つ損害が生じたときは賠償を求める（ホンコー）権利を有する。但し、その者（プーキアオ）がそのこと（バンハーダングアオ）を知り又は知りうべきときはこの限りでない。

代理人及び第三者が本人に対して損害を与える意図で権限を超えた法律行為を行ったときは、両者は当該損害に対して連帯して責任を負う。

第 42 条 代理の終了

法定代理は以下の場合に終了する：

1. 未成年後見（ガンボッコーンデック）の終了；
2. 行為能力を限定された者又は喪失した者の後見（ガンクムコーン）の終了；
3. 本人又は代理人の死亡又は解散又は破産；

4. その他法律で定める場合。

契約による代理は以下の場合に終了する：

1. 代理契約の終了；
2. その他法律で定める場合。

第 5 章 期間（ライニャウエラー）

第 43 条 期間

期間とは、民事関係に参加する者に権利を行使させ及び義務を履行させるために、始期から終期までによって画する一定の時（ウエラー）である。

第 44 条 期間の定め（ガーンガムノットライニャウエラー）

期間の定めとは、期間の範囲、期間の適用及び計算、始期（ルームライニャウエラー）並びに終期（シンスットライニャウエラー）の定めである。

第 45 条 期間の範囲の定め

期間の範囲の定めとは、秒、分、時、日、週、月、年又は生じる何らかの出来事によって、あらゆる期間を定めることである。

週の初め、週の半ば、週の終わり、月の初め、月の半ば、月の終わり、年の初め、年の半ば、年の終わりと合意（トクロンカン）したときは以下のように履行する（パティバット）：

1. 週の初めはその週の月曜日から火曜日である；
2. 週の半ばはその週の水曜日から木曜日である；
3. 週の終わりはその週の金曜日から日曜日である；
4. 月の初めはその月の 1 日から 10 日である；
5. 月の半ばはその月の 11 日から 20 日である；
6. 月の終わりはその月の 21 日から最後の日である；
7. 年の初めは 1 月の初めから 4 月の終わりまでである；
8. 年の半ばは 5 月の初めから 8 月の終わりまでである；

9. 年の終わりは9月の初めから12月の終わりである。

第46条 期間の適用（ナムサイ）及び計算の定め

期間の適用及び計算はこの法典の45条の定めのとおり履行する。但し、法律、裁判及び契約で特別に定めた場合はこの限りでない。

第47条 期間の起算（ルームナップ）

期間を分又は時間で定めたときは行為があったそのときから起算する。但し法律、裁判及び契約で特に定めた場合はこの限りでない。

期間を日、週、月、年で定めたときは、翌日を計算する（ナップ）。

期間を日によって確定（ガムノット）することができないときは、翌月の1日を起算日（ムールームナップウェラー）とする

期間を、例えば自然災害（パイピバットタンマサート）など、生じる出来事によって定めたときは、その出来事が生じた日から起算する

期間の開始日を定めず期間を継続するときは、次の期間は前の期間の最終日の翌日から起算する。

第48条 期間の終期（シンスット）

期間は以下の場合に終了する：

1. 期間を分又は時間の長さ（ジャムヌアン）で計算するときは、期間は、その定めた期間の最後の1分が経過したあとに終了する；
2. 期間を日、週、月、年の長さで計算するときは、期間は、最後の日が経過したあとに終了する；
3. 最終日が国家の休日であるときで、その日に実施（ダムヌーン）しているときはその日を期間の最終日とする（トゥーワー）が、その日に実施（ダムヌーン）していないときはその国家の休日の翌日を期間の最終日とする（トゥーアオ）；
4. 例えば自然災害（パイピバットタンマサート）など、出来事の終了日は、政府の発表（パ

カート）に従う。政府の発表がないときは、その状況が通常にもどった（カップクーンスーサパーポカティ）日とする。

第6章 時効（アーニユクワーム）

A. 時効

第49条 時効

時効（アーニユクワーム）とは、法律が定めるところに従い、民事法律関係における権利の取得又は喪失の事由となる、ある期間（ライニャウエラー）である。

第50条 時効の種類

時効は以下の2種類に分けられる：

1. 取得時効（アーニユクワームダイシット）；
2. 消滅時効（アーニユクワームシアシット）。

第51条 取得時効

取得時効とは、物を善意、公然（プートプーイ）、継続（トーヌーアン）且つ平穩（サゴップ）に、自己のものと同様に占有し使用することによる、何人かの物に対する権利の取得事由であり、不動産の場合は20年間、動産の場合は5年間である（ペン）。

第52条 消滅時効

消滅時効とは、権利を終了させる（パーハイシットシンスットロン）事由であり、建築契約については10年間、それ以外の契約及び損害賠償又はその他の請求権については3年間、権利者が行為を行わないことにより生じる。但し法律に別途規定する場合はこの限りでない。

第53条 時効の検討

当事者が時効を争いに（コートーニェーン）持ち出さない（ボーダイニョックアオ）ときは、裁判所は時効を検討することができない。

第54条 時効を変更することの不許可

この法典が規定する時効を変更することは許されない。

第 55 条 時効完成後の負債（ニーシン）又は義務（パンタ）の承認

時効完成（モットアーニクワーム）後の債務者の負債弁済（サイテーンニーシン）又はその他の義務（パンタ）の承認（ハップファー）により、債務者（プーミーパンタ）は、承認の日から開始する時効が完成するまで、引き続き履行しなければならない。

本条の 1 項は保証人等の第三者に効果を及ぼさない。

占有者が時効完成後に物を元の所有者に返還することに同意（ヘンディー）したときは、物は元の所有者の所有物であると認められる。

第 56 条 時効の適用外

時効の適用外は以下のものである：

1. 国家の物に対する請求（トゥワンアオ）；
2. 国家に対する義務の履行請求（トゥワンハイパティバット）。但し法律が別途定める場合はこの限りでない；
3. 財産の性質を有しない人格権（シットスワンブッコン）を保護するための請求（トゥワン）。

B. 時効の計算（ナップ）

第 57 条 時効の計算

時効は以下のそれぞれに基づいて計算しなければならない：

1. 権利取得は占有の開始した日から起算し、時効の完成（コブ）まで；
2. 権利消滅は請求権（シットウワン）を行使することができる日から時効の完成（モット）まで起算する。

債務者（プーミーパンタ）が逃げた場合、時効は権利者がその者について知り又は知り得、発見し又は発見し得、又はその最後の住所を知ったときから開始する。

第 58 条 他人の占有を引き継ぐ場合の時効の計算

他人の占有を引き継ぐ場合の時効は、最初の占有

者が占有を開始した日から計算する。

C. 時効の停止（ジョ）、中断（ユットサガック）及び終了

第 59 条 時効の停止（ジョ）

時効の停止は、請求（トゥワン）又は訴え（ホンフォーン）を妨げ（ウッパサック）となるような何らかの出来事（ヘッガーン）が生じることにより起因する時効の一時的な（ソワカーオ）停止（ニユッサオ）であり、債務者の逃亡、洪水、地震などである。

停止はその出来事の発生した日から出来事が終了した日まで又はその出来事に関する公式発表に基づくものとする。

停止期間は時効に参入せず、時効の停止前の期間は、停止が終了した後に行き渡る時効期間に含めて計算する。

第 60 条 時効の停止事由

時効は以下の出来事（ヘッガーン）により停止する：

1. 偶発的事故（ヘッバンウーン）又は不可抗力（ヘットスウィサイ）；
2. 法定代理人のない行為無能力者。

第 61 条 時効の中断

時効の中断とは、これまで経過した期間を請求するための時効期間として算定しないことである。

時効は以下のいずれの事由により中断する：

1. 権利者による請求又は訴訟提起があった場合；
2. 義務者が債務又はその他の義務を承認した場合。

本条 2 項に定めている事由があった場合、時効の計算を新たに開始する。

第 62 条 時効中断の効果

時効の中断は、当事者自身とその相続人（プーヌープトート）に対してのみ効果を有する。

1 人による共同請求、共同の訴え提起は、他の権利者の時効も中断させる。

債務者（ルークニー）に対する請求，訴え提起は，保証人（プーカンパカン）の時効をも中断させる。

共同債務者（ルークニーフワム）の1人による承諾又は負債の支払は，他の全ての共同債務者の時効も中断させる。

共同相続人の1人による相続請求又は共同相続人の誰か1人の権利の承認は，他の共同相続人の時効も中断させる。

第II編 人及び法人

第1章 人

A. 人の権利能力（クワームサーマートターンダーンゴツマイ）

第63条 人の権利能力

人の権利能力とは，人の，法に基づいて権利及び義務を有する能力であり，その者が生存して生まれた日（ワン）から始まり，その者が死亡した時（ウェラー）に終了する。

全てのラオス国民は平等に権利能力を有する。

外国人，永住外国人及び無国籍者も，法律又は条約が別途定める場合を除き，ラオス国民と同様の権利能力を有する。

第64条 人の権利能力の内容

人の権利能力の内容（ヌアナイ）は，法律の定める権利及び義務を持つことである。

B. 人格権（シッスワンブッコン）

第65条 人格権（シッスワンブッコン）

人格権とは，あらゆる人の特別な権利であり，他人に譲渡し（モープ）又は移転（オーン）することができない権利であり，例えば，生きる権利，身体上及び健康上の保護を受けること，自由（イサラパープ），評判（スーシヤン），尊厳（キヤットサクシー），アイデンティティ（ラクサナサボ），プライバシー（クワームペンズワントワ），その他の個人的利益に関する権利である。

第66条 人格権の保護（ガンポックポーン）

人格権の保護は，憲法及び法律による，何人も侵すことのできない権利の保護である。ただし，法律に定める場合を除く。

人格権が侵害されたときは，その者は，侵害者に侵害をやめるよう申し出又は請求（ヒヤックホーンルートゥワン）して且つこれを回復させることによって自ら権利を回復することができる。解決を得られないときは，権限を有する当局に対して解決するよう提案（請求）する権利を有する。権利の回復に加えて，法律のルール（ラビヤップゴツマイ）に従って損害賠償を求める（ヒヤックホーン）権利も有する。

C. 人の行為能力（クワームサーマートターンダーンガンパパート）

第67条 人の行為能力

人の行為能力とは，自ら権利を行使し義務を履行する能力である。

第68条 行為無能力（ポーミー）者

行為無能力（ポーミー）者とは成年に達していない者，行為能力を限定された（トゥークジャムカット）者又は行為能力を喪失した（シア）者である。

第69条 成年に達した者と成年に達しない者

成年に達した者とは，18歳以上の者をいう。

成年に達した者は，行為能力を限定され又は喪失した者を除き，完全な行為能力を有する。

成年に達しない者とは，18歳未満の未成年（デク）をいう。

成年に達しない者は，不完全（ポーテムスワン）な行為能力を持つ。

第70条 行為能力を限定された（トゥークジャムカット）者

行為能力を限定された（トゥークジャムカット）者とは，薬物中毒（ティットセプティット），精神（チットパサート）に作用する物質又はその他の理由により，自身の又は他人の物又は利益に危険をも

たらし又は損害を与えるような自らの行為をコントロール（クワップクム）し又はその生じる結果を予見（カートカネー）することのできない者であって、裁判所が行為能力が限定されていることを認定する判決を行った者である。

第71条 行為能力を喪失（シア）した者

行為能力を喪失した者とは、その精神状態によって、行為することができず又は自らの行為の結果を認識することができないものであって、裁判所が行為能力を喪失したと認定された者である。

第72条 未成年の民事関係への参加

民事関係に参加する未成年は、父母又は後見人の同意を得なければならない。但し、その未成年の年齢に応じて相応しい日常生活上の行為はこの限りでない。

未成年により為された法律行為で、父母又は後見人の同意を欠くものは無効である。

第73条 未成年（デク）の営業（トゥラキット）

未成年は、父母又は後見人の同意及び法律に基づき営業、例えば小売（カーカイ）、サービス及び生産などを行うことができる。その営業を行ううえで、その者は成年と同じ行為能力を有する。

第74条 未成年の労働

未成年は父母又は後見人の同意に基づき、労働法及びその他関連法（レゴットマイウーンティーキヨコーン）に従って労働をすることができる。

第75条 行為能力を限定された者又は喪失した者であるとの認定（ハップファー）の申立

父母、後見人、管理人、検察院の長又は関係機関は、その管理下にある者が行為能力を限定された者である又は喪失した者であるとの認定について審理判決するよう、裁判所に対して〔非訟事件の〕申立（ホンコー）をする権利を有する。

裁判所が、ある者の行為能力が限定されていること又は喪失していることを認定するときは、その

旨の申立がなかった場合であっても（トゥン…コーターム）、後見人を定めなければならない。

第76条 行為能力を限定された者であると認定（ハップファー）する判決の効果

行為能力を限定された者であると認定する判決が下された場合、後見人の同意を得ずに、又は後見人の代理によらずになされた法律行為は無効である。但し、日常生活のため（ハップサイ）の行為に関する法律行為はこの限りでない。

行為能力を限定された者が通常の状態に回復した場合は、本人又は権利関係又は利害関係を有する者は、裁判所に対し、行為能力を限定された者であると認定する判決の取り消し（ロップラーン）を申し立てる（ホンコー）権利を有する。

第77条 行為能力を喪失した者であると認定する判決の効果

行為能力を喪失した者であると認定する判決が下された場合、その者は自ら法律行為をすることができず、後見人はその者の利益の為に法律行為を行う法定代理人となる。

行為能力を喪失した者が通常の状態に回復した場合は、本人又は権利関係若しくは利害関係を有する者は、裁判所に対し、行為能力を喪失した者であると認定する判決の取り消し（ロップラーン）を申し立てる（ホンコー）権利を有する。

D. 行為能力を限定された者又は喪失した者の後見（ガンクムコーン）

第78条 行為能力を限定された者又は喪失した者の後見（ガンクムコーン）

裁判所の判決によって行為能力を限定され又は喪失した者は、その権利利益を保護（ポックポーン）するため、この法典及びその他の法律に従い、後見人（プークムコーン）によって保護（クムコーン）されなければならない。

第79条 後見人及び裁判所の判決により後見人となることの要件

後見人は、行為能力を喪失し又は限定された者の世話（ブンニェンドウレー）をし且つ権利利益を保護する為に、裁判所の判決により任命される者である。

裁判所に任命される後見人は以下の要件を満たさなければならない（トンミー）：

1. 行為能力があること；
2. 以前に故意の〔犯罪〕行為により自由刑の判決を受けたことがない；
3. 以前に破産の判決を受けたことがない；
4. 以前に後見人になることを禁止（ハーム）されたことがない。

第80条 後見人の権利及び義務

行為能力を限定された者又は喪失した者の後見人は、主に（トントー）以下の権利を有する：

1. その世話（ブンニェンドウレー）をするために行為能力を限定され又は喪失した者の財産（サブソンバット）を使用すること；
2. 財産（サブソンバット）の管理保護（クムコンポツパクハクサー）に必要な支出をすること；
3. 行為能力を限定された者が行う重要（サムカン）な又は高額（ミームンカーズーン）の法律行為に意見を与えること；
4. 行為能力を限定され又は喪失した者の権利利益を保護するために代理人として法律行為を行うこと。

行為能力を限定された者又は喪失した者の後見人は、主に（トントー）以下の義務を有する：

1. 行為能力を限定された者又は喪失した者の世話（ブンニェンドウレー）をし且つ療養看護（ガンピンボワ）を確保すること；
2. 代理人となって法律行為を行うこと；
3. その者の財産（サブソンバット）を管理保護（クムコンレポツパクハクサー）すること；
4. その者の正当な権利及び利益を守ること；

5. この法典の486条に従い、行為能力を限定され又は喪失した者の行為から生じる損害に対して責任を負う。

第81条 後見人の解任（ポット）、辞任（トーン）又は交替

任命された後見人は以下の場合に解任（ポット）、辞任（トーン）、交替される：

1. この法典の79条に従って不適切な要件を有する；
2. 死亡又は裁判所に失踪者であると宣告される；
3. 組織である後見人（ブークムコーンメーガンジャッターン）及びその組織が活動を停止した場合；
4. 後見人において、その職務（ナーティー）を行う能力が無く又は不適切にその職務（ナーティー）を行い又はその義務（パンタ）の重大な違反を行った；
5. 後見人自身が合理的な理由により交替を提案した場合。

第82条 後見の引き渡し（モーブ）

後見人の交替があったときは、新しい後見人の選任があった（ミー）ときから15日以内に、前の後見人は新後見人に後見を引き渡さなければならない（モーブ）。後見の引き渡しは記録しなければならない。

後見の引き渡しは、以下のとおり記録する：

1. 引き渡しの理由（ヘートボン）；
2. 引き渡し時における被後見人（プートウークボッコーン）の財産目録。

村長又は裁判所が後見引き渡しの記録を承認（ヤンユーン）する。

この法典の81条の要件に従い、後見人が辞任し（コートーン）または交替する場合、裁判所が新後見人の任命について裁判（トクロン）する。

第 83 条 後見の終了

後見は以下の場合に終了する：

1. 被後見人（プートゥーククムコーン）が裁判所の判決によって行為能力を完全に回復する；
2. 被後見人（プートゥーククムコーン）が死亡する。

第 84 条 後見終了の効果

被後見人（プートゥーククムコーン）が裁判所の判決により完全な行為能力を得たときは、後見人であることが終了した日から 3 ヶ月以内に、後見人は、財産（サブソンバット）の清算（ライリヤン）をし且つ残りを被後見人（プートゥーククムコーン）に返還（ソクーン…ハイ）しなければならない。

被後見人（プートゥーククムコーン）が死亡した場合、後見人であることが終了した日から 3 ヶ月以内に、後見人は、財産の清算（ライリヤン）をし且つ残りをその者の相続人に返還しなければならない。死亡した被後見人の相続に関してはこの法典の第Ⅷ編の規定を適用する。

E. 住所（ボンユー）

第 85 条 住所（ボンユー）

人の住所（ボンユー）はその者が家族登録（ジョタピヤンサマノクワ）をしている場所（ボン）又は現にいる場所（ボンユートワチン）である。

ある者の住所（ボンユー）を特定できない場合、その者の最後の住所（ボンアーサイユー）を住所（ボンユー）とする（トゥーワー）。

第 86 条 未成年の住所（ボンユー）

未成年の住所（ボンユー）は父母の住所（ボンユー）である。父母が別々の住所（ボンユー）を持つ場合、子の住所（ボンユー）は子が共に暮らす（アーサイユーナム）父又は母の所（ボン）である。

未成年は、両親又は父又は母の同意を得て、父母の居所（ボンユー）と異なる住所（ボンユー）を

持つことができる。

第 87 条 被後見人（プートゥークポッコーン）の住所（ボンユー）

被後見人（プートゥークポッコーン）の住所（ボンユー）は後見人の住所（ボンユー）である。

被後見人（プートゥークポッコーン）は、後見人の同意を得て又は法律の規定によって、異なる住所（ボンユー）を持つことができる（アーツ）。

第 88 条 夫婦の住所（ボンユー）

夫婦の住所（ボンユー）は 2 人が共に暮らす所（ボン）である。

夫婦はその合意に基づき別々の住所（ボンユー）を持つことができる。

第 89 条 軍人、警察官の住所（ボンユー）

国家を守り、平和を守る職務にある軍の士官及び兵隊（ナーイレポインタハーン）、警察官並びに任務中の公務員の住所（ボンユー）は、他に通常の住所（ボンユー）がある場合を除き、その者が働いているところ又は常駐（パチャムガーン）するところである。

第 90 条 囚人（ナクトート）の住所（ボンユー）

自由刑の判決を受けた囚人（ナクトート）の住所（ボンユー）は、矯正を受ける矯正刑務所（カーイクムカンダッサン）である。

第 91 条 外国人、永住外国人又は無国籍者の住所（ボンユー）

ラオス人民民主共和国で旅行をし又は仕事をする外国人は、それらの者が入国管理警察官及び／または外国人管理警察官に対して申告した場所（ボン）を住所（ボンユーアーサイ）とする。

永住外国人又は無国籍者の住所（ボンユー）は、家族登録をした場所である。

F. 失踪（ガーンハイサープスーン）及び裁判所の判決による死亡

第92条 失踪（ガーンハイサープスーン）

失踪とは、ある者が家族又はその住所（ボンユー）から2年間姿を消し又は戦争（ソンカーム）、災害（パイピバット）若しくは事故（ウパティヘット）で6ヶ月姿を消し（ハイパイナイ…）、音信がない（ボーフォーカーオ）場合で、裁判所の宣告を受けた者をいう。

失踪期間は失踪者に関する最後の音信があった日（ワン）から起算する。最後の音信があった日が特定できないときは、その翌月の初日から起算し、月を特定できないときは、翌年の1月1日から計算する。

事故の場合の失踪期間は事故の発生した日から起算する。戦争又は災害の場合は、それらの出来事の終了した日から起算する。

第93条 何人かが失踪したことの宣告の申立（ホンコー）権者

夫又は妻、父、母、親戚（ニャートピノーン）、組織（ガーンジャットン）又はその者に対して権利若しくは利益を有する者は、裁判所に、その者を失踪者と宣告（パカート）するよう申し立てる（ホンコー）権利を有する。

第94条 失踪の登録（ガーンジョッタピアン）

失踪を宣告する裁判所の判決が出たときは、申し立てた（ホンコー）者は家族登録法の規定に従って、失踪者が家族登録（サマノクワ）をしている郡レベル司法事務所（オンカーンニュティタムカンムアン）において、失踪を登録しなければならない。

失踪者が家族登録（サマノクワ）をしていない場合は、その者が常住する（ユーベンパチャム）郡レベル司法事務所において、失踪を登録しなければならない。

第95条 失踪宣告の効果（ボン）

失踪を宣告する判決は以下の効果（ボン）を有する：

1. その者の財産管理人（プークムコーンサブソンバット）を任命しなければならない；
2. 夫又は妻は離婚及び婚姻財産の分割の申立（ホーンコー）をする権利を有する；
3. 失踪者の債権者は支払を求めて裁判所に申立（ホーンコー）を行う権利を有する；
4. その者の財産管理人（プークムコーンサブソンバット）は法律に従って権利義務を有する。例えば子どもの養育のため又は失踪者の利益の為に財産を処分する。

第96条 失踪宣告の取消（ロップラーン）

裁判所に失踪を宣告する判決を下された者が帰還し又はまだ生存しているという確たる証拠（ラクターンズアトウー）があるときは、その者、関係する権利を有する者又は関係する利益を有する者は、裁判所に対して失踪宣告判決の取り消し（ロップラーン）を審理するよう申し立てる（ホンコー）権利を有する。

裁判所がその判決を取り消した（ロップラーン）ときは、その者の法律上の権利及び義務は回復する。但し裁判所の離婚判決又は既に合法に処分された財産はこの限りでない。

第97条 裁判所の判決による死亡

裁判所の判決による死亡とは、ある者が家族又はその住所（ボンユー）から姿を消し、3年間又は戦争（ソンカーム）、災害（パイピバット）若しくは事故（ウパティヘット）で姿を消した（ハイパイナイ…）場合は2年間、音信がない（ボーフォーカーオ）場合で、裁判所の判決がある場合をいう。

死亡に関する期間の計算は、この法典の92条2項及び3項の規定を適用する。

第98条 何人かが死亡したことの宣告の申立（ホンコー）権者

何人かが死亡したことの宣告を申し立てる権利を有する者は、この法典の93条に規定する人及び組織とする。

第 99 条 裁判所の判決による死亡の登録

死亡を宣告する裁判所の判決が出たときは、申し立てた（ホンコー）者は家族登録法の規定に従って、失踪者が家族登録（サマノクワ）をしている郡レベル内務事務所（オンカーンパイナイカンムアン）において死亡を登録しなければならない。

失踪者が家族登録（サマノクワ）をしていない場合は、その者が常住する（ユーペンパチャム）郡レベル内務事務所において、失踪を登録しなければならない。

第 100 条 裁判所の判決による死亡宣告の効果

死亡を宣告する裁判所の判決は以下の効果を有する：

1. 夫婦関係の終了；
2. 相続の開始（プート）がある。

第 101 条 死亡宣告の取消（ロップラーン）

裁判所に死亡を宣告する判決を出された者が帰還し又はまだ生存しているという確たる証拠（ラクターンズアトゥー）があるときは、その者、関係する権利者又利益を有する者は、裁判所に対して死亡宣告判決の取り消し（ロップラーン）を審理するよう申し立てる（ホンコー）権利を有する。

裁判所がその判決を取り消した（ロップラーン）ときは、その者の法律上の権利及び義務は回復する。但し夫又は妻が再婚している場合の夫婦関係又は既に合法に処分された財産はこの限りでない。

第 2 章 法人

A. 一般原則（ラッカーントワパイ）

第 102 条 法人

法人は法律に従って適切に登録された組織（ガーンジャットン）であり、法律の定めに従い人と同じように民事関係に参加し、権利義務を有し、原告及び被告になる能力を有する。

法人は以下の基本的要素（オンパゴープブーンターン）を持つ：

1. 自らの定款（ゴッラビヤップ）を有する；

2. 法律に従って登録される；

3. 例えば代表者、運営の仕組み（ガーンポリハーンジャットン）などを持つような、整理された（ティーペンラポップ）統治構造（コンパゴープガーンジャットン）を持つ；

4. 財産（サプソンバット）を有し、負債に対して責任を負う；

5. 自身を代表して（ナイナムトンエン）法律関係（サーイポワパンターンゴットマイ）に参加する自由を有する。

第 103 条 法人の権利能力

法人の権利能力とは、その法人の定款に定められた目的、関係する法律及び政令に従って権利及び義務を有する能力である。

法人の権利能力は、適法に設立された日から発生する。

ラオス人民民主共和国の法律によって承認された外国法人は内国法人と同様の権利義務を有する。但し法律が別途定める場合はこの限りでない。

第 104 条 法人の行為能力

法人の行為能力とは、自ら権利を行使し義務を履行する能力である。

法人の行為能力は、適法に設立された日から法人の終了の日まで発生する

第 105 条 法人の設立（ガーンサーンタン）

法人は以下の場合（コラニー）により設立される：

1. 人の集まりによるもの；
2. 物（サブ）の集まりによるもの。

法人は一人により設立することができる。これを一人会社と呼ぶ。

第 106 条 人の集まりにより設立する法人

人の集まりにより設立する法人は、企業（ウィサハキット）の形態により営利を追求し又は協会（サマコム）の形態により営利を追求しない法人を設立し活動する（クーアンワイ）ため、同じ意図及び目的をもって設立しようとする 2 名以上の人の集まり

である。

第 107 条 物（サブ）の集まりにより設立する法人

物の集まりにより設立する法人は、財団（ムンニティ）の形態で非営利に設立し活動する（クアーンワイ）ため、同じ意図及び目的を持って設立しようとする人又は集団による資本（トゥン）、財産（サブシン）又は物資（ワットゥ）の出資（ガンバゴープ）である。

第 108 条 法人の定款（ゴッラビヤップ）

法人の定款は、構成員または法人に関係する者が業務を行うために、目的、組織及び活動について規定したものである。法人の定款は、法人の構成員から同意と許容（ハップホーン）を得なければならず、法律の定めに従い関係部門（カネンカーンキョコーン）の承認を得なければならない。

法人の定款の主な（トントー）内容は以下のとおりである：

1. 法人の名称；
2. 活動の目的及び範囲；
3. 法人の住所（ボーンユー）；
4. 登録された資本、もしあれば；
5. 法人の統治構造（コンバゴープガーンジャッター）及び管理運営（ガーンクムコーンボリハーン）；
6. 定款の規定内容（バーンヌアナイ）の改訂（パップン）又は変更（ビアンペーン）
7. 統合（クワブ）、分割（ニェーク）及び解散（ユブルーク）；
8. 人の集まりにより設立される法人の場合は、構成員となること、構成員の権利及び義務；
9. 財産の集まりにより設立される法人の場合には、出資者（プーバゴープサブ）、資本の目録（ライガン）及び資本の額；
10. 紛争解決方法。

定款の規定内容（ヌアナイ）の改訂（パップン）又は変更（ビアンペーン）は、法律の定めに従い関係部門（カネンカーンキョコーン）に報告しなければ

ならない。

第 109 条 法人の名称

法人の名称は、関係法律に従い、ラオ語及び／又は外国語で記載し、その法人の組織の種類（パペートガーンジャッター）を明確に示さなくてはならない。

許容され（ハップホーン）または認識された（ハップフー）法人の名称は、法律によって保護される。

法人は、活動（クアーンワイ）に際しては、その名称をもって行わなければならない。

第 110 条 法人の住所（ボーンユー）

法人の住所は、法人の本店の所在する地（サタンティーター）とする。

法人の住所は、その法人の業務に関する連絡先として用いる場所である。法人はそれ以外の場所、例えば支店又は代理事務所（ホーンガーンプーターナー）を業務に関する連絡先に選ぶことができる。

第 111 条 法人の統治構造（コンバゴープガーンジャッター）及び管理運営（ガーンクムコーンボリハーン）

法人はその統治構造を持たなければならない。

法人の統治構造及び管理運営は、法人の定款又は法人の設立契約あるいは設立法律行為（サンニャールニティカムサーンタン）で規定しなければならない。

第 112 条 法人の代表者（トワテーン）

法人の代表者は、法人の定款又は法律に基づき、法人に代わって（ナイナム）活動を行う（クアーンワイ）法人の代理人（プーターナー）であり、例えば、社長（パターン）又は理事（プーアムヌワイガーン）である。

社長又は理事が、法人に代わって自らの代わりに別の者に権限を与えたときは、その者を復代理（プーターナーテーン）とする。

法人は定款に基づき 1 名又は複数名の代表者を有する。

代表者の利益と法人の利益が相反する業務（ウィヤックガーン）があるときは、その代表者は、その利益が相反する部分（スワン）に関しては法人を代表して（ナイナム）活動する（クワンワイ）権利を有しない。ただし、合意がある又は法人の定款に定めがある場合はこの限りでない。

第 113 条 法人の代表者の交替（ビヤン）

法人の代表者の交替及び法人の代表者の権限に加えた制限又は権限の変更（ビヤンシット）は、法人の定款及び法律に従って適切に行われたときに効力を有する。但し、善意の第三者に対しては効果を有しない。

第 114 条 法人の代表者の解任（ボンチャーク）

法人の代表者の解任（ボンチャーク）は以下の場合に生じる：

1. 任期（アーニュガーン）の満了；
2. 解任（トゥークボットムネーン）；
3. 裁判所の判決により、選任手続違反があり、行為無能力となり又は破産者となること；
4. 死亡、辞任（ラーオーク）、法人の代表者としての要件の欠落（カート）。

第 115 条 法人の責任

法人はその代表者の活動（クワンワイ）に対して責任を負う。代表者が権限を超えて業務を行ったときは、この法典の 41 条の規定に従う。

法人は代表者でない構成員の行為（ガンカタム）に対して責任を負わない。

各種類の法人は特別法に基づいて負債に対して責任を負う。

第 116 条 法人の変更

法律に従い適正に設立及び登記された法人は、合意又は定款の定め又は関係法律の定めに従い、合併（クワプカオカン）又は複数の法人への分割（ニェーク）により変更することができる。

第 117 条 法人の合併（クワプ）

法人は、その法人の定款の定めに従い、その合併する法人の合意に従い且つ関係機関（パークスワンキヨコーン）の許可に従い、合併（クワプ）をすることができる。

第 118 条 法人の分割（ニェーク）

法人は、その法人の定款の定めに従い且つ関係機関（パークスワンキヨコーン）の許可に従い、複数の法人に分割することができる。

第 119 条 法人の解散（ユブルーク）

法人は、以下のいずれかの場合に解散（トゥクユブルーク）する：

1. その法人の定款に定める解散事由がある場合；
2. その法人の目的の達成又はそれ以上[目的に向かって]進むことができない；
3. 裁判所の判決による破産判決；
4. 裁判所の判決による解散；
5. これらのほか法律に定める場合。

第 120 条 清算（ガーンサムラササーン）

この法典 119 条に定めるところに従い法人が解散（ユブルーク）したときは、法律の定めに従って完全に清算（サムラササーン）しなくてはならない。

B. 協会（サマコム）

第 121 条 協会（サマコム）

協会とは、社会的（サンコム）な組織（ガーンジャットン）であり、任意で設立され、分配するための収入（ラーイダイ）又は利益（ボンガムライ）を追求せず（ポーハー…）且つ協会、その構成員又はコミュニティー（スムソン）の権利と正当な利益を擁護するため恒常的（ヤーンペンパチャム）に活動するものである。

第 122 条 協会の法人としての地位（ターナ）

この法典又は他の法律により設立された協会（サマコム）は法人の地位（ターナニティブコン）を

有する。

第123条 協会（サマコム）の種類（パペート）及び活動の範囲

協会の種類は以下のとおりである：

1. 経済〔分野〕的（ダーン）な協会（サマコム）；
2. 職業訓練（ウィサシーブ）、テクノロジー（テクニークウィサカーン）及びクリエイション（パティットキッテーン）的な協会（サマコム）；
3. 社会福祉事業（サンコムソンコ）及びその他の協会（サマコム）。

協会（サマコム）は以下の活動範囲を持つ：

1. 全国の範囲で活動する協会（サマコム）；
2. 県又は首都（ナコーンルワン）の範囲で活動する協会（サマコム）；
3. 郡（ムアン）、特別区（テッサバーン）、特別市（ナコーン）の範囲で活動する協会（サマコム）；
4. 村の範囲で活動する協会。

協会（サマコム）は、許可を得た範囲内で支部又は代理人事務所（ホーンガーンプーターナー）を持つことができる。

第124条 協会（サマコム）設立の要件

設立しようとする協会（サマコム）は以下の要件を満たさなくてはならない

1. 憲法、法令（ゴットマイラビヤップガーン）並びに国、地方及び少数民族（パオターントーン）の善良な慣習に反しない目的を持つ；国家の安寧（マンコン）、社会の秩序及び他人の権利自由に対する危険がないこと；
2. 設立者（プーリルーム）が、この法典に定めるところに従い行為能力を有する人又は法人であること；
3. 定款を持ち、上記協会（サマコム）の目的の達成を確保するための事務所及び財産（サプシン）を有する；
4. 協会（サマコム）の活動に任意で参加（カ

オフワム）する加入（ロンタビヤン）構成員の数が十分である。

第125条 協会（サマコム）の設立申請

協会（サマコム）の設立申請（コー）は、関連法令に定める要件、規則（ラビヤップガーン）及び手続に従う。

第126条 協会（サマコム）の定款

協会（サマコム）は、協会（サマコム）の名称及びこの法典108条及び関係政令に定めるその他の内容からなる定款を持たなければならない

第127条 協会（サマコム）の統治構造（コンパゴープガーンジャッターン）及び管理運営（ガーンクムコーンポリハーン）

協会（サマコム）はその統治構造（コンパゴープガーンジャッターン）を持つ。

協会（サマコム）の統治構造（コンパゴープガーンジャッターン）及び管理運営（ガーンクムコーンポリハーン）は、協会の定款又は協会の設立合意（コートクロンサンターン）に規定される。

第128条 協会（サマコム）の総会（ゴーンバスムニャイ）

協会（サマコム）の総会は協会（サマコム）の最高機関（ジャッターンスンスッ）であり、その協会の定款に従い行われる。

第129条 協会（サマコム）の統合（クワプ）、分割（ニェーク）及び解散（ユブルーク）

協会（サマコム）の統合（クワプ）、分割（ニェーク）及び解散（ユブルーク）はこの法典の117条、118条及び119条に従う。

C. 財団（ムンニティ）

第130条 財団（ムンニティ）

財団（ムンニティ）とは、社会的（サンコム）な組織（ガーンジャッターン）であり、法人の地位（ターナニティブッコン）を有し、公益（サーターラナパ

ニョート)のために利用する資本、特定の財産(サブシン)を持ち、文化、教育、環境、保健、スポーツ、科学、慈善事業、人道、その他の分野があり、利益を求めない(ポーワン)。

財団(ムンニティ)の財産(サブシンコーン)の使用は、財団の目的に沿う形でのみ使用され、それ以外に何人の個人的利益のためにも行われない。

第131条 財団(ムンニティ)の活動範囲(コープケー トガーンケーアンワイ)

財団(ムンニティ)は以下の活動範囲を持つ：

1. 全国の範囲内で活動する財団(ムンニティ)；
2. 県又は都(ナコーン)の範囲内で活動する財団(ムンニティ)；
3. 郡(ムアン)、特別区(テッサバーン)、特別市(ナコーン)の範囲内で活動する財団(ムンニティ)。

第132条 財団(ムンニティ)の設立要件

財団の設立は以下の要件を満たさなくてはならない：

1. 憲法、法律並びに国、地方及び少数民族(パオターントーン)の善良な慣習に反しない目的を持ち；国家の安寧(マンコン)、社会の秩序及び他人の権利自由に対する危険がないこと；
2. 設立者(プーリルーム)が、この法典に定めるところに従い行為能力を有する人又は法人であること；
3. 定款を持ち、財団(ムンニティ)の目的の達成を確保するための事務所及び財産(サブシン)を有する。

第133条 財団(ムンニティ)の設立申請

財団の設立は、法律及び関連政令(レラビヤップガーンティーキヨコーン)に定める要件、規則(ラビヤップガーン)及び手続に従う。

第134条 財団(ムンニティ)の定款

財団は、財団の名称並びにこの法典108条及び関

係政令に定めるその他の内容からなる定款を持たなければならない。

第135条 財団(ムンニティ)の統治構造及び管理運営

財団はその統治構造(コンパゴープガーンジャットタン)を持つ。

財団の統治構造及び管理運営(ガーンクムコーンポリハーン)は、財団の定款又は財団の設立合意(コートクロンサンターン)に規定される。

第136条 財団(ムンニティ)の合併、分割及び解散

財団の合併(クワプ)、分割(ニェーク)及び解散(ユブルーブ)は設立者の意思に従いこれを行うことができる。

財団(ムンニティ)の統合、分割及び解散はこの法典の117条、118条及び119条に従う。

第III編 家族

第1章 一般原則(ラッカーントワパイ)

第137条 家族(コプクワ)

家族とは夫、妻、子ども(ルーク)及びその他の互いに結びつく家族構成員からなり、生活を共にし、有効に家族登録(サマノクア)をした社会的な細胞(チュラン)である。

第138条 家族関係(サーイポワパンコプクワ)

家族関係とは、婚姻の登録、子どもをもつこと及び他人の子を養子にもらうことにより生じる関係であり、お互いの間に家族としての権利及び義務を生じさせるものである。

家族関係は出生、社会経済的地位、人種、民族、文化度、職業、宗教、居住地その他と関わりなく生じる。

第139条 親族(サイニャート)及び親族の等級(ラダップ)

家族関係における親族(サイニャート)は、血族

(サイニャートタンサイルーアット) 及び姻族 (サイニャートティーキヤオパンカン) からなる。

1. 血族は、直系血族 (ニャートサーイタン) 及び傍系血族 (ニャートサーイクワーン) の 2 種類に分類される。

1.1 直系血族は、上位直系血族 (ニャートサーイタンブーアントゥン) 及び下位直系血族 (ニャートサーイタンブーアンルン) の種類がある。

上位直系血族は、以下の等級に分けられる：

- 父母；
- 祖父母 (プー, ニャー, ポータオ, メータオ)；
- 曾祖父母 (トゥワット)。

下位直系血族は、以下の等級に分けられる：

- 子 (ルーク)；
- 孫 (ラーン)；
- 曾孫 (レーン)。

養子は実子と同じ身分を有する

1.2 傍系血族は、以下の等級に分かれる：

- 兄弟姉妹 (アイ, ウアイ, ノーン)；
- 兄弟姉妹の子 (ルークアイ, ウアイ, ノーン)；
- 叔父叔母 (ルン, パー, アーオ, アー, ナーパーオ, ナーサーオ)。

2. 姻族は、以下の等級に分けられる：

- 継子；
- 夫又は妻の父母；
- 夫又は妻の兄弟姉妹 (アイ, ウアイ, ノーン)。

第 140 条 家族関係における男女 (ニンレサイ) 間の平等 (サムーパープ)

男女 (ニンレサイ) は家族関係のあらゆる側面で平等の権利を有する。

第 141 条 婚姻の権利自由

成年に達した男女 (ニンレサイ) は、国の善良な慣習 (バベニーアンディーガーム) に従って、任意に且つお互いの愛情に基づいて、夫および妻となる伴侶 (クーハック) を選ぶ権利自由 (シットセリパープ) を有する。

いかなる人、家族または組織 (ガーンジャンタン) も、その管理下にある子や孫 (ルークラーン)、それ以外の家族の構成員、職員 (パナックガーン) もしくは公務員 (ラッタコーン) の結婚を強制 (バンカップ) または妨害する (カックワン) 権利はない。

第 142 条 一夫一婦制 (ガンベンポワヌンミヤディアオ)

婚姻は一夫一婦制 (ラッグーンポワヌンミヤディアオ) の原則に従わなければならない。

第 143 条 母子の利益の保護

国家及び社会は、夫婦が共に暮らしているか、別居しているか又は離婚しているかにかかわらず、母子の正当な (ソープタム) 権利及び利益を保護することを最優先に考慮する (トゥーアオ…ペンブリマシット)。

第 144 条 家族の発展

国家は、あらゆる国家機関 (オンガーンジャットンコーンラット)、社会、経済単位 (ホワヌワイトゥラキット) 及び全ての国民に対して、家族が幸福で、理想的家族であり、文化的家族であり、進歩し、連帯し、温かく、正義で文明化するように発展することを促進する。

第 2 章 婚約 (ガーンマンマーイ) 及び婚姻申込 (ガーンスーコー)

第 145 条 婚約 (ガーンマンマーイ)

男女 (クーバオサオ) が愛し合っているが (マクハク)、まだ婚姻のために一緒になるに至っていないとき、伝統習慣 (ヒートコンパペニー) に基づき、男性側が財産 (サップシーン) や貴重品を女性側に預ける又は預けないことによって、婚約に関する合意書 (ポットバントウククトクロン) を作成する。

婚約は行っても行わなくてもよいが、法的な効果を有しない。

第 146 条 婚約の不履行 (ポーパティバット)

この法典の 145 条に規定した婚約がある場合で、男性側が十分な理由なく婚約に違反 (ラムート) したときは、まだ合意 (ガントクロン) に従って引き渡されていない財産 (サップシーンコーン) または貴重品は女性側に引き渡さなければならず、すでに引き渡された財産または品物は、女性側の財産となる (トック) ものとする。

女性側が十分な理由もなく婚約を破棄した場合、まだ覚書に従って女性側に引き渡されていない財産または貴重品は、男性の財産として留まる (トック) ものとし、男性側からすでに受け取っている財産または貴重品は、女性側は男性側に返却しなければならない。

第 147 条 婚姻申込 (ガーンスコー)

男女 (パオサオ) が愛し合い (マクハク)、夫婦となることに合意した場合、男性側は、その父母、年長者 (タオゲー) 又は組織とともに、女性側の父母、年長者を訪れ、伝統慣習 (ヒートコンパペニー) に従って、婚姻贈答品 (カードーン) 及び結婚式について、男性側及び女性側の能力及び現実の条件 (ングアンカイ) に即して合意し、適切に覚書 (ポットバントウック) を作成する。

第 148 条 婚姻申込に基づく不履行 (ポーパティバット) から生じる損害の賠償

一方当事者に十分な理由なく婚姻申込の不履行がある場合で、女性側又は男性側の名誉尊厳 (キヤットサクシー) に損害がある場合又は婚姻の準備の為の出捐がある場合、当該不履行をした (ポーパティバット) 側は、その損害賠償の責任を負う。

第 149 条 夫婦となる前の交渉 (ガーンフワムパウェニーゴーンペンボワミヤ)

夫婦となる前に交渉を持った場合、男性 (サイスー) が女性 (ニンスー) を妻としないときは、その男性は、女性又はその女性の家族に対して、伝統慣習 (ヒートコンパペニー) に従って、療養費 (カー

フーンフー)、慰謝料 ([カー] ボワペンチッチャイ)、儀式費用 (カータムクワン) を払わなければならない。女性が男性を夫としないときは、慰謝料、儀式費用の支払を求めることができない。

女性が妊娠している場合、男性は、儀式費用 (カータムクワン) に加えて、出産または流産費用 (カーオークルークルールールク)、産後費用 (カーユークカム) 及び関係する費用 (カーサイチャイティーキアオコーン) を支払わなければならない。

いかなる場合も (ポーワーナイコラニーダイコーターム)、男性は、その出産した子 (ルーク) を、成年に達するまで、扶養 (リヤンドゥー) する義務を負う。

第 3 章 婚姻

A. 婚姻の要件及びルール (ングアンカイレラビヤップガーンテンドーン)

第 150 条 婚姻の要件

婚姻して夫婦 (ボワレミヤ) となろうとする男女 (ニンレサイ) は以下の要件を満たさなければならない：

1. 18 歳以上であること；
2. 男女 (クーバオサオ) が愛しており、合意があり、任意性があること；
3. 未婚 (ソート) であるか、離婚している (ハーオン) か又は死別 (マーイ) しており、その法的な証明があること。

第 151 条 婚姻の不許可 (ポーアヌニャート)

婚姻は以下の場合には許可されない：

1. 同性の者；
2. 近親 (ニャートガイシッガン) である者、即ち父母 (ポーメー)、父方祖父母 (プーニャー)、母方祖父母 (ポータオメータオ)、その上[の尊属](クンパイ)と子供(ルーク)、孫(ラーン)、ひ孫(レーン)、その下[の卑属](ロンマー)；養父、養母と養子の間；継父、継母と継子の間；実子と実子、養子、継子との間；養子と養子、継子との間；叔父叔

母（ルン、パー、アーオ、ナーバーオ、ナーサーオ）と甥姪（ラーン）との間。

継子同士については、父母が離婚した場合は夫婦になる事ができる。

第 152 条 婚姻登録

互いに婚姻をすることを希望する男女（ニンレサイ）は、書面で（ペンライラックアクソン）申請書（カムホン）を作成し、男女またはそのいずれが居住する郡レベル内務事務所の家族登録官（チャオナーティ）に提出しなければならない。

男女（ニンレサイ）が要件を全て（コプトゥワン）満たす場合、当該家族登録官は、それらの者を召喚し（ヒヤック）、3人の証人の立会のもとで、その婚姻を登録する。

男女（ニンレサイ）は婚姻の登録の日から夫婦としての地位を有する。

第 153 条 結婚式

結婚式は、行っても行わなくてもよく、婚姻の登記と同時に行ってもよく、その後に行っても良い。但し法的な効果は有しない。

結婚式をするときは、国の善良な伝統慣習（ヒートコーンパベニー）に合致させるとともに、節約的なものとする。

B. 外国に関する婚姻

第 154 条 ラオス人民民主共和国におけるラオス国民と外国人、永住外国人または無国籍者との婚姻

外国人、永住外国人及び無国籍者は、婚姻および家族関係に関して、ラオス国民と同じ権利および義務を有する。

ラオス人民民主共和国におけるラオス国民と外国人、永住外国人又は無国籍者との間の婚姻は、この法典の 150 条から 152 条に従って行わなければならない。

ラオス人民民主共和国における国民と外国人、永住外国人又は無国籍者との間の婚姻登録は、家族登録法の規定に従い、男女（クーバオサオ）の居住す

る県レベルの内務局で行うことができる。

第 155 条 ラオス人民民主共和国における外国人、永住外国人または無国籍者同士の婚姻

ラオス人民民主共和国における外国人、在留外国人及び無国籍者同士の婚姻は、ラオス人民民主共和国の法律または婚姻するカップル（クーテンドン）の一方の国の法律に従って行うことができる。

婚姻するカップルの一方の国の法律に従って婚姻する場合、その国の大使館又は領事館で婚姻の登録を行わなければならない（ハイジョッタピヤン）。

ラオス人民民主共和国における外国人、在留外国人及び無国籍者同士の婚姻登録は、男女（クーバオサオ）あるいは男女いずれかが居住する県レベルの内務局またはラオス人民民主共和国にあるその男女に関係する大使館あるいは領事館で行うことができる。

第 156 条 外国におけるラオス国民同士の婚姻

国は、外国において、ラオス人民民主共和国の法律に適合して（ドーイソートコーンカップ）行われたラオス国民同士の婚姻を認める。

外国におけるラオス国民同士の婚姻登録は、家族登録法の規定に従い、当該国のラオス人民民主共和国の在外公館（サムナックガーンブータンナーコーンソーポボラオ）の家族登録ユニット（ノイガーンタピヤンコーブクワ）で行うことができる。

第 157 条 外国におけるラオス国民と外国人、永住外国人、無国籍者との婚姻

国は、外国において、ラオス人民民主共和国の法律に適合して（ドーイソートコーンカップ）当該男女の居住する国の法律に従って行われたラオス国民と外国人、永住外国人又は無国籍者との間の婚姻を認め、[この場合]大使館又は領事館に通知して知らしめなければならない。

外国におけるラオス国民と外国人、永住外国人、無国籍者との婚姻登録は、当該国のラオス人民民主共和国の在外公館の家族登録ユニットで行うことが

でき、その国の関係する法律に従わなければならない。

C. 無効な婚姻（ガンテンドーンペンモカ）

第 158 条 無効な婚姻（ガンテンドーンペンモカ）

無効な婚姻とは、以下に違反した婚姻である：

1. この法典 150 条に定める夫婦となる為の要件；
2. この法典 151 条に定める婚姻の不許可。

第 159 条 無効な婚姻の取消（ロップラーン）

夫、妻、夫又は妻の父母、人民検察事務所の長、家族登録官又は利害関係を有する者は無効な婚姻の取消（ロップラーン）を申し立てる（ホンコー）権利を有する。

無効な婚姻の取消（ロップラーン）は人民裁判所の管轄である。

第 160 条 無効な婚姻の効果

裁判所が無効な婚姻を取り消す（ロップラーン）判決を出したときは、夫婦関係は終了する（シンストロン）。但し、胎児又は夫婦が一緒にいる間に出生した子は、法律上の子（ルークティートウークトインタームゴツマイ）とみなす（ハイトゥー）。

無効な婚姻の取消の前に、夫婦が一緒にいる間に得た財産（サブソンバット）は共有財産（ガマシットフワム）であり、この法典 290 条の規定に従って分割（ベーンパン）される。

第 4 章 夫婦間の関係（サーイポワパンラワー ンポワミヤ）

第 161 条 夫婦の権利

家族の中では（ユーナイクプクワ）、夫婦はあらゆる面で平等な権利を有する。家族の内部の問題については、夫婦は協力し（エカパーブ）、共に話し合っ

て結論を出す（ポムカントクロン）。
夫婦は、法律が定めるところに従ってお互いに代理する権利を有する。

第 162 条 夫婦の活動の権利

夫婦は、政治的、経済的、文化的小および社会的活動を行う権利を有する。

家族の住所（ボンユー）の選択は、夫婦が協力して（エカパーブ）話し合っ

第 163 条 氏を選択する権利

夫婦は家族の氏として夫又は妻の氏を選択する権利を有する。夫婦はそれぞれの（パイラーオ）氏を継続して使用することもできる。

第 164 条 夫婦の義務

夫婦は、互いに愛し（ハックペーン）、尊敬し（カオロップナプトゥー）、面倒をみ（ブンニェーン）、誇りに思い（ハイキヤット）、許すことを知り（フーチャックハイアパイ）、助け合い（スワイルア）、共に子どもを育て（リヤンドゥー）、教育し（スクサーオブホム）、そして家族を連帯し幸福で進歩した（ガオナー）ものとする義務を負う。

第 165 条 夫婦の負債（ニーシン）に対する責任

夫婦又は夫婦の一方は、以下の場合に負債に対して責任を負う：

1. 夫婦が共同で負債を負ったとき；
2. 夫又は妻の一方が負債を負ったが、家族の支出に充てるためであるとき；
3. 夫又は妻の一方が負債を負い、それが自己の個人的な（スワントワ）利益のためであるとき。この場合に（ナイコラニーニー）、妻又は夫が自己の金銭又は婚姻財産（シンソムサーン）を用いて負債（ニーシン）を弁済（サイテーン）したときは、法律に従って補償（トッテーンクン）を受ける権利を有する。

夫婦が別居後に負った負債（ニーシン）については、それが家族の為であるか又はお互いの合意（トクロンヘンディー）があつてしたときは、夫婦は共に責任を負う。負債が個人的な（スワントワ）利益の為であり、お互いの合意（トクロンヘンディー）

なく為された場合、負債を負った夫又は妻はそれぞれが責任を負う。

第5章 夫婦の財産（サブソンバット）

第166条 夫婦の財産

夫婦の財産（サブソンバット）は、婚前財産（サブドゥーム）と婚姻財産（シンソムサーン）から構成（パゴープ）される。

第167条 婚前財産（サブドゥーム）

婚前財産とは、夫若しくは妻が婚姻前に取得（ダイマー）した財産（サブソンバット）又は婚姻後に相続若しくは贈与（モーブ）若しくは条件付贈与（ニョック）によって夫若しくは妻が個別に（サポ）得た財産（サブソンバット）であり、当初の状態にあるか又は新たな財産（サブシンコーン）の形になっているかを問わない。

加えて（ノークチャークニー）、夫又は妻の婚前財産から生じた利子（ドクピヤ）、収入（ライダイ）及び果実（マクボン）はその者の婚前財産とみなす。但し、夫又は妻がその生産又は形成（サーンサー）に協力した場合、その収入及び果実については婚姻財産とみなす。

第168条 婚姻財産（シンソムサーン）

婚姻財産は、夫および妻が一緒にいる（ナムカン）間に形成（サーンサー）し又は取得（ハークマーダイ）した財産（サブソンバット）である。但し、個人的に利用する価値の低い（ポーミームンカースーン）ものである財産（サブシンコーン）はこの限りでない。

同居中（ユーフワムカン）又は別居中（ニェークカンユー）に得た夫又は妻の収入（ライダイ）はすべて婚姻財産（シンソムサーン）とみなす。

一方の婚前財産を、婚姻財産又は他方の婚前財産を使用して修繕（ソムベーン）した場合で、修繕の支出（ガンサイチャイ）の価格（ムンカー）がその修繕する婚前財産の2/3を超えるときは、その物（サップ）は婚姻財産となる。

第169条 婚姻財産の使用

夫婦は、夫又は妻のいずれがその財産（サブシンコーン）を得た者であるかに関係なく、婚姻財産（シンソムサーン）に関して等しい（タオティヤムカン）権利を有する。夫婦は、家族の要求（ヒヤックホーン）必要（トーンカーン）に従って合理的に婚姻財産を使用する権利を有する。高い価値を有する婚姻財産に関する収益権及び処分権については、事前に（シアゴーン）お互いの合意（エカパープ）形成を必要とする。

第6章 夫婦の終了（ガンシンストットガンペンポワミヤ）

第170条 夫婦の終了

夫婦の終了とは、以下に規定する事由（サハート）の1つにより、夫婦関係が決裂する（カートチャーク）ことをいう：

1. 離婚；
2. 婚姻の無効を承認（ハップフー）する裁判所の判決；
3. 夫又は妻の死亡。

A. 離婚（ガンヤーハーン）

第171条 離婚

離婚はこの法典176条に規定する事由の1つによる夫婦の終了である。

いかなる場合も（パワーナイコラニーダイコーターム）離婚を買う（スーハーン）こと又は強制して離婚させる（バンカップハイヤーハーン）ことは許されない（ポーアヌニャート）。

第172条 離婚の種類

離婚には以下の2種類（パペート）がある：

1. 任意（サマックチャイ）の（ドゥワイ）離婚；
2. 裁判所の判決による（ターム）離婚。

第173条 任意の離婚

任意の離婚とは夫婦の相互の合意（ヘンディーヘンポーム）による離婚である。

任意の離婚は以下の要件を満たさなければ（ミーグアンカイコプトゥワン）ならない：

1. 子の問題（バンハー）、例えば子の養育（リヤンドゥー）などに関して争い（コーカッニェーン）がない；
2. 婚姻財産に関して争いがない；
3. 負債（ニーシン）に関して争いがない。

任意の離婚が効果を有するには、家族登録法に従い、男女（クーバオサオ）の居住する郡レベルの内務事務所で登録しなければならない。

第 174 条 任意の離婚の手續（カントーン）

任意の離婚をしようとする（ミーチュッパソン）夫婦は、両者の両親、年長者（タオゲー）とともに 3 人以上の証人の面前（ソンナー）で離婚申請書を作成し、自分たち（プワックトン）が住む村の村長に提出しなければならない。村長は、離婚申請書を受理したときは、夫婦が仲直り（クンディーカン）するよう教育（スクサーオプホム）しなければならない。当事者ら（プワックキヤオ）がただちに（ナイタンダイ）受け容れない（ポーソムニョム）ときは、3 カ月以内の定められた熟慮期間（ウェラーパイコンキット）を与えなければならない。

熟慮の後、仲直りしないときは、村長は、離婚登録及び夫婦それぞれに（プーラサバップ）証拠として利用する為に離婚証明書（バイヤハーン）を発行するため、離婚の記録（ポットバントウック）を作成して、郡（ムアン）、特別区（テッサバーン）、特別市（ナコーン）の戸籍登記官に送付しなければならない。

第 175 条 裁判所の判決による（ターム）離婚

裁判所の判決による離婚とは、夫又は妻からの訴え（ホンフォーン）又は申立（ホンコー）に基づき（ターム）離婚させる（ハイヤハーン）裁判所の審理判決（ピチャラナータッシン）である。

裁判所の判決による離婚は以下の要件を満たさなければ（ミーグアンカイ）ならない：

1. 夫又は妻から離婚の訴え（ホンフォーン）

又は申立（ホンコー）がある；

2. この法典 176 条に規定する離婚事由（サヘートコーンガンヤハーン）がある；
3. 夫婦に子の養育、婚姻財産、負債（ニーシン）及びその他の問題がある。

裁判所の判決による離婚は、判決確定の日から効果を有する。

第 176 条 離婚事由（サヘートコーンガンヤハーン）

夫又は妻は、以下の事由の 1 つがあるときは離婚を求める（コー）ことができる：

1. 不貞（タムミサチャン）；
2. 相手、相手の両親及び親戚（ニャートピノー）に対して暴力をふるい（フンヘーン）若しくは汚く（ニャープサー）ののしり（ポイダー）、又は非常に悪い（ヤンハイヘーン）、不適切な振る舞い（パプートティーボモソム）、例えば重度のアルコール中毒や薬物中毒（ティットヤーセプティット）若しくは常習賭博、浪費を行う；
3. いなくなり（ニーバイ）且つ 3 年以上知らせを又は家族を扶養する（リヤン）為の物（サップ）を送らない；
4. 相手の同意なしに 3 年間以上、僧（ピッククー）、見習僧（サーマネン）若しくは寺院助手（ポーカオ）、又は尼（メーカーオ）になる；
5. この法典の 95 条の規定するところにより失踪者となる；
6. 5 年以上の自由刑の裁判判決を受ける；
7. 一緒にいることができないほどの、非常に悪質の危険な病気にかかる；
8. 一緒にいることができないほどの、精神異常者（コンバーシアチット）になる；
9. 性交渉を持つことができない（ポーサーマートフワムパウェニーガンダイ）；
10. 夫婦として共に暮らすことがこれ以上できないとき、例えばお互いの信頼関係の破壊（ポーサッスートーカン）、精神的拷問（トー

ラマーンチッチャイ) など。

第 177 条 裁判所の判決による離婚の検討手続

離婚の訴え又は申立 (ホンコー) 書を受理したときは、裁判所は夫婦が仲直り (クンディー) するよう教育 (スクサーオブホム) しなければならない。当事者ら (プワックキヤオ) がただちに (ナイトンダイ) 受け容れない (ポーソムニョム) ときは、3 カ月以内の定められた熟慮期間 (ウェラーバイコンキット) を与えなければならない。

熟慮の後、仲直りしないときは、裁判所はこの法典 176 条に定める事由の一つがあるときは夫婦を離婚させる判決を出す。離婚の判決の中で、裁判所は、成年に達していない子、及び生計を立てる (ダムロンシウィット) ための仕事に出ることができない夫又は妻の利益を保護する為の措置 (マータガーン) をとらなければならない。

離婚の判決を出した後、裁判所は確定した判決の写しを作成し、離婚登録のため家族登録官に送付し、その後夫婦のそれぞれに離婚証明証を交付しなければならない。

第 178 条 離婚請求 (コーヤハーン) の不許可

夫は、妻が妊娠中又は子どもが生まれてから 1 年が経過するまでの間は離婚を請求 (コー) する権利を有しない。但し、妻が離婚を請求する場合はこの限りではない。

第 179 条 子の世話 (ブンニェーン) 及び養育 (リヤンドゥー)

離婚した夫婦は、子を世話し (ブンニェーン)、養育し (リヤンドゥー) 及び教育 (スクサーオブホム) する義務を負う。

夫婦が子の世話及び養育に関して合意できない時は、裁判所は、子どもの利益を第一に考えつつ、法律に従い父又は母のいずれの下に引き渡す (モーブ) か審理判決しなくてはならず、あわせて子が成人 (ガシアンアニュ) に達するまでの養育費の支払についても判断しなくてはならない。

第 180 条 妻又は夫の扶養料 (カーリヤンドゥー) の請求 (ホンコー)

離婚を審理する際又は離婚の登録が為された後、かつての夫婦関係に起因する疾病 (チェブ) を有し且つ自ら生活費を稼ぐことができず困難に陥っている (カートクーン) 妻又は夫は、相手方 (ファイティートゥークホンコー) に経済力 (クワームサーマートタンダンセタキット) があるときは、裁判所に対して、夫又は妻に扶養料を支払わせることを審理判決するよう請求する (ホンコー) 権利を有する。但し、その扶養料の支払いは 2 年を超えない。

第 181 条 婚前財産 (サップドゥーム) 及び婚姻財産 (シンソムサーン) の分割

夫婦の婚前財産と婚姻財産の分割は以下のとおり行う：

1. それぞれの側 (ファイダイ) の婚前財産は、それぞれの側 (ファイナン) の所有物となる；
2. 夫婦の婚姻財産は等分する (ハイベーンバンカンコンラクン)。但し、夫又は妻が、不貞、婚姻財産の搾取又は横領という不当行為 (カタムピット) を行い、そのことにつき確定判決がある場合は、その不当な側 (ファイティープット) は、婚姻財産の 3 分の 1 のみを受け取る。

子が成年に達しておらず、その子が一方の下にいるときは、その方は子の養育の為に婚姻財産の 3 分の 1 を受け取る。その養育の為に費用が子を育てるのに十分でない場合は、この法典の 217 条に従い、子と生活を共にしていない父または母が、子が成年に達するまでその義務を履行しなければならない。その財産の残りを夫婦が等分する。

婚姻財産は夫婦が離婚した後に分割される。

婚姻財産は、以下の場合、本項に定めるところに従い、一方の訴え (ホンフォーン) 又は申立 (ホンコー) に基づき、離婚前に分割することができる：

1. 夫婦が別居した場合；
2. 夫又は妻が、婚姻財産を盗って不正に使用し、又は婚姻財産に対して不誠実 (ポーミー

クワームボーリスツチャイ)である場合；

3. 夫又は妻が、裁判所の判決により失踪となった場合。

第 182 条 未払婚姻贈答品（カードンカーン）

未払婚姻贈答品は、婚姻申込の覚書の定めに従った引渡（モーブ）が完了していない金銭又は物の数量（ジャムヌアン）である。

離婚する場合、男性側に落ち度（クワムピット）があるときは、男性側は、女性側に対する未払婚姻贈答品の支払（チャーイ）について責任を負わなければならない。女性側に落ち度（クワムピット）があるときは、未払婚姻贈答品はなかったものとする（トクパイ）。

B. 外国に關係する離婚

第 183 条 ラオス人民民主共和国におけるラオス国民と外国人、永住外国人、無国籍者との間の離婚

ラオス人民民主共和国におけるラオス国民と外国人、永住外国人、無国籍者との間の離婚は、この法典の規定に従って行う。

第 184 条 ラオス人民民主共和国における外国人、永住外国人、無国籍者同士の離婚

ラオス人民民主共和国における外国人、永住外国人、または無国籍者同士の離婚は、この法典の 171 条から 182 条の規定に従って行う。

第 185 条 外国におけるラオス国民同士の離婚

外国におけるラオス国民同士の離婚は、ラオス人民民主共和国の法律又は夫婦が居住する国の法律に従って行う。

外国におけるラオス国民同士の離婚は、ラオスの大使館又は領事館に知らせなければならない（ハイ…ハップフーナム）。

第 186 条 外国におけるラオス国民と外国人、永住外国人、無国籍者との間の離婚

外国におけるラオス国民と外国人、永住外国人、無国籍者との間の離婚は、ラオス人民民主共和国の

法律又は夫婦が居住する国の法律又は夫又は妻の国の法律に従って行う。

外国におけるラオス国民と外国人、永住外国人、無国籍者との間の離婚は、ラオスの大使館又は領事館に知らせなければならない（ハイ…ハップフーナム）。

第 187 条 ラオス国民と外国人、永住外国人、無国籍者との間の離婚の登録

ラオス国民と外国人、永住外国人、無国籍者との間の離婚の登録は、男女が離婚する前に居住していた県レベルの内務事務所で登録しなければならない。

外国におけるラオス国民と外国人、永住外国人、無国籍者との間の離婚の登録は、当該国のラオス人民民主共和国の在外公館の家族登録ユニットで行うことができ、または、その国の關係する法律に従わなければならない。

C. 死亡（ガーンシアシウィット）

第 188 条 夫又は妻の死亡

夫又は妻の死亡とは、自然に又は裁判所の判決により死亡することである。

第 189 条 夫または妻の自然による死亡

夫又は妻の自然による死亡とは、病気、加齢、事故（ウブパティヘッド）、殺人及びその他現実において生じる偶然及びその他の事情により死亡することである。

第 190 条 夫又は妻の裁判所の判決による死亡

夫又は妻の裁判所の判決による死亡とは、この法典の 97 条の規定による死亡をいう。

D. 夫婦關係終了の効果（ポン）及びよりもどし（ガーンアオガンクーンペンボワミヤ）

第 191 条 夫婦關係終了の効果（ポン）

夫婦關係の終了は以下の効果を持つ：

1. 婚姻財産は分割される；
2. 子の養育義務；

3. 負債に対する共同の責任。

第192条 共通の氏の使用（ガンサイナムサク ンディアオカン）の終了

夫又は妻が婚姻して氏を夫又は妻の氏に変更した場合、夫婦関係が離婚又は裁判所の判決による婚姻の無効により終了したあと、以前の（ドゥーム）自身の（トン）氏に戻すことができ又は他方から異議がないときは家族の姓を維持することができる。

第193条 よりもどし（ガンアオガンクーンベン ボワミヤ）

離婚した夫婦が再びよりをもどす（アオガンクーン）ときは、もう一度新たに婚姻の登録をしなければならず、且つこの法典に従わなければならない。

第7章 父母と子の関係

A. 実子（ルークキーン）

第194条 父母と実子（ルークキーン）の権利及び 義務の発生（ダイ）

法律が規定する父母と子（ルーク）の権利及び義務は、子（デック）の出生（ガムヌート）により発生（クートクン）する。

子（ルーク）は、適法に（ヤントウークトン）婚姻している父母から、又は婚姻していない父母から生まれるものである（アーチャクト）が、父である者（プーベンポー）は自ら任意に（サマックチャイ）その子の真の父であることを認める（ハップフー）ことができ、又は裁判所の判決により父であると認められる（ダイトウークハップフー）。

第195条 出生報告及び出生登録

自らの家庭（コプクワ）、保健センター（スックサーラー）又は病院で子どもが生まれたときは、家長又は家族の代表は、家族登録法の規定に基づき報告し出生を登録しなければならない。

第196条 子（デック）の名前及び氏（ガンサグン）

父母は自由に（タームチャイマク）且つお互いの

合意に基づき（タームガンヘンディー）子（デック）の名前を決める権利を有する。子（プーベンルーク）は、成年に達したときは、規則（ラビヤップガン）に従い自分で自分の名前を変える権利を有する。

子（デック）の氏は、父母が同じ氏を使っているときは父母の氏を使うものとする（ハイサイ）。

父母が異なる氏を使っているときは、子は、父母の合意（ヘンディー）に従い、父の又は母の又は両方の（コーンタンソーン）氏を使うことができる。合意（トクロン）できない時は、子は裁判所の判決に従って氏を使用する。

離婚し又は裁判所の判決による婚姻が無効とされたときも、子の氏は変更しない。子が一緒に暮らす父又は母において、子に自分の氏を使わせたいと望むときは、未成年である子の氏を自分のものに変更する権利を有する。

その名前又は氏を変更したいときは、関係法律を適用する。

第197条 父であることの認知（ハップフー）

父であることの認知は、子が、婚姻していない父母から生まれたときに行われる。

認知による父子関係は子の出生時より発生する。

父であることの任意の認知は、子の父母が共同の申請書（カムホン）を郡（ムアン）、特別区（テッサバーン）、特別市（ナコーン）の家族登録機関（オンカン）に提出（ニューン）して行わなければならない、その申請書では父が真に父であることを認め（ハップフー）、母もそれに同意（ヘンディー）しなくてはならない。母が死亡しているときは、父であることの認知は単独の（ファーイディアオ）申請書（カムホン）ですることができる。

子が成年に達しているときは、父であることの認知は、子の同意のみあれば、することができる。子の父が他の女性と婚姻していることは、子を認知することの妨げにはならない。

父が、子の父であることを認めないときは、母、子の後見人（プーポッコーン）又は成年に達した子もまた（センディヤオカン）、裁判所に父であるこ

との認知を審理判決するよう請求（ヘットカムホーン）する権利を有する。

裁判所は以下がある場合に父であることを認知する判決を出す：

1. 子の出生に先立って、子の母と、父であるとされる者が共に暮らし（ユーフワムカン）共に生計を立てていた（サーンセタキートルワム）場合；
2. 共に子の世話（ブンニェーン）養育（リヤンドゥー）又は教育（スクサーオブホム）に努めている（アオチャイサイ）場合；
3. その者が父であることを証明する証拠、例えば科学的医学的な証拠、がある場合。

第 198 条 父であることの否認（パティセツト）

夫である者（プーベンポワ）が、子が自身の子でないことを証明できるときは、裁判所に対し父であることを否認するため訴えを提起する（ホンフォー）権利を有する。父であることの否認の請求（ホンコー）は子の出生を知ったときから 1 年以内になくなくてはならない。

B. 養子（ルークリヤン）

第 199 条 養子縁組（ガンアオデクマーベンルークリヤン）

他人の子（ルークコンプーウーン）を養子にするために貰うことは、養父、養母及び養父母の親戚（ニヤートピノーン）において、その子を自分たちの実の子、実の兄弟、実の孫甥姪（ラーン）と同じようにみなす（ハイトゥー）ことであり、一方養子においては、自身の実の父母及び親戚（ニヤートピノーン）との権利義務が終了する（モツ）ことである。

養子縁組（ガンベンルークリヤン）には、この法典に規定するところに従い、適法な（ヤントウク）証明書類が必要である。

第 200 条 養子縁組（アオデクベンルークリヤン）を申請する者の要件

養子縁組をしようとするラオス国民は以下の要件

を満たさなければならない：

1. 養子縁組の申請をする時点で 18 歳以上であり、養子にしようとする子どもと 18 歳以上の年齢差があること；
2. 正常な精神（サティサムパサンニャソムブーン）を有すること；
3. 経済的に安定した地位を有すること；
4. 恒久的な住所（ボーンユー）があること；
5. 確かな職を持っていること；
6. 健康で、伝染病でなく、薬物中毒でないこと；
7. 刑事事件において有罪判決を受けたことがなく、親権をされていないこと；
8. 郡レベルの委員会の評価（ガンパムーン）を経て（ダイパーン）おり、要件を満たし且つ養子を取るのに相応しい（モソム）者であるとしてリストに名前が載っている（ミースーユーナイバンシー）こと。

妻又は夫が養子縁組をするときは、夫又は妻の同意がなければならない。

第 201 条 養子となる子の要件

養子となる子は以下の要件を満たさなければならない：

1. 成年に達してないこと；
2. 世話養育（ブンニェーンリヤンドゥー）を受けておらず又は家族と共にいることができず又は自身の家族の元へ帰ることができない；
3. 養子となる子が 10 歳以上であるときはその子の書面による同意、その同意は強制であってはならない；
4. 子の実父、実母又は後見人又は子の養育に責任を負う機関（パークスワン）の書面による同意があること、その同意は強制であってはならない；
5. 責任を負う委員会の評価（ガンパムーン）を経て（パーン）、承認（カムヘンディー）があり且つ養子にすることができる子としてシルトに名前が載っている（ミースーユーナ

イバンシー) こと。

第 202 条 養子縁組 (ガーンアオデクマーペンルークリヤン) の手続 (ウィティー)

養子縁組の申請及び検討は、別の規則 (ラビヤップガーンターンハーク) に従い行う。

第 203 条 養子であること (ガーンペンルークリヤン) の登録

ラオス人による養子縁組 (ガーンアオデクペンルークリヤン) の登録は、家族登録法の規定に従い、養父養母が居住する郡レベル司法事務所 (オンカンニュティタムカムムアン) で行うことができる。

外国人による養子縁組 (ガーンアオデクペンルークリヤン) の登録は、司法省の家族登録を担当する局 (ゴムティーハッピーソープヴィアックガーンタビアンコープクア) で行うことができる。

第 204 条 養子縁組 (ガーンアオデクペンルークリヤン) の秘密保持

養父養母の同意なくして、又は養父養母が死亡しているときは家族登録官の同意なくして養子であること (ガーンペンルークリヤン) に関する秘密 (クワームラップ) を開示した者は、刑事的責任を負う。

第 205 条 養子 (ガーンペンルークリヤン) の効果

養父養母と養子との関係は、登記された日に生じ、同時に養子に貰われる子と実父実母との関係は終了する。

養子は、養父又は養母の氏となる。

養子がすでに名を持っている場合で、養父養母がその名が不適切だと思うときは、子のために名を変更することができる。子が 10 歳に達している場合は、子の事前の同意を要する。

第 206 条 養子 (ガーンペンルークリヤン) の終了

養子であること (ガーンペンルークリヤン) は、養子縁組 (ガーンアオデクマーペンルークリヤン) が無効であると認定する裁判所の判決によって、また養子であること (ガーンペンルークリヤン) の解

消 (トーン) によって終了する。

養子縁組 (ガーンアオデクマーペンルークリヤン) は、偽造書類 (エカサーンポーム) を使って若しくは養父養母になることができない者によって為され又はこの法典の 200 条に定める養子縁組 (ガーンアオデクマーペンルークリヤン) の要件に違反して為された場合、無効となる。

養子であること (ガーンペンルークリヤン) が子の利益のためになっていない (ポートープサノーンポンパニョート) とときは、養子であること (ガーンペンルークリヤン) は解消 (トーン) される。

実父実母、養父養母又はその他の利害関係を有する者及び人民検察院の長は、養子縁組の取消し (ロップララン) 又は解消 (トーン) を求める権利を有する。

C. 外国籍 (ポンラムアンターンパテット) の者による養子縁組

第 207 条 永住外国人、外国人 (コンターンパテット) である養父養母の要件

永住外国人、外国人である養父養母の要件は、この法典の 200 条に定めるところと同様とするが、但し 1 号については、申請者は申請のときに 30 歳から 50 歳でなくてはならない。

外国人であるがラオ族 (スアサートラオ) である申請者については、この法典の 200 条に規定するところに従う。

第 208 条 養子にいく子 (デクティーチャパイペンルークリヤン) の条件

永住外国人、外国人の元に養子に行く子の要件は、この法典の 201 条に規定するところに従うが、但し 1 号については、子は 8 歳を超えてはならない。

申請者の近親者 (ニヤートガイシット) である子、特別な子 (デクピセート) 又は養子に行く子の兄弟姉妹で 8 歳以上の者は、特別事例 (コラニーピセート) として検討する。

第209条 外国における養子縁組(アオデクペンルークリヤン)

外国在住のラオス人(コンラーオ)で外国に住むラオス国籍である子を養子に貰おうとする者は、ラオスの法令に従って、ラオス大使館または領事館又はラオス人民民主共和国の関係機関(オンガーンティーキョコーン)に申請書(カムホーン)を提出し、登録を求め(コージョタビヤン)なければならない。

養父養母がラオス国籍でない場合、養子縁組(ガーンアオデクペンルークリヤン)は、まず(シアコーン)ラオス人民民主共和国の適切な権限(シットナムナート)を有する機関(オンガーン)から許可を得なければならない。

ラオス人民民主共和国在住又は外国在住の外国人(コンターンパテット)、永住外国人又は無国籍者で、ラオス人民民主共和国在住のラオス国籍の子を養子にしようとする者は、ラオスの法令の規定に従う。

第210条 ラオス人民民主共和国に連れてくる養子縁組

ラオス国籍の者が外国籍の子どもをラオスにおいて養子にするには、ラオス人民民主共和国の法令に反しない限り当該外国の法令を適用する。

外国人である子を貰う養子縁組(ガーンアオデクティーベン…マーペンルークリヤン)は、ラオス大使館又は領事館に報告して知らせなくてはならない。

第211条 外国人、永住外国人又は無国籍者の養子縁組の方法

外国人、永住外国人、無国籍者でラオス国籍の子どもを養子に貰おうと申請(ホンコー)する者は、司法省に申請書(カムホーン)を提出しなければならないが、[司法省は]規則(ラビヤップガーン)に従って関係する諸機関と調整のうえ合意を得、それに基づき検討し、その後、内閣府(サムナックガーンナーニョックラタモンティー)に対して検討決定(ピチャラナートクロン)するよう提案する。

第212条 外国人、永住外国人又は無国籍者による養子縁組の効果

養子縁組(ガンアオデクパイペンルークリヤン)は、この法典205条に規定するところと同様の効果を有する。

D. 継子

第213条 継子(ルークナー)

継子(ルークナー)とは、夫又は妻についてきた子(ルークティッド)である。

継子(ルークティッド)は実子及び養子と同じ地位を持つ。但し法が別途定める場合を除く。

第214条 継子(ルークナー)の終了事由(サヘート)

継子(ルークナー)は以下の場合に終了する：

1. 継父又は継母が自己の実母又は実父と離婚したとき；
2. 継父又は継母と実母又は実父の婚姻が無効であるとき。

第8章 父母及び子の権利および義務

第215条 子の権利および利益を守る(ポッポーン) 父母の権利および義務

父母は、子の権利および利益を守る権利および義務を平等に有し、父母は、成年に達しない子の法定代理人となり、裁判所、職場、学校及びその他の場所における子の権利および利益を保護する義務を負う。

第216条 子を教育(スクサーオブホム)する父母の義務

父母は、自らの子をして、愛国心(ネオキットハクサート)、向上心(ハククワームガオナー)を持ち、善良であり、感謝の気持ちを持ち、喜びに満ちた人生設計を持つよう教育(スクサーオブホム)しなければならない且つ子どもが教育を受け(ハップガーンスクサーハムヒヤム)そして家族及び社会にとって有益な仕事、活動を行うよう環境(グアンカイ)を整えなければならない。

第 217 条 子を世話、養育する父母の義務

父母は、成年に達しない子に加え（ルワムタン）、行為能力又は仕事をする能力を有しない 18 歳以上の子、例えば精神障害（バーシアチット）若しくは身体障害（ピガーン）などを世話（ブンニェーン）、養育（リヤンドゥー）する義務を負う。

子を養育する義務は、父母が離婚又はその婚姻が無効の場合にもなお履行しなければならない。子を養育（リヤンドゥー）する父又は母は、子が未成年である期間はいつでも養育費（カーリヤンドゥールーク）を求め（アオ）訴える（ホンフォーン）権利を有する。

子 1 人の養育費（カーリヤンドゥールーク）は、国家公務員の最低賃金（グンドゥーアンタムスト）の半分をもとに（ドーイトゥーアオ）、その時々々の生活費（カーコーンシーブ）に基づく（イーンサイ）ものとする。

子の養育費を支払う義務を負う者が、経済的に困難な状況に陥った場合、裁判所にその子の養育費を減額するよう申し立てる（ホンコー）権利を有する。

第 218 条 親を扶養、世話及び補助する子の義務

子（ルーク）は、高齢（タオゲー）、病気（ジェブペン）、働くことができない等で援助が必要な父母を世話（ブンニェーン）、扶養（リヤンドゥー）及び補助（スワイルワ）する義務を負う。父母の扶養料（カーリヤンドゥー）は、父母及び子の間の合意に従う。合意できない場合、裁判所が決めるものとし、子の経済力に基づき毎月払わせる。

子（ルーク）は、父母が不適切（ポートゥークトン）な行為を行ったとき、例えば父母としての権利を濫用したとき、子に対して悪い行い（ヤーンホートハイ）をしたとき、子に対して失礼（ニャプサー）で思いやりのない（ボージョブガーム）ことをしたときは、裁判所の判決によって父母を扶養する義務から解放（ポン）される。

第 219 条 父母及び子の財産（サブ）

彼らが生存している間は、子（ルーク）は父母の

財産（サブ）に対する権利を有さず、父母は子の財産に対する権利を有しない。

成年に達しない子ども（デク）の財産は、父母が管理者（プーミーシットクムコーン）となる。

第 220 条 父母と子の権利の剥奪（ポット）

成年に達しない子ども（デク）に対する父母たる権利（親権）の剥奪（ポット）は、本条 2 項の要件に従い、母、父、成年に達しない子ども（デク）、近親者（ニヤートガイシット）又は検察事務所の長が、裁判所に対して提案（カムサヌー）して行う。

父母が子（ルーク）を教育（スクサーオブホム）する義務を果たさず、父母としての権利を濫用し、子に対して悪い行い（ヤーンホートハイ）をし、子に対して失礼（ニャプサー）で思いやりのない（ボージョブガーム）ことをし又は子（ルーク）が不義理（ネラクン）を行う、例えば父母に対して暴力を振るう（タムハイハーンガーイ）、脅迫する（パンカップナープクー）などした場合、その者（プーキヤオ）は、裁判所により父母たる権利（親権）または子たる権利を剥奪（ポット）される。

父母たる権利（親権）の剥奪がなれた場合でも、父母はなお裁判所の判決に従って成年に達しない子ども（デク）成年に達するまでを世話（ブンニェーン）し養育（リヤンドゥー）する義務を引き続き負う。

第 221 条 父母及び子の権利（親権）の回復（クーン）

権利を剥奪された父母又は子が改心（サーントンディークン）したときは、裁判所は、当人（プーキヤオ）の申立（ホンコー）に基づき、父母又は子の権利の回復について審理判決をする。

第 9 章 未成年後見人の選任

第 222 条 未成年後見人の選任の方法

村長は、父母が死亡し、父母たる権利を剥奪され、病気で又はその他の理由で世話を受けていない（カートガンブンニェーン）未成年の子（デク）に関する通知を受け取った場合、1 カ月以内に子の後見人を子の近親者（ニヤートカイシッド）の中から

任命しなければならない。

近親者が後見人になることを拒否し、または、近親者が子の利益と相反するあらゆる行為（プティカム）を行う場合、村長は、別の未成年後見人の任命について審理判決するよう裁判所に提案（サヌー）しなければならない。

村長は、定期的に後見人の活動を監督（クワッカー）する責務（ナーティ）を負う。

成年に達していない者、行為能力のない者、父母としての権利が剥奪された者、または素行不良な者（プーティーミーガンパポートボーモソム）は後見人として任命されることはできない。

第 223 条 未成年後見人の権利及び義務

未成年後見人は、子を養育（リヤンドゥー）し、教育（スクサーオプホム）し、健康に留意し、教育し且つ権利及び利益を保護する義務を負う。

未成年後見人は、契約をし及びその他もろもろの行為において子の代理人となる権利を有する。

第 224 条 未成年後見人の解任（トーン）及び交替（ビヤン）の請求（コー）

未成年の後見人の行状が悪く、その責務を果たす能力がなく、不適切にその責務を行ったときは、裁判所の判決によってその後見人は解任（トーン）され又は交替されることができる。

第 225 条 未成年後見人の終了

未成年後見人であることは以下の場合に終了する：

1. 子が成年に達したとき；
2. 未成年後見人が死亡したとき；
3. 未成年後見人が行為能力を喪失したとき。

第 226 条 未成年後見人となることの要件、後見の終了及び後見の終了の効果

未成年後見人となることの要件、後見の終了及び後見の終了の効果については、それぞれの場合に応じて、この法典の 79 条、83 条、84 条を適用することができる。

第IV編 物、所有権及び物に対するその他の権利

第 1 章 物

第 227 条 物（サップ）

物（サップ）は物質であり且つ価値があり、有体物（サップミートワトン）及び無体物（サップボーミートワトン）からなる。

有体物（サップミートワトン）はサップシンコーンであり、不動産と動産がある。

無体物（サップボーミートワトン）とは形（フープハーン）のないもので、例えば、請求権（シットウワン）、著作権に対する権利（シットーリカシット）、特許権に対する権利（シットーシティパト）、商標に対する権利（シットークーアンマーイガーンカー）などの知的財産権（シットタンダーンサップシンターバンニャー）である。

第 228 条 不動産（アサンハリマサップ）

不動産は動かす（クアンニャーイ）ことができない物（サップシンコーン）であり、土地及び土地に恒久的に付着した物（サップシンコーン）、例えば家、樹木及びその他の建築物などである。

第 229 条 動産（サンハリマサップ）

動産（サンハリマサップ）は動かせる物であり、例えば、テーブル、椅子、金のネックレス、指輪、動物などである。

第 230 条 果実（マークボン）

果実とは、自然に及び法律により物（サップシンコーン）から生じて収穫されるものである。

天然果実（マークボンドーイタンマサート）とは、物（サップシンコーン）から自然に生じるものであり、例えば、植物の実、果物、動物の子、動物の毛などである。

法定果実（マークボンドーイゴッマーイ）とは、物（サップシンコーン）を他人に貸し又は使用させることによる収入（ラーイダイ）、利子、配当である。

第231条 主物(サブシンコントントー)と従物(サブシンコンパゴープ)

主物とは、独立していて、その機能に従って使うことができるものである。

従物とは、主物(サブトントー)の利益の為に直接使われる(ハップサイ)ものであり、主物の一部であるが切り離すことができるものである。

主物を処分するときは従物も同様に処分するものとみなす。但し別段の合意がある場合はこの限りでない。

第232条 可分物(サブシンコンサーマートニエークダイ)と不可分物(サブシンコンボーサーマートニエークダイ)

可分物とは、明確に部分(スワン)に分割(ニエークオーク)することができ、各部分が従来の性質及び利用性能を保つ物(サブシンコン)であり、例えば、コメ、砂糖などである。

不可分物とは、部分(スワンダイスワンヌン)に分割(ニエーク)すると、従来の性質及び利用性能を保たず又は元の物(サブシンコンドゥーム)が損傷(シアハーイ)され、故障(ペーパー)し若しくは必要以上の高額のコストを要するものをいい、例えば、ギターと弦などであるが、法律又は契約で別段の定めがある場合はこの限りでなく、不可分物を分割する必要がある場合は価値を計算して分配する。

第233条 代替物(サブシンコンビヤンテランダイ)と不代替物(サブシンコンボービヤンテランダイ)

代替物とは、同じ形(フープソン)、性質、ブランド(イーホー)、種類(パペート)、種類(サニット)、数量(バリマーン)、品質、型(フン)及び価値を持つ一般的な物であり、例えば、携帯電話、パソコンなどである。

不代替物とは、特有のデザイン、形、色などにおいて他の物と異なり、見つけるのが困難な物であり、絵画、偶像(シンサッカーラプーサー)、古物(ワッ

トゥーパーハーン)などである。

欠陥、紛失等により代替物について義務を履行することができなくなった場合、他の代替物に差し替える。但し、不代替物はこの限りでない。

第234条 一つの物としての特性を有する物(サブシンコンティーパゴープペンヌンディヤオ)

一つの物としての特性を有する物とは、互いに(スンカンレカン)噛み合わさり(ゴムキヤオカン)、繋がって(ティッパン)、完全な物(サブシンコンティーソムプーン)として成り立つような各部分から構成される物(サブシンコン)である。一部品が足りない又は噛み合わない(ボーゴムキヤオカン)場合、使えないか又はその物(サブシンコン)の利用価値が減少する、例えば機械とケーシングである。

一つの物としての特性を有する物は、分離してそれぞれを処分することができない。

第2章 占有(ガーンコープコーン)

第235条 占有(ガーンコープコーン)

占有とは、物(サブシンコン)を保持(ユットゥー)及び管理(クムコーン)することである。

占有の主要形態(フープガーントントー)は以下のとおりである：

1. 物(サブシンコン)の直接(ターンゴン)及び間接(ターンオーム)占有；
2. 善意(ポーリスツチャイ)及び悪意(ポーポーリスツチャイ)占有；
3. 権原のある(トゥークトン)及び権原のない(ポークトゥークトン)占有。

第236条 物の直接及び間接占有

何人かが、自ら占有する物を、他人をして占有させたとき、例えば賃貸(ガーンハイサオ)、使用させる(ガーンハイユーム)などすると、その者は間接占有者となり、他方物を受け取った方は直接占有者となる。

第 237 条 善意及び悪意による占有

善意占有とは、自分が占有している物が他人の所有物であることを知らずに行う占有であり、それは、物の公然、平穩、継続な占有により推定される。

悪意占有とは、自分が占有している物が他人の所有物であることを知っていた、あるいは知り得た上での占有であり、それは、不穩、秘密、非継続な占有により推定される。

第 238 条 権原のある（トゥークトン）及び権原のない（ポートゥークトン）占有

権原のある占有とは、法的根拠に基づく物の占有である。

法的根拠には以下がある：

1. 法律行為、例えば契約、遺言の作成；
2. 法律上の規定、例えば所有者（チャオコーン）のいない物の保管（ハクサー）、遺失物の拾得、世話（ハクサー）を受けていない動物の管理（クムコーン）、有価物の拾得など；
3. その他法律で定める場合。

権原のない占有とは、何人かによる、前項の定める法律上の根拠のない物の占有である。

第 239 条 占有又は占有者に関する推定（サンニター）

何人かによる何らかの物の占有は、平穩、公然な占有であると推定する。

何人かによる物の二期間（ソンライニャ）、即ち始期及び終期における占有は、継続的な占有であると推定する。

何人かによる何らかの物の占有は、権原ある占有と推定する。ただし、登録が必要な物である場合、登録証（パイタビヤン）の中に名前がある者を権原のある（トゥークトン）占有者であると推定する。

第 240 条 特別許可による物（サップシンコーン）の占有

武器、毒物、ある種の高価な金属などの一定の物質（ワットゥシンコーンパーンパペート）は、権限

を有する機関（オンガーン）からの特別許可を得ている者のみ占有することができる。

第 241 条 権原なく占有する物からの果実

善意で物を権原なく占有する者は、その物から生じた果実を所有者に返還しなくてもよい。但し、国家又は集団の物から生じた果実は、すべてを返還しなければならない。

他方、悪意で権原のない占有者が占有する物から発生した果実は、その物の使用から生じた果実を含め、すべて所有者に返却される。占有者がそれらの果実をとって使用し、売り及びその他所有者に損害を与えたときは、その者は損害又はその果実の価格を所有者に賠償する。

第 242 条 権原なく占有する物の現状維持及び / 又は改良

善意の物の権原のない占有者が、物の棄損（シアハイ）又は故障（ペーパー）を修復（フーンフー）して元の状態にした場合、その物の修復に使った費用を所有者から受け取る権利を有する。

善意の物の権原のない占有者が、物を改良した場合、その部分を分離することが元の物を棄損（シアハイ）し又は故障（ペーパー）させないときは、その部分を受け取る権利を有する。改良した部分を元の物から分離できないときは、善意の権原のない（ポートゥークトン）占有者は、改良するのに要した費用を、現に要した額に応じて（タームガンサイチャイトワチン）、所有者に補償を請求する権利を有する。ただし、その物の価格の増加分を超えることはできない。

悪意の物の権原のない占有者が改良した物は、一切の補償なしで所有者に帰属する（トクベンコンチャオガマシット）。

第 243 条 権原なく占有する物の返還

善意で権原のない動産の占有者は、所有者が返還を請求した場合、その占有する動産を所有者に返還しなければならない。ただし、所有者はその物の価

額に加え費用等を補償（トッテーン）しなくてはならず、それとは別に、その後所有者は、その動産を引き渡した者に、その支払った補償額を請求する。

善意で権原のない不動産の占有者は、所有者が返還を請求した場合、補償（トッテーン）なくその占有する不動産を所有者に返還しなければならない。ただし、維持管理（ポッパクハクサー）費用又は不動産の状態を改善した費用については、この法典の242条1項及び2項の定めに従い、補償（トッテーン）を請求することができる一方（テー）、占有者は、自身に引き渡した者に対して不動産の価格を請求する権利を有する。

占有者が贈与又は相続により物を受領している場合、補償はない。

悪意で権原のない（ポートウクトン）占有者は、すべての物を所有者に返還しなければならない。当該占有者は、自身に権原なく物を引き渡した（モーブ）者から損害賠償（サイテーンカーシアハーイ）を受けることができるが、裁判所へ訴える権利はない。

第244条 権原なく物を占有する者の責任

善意の物の権原のない占有者は、自身の占有する物の棄損（シアハーイ）又は故障（ペーパー）に対して責任を負わない。その者がその損害により利益を受けている場合は、その利益の残存するもの（ティーニャンミーユナン）を所有者に引き渡さなければならぬ。国家又は集団（ルワンムー）の物については、その者は責任を負う。

悪意の物の権原のない占有者は、その過ちによって当該物が棄損（シアハーイ）し又は故障（ペーパー）した場合、所有者に対して、果実及び改良した部分を含めて、全ての損害を賠償しなければならない。

第245条 占有の変更（ピヤン）

占有の変更（ピヤン）は以下の場合に生じる：

1. 新占有者が旧占有者から現実に物を受領（ハップ）したとき；
2. 以下の場合、旧占有者と新占有者の間の

合意：

- 受領者の下に既にある物；
- 旧占有者の下に引き続きある物；
- 第三者の下に引き続きある物、但し新占有者に通知（ジェーンハイ…サーブ）しなければならない。

第246条 占有の保護

物の権原ある占有者又は善意の権原なき占有者は、物の返還（アオ…クン）、妨害（キークワーン）の停止（ニユッサオ）、生じている又は将来生じるであろう障害（ウッパサック）の除去（ロップラーン）を請求（トゥワン）する権利を有する。

当該物の占有者は、侵害（ラムート）又は争い（カクニエン）が生じた日から1年以内に、自己の占有の保護について、関係機関に検討するよう申し立てる（ホンコー）ことができる。

やがて生じるであろう障害（ウッパサック）に関しては、いつでも申し立てる（ホンコー）ことができる。

第247条 占有の終了

この法典の235条に規定する物の占有は以下の場合に終了する：

1. 占有者が占有を放棄し、物の保持又は管理をやめる；
2. 占有者が、他の者がこの法典の246条2項、3項に定めるところにより侵害し又は争うときに、物を取り戻すべく請求しないとき；
3. 直接占有者が自己のために又は第三者のために物を占有する意思を示す；
4. 占有物が破壊された、失われた。

第248条 無体物（サップティーボーミートワトン）の占有

物の占有に関する諸原則は、無体物の占有にも適用することができる（サーマート）。

第3章 所有権

第249条 所有権（ガマシット）

所有権とは、法律の定める範囲内で所有者が有する、何らかの物（サップシンコーンアンダイヌン）を占有し、使用し、収益（ダイハップマクポン）し及び処分する包括的で完全な権利である。

第250条 所有権に含まれる権利（シットナイガマシット）

所有権は、以下の各権利からなる：

1. 占有権；
2. 使用权；
3. 収益権（果実取得権）；
4. 処分権。

A. 占有権

第251条 所有者の占有権

占有権とは、物（サップシンコーン）を保持し、管理する権利である。

所有権者は自己の物を自由に占有する権利を有するが、国家、集団の利益又は他人の正当な権利利益に損害又は侵害（ポンガトップ）をもたらしてはならない（ポーハイ）。但し、法律が別途定める場合はこの限りでない。

第252条 占有権の取得

自己の利益のために又は他人の利益のために合法に物（サップシンコーン）を保持（ニュットゥー）し又は管理（クムコーン）する者は、占有権を取得するものとする（トゥーワー）。

第253条 所有権者でない者の占有権

所有権者でない者は、法律又は契約に定めるところに従い、自己の所有物（ガマシット）でない物を占有する権利を有する。

B. 使用权（シッナムサイ）

第254条 使用权

使用权とは、所有権者又は所有権者でない者の、法律又は契約に従って、その占有下にある物（サッ

プシンコーン）を使用（ナムサイ）する権利である。

第255条 所有権者の使用权

所有権者は、自己の物（サップシンコーン）を使用する権利を有するが、国家、集団の利益又は他人の正当な権利利益に損害又は侵害（ポンガトップ）をもたらしてはならない（ポーハイ）。但し、法律が別途定める場合はこの限りでない。

第256条 所有権者でない者の使用权

所有権者でない者は、法律又は契約に定めるところに従い、自己の所有物でない物を使用する権利を有する。

C. 収益権（シッダイハップマークポン）

第257条 収益権

収益権とは、所有権者又は所有権者でない者の、自身の物又は法律若しくは契約に従って合法に自ら占有する物から又は物の使用から生じる（クート）果実を取得（ダイハップ）する権利である。

D. 処分権（シッシーカート）

第258条 処分権

処分権とは、所有権者の、物を売却（カイ）し、交換し、贈与（モーブ）し、条件付贈与（ニョック）し、移転（オーン）し、放棄（サラ）し又は破壊する（タムラーイ）権利である。

第259条 処分に関する権利（シッナイガーンシーカート）の制限

物の処分に関する権利は、法律の規定がある場合に限りて制限することができる。

所有者が歴史的及び文化的高価な物を処分しようとするときは、国家が優先的に購入権を有する。

第260条 所有権者でない者の処分権

所有権者でない者は、所有者の許可（ガーンアヌニャート）に基づき又は法律に定めるところに基づき、自己の所有物でない物を処分する権利を有する。

第4章 所有権の形態

第261条 所有権の形態

所有権の形態には以下の4つがある：

1. 国家所有権（ガマシットコーンラット）；
2. 集団所有権（ガマシットルワンムー）；
3. 自営所有権（ガマシットエカテツ）；
4. 民間所有権（ガマシットエカソン）。

A. 国家所有権（ガマシットコーンラット）

第262条 国家の物（サブシンコーン）の所有権者

国家は、国家の全ての物について、唯一の所有権者であるが、当該物は国家機関（オンカーンジャッタコーンラット）の管理下に置かれる。

国家機関は、占有、使用、収益及び処分を行使する者であり、法律に定める範囲内で且つ国家の活動（ウィヤックガーン）及び計画（ペンカーン）に沿って、その物を集団組織（オンカーンジャッタコーンラット）又は賃借人に引き渡すことができる。

第263条 国家所有権の対象（バオマーイ）

国家所有には以下の2種類ある：

1. 社会の物質的・技術的基盤となるものであって国家が管理するもの、例えば、工場（ホンチャク）、工場（ホンガーン）、陸海空の交通手段、通信設備、郵便、銀行、企業及びその他の国のもの；
2. 国家機構（ゴンチャクラット）がその活動に使用するもの（サブ）、例えば、建物、自動車、机、椅子、知的財産その他。

土地、鉱物、水、空気、森林（パーマイ）、森林内物質（クーアンパーコーンドン）、水生生物（サツナム）、野生動物（サッパー）、その他の天然資源（サツパニャゴンタンマサート）については国全体（ウォンカナニャート）の所有に属し、領域内において法律に従い国家が代表して調和をもって管理する。

第264条 国家所有権の取得

国家所有権は以下から取得される（ダイマー

チャーク）：

1. 国有化（ガーンハンビヤンガマシットマーペンコンラット）；
2. 国家組織（オンカーンジャッタ）及び国家企業の創設（コーサーン）；
3. 税関税（パーシーアーゴーン）の徴収（ゲップ）；
4. 必要に応じた物の接収（マオスー）；
5. 物の没収（ヒップ）；
6. 所有者のいない物の取得（ダイハップ）；
7. 遺失物の拾得（ゲップ）；
8. 高価な物品の発見（ポップヘン）；
9. 世話を受けていない動物（サト）の捕獲（ダイ）；
10. 購入及び交換；
11. 国家への物の贈与（モーブ）；
12. 相続；
13. その他法によって定められた場合。

第265条 国家不動産に関する処分

企業（ウィサハキット）、建物（アーカーン）、建築物（シンプクサーン）、設備（ワットウパコーン）及びその他の物（サブシンコーンウーン）であって国家機関（オンカーンジャッタコーンラット）の不動産であるものを別の国家機関（オンカーンジャッタコーンラット）へと処分（ガーンシーカート）することは、別の規則（ラビヤップガーンターンハーク）において定める。

上記の物（サブシンコーン）は、何人にもその所有物たるべく付与（モーブ）することはできないが（ポーアーニューニャート）、規則（ラビヤップガーン）に従って売却される不動産はこの限りでない。

第266条 運用財（サブムーンウィヤン）と製造物（バリッタパン）に関する処分

国家機関（オンカーンジャッタコーンラット）は、原材料（ワットウディップ）、資材（ワットウパコーン）、金銭及びその他の運用財ならびにその資産の有用性（クンパニョート）に沿い且つ立案された計画に沿ったそれぞれの加工物（バリッタパン）を処分する者である。

何人も、自らの利益追求のために国家の所有物たる物を使用する権利を有しない。

第 267 条 国家の物（サップシンコーンコーンラット）に対する没収（ヒップ）又は押収（ニュッ）の禁止（ポーアヌニャート）

企業（ウィサハキット）、建物（アーカーン）、建築物（シンプクサーン）、設備（ワットウパコーン）及びその他の物（サブシンコーン）であって国家機関（オンガーンジャッターンコンラット）の動産たるものは、没収（ヒップ）又は押収（ニュッ）されないうが、金銭的媒体（パーハナターンダーンガングン）及びその他法律で定める物（サップシンコーン）はこの限りでない。

外国にある国家の物（サップシンコーン）は、国内にある国家の物と同様に扱う（ハイパティバットダンディヤオガン）。

国家の物の権原のない占有者に対する返還請求はいつでもこれを行うことができ、その民事の訴えには時効はない。

B. 集団所有権（ガマシットルワンムー）

第 268 条 集団所有権（ガマシットルワンムー）

集団所有権（ガマシットルワンムー）は、自身の業務（ナーティーウィヤックガーン）の実施に必要なとなる生産手段（パーハナガーンパリッ）並びにその他の物（サップシンコーンウーン）、例えば機械類（クーアンチャック）、輸送手段、ブルドーザー（ロッドウツ）、耕耘機（ロッタイ）、動物、建物（アーカーン）、建築物（シンプクサーン）、企業（ウィサーハキット）、宿舎（ファンバックポーン）、固定資本（トゥンコンティーン）、運転資本（トゥンムーンウィヤン）及びその他の物などを有する。

集団所有権は協同組合（サハコーン）及びその他の集団組織（オンガーンジャッターンルワンムー）に分類される。

第 269 条 協同組合（サハコーン）又はその他の集団組織の所有権の内容

協同組合又はその他の集団組織は、法律の定める範囲で、自ら所有する物を占有、使用、収益及び処分する権利を有し、自らの規則（ゴッラビヤップ）に沿ってこれらの権利を行使する。

物の処分権は、協同組合又はその他の集団組織が独立して行使するものとして与えられ（モーブハイ）、何人も（ブッコндаイ）当該物を処分することはできない。

第 270 条 協同組合（サハコーン）又はその他の集団組織の所有権の取得

協同組合又はその他の集団組織の所有権は以下から取得される（ダイマーチャーク）：

1. 各構成員による物（サップ）的拠出；
2. 生産およびサービス；
3. 購入および交換；
4. 国家、組織（オンガーンジャッターン）及び個人からの物（ワットウ）的、金銭的寄付（スワイルーア）その他。

第 271 条 協同組合又はその他の集団組織の権利に属する（ティークンカップシット…）土地の使用

協同組合又はその他の共同組織は、その占有する土地を適切に（トゥークトン）使用しなければならず、利益をもたらすように使用しないときは、協同組合又はその他の集団組織は、農地の管理及び使用に関する規則（ラビヤップガーンクムコーンレナムサイティーディンガシカム）に従って罰金を科されるか又は国家は土地を取りあげて他の経済単位（ホワノワイセタキット）若しくは個人に使わせることができ、[この場合]国家は何らの補償も一切しない（ポーダイサイテーンカーダイダイハイタンシン）。

C. 自営（エカテッ）所有権

第 272 条 自営（エカテッ）所有権の対象

自営（エカテッ）所有権には、生産手段（パーハナパリッ）、生産物（パリッタパン）及び商品（シ

ンカー)があり、それは例えば農民集団(サーオガシーゴーン)、製造者(サーオハッタゴーン)、技術者(ナーイサーン)及びその他などの小規模な主体の個人的な所有権である。

第 273 条 自営(エカテッ)所有権者の権利及び義務

自営(エカテッ)所有権者は、法律に従い自由に生産し、サービスを行い、自身の生産物(パリッタパン)を販売する(ジャムナーイ)権利を有する。

自営(エカテッ)所有権者は、国の経済政策その他の政策を遵守し(パティバット)、法律に従って義務を負う。

D. 民間(エカソン)所有権

第 274 条 民間(エカソン)所有権

民間所有権は、民間経済単位の所有権及び個人(スワントワ)所有権がある。

経済単位(ホワヌワイセタキット)が事業を遂行する中で使用する生産手段(パーハナパリッ)、生産物(パリッタパン)、商品(シンカー)及び資本(トゥンホーン)があり、それは事業主体(チャオコーンウィサーハキット)の個人的な所有権である。

第 275 条 民間(エカソン)経済単位の権利と義務

民間(エカソン)経済単位は、例えば、生産(ガーンパリッ)、建設(ガーンコーサーン)、輸送(ガーンコンソン)、商業(ガーンカー)、サービス(ガーンポリガーン)及び契約を締結するなどの事業(トゥラキット)活動を行い、原材料(ワットウディップ)、資材(ワットウパゴーン)及びその他を外国に注文(サンスー)するために通貨(グンター)を使い、法律に従い自由に生産物を販売し、国内及び国外の事業に参加する権利を有する。

これらの経済単位は、その企業登録(タビヤンウィサーハキット)の範囲に従って事業を行わなければならない、法律、国家の経済政策及び国家のその他の政策を厳格に(ヤーンケムグワット)順守(パティバット)し、関税、税金を完全に支払い(シア)、

会計法に従い会計記録を保持する義務を負う。

これらの経済単位は、各自が、事業(トゥラキット)を管理し且つ問題を解決し、売上げ(ラーイサブ)、費用(ラーイチャーイ)、利益(ガムライ)又は損失(ルップトゥン)について一切の責任を負う。

第 276 条 民間(エカソン)経済単位に対してとられる措置

民間経済単位が、その規則(ゴッラビヤップ)で定めた目的(ワットウパソン)外の事業(トゥラキット)を行い又は法律に違反した場合、例えば法律に従って会計を保持しない(ポートウー)、諸手数料支払いの遅滞、企業登録証(バイタビヤンウィサーハキット)の偽造(ポームペーン)若しくは他人への譲渡(モーブ)、賃貸(サオ)などをした場合、その経済単位の主体(チャオ)は、関連法律に定めるところに従って措置(マータカーン)を課される。

第 277 条 個人(スワントワ)所有権

個人所有権には、消費財(クアンサイソーイ)、個人の使用を目的とした物(シンコン)、雑貨(シンコンアムヌワイクワームサドゥワック)、家、家具(クアーンフーアン)、家畜及び収入(ラーダイ)などがある。

第 278 条 個人(スワントワ)所有権の内容

所有者(チャオガマシット)は、自らの物(サブシンコーン)及び収入(ライダイ)について、必要に応じて占有、使用、収益及び処分する権利を有するが、国家、集団(ルワンムー)、組織(ガーンジャット)又は他人の合法的な利益を侵害するような形で自らの物の使用はしてはならない。

第 279 条 協同組合又はその他の集団組織を構成する家族(サマシッコプクワ)の個人(スワントワ)所有権

協同組合およびその他の集団組織を構成する家族の個人所有権は、協同組合(サハコン)を構成する家族がその労働によって得た個人収入(ライダイスワントワ)及びその構成員が自ら入手(マーダイ)

し又は相続若しくは贈与によって受領（ハップ）した物（サップシンコーン）で、協同組合またはその他の集団組織に譲渡（モープカオ）していないものである。

協同組合又は集団組織の特有財産（サップティペンガマシットサボ）は、協同組合又はその他の集団組織を構成する家族の私的所有物とすることはできない。

第5章 共同所有権（ガマシットフワム）

第280条 共同所有権

共同所有権とは、2人以上の所有者がいる物（サップシンコーン）に関する所有権である。共同所有権は所有者の間の合意又は法律の規定によって成立（ダイマー）する。

共同所有権は以下からなる：

1. 持分（スワン）、割合（プート）又は株式（フン）が定められている共同所有権；
2. 持分、割合又は株式が定められていない共同所有権。

第281条 持分、割合又は株式が定められている共同所有権

持分、割合又は株式が定められている共同所有権とは、各自の持分、割合又は株式を特定可能な共同所有権である。

第282条 持分、割合又は株式が定められていない共同所有権

持分、割合又は株式が定められていない共同所有権とは、持分、割合又は株式を特定できない共同所有権であり、この場合、各自は等しい持分、割合又は株式を有すると推定する。

持分、割合又は株式が定められていない共同所有権は以下からなる：

1. 分離できない物の共同所有権；
2. 分離できる物の共同所有権。

第283条 コミュニティ（スムソン）の共同所有権

コミュニティの共同所有権は、持分、割合又は株式が定められていない共同所有権であり、例えば、村、複数の村の集まり（クムバーン）、合法的な生産団体の共同所有権などである。

コミュニティの共同所有権は、法律に従って、慣習（パペニー）により、構成員からの寄付（ガーンパゴープスワン）により、個人、法人、組織（ガーンジャットタン）及びその他からの援助（ガーンウパタム）又は贈与（ガーンモープサップ）により生じる（ダイマー）。

コミュニティの構成員は、慣習に従って、合意により又は法律に従って、占有、使用及び共同所有物から生じる果実を取得する権利を有する。

この共同所有権の処分については、コミュニティが法律に基づき合意するものとする

第284条 共有所有権者の占有権

共同所有権者は、物（サップシンコーン）を共同で（ルフムカン）占有し又は共同所有権者の一人に占有させる権利を有するが、あらゆる共同所有権者の権利を害してはならない（ポーハイカット）。

第285条 共有所有権者の使用权

共同所有権者は誰でも、自身の持分、割合又は株式に応じて、他の共同所有権者の権利を害しない限りにおいてその物（サップシンコーン）を共同で（ルフムカン）使用する権利を有する。

第286条 共有所有権者の収益権

共同所有権者は物（サップシンコーン）又は物（サップシンコーン）の使用から生じた果実を取得する権利を有する。

各共同所有権者はその共有物（サップルフム）の持分、割合又は株式に応じて果実を取得する権利を有する。

第287条 共同所有権（ガマシットフワム）の処分権

共同所有権者は、その共同所有権における自身の

持分、割合又は株式に応じて、共同所有権に関する処分権を有するが、部外者（ブッコンファイノーク）に処分するときは、その他の共同所有権者の同意を得なければならない。

共同所有権者が、その者の持分、割合又は株式であるところの共同所有権を売却するときは、不動産の場合は3ヶ月以内、動産の場合は1ヶ月以内に他の共同所有権者に通知することにより、他の共同所有権者に優先購入権が付与されなければならない。他の共同所有権者が誰もその物を購入しないときは、他の者にその持分、割合又は株式が定められている共有物（サップシンコーンフワム）を売却することができる。

本条2項に違反したときは、他の共同所有権者は、その違反があったことを知った日から3ヶ月以内の期間において、その〔共同所有権〕者の持分、割合又は株式が定められている共有物（サップシンコーンフワム）を移転するよう裁判所に訴える権利を有する。損害があるときは、違反者はその損害を受けた他の共同所有権者に損害賠償をしなければならない。

共同所有権者の1人が、自身の持分、割合又は株式が定められている共有物（サップシンコーンフワム）を放棄したとき又は相続人なく死亡したときは、当該持分、割合又は株式が定められている物は、その他の共同所有権者の共同所有となる（トクペン）。

第288条 管理（クムコーン）、保守（バムルン）及び維持（ハクサー）

共同所有権者は、共有物の管理、保守、維持を共同で行う責任がある。

共同所有権者のだけでも、共有物を通常の価格を超えない修理（ソームベーン）、保守、維持を他の共同所有権者の合意を得ずに行うことができる。他方、その価格を超える修理、保守、維持については、共同所有権者間において過半数の合意を得られた場合は、行うことができる。

緊急の場合（サパープガーンアンヒーブドゥワン）には、共同所有権者の1人は、共有物の保守（バム

ルン）、維持（ハクサー）のために必要な範囲（タオティーンジャンペン）の措置を、他の共同所有権者の合意を得ることなく行うことができるが、事後（パーイランサムレットレーオ）に他のその者らに通知しなければならない。

共同所有権者は、共有物の管理、保守、維持のための費用と税金を、自分の持分（スワン）に応じて支払わなければならない。

第289条 利益を引き継ぐ者（プーダイハップボンパニョート）に対する効果（ボンサトーン）

共有物に関する占有、使用、収益及び処分に関する共同所有権者の合意は、利益を引き継ぐ者に対しても同様に効果が及ぶ。

第290条 共有物の分割

共同所有権者はいつでも共有物の分割を請求できる。ただし、他の合意又は法律の他の規定がある場合はこの限りでない。

その分割において、共有物を分割して一部にすることができない場合には、当該物（サップシンコーン）の価値を持分（スワン）にそった金額にして分割しなければならない。

第291条 共同所有権の終了

物に対する共同所有権は、以下の場合に終了する：

1. 共有物が分割（ベーンバンカン）される；
2. 共同所有権者全員が共有物を処分して何人かの単独所有権となる；
3. この法典の315条から319条に定めるその他の場合。

第6章 所有権の取得

第292条 所有権の取得

所有権の取得は、物の適法な引き渡し（ダイモーブ）及び/又は受領（ダイハップ）の時に生じる。

所有権は契約に基づいて物の引き渡し及び/又は受領の前に取得することも可能である。

物が登録（クンタビアン）しなければならないも

のであるときは、所有権は既に引き渡されていたとしても（トゥン…コーターム）登録の日から取得される。

第 293 条 所有権取得の根拠（プンターン）

所有権の取得根拠は以下である：

1. 契約；
2. 相続；
3. 所有者のいない物の取得（ダイハップ）；
4. 遺失物の拾得（ゲップ）；
5. 世話を受けていない動物の捕獲（ダイ）；
6. 高価な物の発見（ポップヘン）；
7. 添付（ガンホームサップシンコーン）；
8. 時効；
9. 法律の規定するその他の場合。

第 294 条 物の引渡し（ガンモーブ）

物の引渡し（ガンモーブ）とは、特定の個人又は組織に物を付与する（アオ…ハイ）ことであり、これらを受領者（プーハップ）と呼ぶ。

受領者（プーハップ）へ送る（ソンパイハイ）ための運送（コンソン）又は郵送（パイサニー）者に対する物（サップシンコーン）又は書類（エカサン）の引渡し（ガンモーブ）は、受領者に対する物の引渡し（ガンモーブ）とする（トゥーワー）。

第 295 条 占有者を所有者とする物の引渡し（ガンモーブ）

物（サップシンコーン）が既に占有者に占有されている場合に、旧所有者（チャオガマシットドゥーム）から占有者への所有権の変更（ビヤン）に関する合意があったときは、既に互いに物を引き渡した（ダイモーブ）ものとする（トゥーワー）。

第 296 条 未だ所有者の占有下にある物の引渡し（ガンモーブ）

未だ所有者（チャオガマシット）の占有下にある物について、旧所有者（チャオガマシットドゥーム）から新所有者（チャオガマシットマイ）への所有権の移転（ビヤン）に関する合意があったとき

は、既に互いに物を引渡した（モーブ）ものとする（トゥーワー）が、旧所有者（チャオコーンドゥーム）は、新所有者（チャオガマシットプーマイ）が受け取りに来るまで、その物を棄損（シアハーイ）し又は故障（パーペー）させないように保管する義務を有する。

第 297 条 第三者の占有下にある物の引渡し（ガンモーブ）

物が第三者の占有下であり、旧所有者から新所有者への所有権変更の合意があるときは、既に互いに物を引渡した（モーブ）ものとする（トゥーワー）が（テー）、旧所有者（チャオガマシットドゥーム）は、当該物を占有する第三者に対してその所有権変更について通知しなければならない。

第 298 条 果実に関する所有権取得

物から生じた果実は、別段の法律又は契約の定めがない限り、物の所有者のものとなる。

第 299 条 相続による所有権取得

相続人が、法律により又は遺言により受領（ダイハップ）した遺産は、遺産所有者（チャオムーン）が死亡した時（ウェラー）から相続人の所有物又は共同所有物となる。

共同相続人の各人は、自己の相続分（ムーンモラドックティーペンブート）の所有権を、遺産を受領した時から取得する。

第 300 条 所有者（チャオコーン）のない物（サップシンコーンティーボーミーチャオコン）の取得

所有者（チャオコーン）のない物とは、所有者（チャオガマシット）が公然（プートプーイ）と所有権を放棄（サラ）した物（サップシンコーン）である。

何人も、その物（サップシンコーンナン）を自己の利益のために占有したときは、その物の所有権を取得する（ダイマーペンガマシット）。

第 301 条 遺失物（サップシンコーントクヒヤ）の拾得（ゲップ）による所有権の取得

遺失（トクヒヤ）物とは、所有者（チャオコーン）が遺失（トクヒヤ）した物である。

遺失物を拾得（ゲップ）した者は、その者が分かるときはその物を遺失した者（ブッコンティータイヘットサップシンコーントクヒヤ）に直ちに（タンダイ）連絡（ジェーン）し、その拾得した物をその者に返却（ソン…クンハイ）するか、あるいは物の所有者（チャオコーン）に連絡して取りこさせるよう、警察官（チャオナーティタムルアット）、村長又は、組織が責任を持つ区域内（ナイコンケートハッピーソープ）でその遺失物が拾得されたときは当該組織（ガーンジャットンティキヨコン）に通報（ジェーン）し且つ拾得した物を引き渡す（モーブ）義務を負う。

誰が所有者であるか分からないときは、遺失物の拾得者は、所有者に取りに来るよう公告（パカート）がなされるよう、警察官、村長又はその他の組織に対して通報（ジェーン）し且つ拾得した物を引き渡す（モーブ）義務を負う。

その遺失物の保管（ハクサー）が困難であるか又はその物が劣化、故障（ペーパー）棄損（シアハーイ）、その他〔の恐れ〕がある場合、警察官、村長又はその他の組織は、その物を通知（ジェーン）し又は公告（パカート）した後に売却することができるが、その売却代金を所有者に渡すために保管（ハクサー）しなければならない。

所有者が公告（パカート）した日から 3 ヶ月以内に取りに来た（マーハップアオ）ときはその者に当該物（ワットゥ）を返却（クンハイ）する。

所有者（プーペンチャオコン）が期間内にその物を取り戻す請求（トゥワンアオクン）をしない場合は、遺失物の拾得者がその物に関する所有権を取得（ダイ）する。拾得者（プーゲップ）がその物の所有権を取得しない（ポーハップアオ）ときは、その物は国家の所有となる（トクベンガマシットコンラット）。

遺失物の拾得者（プーゲップ）が通報（ジェーン）

をしない場合、当該物は、その者の所有物とはならない。

第 302 条 遺失物に関する礼金（カーバムネット）又は報酬（ランワン）及び費用の補償

遺失物を拾得（ゲップ）する者は、その遺失物の価額の 15 パーセントを超えない礼金（カーバムネット）又は報酬（ランワン）を、所有者（プーペンチャオコーン）から受領（ダイハップ）する権利を有する。

遺失物の拾得者がそれらの発見を適切な（アंकワン）期間内に通報（ジェーン）しない場合には、その者は礼金又は報酬を受領することはできない。ただし、その者に理由がある場合はこの限りでない。

遺失物の拾得者及び組織は、その物の保管（ハクサー）のために実際に〔費用が〕かかった場合には、所有者から費用の補償（トッテーンカーサイチャイ）を受ける（ダイハップ）権利を有する。

第 303 条 世話（ハクサー）を受けていない動物（サト）の取得

世話を受けていない又は野放しになっている（パボーイ）動物を捕まえた（ジャップ）者は、所有者が分かるときは、所有者に直ちに（タンダイ）連絡（ジェーン）し、その者に動物を返却（ソン…クンハイ）し、所有者が分からないときは、動物の所有者に公告（パカート）されるよう、その動物を捕まえた日から 3 日以内に警察官（チャオナーティタムルアット）又は村長に通報（ジェーン）しなくてはならない。

動物の所有者から返還（アオ）の請求（トゥワン）がない場合、その動物はその捕まえた者（プーダイジャップ）に与えられ（モーブハイ）、その者が世話（ハクサー）をし、飼育（リヤングア）し、利用する。公告（パカート）されてから 3 ヶ月以内に動物の所有者が発見（ポップヘン）された場合、その動物は所有者に返却（ソンクンハイ）されるが、その者は動物の飼育（リヤングア）の補償（トッテーンカーサイチャイ）をしなければならない。またこの法典の 302 条に従って報酬（ランワン）を提供（ハ

イ) しなければならない。

動物を捕まえ世話をする者において、その世話（ハクサー）又は飼育（リヤングア）に困難があり、若しくは動物の伝染病（パニユサット）が起きた場合、その動物を捕まえた者は、警察官又は村長に連絡しその同意を得た後、その動物を売却することができるが、その売却代金を動物の所有者に渡す（ハイ）為に保管（ハクサー）しなくてはならない。

動物の所有者が3ヶ月間見つからない（ポーポッブヘン）ときは、その動物を捕まえた者が前記動物の所有者（チャオコンガマシット）となることができる。

第304条 高価（ミーカー）な物（ワットウ）の発見（ポップポー）による所有権の取得

高価な物には、地中、水中に隠される（スーアン）か埋められた（ファンワイ）、または他の手段により隠された（スックスーアン）金銀又は金属、高価な鉱物及びその他の物品で、誰が所有者であるかわからない（ポーアチャガムノットワイ）ものであるが、文化的、歴史的又は自然的な価値（カー）を有する、貴重な財産（サブソンバットアンラムカー）たる物質（ワットウ）であって、民族（サート）の遺産となり、国民全体の共同所有物となる（ペンガマシットルワム）べきものを除く。

高価な物の発見者は、発見場所に関わらず（ポーワーユナイサターンティードイコートーム）、所有者に取りに来るよう公告（パカート）がなされるよう、その高価な物を村長又は警察官に引き渡す（モーブ）義務を負う。その高価な物を移動（クアンニャーイ）することが困難である場合、発見者において保管（ハクサー）することができる。

公告（パカート）から3ヶ月以内に所有者が取りに来た（マーハップアオ）場合、その所有者に返還（ソクンハイ）する。

所有者（チャオコン）が前記期間内に返還を請求しない（ポートゥアンアオクン）場合、発見者はその物（ワットウ）の所有権を取得する。発見者がその物を受け取らないときは、国家の所有となる。

発見者がその物が発見された土地の所有者（チャオコン）でない場合で、所有者（チャオコン）が前記期間内に取りに来ない（ボーダイマーハップアオ）場合、その物は、半分ずつ発見者と土地の所有者（チャオコーン）の所有物となる（トクペンガマシット）。

発見者がその発見を通報（ジェーン）しないときは、その者はその物（ワットウシンコーン）の所有権を取得できない。

第305条 高価な物の発見に対する礼金（カーバムネット）又は報酬（ランワン）及び費用の補償

高価な物の発見者は、その物品の価額の15%の礼金（カーバムネット）又は報酬（ランワン）を所有者から受け取る（ダイハップ）権利を有する。但し発見がその者の直接（ドイゴン）の責務（ナーティ）である場合はこの限りでない。

発見者が適切（アंकワン）な期間内に通報（ジェーン）しない場合、その者は、礼金（カーバムネット）又は報酬（ランワン）を一切受け取ることができない。但し、理由がある場合はこの限りでない。

発見者及び組織はその物（ワットウ）を保管（ハクサー）するための費用の補償（トッテーンカーサイチャイ）を、所有者（チャオコーン）から受け取る（ダイハップ）権利を有する。

第306条 添付（ガーンホームサップシンコーン）による所有権の取得

添付（ガーンホームサップシンコーン）とは、一つ又は複数の物（サップシンコーン）を、付合（スーアムトー）、混合（パソム）又は加工（ブンテーン）によって新たな一つの物（サップシンコーン）にすることをいう。

添付による所有権の取得は以下に定めるとおりである：

1. 動産と不動産の付合（スーアムトー）；
2. 不動産同士の付合（スーアムトー）；
3. 動産同士の付合（スーアムトー）；

4. 動産同士の混和（パソム）；
5. 加工（ブンテーン）。

第307条 動産と不動産の付合（スーアムトー）

動産と不動産の付合とは、動産が不動産に付合（スワムトー）し、一つの物（サップシンコーン）として分離（タツニェークオークチャーッカ）できなくなり、不動産の所有者（チャオコーン）の所有物となる（トクペンガマシット）ことをいうが、法律又は契約で別途定めた場合はこの限りでない。

第308条 不動産同士の付合（スーアムトー）

不動産同士の付合とは、ある不動産が他の不動産と付合し、分離できない一つの物（サップシンコーン）となることをいう。

当該付合した不動産に対する所有権は、それぞれの所有者が寄与する不動産の割合（プート）又は価格（ムンカー）による共同所有権となる。但し別途合意（トックロンカン）のある場合はこの限りでない。

持分（スワン）を同定することができない時は、割合（プート）の等しい共同所有権とする（トゥー）。

第309条 動産同士の付合（スーアムトー）

動産同士の付合（スーアムトー）とは、ある動産が他の動産と付合（スーアムトーカオ）して一つの動産となり、分離（タツニェークオークチャーッカ）できなくなることをいう。

その付合した動産の所有権は、基礎的（プンター）なものとして付合したときの動産の価格を基準として、その動産の所有者の共同所有権となる（ガマシットルワム）。

一方の動産が他の動産よりも基礎的（プンター）で主要（トントー）であるときは、その基礎的で主要な物（サップ）の所有者（チャオガマシット）がその新たな物（サップシンコーンマイナン）の単独の所有者となる。但し別途合意（トックロンカン）のある場合はこの限りでない。

第310条 動産同士の混和（パソム）

動産同士の混和（パソム）とは、ある動産が他の動産と混和して一つの動産となり、分離（タツニェークオークチャーッカ）できなくなることをいう。

互いに混和した動産所有権は、この法典309条に規定するところに従って、動産同士の付合同様に行う。

第311条 加工（ブンテーン）

一つ又は複数の物（サップシンコーン）が合わさって加工され、新たな物（サップシンコーンマイ）となったときは、当該物は加工に使われた物の所有者の所有物となる（トクペンガマシット）。

加工の価値（ムンカーコンガンブンテーン）が、使われた物の価額（ムンカー）より高い場合は、その新たな物（サップシンコーンマイ）は、加工者の所有となる（トクペンガマシット）。但し別途合意（トックロンカン）のある場合はこの限りでない。

加工者が、自身の物を加工において付加（パゴープ）し、加工の価値にその者が付加させた物の価額を加えたものが、他の者の物の価額より高い場合は、加工によって新たにできた物は加工者の所有となる（トクペンガマシット）。

第312条 第三者の権利の終了（シンスト）

この法典の307条から311条に定めるところにより所有権者の所有権が消滅（シンスッロン）するときは、その物に対する第三者のその他の権利もまた消滅（シンスッロン）する。物の所有権者が共同所有権を取得するときは、第三者は、その所有権者の物の持分（スワン）に対して引き続き権利を有する。物の所有権者が単独の所有権者となるときは、権利は物全体に拡張して及ぶ（クワム）。

第313条 物の価額賠償（ガントッテーンムンカーコーンサップシンコーン）

この法典の307条から311条に定めるところによって自身の権利を失った者は、自己の物の価額の補償（トッテーン）を、新たな所有権者に請求（トゥ

ワン)する権利を有する。

第314条 時効による所有権の取得

他人の物を善意で占有し、この法典の51条に定めるところに従い時効を完成させた者は、その物に対する所有権を取得し、旧所有権者は当該物に対する所有権を失う。

第7章 所有権の終了

第315条 所有権の終了

所有権の終了は以下のとおりである：

1. 所有権者が物を完全に処分（シーカート）する；
2. 誰かが時効によって所有権を取得する；
3. 物が、強制売却（カイレラン）のために押収（ニュッ）されるか、又は没収（ヒップ）されて国家のものとなる；
4. その物が破壊（タムラーイ）され又は滅失（スーンハーイ）する。

第316条 物の処分

所有者が、売却、交換、贈与、条件付贈与、物の放棄、物の破壊及びその他などで物を処分する場合、その者の物に対する所有権は終了（シンスットロン）する。

第317条 何人かの時効による所有権の取得

何人かが時効によって所有権を取得したときは、旧所有権者（チャオガマシットドゥーム）は、その物に対する自己の権利を失う（シアシット）。

第318条 強制競売（カーイレラン）のために押収され又は没収されて国家のものとなる物

物が、判決に基づいて強制売却（カイレラン）のために押収（ニュッ）されるか、又は没収（ヒップ）されて国家のものとなったときは、所有権者の物に対する権利は終了（シンスットロン）する。

第319条 物の破壊（タムラーイ）又は滅失（スーンハーイ）

物が、何らかの事由（サヘート）で、例えば火事（ファイマイ）、洪水（ナムトゥワム）、落雷（ファーパー）、地震（ペーンディンワイ）などにより破壊（タムラーイ）されるか又は滅失（スーンハーイ）したときは、所有権者のその物に対する権利は終了（シンスットロン）する。

第8章 所有権の使用範囲

第320条 所有権の使用範囲

所有権の使用は、日々の必要（クワームトーンガーンタンダンシウィット）又は自己の利益（ポンパニョートアンネノーンティートントーンガーン）に応じて自己の物（サップシンコンティーペンコントン）を使用（ナムサイ）することであるが、国家、社会又は他人の権利及び利益に損害（シアハーイ）又は侵害（カッ）を与えてはならない。

土地の使用については、可能であり且つ利益を享受できる範囲内で土地の上の空間及び地下に及ぶ。

第321条 緊急事態（サバーワティージャンベン）における所有権者の義務

緊急事態において、物の所有権者は、他人が、現に生じ又は生じようとしている危険を避け（サガッグン）又は軽減させる（ルッポーン）ためにその物を使用することを妨げる権利を有さず又はその物に損害を生じさせることを妨げる権利を有しない。

前項に規定するところにより生じた損害の賠償は、この法典483条に従う。

第322条 環境の保護

自己の所有権を行使するにあたっては、所有権者は、他人の健康、生命及び物に危険を惹起（パーハイカート）し又は社会の秩序に対して影響（ポンガトッ）を与えるような環境（シンウェートローム）への影響（ポンガトッ）、例えば大気汚染（モンラピット）、有害な化学物質（サーンケミーティーペンピッ）、放射能（タートガムマンタパープラン

シー), 振動 (クワームサンサトゥーオン), 光 (セーン), 色 (シー), 音 (シアン) 及び臭い (キン) などを生じさせないことを確実にし (ハッパカン) 且つコントロール (クワップクム) しなければならない。

環境に損害を与えたときは, その自身の行為 (ガンガタム) を直ちに中止 (ユッサオ) し, 自ら引き起こした損害を負担しなければならない。

第 323 条 境界 (ケトデー) の決定

隣接する土地 (トーンディーン) の間の境界 (ケトデー) は, 関係する天然資源環境部門 (カネンカーン) の承認 (ガンヤンユーン) を得て, 隣接する土地所有者の間の合意 (トクロン) によって決定する。

境界標識を設置する費用は, 折半するか又は合意に従い負担する (ハッピーソープ)。

第 324 条 フェンス (ホワ) の設置 (ガーンローム)

土地の所有者 (チャオコーン) は, その土地の範囲内でフェンス (フワ) を設置することができるが, 道路交通への障がい (ウッパサック) 又は隣接地及び法律に定める道路の保留地 (ユーン…ヘドサグワン) への越境を引き起こしてはならない。

その土地に土地所有者が土地使用权を取得する前から往来用通路 (ターンクワイパイマー) がある場合は, 適切に (モソム) 通行させまたはその他の往来用通路に変更しなければならない, その土地の内側に限りフェンスを設置することができる。

第 325 条 境界上 (ユークトデー) にある物の共同所有権 (ガマシットフワム)

境界 (ケトデー) にそった (ターム) フェンス (ホワ), 壁 (ガムペーン), 溝 (ホーンナム) 又は木 (トンマイ) は, 隣接する土地の所有者間での共同所有物 (ガマシットフワム) と推定 (ハイサンニターン) し, この法典で規定する共同所有権 (ガマシットフワム) に関する原則を適用する。但し別段の証明がある場合はこの限りでない。

第 326 条 家の建築 (プクサーンファン) 又は植樹 (プクトンマイ) の範囲

家, その他を建築する権利を享受する者は, 雨水 (ナムフォン) 又は排水 (ナムファン) を隣接地に流れ込ませ又は浸水させる (クンカオ) 権利を有さず, また屋根をして境界を越えさせ又は隣接地若しくは隣家を覆わせる権利を有しない。

樹木, 果樹, 蔓又はその他の植物の植樹については, 隣家の所有者に損害を与えもしくは影響を生じさせること, 又は交通に障害を生じさせることはできない。

第 327 条 不適切な所有権の利用により損害を受けた者の権利

この法典の 326 条に規定する事由 (サハート) により損害を被った (トゥークシアハイ) 者は, その所有者 (チャオガマシットナン) に通知したのち 7 日間経ってもその者が何もしない (ムーンスアユー) ときは, その土地に侵入 (ガーイカオマー) している木の枝 (ガーマイ), 蔓 (クアマイ) を切り (ハーン) または根 (ハークマイ) を切る (タッ) か, 又は損害を被った (トゥークシアハイ) 者はこの法典 336 条に定めるところに従い, 権利を守るための手段を執ることができる (コダイ)。

加えて, 損害を被った者は, その損害の賠償 (ガーンサイテーンカーシアハイ) を求めて申立を行う (ホンコーアオ…) 権利も有する。

第 328 条 通行の許可及び電線架設

何人も, 他者が使用权を有する家又は土地によって自らの家がふさがれ (ピルワム), いずれの道路へも出る道がない (ポーミーターンパーンオークパイ) ときは, その者は, 道路に最も近い土地の使用权を有する者に対して通行 (ターンパーン) を要求 (ホンコー) する権利を有する。その要求を受けた土地使用権者は, 通行させる (ハイターンパーン) ことを許可 (アヌニャート) しなければならないが, 通行に使うことから作物 (ポンラブック) 又は建築物 (シンティーコーサーン) に生じる合理的な (ター

ムクワームモソム) 損害について賠償 (ガーンサイ
テンカーシアハイ) を求めて申立を行う (ホン
コアオ…) 権利を有する。

電線、電話線の架設、排水溝の設置、送水管、水
道管の設置が、他人が使用権を有する土地を横切る
(パーン) 場合、その者の樹木又は作物などの破壊
を来たし (パーハイ…タムラーイ) 又は損害その他
を生じさせたときは、その者 (ブッコナン) は、
その行為から生じる損害の賠償を請求することがで
きる。土地の使用権者が利益を受けているときは、
別途賠償は得られない。

第 329 条 排水溝 (ナムホーン) の通過 (ライパーン) に関する許可

自らの居住する土地から排水する必要がある者
は、その隣接する低部の者又は運河の近くにいる者
の土地を横切って排水溝 (ホーンペンナム) を掘る
ことを要求 (ホンコー) する権利を有する。要求を
受けた者は、排水溝を掘ることを許可しなければ
ならないが、その排水溝の掘削に伴い作物 (ポンラプ
ク) 又は建築物 (シンティーコーサーン) に生じた
損害について賠償を請求 (ホンコー) する権利を有
する。排水溝の掘削を要求 (ホンコー) した者は、
その排水溝を清掃し、適切な状態に維持しなければ
ならない。

第 330 条 家の建築 (ブクサーンファン)、建造物 の建設 (コーサーンアーカーン) の距離

家の建築、建造物の建設は、境界から 50 センチ
メートルの距離を保たなければならないが (ハイハ
クサーライニャ)、法律が別途定める場合を除く。

前項に従わない建築がある場合、隣接する土地の
所有者 (チャオコン) は、中止 (ユッサオ) 及びそ
の建設物 (シンコーサーン) の撤去 (フートーン)
を請求 (トーン) する権利を有する。

建築が 1 年経過するか又は建設が完成した後は、
隣接する土地の所有者 (チャオコン) は、損害賠償
を請求 (トゥワン) する権利のみ有する。

第 331 条 隣接する土地への立ち入りの許可

土地の所有者 (チャオコン) は、自己の家、建物、
フェンス (ホワ)、壁 (ガムペーン) 又はその他の
建設物 (シンコーサーンウーン) を建設 (コーサー
ン)、修理 (ソームペーン)、補修 (ブーラナ) する
ため必要と思うときは、隣接する土地を使用する許
可を求めることができる。

立ち入る場合は、損害を生じさせたときは修理
(ソームペーン) し又は損害を賠償しなければならない。

第 332 条 井戸、ため池の掘削、ポンプの設置

土地の所有者 (チャオコンティーディン) は、
自身の土地に井戸 (ナムサーン)、ため池 (サナム)
を掘削 (クット) し、ポンプ (ナムパダン) を設
置 (ジョ) することができるが、境界から少なくと
も 2 メートル以上離さなければならない (ハイハ
ーンチャーク…), 隣接地に地面の崩れ (ジュオン) 又
は崩壊 (ニュップロン) を起こさないことを確実に
(ハッパカン) しなくてはならない。

これらの掘削 (ガンクツ) 又は設置 (ジョ) が
他者の物 (サップシンコーン) に損害 (クワームシ
アハイ) を与えたときは、その自身の行為 (ガタ
ム) を直ちに中止 (ユッサオ) して元の状態に修復
し又はその引き起こした損害を賠償しなければならない。

第 9 章 所有権の保護

第 333 条 所有権の保護

所有権の保護とは、他人の所有権を侵害 (ラム
ート) する者に対して、その侵害された権利及び利益
を所有者に回復 (フーンフー) するために、法律に
定められた措置 (マタカン) を取ることである。

第 334 条 物の返還請求 (シットゥワンアオ…クン)

所有者は、法的根拠なく (ポーミーブンターン
タンドンゴツマイ) 占有する者に、自己の物の返還 (ア
オ…クン) を請求する権利を有する。

その物の占有に伴う果実 (マクポン)、費用 (カー

サイチャイ), 損害金 (カーシアハイ) の請求 (トゥワンアオ) については, この法典の 241 条から 244 条に従う。

第 335 条 所有権の確認請求(ガントゥワンハイハップフーガマシット)

何人も, 自己の物 (サップシンコーン) に関する権利について争いが生じたときは, 未だ占有権が侵害 (ラムート) されていなくとも (トゥンワー…コーターム), 所有権者はその自らの物に関する権利を認めさせる (ハイハップフー) よう裁判所に訴える (ホンフォーン) 権利を有する。

第 336 条 妨害又は障害の停止請求 (ガントゥワンハイニュッサオ)

何人かが, 自ら (コントン) 所有権を有する物 (サップ) の占有, 使用, 収益又は処分に対して何らかの妨害 (キーックワーン) を引き起こし又は障害 (ウッパサック) を為している (サーン) ときは, 所有権者は, その妨害 (キーックワーン) 又は障害 (ウッパサック) を為している (サーン) 者に当該妨害を停止し (ニュッサオ) 又は障害を除去 (ロップラーン) させる (ハイ) よう請求する権利 (シットゥワン) を有する。

その妨害又は障害に伴う果実 (マクポン), 費用 (カーサイチャイ), 損害賠償 (カーシアハイ) の請求 (トゥワンアオ) については, この法典の 241 条から 244 条に従う。

第 337 条 生じうる妨害からの所有権の保護

自身の物 (サップシンコーン) に対する妨害 (キーックワーン) 又は障害 (ウッパサック) となり得る (チャ) 危険な状況があり得る (チャ) 場合, 所有権者は, 妨害又は障害となり得る物の所有者をして, 適切且つ適時の措置を適用せしめるよう請求する権利 (シットゥワン) を有する。

第 338 条 水路, ため池又は堰堤の使用に起因する (ヌオンマーチャーク) 損害賠償の請求

土地の所有者 (チャオコン) であって, その作物

又はコメが, 他人が水路 (ナムフワイ), ため池 (ナムノーンコーンブン) 若しくは堰堤 (ムオンパイ) を決壊させ (ペン…トゥワム) 若しくは溢れさせ (ダイトム) たことにより損害を受け, 又はこれらの水をせき止めたことで作物などが損害を受け若しくは通常の水の使用ができなくなった者は, その者の行為 (ガンカタム) の中止 (ニュッサオ) を請求 (トゥワン) し, あわせて (ポームタン), その決壊 (ペン), 溢水 (トム) 又は堰塞 (タン) をした者に対して損害の賠償を請求する (ホンコー) 権利を有する。

第 10 章 地役権 (タートサパーブ)

第 339 条 地役権

地役権とは, 自然 (タマサート) 及び法律, 契約又はその他の法律行為によって生じる応じなければならぬ (ティートンニョームバム) 実際の状態 (サパワクワームベンチン) をいう。

自然, 法律によって生じる地役権は, この法典の 328 条と 329 条及びその他の法律で定められている。

第 340 条 契約又はその他の法律行為による地役権

契約又はその他の法律行為による地役権とは, 自己の土地に利益を付加 (プーム) する為に, 契約又はその他の法律行為によって予め定めた目的に沿って, 他人の土地を利用することである。

他人の土地に対して利益を供する (サノーン) 土地のことを承役地 (ティーディンタート) と呼び, 前記土地の所有者 (チャオコーン) を, 承役地所有者と呼ぶ。

承役地 (ティーディンタート) から便益を受ける (ハップボンパニョート) 土地のことを要役地 (ティーディンコーンタート) と呼び, 前記土地の占有者を, 要役地占有者と呼ぶ。

第 341 条 契約又はその他の法律行為による地役権の取得 (ガーンダイ)

契約又はその他の法律行為による地役権は, 法律によって適切に登記 (ジョッタピアン) された時か

ら取得される。

契約又はその他の法律行為による地役権は、継続的に使用され且つ他人に認識される（ハップフー）ものは、この法典の51条に規定する要件に従い時効によって取得される。

土地の共同使用者（チャオコンティエディンルワム）の1人が契約又はその他の法律行為による地役権を取得するときは、他の土地共同使用者もその権利を共に取得する。

契約又はその他の法律行為による地役権の登記は、土地使用権活動登記に関する規則（ラビヤップガーン）に従う。

第342条 契約又はその他の法律行為による地役権と要役地使用権

契約又はその他の法律行為による地役権と要役地使用権は互いに分離することができず、要役地の土地使用権を移転（オーン）して他人のものとするときは、契約又はその他の法律行為による地役権も共に移転する。但し、契約又はその他の法律行為による地役権にかかる契約又はその他の法律行為で別途定めた場合はこの限りでない。

第343条 契約又はその他の法律行為による地役権の利用

要役地所有者（チャオコンティエディンコンタート）は、地役権にかかる法律行為が定めた範囲内で地役権を行使することができるが、国家、社会及び他人の権利及び利益に損害を与え又は抵触（カッ）してはならない。

第344条 承役地所有者（チャオコンティエディンタート）の義務

承役地所有者は、地役権にかかる契約又はその他の法律行為及び法律に従って、要役地占有者が承役地から十分に（テムスワン）利益を得られることを確実なものとしなくてはならない。

第345条 要役地占有者（プーコープコンティエディンコンタート）の義務

要役地占有者は、契約又はその他の法律行為及び法律に従い、契約又はその他の法律行為による承役地からの利益に対して対価を支払わなければならない。

第346条 契約又はその他の法律行為による地役権の保護（ガーンポッポーン）

要役地占有者は、この法典の336条及び337条に定めるところに従って、契約又はその他の法律行為による地役権の行使に必要な範囲で、自身の正当な（アンソープタム）権利及び利益を守る（ポッポーン）ため、法律に定められた措置（マタカン）をとる権利を有する。

第347条 契約又はその他の法律行為による地役権の終了（シンストット）

契約又はその他の法律行為による地役権は以下の場合に終了する？

1. 地役権にかかる契約又は法律行為で定めた期間の満了；
2. 地役権にかかる契約又は法律行為で期間を定めなかったときは20年の期間満了；
3. 承役地又は要役地の消滅（スーンハイ）；
4. 10年間継続して地役権を使用しない。

第348条 契約又はその他の法律行為による地役権登記の抹消（ルップ）

地役権が終了した時は承役地の所有者（チャオコン）は規則（ラビヤップガーン）に従って地役権の登記を抹消するよう申請（サヌー）しなければならない。

第349条 契約又はその他の法律行為による地役権終了の効果（ボン）

契約又はその他の法律行為による地役権が終了したときは、承役地の所有者（チャオコンティエディンタート）は土地を元の状態に回復する責任を負う。ただし、契約その他の法律行為に別段の定めがある

場合はこの限りでない。

第 11 章 地上権（シットヌーアティーディン）

第 350 条 地上権

地上権とは、他人の土地を、その土地使用権の範囲内で、契約又はその他の法律行為により、その者がその土地に自らの所有物たる何かを建築し、樹木を育て、及びその他の物を通して利益を得る為に使用する全ての人の権利である。

土地を使用して得られた利益はその土地を使用したものである地上権者に帰属する。

第 351 条 地上権の目的（バオマイ）

地上権の目的には、利用の大きさ（カナート）、範囲（コープケート）及び容積（ポリマート）を定めることで、地上に加えて、地下及び上空も含むことができる。

借り主又は占有者が既にいる場合、その土地は、借り主又は占有者が同意するときに地上権の目的とすることができる。

第 352 条 地上権の取得（ガーンダイ）

地上権は、法律によって適切に登記（ジョットピアン）したときから取得される。

地上権者として権利行使する者は、この法典 51 条に定める要件を満たすことで時効によって取得される。

地上権の登記は、土地使用権活動登記に関する規則に従う。

第 353 条 地上権の利用（ガーンナムサイ）

地上権者は契約又はその他の法律行為で定めたとこに從い自身の権利を行使することができるが、国家、社会又は他人に損害を引き起こし又はその利益を侵害してはならない。

第 354 条 地上権提供者（プーハイシットヌーアティーディン）の義務

地上権提供者（プーハイシットヌーアティーディン）

は、地上権利用者が契約又はその他の法律行為で定めたとこに從ってその地上権を十分に（ニャンテムスワン）使用できることを確実に（ハッパンカン）しなければならない。

第 355 条 地上権利用者（プーナムサイシットヌーアティーディン）の義務

地上権利用者は、契約又はその他の法律行為で定めたとこに從って土地使用料を払う義務及び法律に従いその他の義務を履行しなければならない。

第 356 条 地上権の保護（ガーンポッポーン）

地上権利用者は、自身の適正な（アンソーブタム）権利及び利益を保護する為に、この法典 336 条から 338 条に定めるところに従い、所有者と同じように法律に定められた措置（マータカーン）をとることができる。

第 357 条 地上権の譲渡（オーン）

地上権利用者は自身の地上権を他人に譲渡（オーン）することができる。

第 358 条 地上権の相続（スープトート）

地上権は相続（スープトート）することができる。ただし、契約その他の法律行為に別段の定めがある場合はこの限りでない。

第 359 条 地上権の終了（ガーンシンストット）

地上権は以下の場合の終了する：

1. 地上権に関する契約又はその他の法律行為で定めた期間の満了；
2. 契約又はその他の法律行為で期間を定めていない場合、地上権者が地上権設定者に 1 年前に通知するか又は地上権使用料をあと 1 年分払うことにより自身の地上権を放棄（サラ）する；
3. 契約又はその他の法律行為で期間を定めていない場合、土地使用目的の種類及び状況（サパーブ）に応じ、且つ地上権に関する合意をした時の状況（グアンカイ）に応じて 20 年

から30年以内の期間。

第360条 地上権登記の抹消（ルップ）

地上権が終了した時は、地上権利用者は規則に従って地上権登記の抹消（ルップ）を申し出（サヌー）なければならない。

第361条 地上権の終了の効果

地上権が終了した時は、地上権利用者は土地を原状に回復する責任を負うが、契約その他の法律行為に別段の定めがある場合はこの限りでない。

第V編 契約内債務（コープークパン ナイサンニャー）

第1章 一般原則（ラッガーントワパイ）

第362条 契約内債務

契約内債務とは、契約により生ずる法律関係であり、それによって、契約当事者が相互に行使され履行しなければならない民事上の権利および義務が生じるものをいう。

第363条 契約内債務に関する原則

契約内債務の原則は、この法典8条に定めるところに従い実施する。

第2章 契約の締結（ガンヘット）

第364条 契約

契約とは、民事上の権利及び義務を発生（クーツクン）、変更（ピアンペン）又は終了（シンスッロン）させる契約当事者間の合意をいう。

契約は以下の間で行われる：

1. 国家機関（オンガーンジャットンコーンラット）又は集団（ルワンムー）同士；
2. 国家機関又は集団（ルワンムー）と法人又は個人との間；
3. 法人又は個人同士；
4. 法人と個人の間。

第365条 契約の特徴

契約には片務（ファーイディアオ）又は双務（ソーンファイ）という特徴（ラクサナ）がある。

片務契約とは、一方が他方に対して、対価（トープテーン）を得ることなく履行すべき義務を負う旨の合意である。

双務契約とは、それぞれがお互いに義務を負う旨の合意である。

第366条 契約の要件

契約締結（ヘットサンニャー）の要件はこの法典17条に定める法律行為の要件に従う。

その他に、契約締結（ヘットサンニャー）の要件として、法律に適合した動機（ヘートボン）がなくてはならない。

第367条 契約当事者の任意性（クワームサマック チャイ）

契約当事者の任意性は、この法典19条に定める任意性をいう。

第368条 契約の動機

契約の動機（ヘートボン）とは、契約の締結を促し（シンスックニュー）、契約当事者をして権利及び義務を履行させるに至ったものである。

契約の動機は、存在し（ミーチン）且つ合法的でなくてはならない。

第369条 契約の形式

契約の形式（フープガン）は、この法典の21条に規定するところに従う。

書面による契約は、契約当事者自身又は代理人により、手書き、タイプライター又は電子機器印刷によって作成（キヤン）することができ（アーチャ）、年月日を記載し、契約当事者若しくは契約当事者の代理人の署名がなければならず（トーン）、又は拇印を加えることもできる（アーチャ…コダイ）。

書面による契約は、その契約の締結において、証明（ヤンユーン）の為に証人又は村長を参加させることができる（アーチャ…コダイ）。

契約当事者は、書面による契約が事実及び法律に適合している(トゥークトン, ソートコーン) ことを、公証人(ナーイタビヤンサーン)に証明(ヤンユーン)してもらふことができる(サーマート)。

第 370 条 契約の内容

契約は主として以下の内容からなる：

1. 契約の日、時刻、場所；
2. 契約当事者の名前、氏および住所；
3. 目的、価格、履行期、支払(ガンサムラ)、受け渡し(ガンナムソン)；
4. 対象の範囲、数量及び品質；
5. 契約の履行場所及び相互に逐次連絡を取り合う義務；
6. 契約違反(ラムート)の効果；
7. 紛争解決の形式(フープカン)および機関；
8. 期限前の契約の変更および終了に関する条件。

第 371 条 契約の申込(ガーンサヌー)及び承諾(ガーントープハップ)

口頭契約であって申込者(ファイサヌー)が承諾(トープハップ)の期限を定めていない場合、申込書を受けとった被申込者(ファイトワークサヌーダイハップカムサヌー)は、いかなる時、いかなる場所であっても、その時その場所で承諾(トープハップ)することができ、契約はその時以降、合意(トクロンカン)されたものとみなされる(トゥーワー)。

書面による契約であって申込者が承諾の期限を定めていない場合、申込書を受けとった者(ファイティーダイハップカムサヌー)は、申込書を受け取った日から 15 日以内に承諾書(カムトープ)を申込者に送らなければならない、申込者は、上記期間内は自身の申込書を撤回(トーン)する権利を有しない。

申込者が承諾(トープハップ)の期限を定めた(ワーン)ときは、契約は、期間内であって承諾書(カムトープハップ)が申込者に到達(ダイマー)したときから合意に達したものとみなし(トゥーワー)、その期間内は、その期間を定めた者、[すなわち]申

込者は撤回(トーン)する権利を有しない。

承諾書(カムトープハップ)が指定(サヌー)された期間内又は本条 2 項の期間内に作成(ヘックン)されたが(テー…パッ)、承諾書がその期限より遅く到達(ダイマー)したときは、申込者が許容するときはその契約は合意に達したものとみなす(トゥーワー)。

承諾書が追加(プームトゥーム)、削除(タッオーク)又は変更(ビアンペン)を含むときは、最初の申込者が同意して承諾する(トープハップヘンディーナム)場合は、その契約は合意に達したものとみなす(トゥーワー)。

第 372 条 報償(ランワン)の提示(サヌー)

書面で又は口頭で、広告(コーサナー)、通知(ジェーン)又はその他の合法的な方法によって報償を与える旨を提示(サヌー)した者は、その提示(サヌー)に沿って履行し達成した(パティバットサムレット)者に対してその報償を与える義務を負う。

期間を定めず報償を提示した者は、何人かが提示(サヌー)どおりに履行し達成する(パティバットサムレット)までの間、その提示(サヌー)と同じ方法によって自身の提示(サヌー)を撤回(トーン)する権利を有する。

期間の定めのある報償の提示は、期限前(ゴーンガムノットウエラー)の撤回(トーン)は許されない(ポーアヌニャート)。

第 373 条 報償コンテスト(シンランワン)の提示(サヌー)

報償コンテスト(シンランワン)の提示(サヌー)とは、委員会又は提示者自身の決定(ガンタッシーン)により、何らかの活動(キチャカム)又は作品(ウィヤックガン)のコンテスト(ガーンケンカン)の勝者(サナ)に報償を与える旨の広告(ガンコーサナー)、通知(ガンジェーン)又はその他の合法的な方法(ガンサイウィティーカンウーン)である。

報酬コンテストの提示は、期間を設けなければならない、その期間内(パーイナイガムノットウエラー)

は、撤回(トーン)は許されない(ポーアヌニャート)。

第 374 条 契約の解釈 (ガーンティークワームマーイ)

契約当事者において、契約内容に関する争いがある場合は、当事者又は裁判所は契約当事者の意図(チェッタナー)又は法律に抵触しない現に行われている慣習(パペニーパティバット)に従って解釈(ティークワームマーイ)しなければならない。

第 375 条 契約の効力 (ボン)

契約は、その合意した内容に沿って契約当事者に対して強制力(ボンバンカップ)を有する。

加えて、契約は、各契約の性質に応じて、法律、実務慣習及び正義の原則に基づき履行されなければならない(トーンパティバット)。

第 3 章 無効契約 (サンニャーペンモカ)

第 376 条 無効契約 (サンニャーペンモカ)

無効契約とは、契約の要件に適合しない形で締結された契約である。

契約は、相対又は絶対無効、全部又は一部無効となる。

絶対無効契約の裁判(ガントクロン)は、この法典の 26 条に規定するところに従う。

他方、相対無効の取消(ロップラーン)請求はこの法典の 27 条に規定するところに従う。

第 377 条 無効契約の効果 (ボン)

契約が無効であるとわかった(ハップフー)ときは、以下のようにする：

1. 無効契約の効果はこの法典の 28 条に規定するところに従う；
2. 契約が一方当事者に不利益となるように締結された場合は、既に履行した物を返還する。

第 4 章 契約の履行

第 378 条 契約の履行 (ガーンパティバットサンニャー)

契約当事者は、誠実に、完全に、契約又は法律に規定された履行期及び履行場所において、契約を履行しなければならない。

契約当事者は、契約の履行を拒否し又は一方的に契約の条件を変更する権利を有しない。但し、法律が許可した場合はこの限りでない。

契約当事者は、契約又は法律に照らし、不完全(ポーコプトワン)、不正確(ポートウークトン)又は合致しない(ソートコーンカップ)履行を拒絶する(ポーハップアオ)権利を有する。但し契約又は法律で別段の定めがある場合はこの限りでない。

第 379 条 契約の補完的履行 (ガンパティバット…プームトゥーム)

契約において必要とされる品質について規定せず又は不明確な規定をするときは、標準品質(マータターン)に関する法律又は関連するその他の法令又は契約の目的に照らし従来の慣行(パペニークワイパティバットガンマー)に沿うものとして許容できる水準(マータターン)の履行をしなければならない。

契約において、価格(ラーカー)又は報酬(カートープテーン)が明確でないときは、契約履行場所、履行期における市場での一般的な価格(ラーカー)に従い又は公定価格(ラーカーティーラットダイガムノット)に基づき履行する。

第 380 条 契約の履行期限(ガムノットウェラーコーンガーンパティバット)

契約は、定められた期限に従い且つ法律に適合するよう履行しなければならない。

契約履行の期限を定めていない場合、債権者(チャオニー)はいつでも履行を請求する権利を有し、債務者(ルークニー)はいつでも履行する権利を有する。債権者(チャオニー)が履行の請求をした場合、債務者は、債権者が履行を請求した日から 15 日以

内に当該契約を履行する義務を負う。

債務者は、その履行が契約又は法律に反せず且つ債権者が同意するときは、履行期前に契約を履行することができる。

第381条 契約の履行場所（サターンティーパーティバット）

契約は、契約又は法律が定める場所において履行する（ハイ）。履行場所の定めがないときは、契約は以下の場所において履行する：

1. 建築物の引き渡しはその建築場所において履行する；
2. 負債の支払（ガンサイテーニーシン）は、契約成立時における債権者（チャオニー）の住所において履行する。但し国家機関、集団（ルワンムー）組織及び社会（サンコム）組織の負債の支払はこの限りでない。債権者が契約履行時に住所を移転（ニヤイボンユー）しており、債務者に対してその時点で通知（ジェーンハイサーブ）したときは、債権者の新たな住所において履行し、契約履行のための費用は全て債権者の負担（パーラ）とする；
3. その他の債務（パンタウーン）は、契約成立時における債務者（チャオニー）の住所で履行する。債務者（ルークニー）が法人であるときは、その法人の事務所（サムナッガー）において履行する。

第382条 支払（ガンサムラ）

支払は、債権者の合意（トクロンヘンディー）に基づき現金（グンソット）、送金（グンオーン）、小切手（セーク）又は物（ワットゥ）又は労働によって履行する（アーッ）。

支払は、請求書（バイゲップグン）が先に（シアゴーン）作成されたときになされる（アーチャミークン）。

支払においては、債権者は領収証（バイハップグン）又はその他の書類を自ら作成しなければならない。領収証（バイハップグン）又はその他の書類は、

直ちに作成されるか又は契約が履行されてから15日以内に作成されなければならない。

小切手による支払があったときは、支払日は、債権者がお金を引き出せた日（サーマートトンゲンダイ）である。送金による支払の場合、債権者の口座に着金（ゲンカオバンシー）した日を支払日とみなす（トゥーワー）。郵便を使った支払の場合、債務者がお金又は物（サップシンコーン）を郵便で渡した（モーブ）日を支払日とみなす（トゥーワー）。

第383条 負債の支払（ガンサムラニー）の順序（ラムダップ）

負債の支払は合意に従って行う。

支払の順序に関して争いがあるときは以下の順で行う：

1. 費用その他；
2. 違約金（カーバップマイ）又は消費貸借については利子（ドークピヤ）；
3. 金銭債務（ニーシン）又は消費貸借については元本（トントウン）。

第384条 負債（ニー）又は義務（パンタ）の免除（ポット）

負債（ニー）又は義務（パンタ）の免除（ポット）とは、債権者が、債務者にもはや負債又は義務を負わせないという自身の意思（チェツジャムノーン）を表示することである。

負債又は義務の免除は書面でしなければならない。

第385条 負債（ニー）又は義務（パンタ）の相殺（ハックロップ）

負債（ニー）又は義務（パンタ）の相殺（ハックロップ）とは、契約の両当事者が互いに有する負債又は義務を打ち消し（ライリヤン）あうことをいう。但し法律に別段の定めがある場合はこの限りでない。

負債又は義務の相殺は書面でなければならない。

第 386 条 契約履行の困難に関する通知

契約の履行において困難（ニュンニャーク）が生じ（クーックン）、契約当事者の一方がいかなる努力（パニャニャームピヤンダイ）をしても自己の義務（パンタ）を通常どおりに（ニャンサマムサムー）履行することができないときは、その者は、当該困難の事由（サヘート）を、他方当事者に、契約の履行期限が到来（シンスット）する前の適切（モソム）な時期に通知しなければならない。

困難の通知は、債務者が自己の責任を免れる（ボンチャーク）事由（サヘート）とはならず、困難が終了（シンスットロンレーオ）したら、債務者は契約に基づいて引き続き義務を履行しなければならない。

第 387 条 契約履行の停止（ジョ）

自己の義務（パンタ）の一部（スワンダイヌン）を履行した契約の一方当事者は、契約の相手方が、以下のような自己に損害を及ぼしうる（アーチャサーンボンシアハーイ）状況（サパーブ）にあるときは、契約の相手方にすみやかに（ナイタンティー）通知することによって、自己の義務（パンタ）の履行を停止する（アーッジョ）：

1. 倒産の訴え（ホンフォーン）又は申立（ホンコー）を受けているとき；
2. 事業（トゥラキット）上の信用が失われて（カートクワームスアトゥー）おり、それにより契約を履行することができなくなるようなとき；
3. その者において契約を履行することができない状況にあるとき。

履行を停止した契約当事者は、その停止を上記の事由なく行った場合は、相手方（クーサンニャーイークファイヌン）に生じた損害に対して責任を負う。

契約履行の停止に関する通知を受けた契約当事者が、自身の義務履行の能力に関して、これを証明（ヤンユーン）するか又は適切な契約履行の担保（カンバカン）を立てるかしたときは、停止したその契約当事者は自身の義務を引き続き履行しなければなら

い。証明（ヤンユーン）し又は適切な担保を立てることができない時は、停止したその契約当事者は契約を解除することができる。既に行われた（パーンマー）義務の履行については、通知を受けた契約当事者は解除した当事者に対して補償（トッテーン）しなくてはならない。

契約履行の停止はあらゆる種類の契約において行うことができるが、但し片務契約（サンニャーファァーイディアオ）は除く。

第 5 章 契約の履行を確保する措置（マータカーン）

第 388 条 契約の履行を確保する措置

効率的な（パシッティボン）契約履行を確保するため、法は、質、抵当、手付、個人又は法人による担保及び違約金（バップマイ）等の様々な（ターンタン）措置を利用することを認める（アヌニャート）。

質、抵当、個人又は法人による担保は、この法典の「担保」に関する第 VII 編の規定に従う。

第 389 条 手付（ガーンマツチャム）

手付とは、契約が成立（クートクン）したことの証拠とするため及び契約の履行を確保するため、手付交付者（プーマツチャム）が手付受領者（プーハップマツチャム）に一定の金銭を渡す（アオ…パイ）契約当事者間の合意をいう。

手付交付者が契約に違反（ラムート）した場合、手付金はその者に返還されない。但し別段の合意がある場合はこの限りでない。

手付受領者が契約に違反した場合、その者は手付金に加えてその同額を罰として（トゥークバップマイ）手付交付者に渡すが、別段の合意がある場合はこの限りでない。

第 390 条 罰金（違約金）（ガーンバップマイ）

罰金（違約金）（ガーンバップマイ）とは、契約不履行者に対する措置である。

罰金（違約金）は、関係法令に反しない（ポーカッガップ）範囲で契約当事者の合意に従う。

第6章 契約不履行

第391条 契約不履行

契約不履行とは、契約の一方当事者による契約の全部若しくは一部の違反（ラムート）又は不適切な履行であり、例えば品質の伴わない（ポーミーケンナパーブ）、適時でない（タンカップウェラー）又は間違った場所（ポートワークサタンティアー）での履行などである。

第392条 契約不履行の効果（ボンサトーン）

契約当事者の一方が不履行をしたときは、違反をされた側は契約履行を要求する権利を有し（ミーシットトゥワン）、損害（クワームシアハイ）を賠償させ（ハイ）又は契約を解除（ニョックルーク）することができる。

第393条 契約履行の要求（トゥワン）

有効に成立した契約（サンニャーティーミーボンバンカップトーカーサンニャー）は、合意された内容にそって厳格に（ケムグワット）履行されなければならない。契約当事者の一方が履行しないときは、他方当事者は、その当事者に履行を請求し又は裁判所に訴える権利を有する。

第394条 損害賠償

契約当事者の一方が契約不履行をしたときは、その側は、生じた損害を賠償する責任を負う。但しその契約不履行が不可抗力（ヘッスツウィサイ）で生じた場合はこの限りでない。

損害額の計算は、この法典の481条に定めるところに従い実施する。

第395条 契約の不履行による解除

契約の重要な内容（ヌアナイサムカンコーンサンニャー）について違反（ラムート）があったときは、不利益（アッパニョート）を被った側の契約当事者は、契約を一方的に解除（ニョックルーク）することができるが、契約当事者が別段の合意をした場合はこの限りでない。

契約の解除権を有する者は、契約の解除を他方に

通知（ジェーン…ハイ…サーブ）しなければならない。

書面による契約の解除は書面によってしなければならない。

契約が解除されたときは、既にお互いに履行したものについては終わったものとする（コーハイレーオカンパイ）。一方が自分の義務を先に履行している場合、まだ履行していない側は補償（トープテーン）をしなければならない。お互いにまだ履行していない義務については、お互いに無しにする（ハイルークレオカンパイ）。

第396条 債務者を代位する権利（シッドムヌーンガーンテーンルークニー）

債務者が自身の債務者に対して支払を請求しない（ポートウワンニー）ことで債権者に不利益を生じさせているときは、債権者は、債務者に代わって負債の支払を求めるため（プアトゥワンアオニーシン）、裁判所に対して訴える権利を有する。但し、その債務者の権利が自身で行使しなければならないものである場合はこの限りでない。

債権者の代位（ダムヌーンガーンテーン）の費用は債務者の負担とする（トクベンクワームハッピーソープ）。

第397条 第三者に対する債権者の権利

債権者は、債務者が悪意の第三者との間で行った（ヘット）法律行為であって、支払（サムラニー）を免れる目的（チェッタナー）で行われ、債権者に損害を与えるものについて、関係機関に異議を申立て（サヌーカッカーン）又は裁判所に取り消す（ロップララン）よう申し立てる（ホンコー）権利を有する。

第7章 契約の変更、解除及び終了

第398条 契約の変更（ピアンペーン）

契約は契約当事者の合意（トクロンヘンディー）によって変更される。

書面による契約の変更は書面で行なければならない。

第 399 条 合意による契約の解除 (ニョックルーク)

契約は契約当事者の合意により解除される。

合意による契約の解除は書面でしなくてはならない。

第 400 条 契約の終了 (シンスット)

契約は以下の場合に終了する (シンスットロン) :

1. 契約が適切且つ完全に履行される ;
2. 契約当事者がくつついて (カオフアム) 一つになる (ペンアンディアオカン) ;
3. 契約当事者が合意する ;
4. 契約が履行できなくなる ;
5. 契約が解除される ;
6. 契約当事者の一方が死亡して他に誰も履行を引き継ぐことができない ;
7. 契約当事者たる法人が解散し又は破産する。

法人が解散し又は破産した場合、その法人の相手方契約当事者 (クーサンニャー) は、その解散又は破産した法人の物 (サップシンコーン) に責任を有する者に対して費用及び損害賠償を請求する権利を有する。

第 8 章 債権者及び債務者の変更 (ガンピヤン)

第 401 条 債権者の変更 (ガーンピヤンチャオニー)

債権者は自身の権利を新しい債権者に移転 (オーン) することができるが、法律又は契約で移転 (オーン) を禁止した場合を除く。

債権者はその権利 (シット) に関する書類を新しい債権者に引き渡さ (モーブ) なくてはならず、その者に移転 (オーン) した権利が実在しなかった (ポーミーチン) 場合、その者に対して責任を負う。

第 402 条 債務者の変更 (ガーンピヤンルークニー)

債務者も自身の義務を新しい債務者に移転 (オーン) し、代わって履行させることができるが、事前に債権者から合意 (ヘンディー) を得なければならない。

第 403 条 権利及び義務の移転

契約当事者の一方は、契約に基づく自身の全ての権利及び義務を、契約当事者及び当該第三者の書面による合意によって、第三者に移転 (オーン) することができる。

第 9 章 第三者への契約の効力

第 404 条 契約の第三者に対する効力に関する原則

契約は、第三者のための契約 (サンニャープアブッコンティーサーム) が締結された場合に限り、第三者に対して効力を有する。

第 405 条 第三者のための契約 (サンニャープアブッコンティーサーム)

第三者のための契約とは、契約当事者が他人に利益を与えるためにする契約である。

その者が当該利益を受けるときは、当該第三者の契約に規定された権利及び利益は保護され、その利益は撤回 (トーンクーン) することができない。

第 10 章 契約の種類

A. 売買契約

第 406 条 売買契約

売買契約とは、売主 (プーカーイ) が物 (サップシンコーン) を渡し (モーブ) て買主 (プーサー) の所有とする (ペンガマシット) 義務を負い、買主は物を受け取らねばならず、合意した代金を支払う義務を負うという契約当事者の合意である。

売主は自身の所有する (ペンガマシット) いかなる物をも売ることができる。買主に売った物が裁判所の判決又は経済紛争解決機関 (オンカンゲーカイコーカツニエーンターンダーンセタキット) の判断により没収 (ヒップ) されたときは、売主は買主に損害を賠償 (トッテーンカーシアハーイ) しなければならない。

売主は、契約する際、買主に対して売却物に対する他者の権利、例えば売却物に賃借人がいるなど、について通知 (ジェーンハイ…サーブ) しなければならない。通知しないときは、買主に契約の解除

(ニョックルーク) を求め (ホンコー) 且つ損害賠償又は代金の減額を求める (ホンコー) 権利を与える。

所有物に関する権利 (シットキヨカップガマシット) が物の引き渡し (モーブ) 前に買主のものとなったときは、売主は、買主が受け取る (ハップアオ) までその物を損害又は故障のないよう管理 (ハクサー) する義務を負う。

買主は購入物の所有者となる：

1. 買主及び売主が金銭及び物をそれぞれ引き渡した (モーブ…ハイカン) ときから；
2. 合意に基づき、売主が未だ物を引き渡していないくとも (トゥンワー…コーターム) 買主が金銭を支払ったときから又は買主が未だ金銭を払っていないくとも (コーターム) 売主が物を引き渡したときから；
3. 登録をしなくてはならない物 (サップ) は、両者の間でその物が引き渡され又は代金が支払われた場合でも (トゥンワー…コータム), 買主は登録した時から所有権を取得する。

第 407 条 売買する物の品質

売る物の品質は、契約内容のとおりでなければならない。必要な品質が契約で規定されていないか、不明確に規定されている場合、品質基準 (マタタン) 法又はその他の関連法又は従来の慣行 (パペニー) に沿ったものとして受け容れられる品質 (マタタン), 例えば契約の目的に沿っており, 商品 (シーンカー) の価格に照らして適切な品質に従う。

売った物が 1 項の規定する品質を備えていない (ポーミー) ときは、売主は買主に生じた損害を賠償しなければならない。

買主がその物が品質を備えていないことを知ったときは、買主は修理、品質を備えた同種の物への交換、減額又は契約の解除とともに損害賠償を請求する権利を有する。

買主は、購入した物の品質を検査しなければならない。購入した物に瑕疵 (クワームボッポーン) を見つけた場合、その瑕疵を解決するために、買主は

直ちに (ニヤーンヒーブドゥワン) 売主に通知しなければならない。それをしないときは、買主は自らそれらの瑕疵に対して責任を負う。但し契約又は法律で別途定める場合、例えば品質基準に基づく特定の商品 (シーンカー) の品質保証など、はこの限りでない。

第 408 条 割賦販売 (ガーンカーイシンカーペンゲンポーン)

割賦販売とは、買主が商品の代金 (カーシーンカー) を期日毎 (ペングワット) に払う形で商品売ることであり、買主は、売主が商品を引き渡したときから購入した商品の所有権を取得する。商品が登録を要するときは、買主は登録の日から所有権を取得する。

買主が全額を払わないとき又は 3 回連続で期日の支払をしないときは、売主は契約を解除するか又は未払いの (カーンチャーイ) 金銭を全額 (ハイコブトゥワン) 買主に請求する権利を有する。割賦販売における売主の権利は動産担保登録をすることができる。

割賦販売は販売した日に合意した代金で履行しなければならない。割賦販売の商品のその後の価格の変動は、既に合意した価格に変更を及ぼさない。

第 409 条 権原なく得た (ダイマーヤーンポートウークトン) 動産の売買

善意による動産の買主は、法に適合した動産を購入したと自ら信じている者であり、それは購入時の市場に照らし適正な価格で購入したこと、公然、継続且つ平穏な購入及び使用に示され (サデーノークドローイ)、動産の所有者は買主が支払った代金を補填 (トッテーン) したときは物を取り戻せるが、動産の所有者は自己の物 (サップ) を権原なく売った者に対して訴えを提起する (ホンフォーン) 権利を有する。

悪意による動産の買主は、自ら法に適合しない動産を購入すると知り又は知るべき (クワンフー) であった者であり、それは購入時の市場に照らし適正

でない価格で購入したこと、秘密、非継続又は非難される購入及び使用に示され、動産の所有者は買主に動産物の代金を何ら補填することなく物を取り戻すことができる。買主は、売主に対してその動産の代金を返還するよう主張（トローワー）することができるが、裁判所に訴える権利はない。

第 410 条 売った商品（シンカー）又は物（サブシンコーン）の配達（ナムソン）

買主と売主は売った商品又は物の配達について合意することができる。合意がない時は、売主はその売った商品又は物を、合意に基づいて買主の住所又は何らかの場所に配達し、買主は自分に送られてきた商品又は物を受け取らなければならない。配達のコストについては契約当事者の合意に従う。

売主が売った商品又は物を合意した期日どおりに配達しないときは、買主はその商品又は物を受け取らないことができる。

買主が商品の代金、配達費用を既に支払っているときは、買主は、売主に合理的な得べかりし利益（カーポワイカーン）を払わせることができる。

売主が、売った商品又は物を配達したが、売買の合意に照らして量が足りず、部分的に欠け、品質が備わっていないときは、買主は受け取らずその商品の代金を支払わないことができる。買主が既にその商品の代金を支払っているときは、売主はお金を返し、損害に責任を負う。

B. 交換契約

第 411 条 交換契約

交換契約とは、当事者の一方が自己の所有する物を他方に引き渡し（アオ…モーブハイ）、他方もまた自己の所有する他の物を代わりに引き渡す（アオ…モーブテーンハイ）、契約当事者の合意である。

第 412 条 交換における追加代金

交換においては、契約当事者の一方は、交換する自己の物の価額が相手の物の価額より低いときは、代金を追加することができる（アーツ）。

第 413 条 交換契約の規則（ラビヤップガーン）

交換契約に関する規則（ラビヤップガーン）は売買契約の規則に従う。

交換契約は、契約当事者が互いに物を引き渡した（ダイモーブ）ときに効力（ボンサクシット）を有する。

C. サオスー契約

第 414 条 サオスー契約（所有権移転特約付賃貸借契約）

サオスー契約は、サオスープロバイダー（プーハイサオスー）が製品（シンカー）をサオスー利用者（プーサオスー）に貸し（アオ…ハイ…サオ）、サオスー利用者は、当該物の価格を合意された回数時期に従って完全に支払ったときに借りた物（サブシンコーン）の所有権を取得する契約当事者の合意である。

サオスーの価格はサオスー契約の日の合意に従う。

契約は書面で行わなければならない。

第 415 条 サオスープロバイダー（プーハイサオスー）の権利及び義務

サオスープロバイダーは以下の権利を有する：

1. 合意した期日に従って物のサオスー代金を請求する（トゥワンアオ）；
2. サオスー利用者が連続して 3 回支払を怠った（カーンジャイ）場合で、サオスープロバイダーが催促の通知をし、サオスー利用者がその催促の通知を受領した日から 30 日以内に支払いを行わなかった場合、契約を解除し、物の返還を請求し、既に支払った物の代金は返還されない。サオスー利用者の落ち度（クワムビット）により物が故障（ペーペー）、棄損（シアハーイ）したときは、サオスープロバイダーは損害賠償を請求する権利を有する。

サオスープロバイダーは以下の義務を負う：

1. 合意に従い物をサオスー利用者へ引き渡す

(モーブ)；

2. サオスー利用者が全額を支払ったときは、物の所有権をその者に移転（オーン）する；
3. サオスーに供する物の品質について、この法典 406 条に規定するところに従い責任を負う。

第 416 条 サオスー利用者（プーサオスー）の権利及び義務

サオスー利用者は以下の権利を有する：

1. 合意に従ってサオスープロバイダーに物を要求する；
2. 占有した日以降、サオスー対象物から生じた果実を取得する；
3. サオスー対象物の価格全額を支払ったときは、その物を受け取り、所有権を取得する；
4. この法典 407 条に定めるところに従い、物の品質についてサオスープロバイダーに責任を取って貰う；
5. サオスープロバイダーの了承を得ていつでも契約を解除することができるが、物は使える状態でサオスープロバイダーに返還しなければならず、その物に生じた故障（ペーパー）、損害（シアハイ）に対して責任を負う。

サオスー利用者は以下の義務を負う：

1. 合意に従って、期日に沿って物の代金を支払う；
2. 物を通常の状態で使用、維持管理（ポッパクハクサー）する；
3. 3 回連続で支払を怠った（カーンジャイ）ときは、物をサオスープロバイダーに返還（モーブ…クーンハイ）する；
4. サオスー利用者は物の一部又は全部を、売却し、移転（オーン）し、交換し又はその他の方法により処分（シーカート）する権利を有しない。但し、別途合意がある場合はこの限りでない。

第 417 条 物の処分

サオスー利用者が、サオスー契約が満了する前の

契約期間中に、サオスー対象物の一部又は全部を売却し、移転（オーン）し、交換し又はその他の方法により処分したときは、その者は刑事上の責任を負う。物の所有者及び損害を被った者は法律に従い訴えを提起する権利を有する。但し別段の合意がある場合はこの限りでない。

D. 贈与契約

第 418 条 贈与契約（サンニャーモーブサップ）

贈与契約とは、自己の所有する（ペンガマシットコントン）物を、任意に対価（シントープテーン）を請求（ヒヤックホーン）することなく誰かに渡す（アオ…ハイ）という所有者（チャオコーンサップ）の合意（トクロン）であり、受領者がその物（サップ）を受領することに同意（ヘンディー）するものである。

贈与契約の対象は、動産、不動産又は債権（シットウワン）である。

第 419 条 贈与の範囲

贈与の範囲については、この法典 592 条に規定する遺言を行う権利の範囲と同様とする（ハイパティバットダンディヤオカンカップ）。

第 420 条 動産の贈与

動産（サンハーリマサップ）の贈与（モーブ）は、動産（サップクーアンティー）の贈与（モーブ）であり、そこでは受領者（プーハップ）は受領（ハップ）の時から所有者となる。

動産の贈与で登記をしなくてはならないものは書面で契約しなければならず、登記（ジョッタピヤン）の日から効果を有する（ミーボンサクシット）。

第 421 条 不動産の贈与

不動産（アサンハーリマサップ）の贈与（モーブ）とは、贈与者の所有する不動産（サップコンティー）の贈与（モーブ）であり、所有権又は適法な使用权を証明（ヤンユーン）する書類のあるものである。

不動産の贈与は書面でしなくてはならない。

不動産の贈与を受けた者は登記の日から所有者と

なる

第 422 条 債権（シットゥワン）の贈与

債権の贈与とは、法又は契約により債権を取得しこれを受贈者に移転する、権利（シット）の贈与である。

債権の贈与は書面で契約しなければならず、贈与者は、債権の贈与について、この債権を取得しこの債権によって利益を得る者に対し、通知しなければならない。

第 423 条 物（サップ）の瑕疵（チュットボックポー）を通知する義務

贈与者は受贈者に贈与する物の瑕疵又は特別事情（チュッピセート）を通知しなければならない。通知しないときは、贈与者は当該物の瑕疵又は特別事情から生じた損害に対して責任を負う。

E. 負担付贈与（ニョックサップ）契約

第 424 条 負担付贈与契約（サンニャーニョクサップ）

負担付贈与契約は、自己の物（サップコントン）を、誰かに渡す（アオ…ハイ）という所有者の合意（トクロン）であり、受贈者が当該物を受け取る前又は後に、合意に従って何らかの義務（パンタ）を履行しなければならないものである。

受贈者は、当該義務を完全に履行（パティバット）したときに所有者となる。不完全に義務を履行するとき又は義務を履行できないときは、負担付贈与者は当該契約を解除することができる。

第 425 条 負担付贈与（ガーンニョクサップ）の範囲

負担付贈与の範囲については、この法典 592 条に規定する遺言を行う権利の範囲と同様とする。

第 426 条 物（サップ）の瑕疵（チュットボックポー）を通知する義務

負担付贈与者は受贈者に負担付贈与をする物の瑕疵又は特別事情（チュッピセート）を通知しなければ

ならない。通知しないときは、負担付贈与者は当該物の瑕疵又は特別事情から生じた損害に対して責任を負う。

F. 買戻特約付売買（カーイファーク）契約

第 427 条 買戻特約付売買契約

買戻特約付売買契約は、売主（プーカーイ）が、動産の場合 3 年以内、不動産の場合 5 年以内に、売った物を売った代金で買い戻す権利をなお有する（ニャンミーシットスー…クーンダイ）、物の売買（スーカイサップ）のための契約当事者の合意である。

本条 1 項の定める期間を満了（モット）した場合、契約を締結した時に予め合意があるときは、売主は買戻特約付売買の期間を伸長（オークパイイク）する権利を有するが、1 年を超えることはできない。

期間が到来（ホート）した場合、売主がその物を買戻さない（ボースーアオ…クン）ときは、買主は物の確定的な所有者となる。

買戻特約の目的（パオマイ）である不動産は土地権利活動登記しなければならない。買戻特約の動産は担保登録制度に従って登録を行われなければならない。

第 428 条 買戻特約付売買契約の果実（ボン）

買戻特約付売買の物が果実を生じたときは、物の代金をすべて支払っている買主は、生じた果実の所有者となる。買主がその物の代金を全て支払っていない場合は、買主は生じた果実を取得（ダイハップ）する権利を有しない。ただし、契約に別段の定めがある場合はこの限りでない。

第 429 条 買戻特約付売買契約の財物の保管

買主は、買戻特約付売買による物を維持管理（ポックハクサー）しなければならない。売主は買主が買った物の保管の為に費用等を補償（トッテーン）しなければならない。その費用が僅かである場合は、買主が自ら負担する。買主は、買戻特約付売買の物を使用する権利を有する。売主が期間内に物を買戻

す（スーアオ…クン）ときは、買主は、原状で（ナイサパーブドゥーム）物を返還しなければならない。

G. 消費貸借（クーユーム）契約

第 430 条 消費貸借契約（サンニャークーユーム）

消費貸借契約は、貸主が自己の金銭又は物を借主に渡してその所有とし、借主が、一定額の金銭（ジャムヌアングン）又は借りた金銭又は同種の物を同じ量（ジャムヌアン）且つ同じ品質（クンナパーブ）で、契約に定める期限に従って貸主に返還する、契約当事者の合意である。

消費貸借契約が期限を定めていないときは、契約履行の請求は、この法典 380 条で定めるところに従う。

金銭消費貸借は、利息（ドークピヤ）を伴うことも又は伴わないこともできるが、契約に定めがある場合はこの限りでない。債務の支払（サイテーンニーシン）が遅滞したことにより貸主に不利益を生じさせた場合は、借主は遅延損害（カーポワイカーンサップ）について責任を負わなければならない。

物の消費貸借は、対価（カートーブテーン）を伴うことも伴わないこともできるが、契約に定めがある場合はこの限りでない。物の返還（ソンサップシンコン）が遅滞したことにより貸主に不利益を生じさせた場合は、借主は遅延損害（カーポワイカーンサップ）について責任を負わなければならない。

消費貸借契約は書面でしなければならない。

第 431 条 金銭消費貸借の利子（ドークピヤ）

利子の計算に関する合意がある場合、合法的に設立された銀行またはその他の金融機関からの金銭消費貸借の利子は、貸与した銀行または金融機関の規則（ラビヤップガーン）に従って履行しなければならない。銀行またはその他の金融機関以外の消費貸借においては、利子の計算は年 36% を超えてはならない。

消費貸借については、利子を元本に組み入れることはできない。

契約上の履行期が到来しても貸し主が借り主から

適切に金銭を受け取ろうとしないときは、利子は計算しない。

外国機関又は国際機関の消費貸借の利子については、当事者間の合意に従う。

H. 使用貸借（ユームサップパイサイ）契約

第 432 条 使用貸借契約（サンニャークーユームサップパイサイ）

使用貸借契約は、借主が無償で使用するために、貸主が物（サップ）を引渡し、借主が物の所有者に対して、合意した期限に従ってその物を原状で（ナイサパーブドゥーム）返還しなければならない、契約当事者の合意である。

第 433 条 借主の責任

使用貸借の期間において物が棄損（シアハーイ）又は故障（ペーペー）した場合は、借主は、その損害を賠償する責任を負う。ただし、別段の合意がある場合はこの限りでない。

借主が、使用貸借している物を返還することができないとき又はその物を使用不能にしたときは、借主は、貸主の同意に従い且つその時の市場価格に従い、金銭又は他の物によって補償（サイテーン）することができる。

借主は、貸借している物を他人に転貸（ユームトー）する権利を有しない。

I. 賃貸借（サオサップ）契約

第 434 条 賃貸借契約

賃貸借契約は、賃貸人が自己の所有する物を、賃借人が一時的に使用するために引き渡し（モーブ…ハイ）、賃借人は、契約及び賃貸物の効用（クンパニョート）に適切（ヤントウークトン）で且つ合致（ソートコーン）するように利用し、合意した価格および期間に従って賃料を支払わなければならない、契約当事者の合意である。

賃貸借契約がその期間を定めずに締結された場合、賃貸人又は賃借人はいつでも契約の解除をする権利を有するが、不動産、例えば土地、家屋および

建物等, については3か月前以内に, 動産, 例えば車, 船および動物等, の場合は1か月以内に, 契約の相手方に対して, 事前に通知しなければならない。

耕作地の賃貸借については, 契約の解除を, 収穫期の後又は次の耕作期の前までに, 通知しなければならない。

賃貸物の引渡しの前に, 賃貸人は, 物の瑕疵又は特別事情(チュッピセート)について貸借人に通知しなければならない。

賃貸人が, その物の瑕疵又は特別事情(チュッピセート)について通知しなかった場合に, 通知しなかったことに起因(ニョーン)して棄損(シアハーイ)又は故障(ペーパー)が生じたときは, 賃貸人は, いかなる責任も負わない。

賃貸借契約は書面でなくてはならない。

第435条 賃借料の支払い

賃貸借において, 賃借人は賃料を, 日払い, 週払い, 月払い, 年払い又は先払い(ルワンナーゴーン)によって支払うことができる(アーチャ…コダイ)。賃借人が先払いをした場合で期限前に契約が解除されたときは, 賃貸人は先払いされた賃料の残額を返還しなければならない。その者(プーキヤオ)は契約不履行を行った賃借人に対して損害賠償を請求する権利を有する。

賃貸人が契約不履行を行った場合には, 賃借人は, 賃貸人に対して, 先払いをした賃料の残額とともに損害賠償を請求する権利を有する。

第436条 賃貸物の使用及び修理

賃借人は, 賃借した物を, 契約および賃借物の効用(クンパニョート)に沿って(ソートコーン)使用し, 適切な状況において管理(クムコーン), 維持(ハクサー)し, 契約が終了した後に, その物を原状で賃貸人に返還しなければならない。賃借人は, 自らの落ち度(クワムピット)により生じた棄損(シアハーイ)又は故障(ペーパー)に対して責任を負う。

賃貸した賃貸物の使用において, 鍵の修繕, 船の水漏れ, 車のパンクの修繕等, 小規模な修繕が生じ

たときは, 賃借人が修繕をする義務を負う。屋根の葺替え, 車のオーバーホール等, 大規模な修繕については, 賃貸人が修繕をする義務を負う。

賃借人が, 賃貸人の合意を得て, 自己の資金によって大規模な修繕の費用を支出したときは, 賃借人は, 賃貸人に対し, その費用の償還を請求する, 又は賃料として計算するように請求する権利を有する。

賃借人が大規模な修繕を請求し, 賃貸人が能力を有するにも関わらず修繕を行わない場合は, 賃借人は, 契約を解除し, 先払いをした賃料の償還を請求する権利を有する。

第437条 賃貸物の所有者の変更

賃貸人が賃貸物を他人に贈与又は売却した場合は, その賃貸借契約は, 新しい所有者たる受贈者又は買主に対して引き続き効力を有するが, 賃貸人は, その物を賃借人が使用している旨を, 新しい所有者に通知(ジェーン)しなければならない。

第438条 転貸借

賃借人は, 賃貸人の同意を得て, 賃借物を他人に転貸(ハイ…サオトー)することができるが, その転貸(ガンハイサオトー)は, 元の(ナイブントン)賃貸借契約の期間及び条件の範囲内で行わなければならない。賃貸人の同意がなかった場合, 賃貸人は元の賃貸借契約を解除(ニョックルーク)することができる。

J. コンセッション(サムパターン)契約

第439条 コンセッション契約

コンセッション契約とは, ラオス人民民主共和国の法律及び契約における特別の条件(ングアンカイサボ)に基づく, 何らかの事業運営又はプロジェクト開発の権利付与に関する国家と法人との間の合意である。

コンセッション契約は書面でしなければならない。

第440条 契約当事者の権利及び義務

コンセッション契約の当事者は, ラオス人民民主

共和国の関係法令に沿って（ドイソートコーン）、自らの権利及び義務を規定できる。

K. 寄託（ファークサブシンコーン）契約

第 441 条 寄託契約（サンニャーフアークサブシンコーン）

寄託契約は、受寄者が維持管理（ポツパクハクサー）するために寄託者が物（サブシンコーン）を引渡し（モーブ…ハイ）、受寄者は、寄託者が求める（タームアオ）ときに、その物（サブシンコーン）を原状で寄託者に返還（ソン…クーン）しなければならない、契約当事者の合意である。

寄託においては、契約当事者の合意又は関連規則（ラビヤップガーンキアオコーン）に従って、寄託料を支払い又は支払わないことができる。

寄託において時期の定めがある場合は、受寄者は寄託物を期限前に返還（ソン…クーン）する権利を有しない。但し、やむを得ない場合は、この限りでない。他方（テー）寄託者は、期限前に寄託物を取り戻すことができる。

寄託において時期の定めがないときは、寄託者はいつでも寄託物を取り戻す（アオ…クーン）ことができ、受寄者は、適切な時期に、寄託者に対して自己の寄託物を取り戻させる（ハイ…アオ…クーン）べく請求する権利を有する（ミーシットウワン）。

寄託料は、現実に寄託した期間に従って算定する。但し契約で別段の合意がある場合はこの限りでない。

第 442 条 受寄者の権利及び義務

受寄者は、以下の権利を有する：

1. 合意がある場合、寄託料を請求する；
2. 寄託者が寄託物を引き取り（ハップアオ）にくるのに遅れた場合、維持管理（ポツパクハクサー）にかかる費用を請求する。

受寄者は、以下の義務を負う：

1. 寄託物が棄損（シアハイ）、故障（ベベ）又は品質低下しないように維持管理（ポツパクハクサー）する；

2. 寄託物を原状で寄託者に返還（ソン…クーン）する；
3. 寄託物が棄損（シアハイ）、故障（ペーパー）又は品質低下した場合、受寄者は当該損害（ガンシアハイ）に対して責任を負う。但し、その損害が不可抗力（ヘッスウイサイ）による場合はこの限りでない；
4. 寄託物に損害（クワームシアハイ）を与える（コー）出来事（ヘッガーン）又は状況（サパーブガーン）が生じた場合、受寄者は寄託者に直ちに通知しなければならない。受寄者が通知しない場合、その者は生じた損害に責任を負う。

受寄者は、寄託物を使用し又は他人に引き渡して自己に代わって維持管理（ポツパクハクサー）させる権利を有しない。但し、寄託者から許可を得た場合はこの限りでない。寄託物が何らかの果実を生じた場合、生じた果実は寄託者に帰属（トクペン）する。

第 443 条 寄託者の権利及び義務

寄託者は、以下の権利を有する：

1. いつでも寄託物の返還を請求（トゥワンアオ…クーン）する；
2. 受寄者が寄託物を棄損（シアハイ）、故障（ペーパー）又は品質低下させた場合、損害賠償（ガーンサイテンカーシアハイ）を請求する（トゥワンアオ）。

寄託者は、以下の義務を負う：

1. 寄託物の瑕疵（チュットボックポーン）又は特別事情（チュッピセート）を受寄者に通知（ジェーン…ハイ…サーブ）し、その後、契約の両当事者はその物の現状（サパープトワチン）と一緒に検査（クワッカーブン）する。寄託者が寄託物の瑕疵又は特別事情を受寄者に通知せず、それが受寄者又は寄託物に損害をもたらした（パーハイミーガーンシアハイ）ときは、寄託者は生じた損害について責任を負う；
2. 期限に従って物を引き取り（ハップアオ）、

合意があれば寄託料を払う；

3. 契約当事者が合意の日から寄託料を払う旨の合意をした場合、当該寄託物の引き渡しの遅延は、寄託者のみが責任を負う（トクペンクワームハッピーソープ）；
4. 寄託者が当該物の引き取り（ハップ…クーン）に遅延した場合、その者は遅延した日数に応じて追加の寄託料を支払う責任を負う；
5. 維持管理（ポツパクハクサー）の費用を支払った受寄者に対する補償（トッテーンカーサイチャイ）。

第 444 条 変質またはすぐに劣化する物の寄託

寄託物が変質（ピヤンフープ）またはすぐに劣化（シアクンナパーブ）する性質を有し（アーツ）、寄託者が期限に引き取りに来ない（ポーマーハップアオ）ときは、受寄者はその物を売却して、売却代金から寄託料と共に売却の費用があればこれを差し引く（ハクアオ）権利を有し、残った金額は寄託者に返還しなければならない。

受寄者が悪意で寄託物を売却したときは、その者は刑事上の責任を負う。

第 445 条 ホテル又はゲストハウスの主人（チャオコーン）の責任

ホテル（ホーンヘーム）またはゲストハウス（ファンバック）の主人は、乗り物（パーハナ）の所有者がホテル又はゲストハウスの主人に通知（ジェーン）していた場合、宿泊客（ゲークティーマーパクサオ）の乗り物の損害に対して責任を負う。

貴重品、例えば銀、金又はその他の高価な装飾品などについては、物の所有者が通知してホテル又はゲストハウスの主人に預けた場合、ホテル又はゲストハウスの主人に責任を負わせる。

L. 委任（モープマーイ）契約

第 446 条 委任契約（サンニャーモープマーイ）

委任契約は、受任者が委任者の名義（ナイナム）及び計算（ドーイトウン）で何かを行わなければなら

ず（トンヘットシンダイヌン）、委任者は契約又は法律に定めがある場合は受任者に報酬（カートープレートン）を支払う義務を負う、契約当事者の合意である。

受任者は、委任状（バイモーブサンタ）がある場合に限り、委任されたことをすることができる。但し、重要性の低いものはすることができる。

委任は 3 年を超えてはならない。期間の定めがない場合、委任は委任状を作成した日から 1 年間効力を有する。

第 447 条 委任者（プーモーブマーイ）の権利及び義務

委任者は、以下の権利を有する：

1. いつでも解除できるが、その解約が受任者に損害を与える（サーン）ときはその者は責任を負う；
2. 受任者が委任者の指示（カムネナム）に従わずに（ポーソートコーン）、契約の範囲内で又は委任の限度を超えて行った事務（ウィヤック）を拒否する（ポーハップアオ）。

委任者は、以下の義務を負う：

1. 受任者にその事務（ウィヤックガーン）のために必要な物（サップシンコーンジャムペン）を提供（サノーン）する；
2. 受任者がその委任の範囲内で行った事務（ウィヤックガーン）を承認する；
3. 契約で定めている場合、受任者に報酬（カートープレートン）を支払わなければならない、受任者が事務を行った際の費用の支払いを承認しなければならない。

委任者は、委任に従って受任者が遂行した事務及び生じた費用の承認を怠った場合、受任者に対して損害を全額賠償する責任を負う。

第 448 条 受任者（プーハップモーブマイ）の権利及び義務

受任者は以下の権利を有する：

1. いつでも解除でき、その解約が受任者に損

害を与える（サーン）ときはその者は責任を負う；

2. 契約で定めている場合、委任者に報酬（カートープテーン）を請求する。

受任者は以下の義務を有する：

1. 委任者の指示に従い（ソートコーン）または契約の範囲内で、委任事務（ガーンモーブマイ）を自ら（ドゥオイトンエン）行い、自ら（トンエン）の事務（ウィヤックガーン）と同じように誠実に行う；
2. 委任者に対してすみやかに報告し且つその委任事務（ガーンモーブマイ）を行う中で受け取った物（サップシンコーン）、金銭又は書類を引き渡す（モーブ）；
3. 指示に従わず又は委任の範囲を超えて事務（ウィヤックガーン）を行った場合に、委任者に対して損害を賠償する責任を負う。

M. サービス（ポリガーン）契約

第 449 条 サービス契約（サンニャーポリガーン）

サービス契約は契約当事者の合意であり、そこではサービスプロバイダー（プーポリガーン）が依頼者（プーサイポリガーン）に奉仕（ハップサイ）し、何かをし若しくは造り又は助言を行わねばならず、依頼者は合意したサービス料（カーポリガーン）を払わなければならない。

第 450 条 サービス契約の種類

サービス契約には以下の 2 種類がある：

1. 一般的（トワパイ）サービス契約；
2. 専門（ウィサカーン）的サービス契約。

一般的サービス契約は契約当事者の合意であり、そこではサービスプロバイダーが特定（ネノーン）のことをし又は造らなければならない、例えば修理、散髪、服の仕立て、旅行、飲食などがある。

専門的サービス契約は契約当事者の合意であり、そこではサービスプロバイダーは調査（コンクワ）、分析（ウィコ、ウィチャイ）、情報提供（サノーンコームーン）、助言（ハイカムブクサ）、指導（カムネナム）、

プログラミング、報告書の作成及びその他専門的知見（ラックウィサーカーン）に適合するものに関してサービスを提供しなければならない（ハイガーンポリガーン）。

高価な一般的サービス契約及び専門的サービス契約は書面でしなくてはならない。

第 451 条 サービスプロバイダー（プーポリガーン）の権利及び義務

サービスプロバイダーは以下の権利を有する：

1. 契約で合意したところに従いサービス料を受け取る；
2. 依頼者がサービス料を支払わない場合に、サービスの対象物（サップ）を留置（ニュットヌワン）してサービスを停止（ユット）する。

サービスプロバイダーは以下の義務を負う：

1. 専門的で（ラックウィサガーン）、適切な品質を備え、依頼者のニーズに合った、良い設備（ウパコーン）を使ったサービスを提供する；
2. 依頼者の物（ワットゥシンコン）を維持管理（ポッパクハクサー）する；
3. その行い又は作成した物（サップシンコーン）又はサービスの成果物（マクボン）を、期限に間に合って（サムレットウエラー）、品質を伴って依頼者に引き渡す（モーブ）；
4. 依頼者の秘密を保持（ハクサー）する；
5. 契約の期間が満了したがまだサービスが完了（サムレット）しない場合で、依頼者が何も言わない（ポータクトワン）場合、サービスプロバイダーは完了するまで継続しなければならない。

第 452 条 依頼者（プーサイポリガーン）の権利及び義務

依頼者は以下の権利を有する：

1. 自分がサービスを依頼した物の返還を請求（トゥワンアオ）する；
2. サービスプロバイダーに瑕疵（チュットポッ

クーポン)の改善解決(パップンゲーカイ)を求める(サヌー)；

3. 合意に従っていないサービスの受領を拒むこと；
4. サービスプロバイダーを交替する。但し旧サービスプロバイダーに、既に行い又は作成した分のサービス料を支払わなければならない。

依頼者は以下の義務を負う：

1. 必要な設備(ワットウパコーン)又は情報をサービスプロバイダーに提供(サノーン)する；
2. サービスプロバイダーが行い又は作成し完了した物(サップシンコーン)又はサービスの成果(マークボン)を受領し且つサービス料を払う。

N. 建築請負(ハップマオコーサーン)契約

第453条 建築請負契約(サンニャーハップマオコーサーン)

建築請負契約は、契約当事者の合意であり、ここでは請負人(プーハップマオ)が何らかの物(シンダイヌンティーネーノーン)を、施主(チャオコーンコーンガーン)の目的に沿って、施主又は自己の材料(ワッサドゥコーサーン)又は車両(パーハナ)を使って建築しなければならず、施主はできた建築物(シンコーサーンズンダイヘット)を受け取って代金を払い、一緒に成果を確認(ヤンユーン)しなければならない。

第454条 施主(チャオコーンコーンガーン)の権利及び義務

施主は以下の権利を有する：

1. 建築された物(シンティーダイコーサーン)を検査(クワッカーブン)する。建築された物が契約の条件を満たさない又は沿っていないために、建築物を技術水準及び設計に満たない又は既に故障したものにしているときは、施主は請負人に対して適切(アंकワ

ン)な期間内に解決(ゲーカイ)若しくは修理(ソームペーン)するよう通知し又はその修理(ポワペーン)を自らの材料(ワッサドゥコーサーン)若しくは車両(パーハナ)で負担したときは損害賠償を請求(トゥワンアオ)する権利を有する；

2. 施主は、請負人が上記の解決又は修理(ソームペーン)を期間内にしないときは、契約を解除して損害賠償を請求することができる(アーチャ…コダイ)。

施主は以下の義務を負う：

1. 契約で合意した価格及び支払期限に従って建築料を払う；
2. 品質を備え、技術水準を満たし且つ契約で定めた期限に従って(ハイタムタームガムノットウェラー…),材料及び車両(パーハナ)を用意(ジャッハー)しなければならない；
3. 法律に定めるところに従い、その他の義務を行う。

第455条 請負人(プーハップマオ)の権利及び義務

請負人は以下の権利を有する：

1. 指示(サムネナム)に従うことができず又は施主の材料(ワッサドゥコーサーン)若しくは車両(パーハナ)が技術水準を満たさず、使うことができない旨を施主に申し出る(サヌー)。施主が適切(アンモソム)な期間内に解決しないときは、請負人は契約を解除して損害賠償を請求する権利を有する；
2. 合意した価格及び支払期限に従って完成した建築の代金を請求する。

請負人は以下の義務を有する：

1. 施主の建築計画(ペープペーンパン)に従って、合意した期限に従って建築を行う；
2. 建築の材料(ワッサドゥ)又は車両(パーハナ)が施主の用意したものである場合、適切に維持管理(ポッパクハクサー)及び使用に責任を負い、その使用が適切でなかったとき

- は、その者は責任を負う；
3. 建築材料（ワッサドゥ）の利用を要約し（サロップ）、残った建築材料（ワッサドゥ）を施主に返還（ソン…クーン）する義務を負う；
 4. 下請人の行為について施主に対して責任を負う；
 5. 自身の建設遂行（ダムヌーンガーンコーサーン）から生じる損害に責任を負う；
 6. 法律が規定するところに従う。

第 456 条 建築物（シンコーサーン）の品質の保証

請負人は、技術水準、規則（ラビヤップガーン）、特別法に従って建築物を保証しなければならない。

施主が建築物を受領した後、その建築物の中にまだ瑕疵（シンボックポン）があることを発見したときは、保証期間がまだ満了していなければ、施主は請負人に何ら修理費用を払うことなく修理（ソームペーン）請求する権利を有する。

0. 雇用（ヘーンガーン）契約

第 457 条 雇用契約（サンニャーヘーンガーン）

雇用契約は雇用者（プーサイヘーンガーン）と被用者（プーオークヘーンガーン）との間の合意であり、そこでは、雇用契約で合意した額及び期間に基づき、被用者は条件に沿って仕事をしなければならず（トンダイパティバットウィヤックガーン）、雇用者は被用者に月給（グンドゥアン）又は賃金（カーヘーンガーン）、福利厚生（サワッディーガーン）及びその他の支援を払わなければならない（トーンチャイ）。

第 458 条 雇用者（プーサイヘーンガーン）の権利及び義務

雇用者は以下の権利を有する：

1. 被用者の能力をテストする；
2. 被用者に、契約で合意したところに従い、来て仕事をするよう（マーハットウィヤック）要求する；
3. 労働法に定めるところに従い雇用契約を解

除（ニョックルーク）する；

4. 法律に定められたその他の権利を行使する。
雇用者は以下の義務を負う：

1. 雇用契約及び／又は法律に従い、月給（グンドゥアン）又は賃金（カーヘーンガーン）、福利厚生（サワッディーガーン）及びその他の支援を払う（チャイ）；
2. 被用者の労働中、その安全を管理（クムコーン）し、護り（ドゥレー）、確保（ハッパカン）する；
3. 法律に定められたその他の義務を履行する。

第 459 条 被用者（プーオークヘーンガーン）の権利及び義務

被用者は以下の権利を有する：

1. 雇用契約及び／又は法律に従って月給（グンドゥアン）又は賃金（カーヘーンガーン）、福利厚生（サワッディーガーン）及びその他の支援を受ける；
2. 労働における休憩、健康管理（ブンニェーンスカパーブ）及び安全を享受し、苦情及びその他を申し立てる；
3. 労働法に定めるところに従い雇用契約を解除する；
4. 法律に定められたその他の権利を行使する。

被用者は以下の義務を負う：

1. 雇用契約で合意したところから従って労働をする（オークヘーンガーン）；
2. 責任を持ち且つ誠実に責務（ナーティ）を果たす；
3. 法律に定められたその他の義務を履行する。

P. 運送（コンソン）契約

第 460 条 運送契約（サンニャーコンソン）

運送契約は契約当事者の合意であり、そこでは一方当事者が運送者（プーコンソン）であり、乗客（プードーイサーン）、手荷物（クアアンティットワ）又は物（ワットゥシンコーン）、商品（シンカー）、書類及びその他を目的地まで又は他方当事者の目的

に沿って送る責任を負い、他方当事者は乗客又は物若しくは商品（シンカー）を送る者であって、合意した価格の運賃又は送料を支払う義務を負う者である。

運送契約は、運送者が乗客、手荷物又は物、商品を受け取ったときから効力（ボンサクシット）を有し、乗客が手荷物と共に目的地に着くか又は所有者若しくは権限を有する者が前記の物もしくは商品を受け取ったときに終了する。

第 461 条 運送契約の種類

運送契約の種類は以下のとおりである：

1. 陸上運送 電車による運送も含む；
2. 水上運送；
3. 航空運送。

各種類の運送の規則及び手続は関連法に定める。

第 462 条 運送者（プーソンコン）の権利及び義務

運送者は以下の権利を有する：

1. 合意した価格に従いまたは規則に従い、乗車、手荷物又は物、商品、書類その他の代金を徴収し請求する；
2. 精神障害であって保護者（プークムコーン）がない状態にある乗客、禁止され又は法律に抵触する（ピットゴットマイ）手荷物又は物、商品、書類及びその他を受け付けない（ポーハップ）；
3. 関係する法律に定められたその他の権利を行使する。

運送者は以下の義務を負う：

1. 乗客（プードーイサーン）、手荷物（クーアンティットワ）又は物（ワットウシンコーン）、商品（シンカー）、書類（エカサーン）及びその他を安全（ポートパイ）に期限（ガムノットウェラー）に従って目的地に送り、当該物（ワットウクーアンコーン）又は商品を受け取る権利を有する者に、当初預かった分量及び品質で引き渡す；
2. 事故の場合に、運送者は、負傷又は死亡し

た乗客に対して責任を負い、運送に起因して棄損（シアハイ）し又は故障（ペーパー）した手荷物又は物、商品、書類及びその他に対して責任を負う。但し、偶発的事故または不可抗力の場合はこの限りでない；

3. 乗客が突然（ガタンハン）病気になり又は産気づいた場合、乗客を直ちに（ヤーンヒーブドゥワン）最寄りの治療施設（サターンティーピンボワ）に届ける；
4. 関係する法律に定められたその他の義務を履行する。

第 463 条 乗客又は物又は商品の所有者（チャオコーン）の権利及び義務

乗客（プードーイサーン）又は物（シンコーン）若しくは商品（シンカー）の所有者は以下の権利を有する：

1. 安全に且つ合意した期限にそって目的地までの運送を享受する；
2. 旅程における情報（コームーンカーオサーン）、便宜を享受する；
3. 運送をになう者の落ち度（クワームピット）によって生じた損害の賠償を請求する；
4. 法律に定められたその他の権利を行使する。

乗客又は物若しくは商品の所有者は以下の義務を負う：

1. 合意したところに従って運賃又は物（クーアンバントウック）の代金を払う；
2. 清潔、環境、平穏、マナーを保ち、運送をになう者に対して、旅行規則に従って、高価な物、危険物、武器を申告（ジェーン）し、超過重量について追加料金を払う責任を負う；
3. 法律に定められたその他の義務を履行する。

第 464 条 乗車料金又は運送料

乗客は、国家が各時期に定めた路線価格又は契約当事者の合意に従って、移動前又は移動後に運賃を支払うことができる。

物の所有者又は商品の所有者は、合意に従って、運送前又は運送後に運送料を支払うことができる。

Q. 保険（パカンパイ）契約

第 465 条 保険契約

保険契約とは保険購入者（プースープアカンパイ）と保険者（プーパカンパイ）の間の合意であり、ここでは保険購入者は保険料（カータムニヤムパカンパイ）を支払わなければならない、保険者は、保険契約で定めたとおりに従い何らかの出来事（ミーヘットダイヌン）が生じたときに、保険購入者又は受取人（プーハップボンパニョートチャークガンパカンパイ）に保険金（シントッテーンパカンパイ）を支払い又は損害を補填（トッテーンカーシアハイ）しなければならない。

ラオス人民民主共和国における保険を目的とした各種保険契約は、ラオス人民民主共和国で設立及び営業の許可を受けた保険者との間で行わなければならない。

保険契約は書面で行わなければならない。

第 466 条 保険契約の種類

保険契約の種類は以下のとおりである：

1. 人（ブッコン）保険契約；
2. 物（サップシンコーン）保険契約；
3. 民事責任保険契約。

各種の保険契約は関係法令に定める。

R. パートナーシップ（フンスワン）契約

第 467 条 パートナーシップ契約（サンニャーフンスワン）

パートナーシップ契約は、2 人又は複数名の合意であり、お金、物（サップシンコーン）又は労働力を集めて何らかの活動（キチャカム）を行い、もって利益又は負債に対する責任を分配することを目的とするものである。

第 468 条 パートナーシップ契約の終了

パートナーシップ契約の終了は、この法典 400 条に規定するところから従うほか、以下のいずれかの事

由によっても終了する：

1. パートナーシップ契約に定めた期間の満了；
2. パートナー契約当事者の一人が破産し又は行為能力を失ったとき、但し別段の合意がある場合を除く。

第 469 条 利益又は負債に対する責任の分配

パートナーシップ契約が終了したときは、契約で別途合意がないときは、利益又は負債に対する責任の分配は、各人の持分（プート）に従う。

第 VI 編 契約外債務（コープークパンノークサンニャー）

第 1 章 一般原則（ラッガートワパイ）

第 470 条 契約外債務

契約外債務とは、契約なしに生じる（クートクン）法律関係（サーイポワバンターンドーゴッママイ）である。

第 471 条 契約外債務の種類

契約外債務は以下の種類がある：

1. 不法行為（ガンラムート）；
2. 委任なく他人に代わってする仕事（事務管理）；
3. 権利ない物又は利益の受領（不当利得）。

第 2 章 不法行為（ガンラムート）

第 472 条 不法行為（ガンラムート）

不法行為とは、ある者の法令に抵触（カッカップ）する、故意又は不注意（クワームボーラマツワン）による行為（ガンカタム）又は懈怠（ガンムーンスイ）であり、その不法行為者はその引き起こした損害を賠償する責任を負う。但し、その損害が、自己防衛（ガンポーンガントワ）、法律に沿った義務の履行又は被害者（プートウークシアハイ）自身の落ち度（クワームピット）による場合はこの限りでない。

第 473 条 損害の性質（ラクサナ）

損害は、既に確実に生じている又は将来において確実に生じるような性質を有さなければならない。

将来において起こりうる又は起こり得ない損害は、確実な損害とはみなさない。

第 474 条 原因と損害という結果との間の関係（因果関係）

何人も、以下の事由のように、その者の行為（カラム）と生じた損害の間に原因（ヘット）と結果（ボン）の関係がある場合に損害賠償の責任を負う：

1. 原因は、損害を生じさせるために不可欠な事象でなくてはならない；
2. 原因は、損害の前に発生していなければならない；
3. 原因は、損害の直接的な事由でなければならない。

第 475 条 損害の種類（バペート）

損害は、以下の種類から構成する：

1. 物（サップ）に関して；
2. 健康又は生命に関して；
3. 評判（スーシヤン）、名誉尊厳（キヤットサクシー）に関して；
4. 精神に関して。

第 476 条 物的損害（クワームシアハイターンダーンサップ）

物的損害（クワームシアハイターンダーンサップ）は、ある物が破壊（タムラーイ）、故障（ペーパー）又は質の低下（スーアムクンナパーブ）を被り、全部又は一部を使う（サイガーン）ことができず、被害者（プートウークシアハイ）に対して不利益（スーシヤポンパニョート）をもたらすことから生じる損害である。

第 477 条 健康又は生命の損害

健康又は生命の損害とは、何人かに対して生じる損害であり、生命又は身体に傷害を与え又は死に至らしめるものである。

第 478 条 評判（スーシヤン）、名誉尊厳（キヤットサクシー）の損害

評判、名誉尊厳の損害とは、何人かに生じる損害であって、断言（ガーオハー）、中傷（サイハイ）、侮辱（ポイダー）又は個人的な（スワントワ）情報の流布（プーイペーコームン）による。

第 479 条 精神的損害（クワームシアハイターンダーンチッチャイ）

精神的損害とは、何人かの行為により衝撃（ガトツプガトウアン）を受けた人の傷心（サオチャイ）、悲しみ（サロッチャイ）及び落ち込み（ホッフー）をいう。

第 480 条 損害の種類毎の損害額の決定（カーンガムノット）

種類毎の損害額の決定は、被害者の申出（ホンコー）に基づき、被害者と損害を引き起こした者の合意により又は裁判所が以下の様に検討して定める：

1. 財産の：物の価額に基づく弁償（トッテーンクーン）、修理代、遅延損害（カーボワイカーンサップ）；
2. 生命の：葬式及び儀式費用、慰謝料（カーボワペンチッチャイ）、死亡した者の養育（ブンニェンドウレー）下にある成年に達していない子どもに加え精神障害の又は仕事をする能力を有しない 18 歳以上の子の養育費（カーブンニェーン）；
3. 健康上の：肉体的（サパーブハーンガイ）な治療（ピンボワ）費及び療養（フーンフー）費、逸失利益、介護者（プーブンニェーン）費用、治療（ピンボワ）の間の養育（ドゥーレ）、儀式費用（カースークワン）及びその他の費用；
4. 評判、名誉尊厳の：謝罪による被害者の評判、名誉尊厳の回復（フーンフー）、マスメディアを通じた（パンスームワンソン）ニュースの訂正（ゲーカーオ）、逸失利益（カーボ

ワイカーン)の支払;

5. 精神の:適切(モソム)な[方法による],
回復(フーンフー), 金銭による慰謝(ボワ
ペンチッチャイ), 儀式(スークワン)又は
その他の形式。

第 481 条 損害額の計算(ガーンキツライカーシア ハイ)

損害額の算定は, 不法行為者(プーラムート)の
落ち度(クワムピット)に適合しなければならない。

被害者(プートウクシアハイ)が不法行為の
一部に寄与している(ミスワンナイガーンラムー
ト)場合, その者はその生じた損害に対する責任に
ついて, その一部(スワン)を負わなければならない。

被害者(プートウクシアハイ)が生じた損害
全部の主たる原因である場合, その者は責任を負わ
なければならない。

損害賠償の計算は, 現実の価額に従う。

A. 自らの行為による不法行為の責任

第 482 条 権利濫用(クーンクワン)から生じる損 害

故意に自己の権利を濫用するものはその権利濫用
から生じる損害を賠償する責任を負う。

第 483 条 緊急事態による損害に対する責任

緊急事態(サパーワティージャンペン)から生じ
た損害は賠償されなければならないが, 裁判所は,
現実の状況に応じて, 不法行為者の行為により利益
を得た行為者又は第三者に損害を賠償させるよう審
理判決する。

第 484 条 過剰防衛(ガーンボーンカントワクーン コープケート)から生じる損害に対する責任

国家又は社会の利益, 自身の又は他人の健康, 生
命, 権利及び適正な(アンソープタム)利益の防衛
(ポッポーン)から生じた損害は, 正当防衛(ガーン
ボーンガントワ)であって, 生じた損害に対して

責任を負わない。但し, 正当防衛がその程度を超え
たときは, その者はその生じた損害金を賠償しなけ
ればならない。

第 485 条 複数人が引き起こした損害に対する責任

複数人が一緒になって損害を引き起こした場合,
それらの者は共同してその生じた損害を賠償する責
任を負う。裁判所はその損害を引き起こした1人
又は複数人に分割して(ナイジャムヌワン)先に損
害を全額賠償させるよう審理判決することができる
が, その者が代わって払った者(プッコンティート
ンダイサイターンパイレオ)に対して, 返すよう請
求する権利(シットウワンアオクーン)を有する。

B. 自らの管理下にある別の人の不法行為から, 動物から又は物から生じる責任

第 486 条 使用者の責任

使用者は, 自身の被用者が与えられた仕事(モー
プマイ)にそって職務(ナーティ)を果たす中で他
人に対して引き起こした損害を賠償する責任を負
う。

損害が被用者の重大(ハイヘーン)な落ち度(ク
ワムピット)から生じたときはその者は損害を賠償
する責任を負うが, その使用者はその損害賠償を先
に払わなければならない, その後に支払った損害の補
填(トッテーン)を被用者に請求することができる。

自己の利益の為に他人を働かせるときは, 本条1
項に従う。

第 487 条 父母, 後見人又は管理者の責任

父母, 後見人又は管理者, 例えば学校, 病院, は,
その管理下にある成年に達しない子ども(デク)又
は精神障害者(コンバーシアチット)の落ち度によっ
て生じた損害に対して責任を負う。

第 488 条 動物の所有者又は占有者の責任

動物の所有者又は占有者は, その動物の所有者
又は占有者の落ち度によって, その動物が引き起こ
した損害に対して責任を負う。但し, 所有者又は占
有者が, 自身が動物をその動物の種類(サニット),

種類(パペート), 性質(ニサイ)又は振る舞い(パプート)に応じて管理(ポッパクハクサー)に注意を払った(サイクワームラマツラワン)こと又は被害者自身の落ち度によることを証明することができる場合はこの限りでない。

第三者がけしかけ(コークワン)又は動物をして損害を生じさせた場合は, 所有者又は占有者は先に損害を賠償しなければならず, その後その第三者に返還を請求(トゥワンアオクーン)する。

第 489 条 物(ワットゥシンコーン)から生じる損害に対する責任

物の所有者又は占有者の落ち度によって物から生じた損害は, その者がその損害を賠償する責任を負う。

第 490 条 樹木の所有者又は占有者の損害に対する責任

樹木の所有者又は占有者は, 例えば枝が落ちる, 果実が落ちる, 木が折れる及びその他など, 自身の樹木に起因して生じた他人への損害を賠償する責任を負う。

第 491 条 家又はその他の建築物の所有者の損害に対する責任

家又はその他の建築物(シンブックサーンウーン)の所有者又は[これらを]管理(クムコーン), 維持(ポッパクハクサー)若しくは使用する者は, 自身の又は自身が責任を持つ家又は建築物を放置(パポーイ)して, 管理不足のために倒壊(パンロン), 腐朽(スッロン)させて他人に損害を生じさせたときは, その生じた損害を賠償する責任を負う。

第 492 条 建築請負人の損害に対する責任

建築請負人(プーハップマオコーサーン)は, 建築(ガーンコーサーン)又は自身の維持管理(クムコーンポッパクハクサー)の瑕疵(クワームボッポーン)から生じた損害に対して責任を負う。例えば, 建築物の損傷(ハクパン), 建築材が水準を満たしてない, 適正な技術を使っていない, 安全措置なし

に溝を掘削し(クットホーン), 穴を掘削し(クットクム), 障害を設けることなど。

第 493 条 製品又は商品から生じる損害に対する責任

製造を行い(タムガーンバリッ), 営業を行う(ダムヌーントゥラキット)人, 法人又は組織(ガーンジャッターン)は, 品質を備えず, 消費者(プーポリポーク)又は使用者(プーソムサイ)に損害を与えるような製品(バリッタパン)又は商品(シンカー)が引き起こした損害に対して責任を負う。

第 494 条 危険物から生じる損害に対する責任

危険物, 例えばエンジンで走る乗り物(パーハナティーレーンドウワイクーアンチャック), 送電システム, 産業分野の製造工場, 兵器(アーウット), 爆発物(ラブート), 感染性のもの(ワットゥワイファイ), 毒(サーンピット), 放射性物質, 化学物質(サーンケミー)又はその他の危険物の所有者又は管理者(プークムコーン)は, 生じた損害に対して責任を負う。但しその損害が自身の落ち度から生じたものでない場合はこの限りでない。

第 495 条 環境への損害に対する責任

汚染(モンラピット)を引き起こし, 環境, 人, 法人又は組織に損害をもたらす人, 法人又は組織は, 直ちにその行為を中止し, 生じた損害を賠償する責任を負う。

第 3 章 委任なく他人に代わってする仕事(事務管理)

第 496 条 委任なく他人に代わってする仕事(事務管理)

委任なく他人に代わってする仕事(事務管理)とは, 代わって仕事をする人(事務管理者)が, 他人の利益の為に, その者から依頼をうけることなく, 何らかの仕事を行う(ダムヌーンウィヤックダイヌン)ことである。例えば家の所有者又は占有者がいないときに, 依頼なく他人の為に家を修理する, 代

わりに負債を支払うなど。

第 497 条 委任なく他人に代わってする仕事（事務管理）の要件

委任なく他人に代わってする仕事（事務管理）の要件は以下のとおりである：

1. 所有者又は占有者から依頼されていない（ポーダイハップモーブマーイ）こと；
2. 善意（チェッタナーディー）で行わなければならない；
3. 所有者又は占有者に利益の為であること；
4. その者の能力及び条件に合わせて仕事を行わなければならない；
5. 自己の仕事と同じようにその仕事をしなくてはならない；
6. その者が知り又は知りうるときは、所有者又は占有者の意図に沿って仕事をする。

第 498 条 委任なく他人に代わって仕事をする者（事務管理者）の義務

委任なく他人に代わって仕事をする者（事務管理者）は以下の義務を負う。

1. 代わって行った仕事及び自分がやった仕事の結果を物の所有者又は占有者に直ちに（ナイタンティー）通知（ジェーン）しなければならない；
2. 仕事を完成させるまで又は所有者若しくは占有者が自ら行うことができるようになるまで継続する；
3. 仕事を行う期間中に自ら引き起こしたあらゆる損害に責任を負う。

加えて、この法典の 448 条に定めるところに従い、受任者と同じ義務を負う。

第 499 条 所有者（チャオコーン）又は占有者の義務

所有者及び占有者は、代わって行われたその仕事、良く行われ又は所有者若しくは占有者がその代わりに行われた仕事を受け容れたときは、必要

な（ジャムペン）及び有益な（ミーボンパニョート）費用を補填する義務を負う。

第 500 条 他人の生命、評判（スーシヤン）、物の保護

何人かが、突然（ガタンハン）生じた危険から他人の生命、評判又は物を保護するために行為する（ダイカタムシンダイヌン）ときは、その者（ブッコナン）は、生じた損害を賠償する責任を何ら（テーヤンダイ）負わない。但し行為がその者の故意又は重大な不注意による場合はこの限りでない。

第 4 章 権利のない物又は利益の受領（不当利得）

第 501 条 権利のない物又は利益の受領（不当利得）

権利のない物又は利益の受領（不当利得）とは、法律上の原因なく他人の物又は利益を受領し、他人の物又は利益を失わせることであり、受領者はその物又は利益を権利者に返還しなければならない。

無効契約から生じた物又は利益の受領の場合、本条 1 項に定めるところに従う。

第 502 条 錯誤による権利のない物又は利益の受領（不当利得）

錯誤により（ドゥオーイクワームロンピット）他人の物又は利益を得た者は、その所有者に物又は利益を、受領時以降生じた果実または収入とともに返還しなければならない。その者は主たる物及び果実の維持管理（ポッパクサー）の為の費用に加え、物の増加した部分の価額を請求することができる。

既に消費され（ナムサイレーオモッパイ）、故障（パーペー）し又は滅失（スーンハーイ）した物又は利益については、その物又は利益の価額を所有者に返還する。但し、滅失又は故障が不可抗力による場合はこの限りでない。

物の価額を増加させる修理、改良又は増加がある場合、物の所有者はその増加した部分の価額を取得者に対して補填しなければならない。

果実が消費され（ナムサイレーオモッパイ）、故

障し又は滅失したときは、終わったものとする。

第 503 条 故意による権利のない物又は利益の受領 (不当利得)

他人の物又は権利を、その物又は権利を受領する権利がないと知りながら故意で（ドーチェッター）受領したものは、その物又は利益を、受領時以降の果実と共に所有者（チャオコーン）に返還しなければならない。

既に消費され、故障し又は滅失した物又は利益は、果実も含めて、その物又は利益の価額を所有者（チャオコーン）に返還する。

第 504 条 返還請求権のない物の譲渡

他人に物を譲渡（モーブ）した者は、以下の場合には物の返還を請求する権利を有しない：

1. 履行期前の義務の履行；
2. 時効後の義務の履行；
3. 義務がないことを知っていた何らかの履行（パティバットシンダイヌン）；
4. 他人の義務の履行；
5. 違法な義務の履行。

第 505 条 履行期（ガムノットウェラー）前の義務の履行

何人も、契約上の又は法律上の履行期（ガムノットウェラー）前に義務を履行したときは、その者はその履行した物の返還を要求する権利を有しない。但し、その者が錯誤で当該義務を履行した場合はこの限りでない。

第 506 条 時効後の義務の履行

何人も、自身の義務を時効後に履行したときは、その者はその物の返還を請求する権利を有しない。

第 507 条 義務がないことを知っていた何らか（シンダイヌン）の履行（非債弁済）

何人も、義務がないことを知って、他人に対して義務の履行のように何か（シンダイヌン）を履行したときは、その者はその履行した物の返還を請求（ホ

ンコー）することができない。

第 508 条 他人の義務の履行

何人も、錯誤によって自身の債権者ではない債権者に対して他人の義務を履行し、それによって債権者が、善意によって、負債又は義務の履行の証拠（ラクターン）となる全ての書類を滅失し（タムラーイ）し、担保を取消し（ロップラーン）又は時効が完成したときは、その債権者は返還する必要がなく、その者は返還義務を履行させるために請求する権利を有しない。

当該他人の義務の履行をした者は、もともと義務を負う者又は担保する者に、その履行した義務を賠償するよう請求する権利を有する。

第 509 条 法律に抵触する（ピットゴツマイ）義務の履行（不法原因給付）

何人も、国家、社会の利益、伝統慣習（ヒートコーンパベニー）又は規則、法律に抵触（カックアップ）する義務を他人に対して履行したときは、その者は返還を請求する権利を有さず、依然法律の前に責任を負う。

第 VII 編 担保（ガーンカンパカン）

第 1 章 一般原則（ラッガートワパイ）

第 510 条 担保（ガーンカンパカン）

担保（ガーンカンパカン）とは、法律又は契約で定めるところに従って義務の履行を確保すること（ガーンハッパカン）である。

第 511 条 担保の種類

担保には次の 2 種類がある：

1. 法律による担保；
2. 契約による担保。

第 512 条 担保の優先順位（ラムダップブリマシット）

担保による義務の履行は以下の優先順位（ラムダップブリマシット）に従って行う：

1. 法律による担保の優先権；
2. 契約による担保の優先権。

上記優先権は、債務者がその義務を履行せず又は破産の判決を受けた場合に適用される。

第 513 条 担保物に対する債権者の権利の継続

担保権者は、債務者が担保物の形式を変更しまたは処分したとしても、当該担保権設定契約に定める権利及び義務の履行が完了されるまで、担保物の処分によって得られた金銭又はその物を含め、担保物に対する権利がまだ継続する。

第 514 条 担保物の善意購入（ガーンズー）又は善意賃借（ガーンサオ）

担保物を市場価格での購入または賃借し公然かつ平穩に使用した善意な買主又は賃借人は、当該物が債務の返済又は特定の義務の履行への担保として供されていること又は担保登録がなされたことを知らない場合、その債務又は義務に対する責任を負わないものとする。

第 515 条 融資金で購入した物に対する優先権

物の購入のために融資した債権者は、債務者がその融資金で購入した物を占有した日から 7 日間以内において、その物に対する権利に関し、他の債権者に対して優先権を有する。その期間が過ぎたがまだ担保登録がされていない場合、その優先権は消滅する（トクパイ）。

第 516 条 飼育動物による担保の優先権

飼育動物の担保権者は、飼育動物の餌又は治療薬を購入するために金銭を貸与した債権者などその他の債権者に優先して支払を受ける権利を有するが、その債権者が担保登録している場合にはこの限りでない。

第 517 条 農作物による担保の優先権

農作物の担保権者は、その農作物の農地の担保権者より優先して債務の返済または義務の履行を取得する。

第 2 章 法律による担保

第 518 条 法律による担保

法律による担保とは、人道的理由及び国家共通の利益に基づき法律が定める、負債の返済（サイテーンニーシン）又はその他の義務の確保（ハッパカン）である。

第 519 条 法律による担保の優先権（プリマシット）

法律による担保の優先権は以下に従う：

1. 賃金（カーヘンガーン）、月給（グンドゥアン）又は労働法に規定するその他の利益（ボンパニョート）の支払；
2. 関税、税金の支払；
3. 国家の利益を確保するためのその他の支払で、国家と個人又はその他の組織との間の契約から生じた負債又は利益、以外のもの（スンポークワム…）。

第 3 章 契約による担保

第 520 条 契約による担保

契約による担保は、債権者と債務者との間の、負債の返済又は義務の履行を確保（ハッパカン）する旨の合意又は債務者に代わってある人もしくは法人が負債の支払又は義務の履行を行う旨の合意である。

契約による担保は次の 2 つの形式（フープガーン）がある：

1. 物による、契約による担保；
2. 人又は法人による、契約による担保。

物による、契約による担保は、この法典に定める質又は抵当という形態による債権者と債務者又は第三者の間の合意である。

人又は法人による、契約による担保は、ある人又は法人が、債務者が自らの負債を返済せず又はその他の義務を履行しないときに債務者に代わって負債を支払い又はその他の義務を履行することに合意する契約である。

第 521 条 担保に使用される物（サップ）

担保に使用される物は、動産、不動産または権利

がある。

担保に使用される動産は以下を含む：

1. 高価物；
2. 機械；
3. 乗り物；
4. 倉庫にある商品又は生産過程に使用する原材料；
5. 農作物；
6. 消費商品；
7. 契約当事者が合意するその他の動産。

担保に使用される不動産は以下を含む：

1. 人、法人又は組織の土地使用権；
2. アパート（ホースット）、建設物、例えば、家、建造物、ビルの所有権；
3. 関連する法律または契約の定めに基づく、土地賃貸借契約または土地コンセッション契約に伴う（ティトパン）財産（サブシン）。

担保に使用される権利は以下を含む：

1. 売掛債権；
2. 譲渡性のある金融書類（エーガサン）、例えば、証券（パンタパット）、返済約束証（パイサンニャーサイニー）；
3. 銀行預金；
4. 知的財産；
5. 契約当事者が合意するその他の権利。

第 522 条 物の特徴の記載（ガムノット）及び価額の換算（ティー）

担保に供する物は、契約において特定される形（ラクサナー）で記載しなければならない。

担保に供する物は、契約当事者がお互いに合意した場合、その当事者が合意した価額を記載することができる。

第 523 条 複数の債権者の担保に供される（ナムバイ）一つの物（サップディアオ）

複数の債権者の担保に供される一つの物は、この法典の 525 条に定める質及び抵当といった契約による担保の形式を有する複数の債権者が、一つの物に

よって複数の債務の返済を受け又は複数の義務が履行されることを担保することをいう。

複数の債権者の担保に供される一つの物は、以下を要件とする：

1. 担保に供される物は、債務者の物であるか、他人の物である場合は法に従った書面による担保に関する同意（ガンヘンディー）が必要であるが、関連法が特に定める場合はこの限りでない；
2. 担保に供される物は、債権者及び債務者の合意（ガントクロン）に基づき、または、関連する組織（ガンジャッタン）または機関（サターバン）による物の評価（ガンティームンカー）に基づき、その〔担保に供した〕当時又はこれまでの担保を含めて、債務を上回る価値（ムンカー）を有しなければならない；
3. 最初の債権者及びその後順位の債権者のそれぞれの担保契約（サンニャーカンパカン）において、その担保に供される物の残高額を規定し（ガムノット）または特定（ラブ）しなければならない。但し、担保契約において特に定める場合はこの限りでない；
4. 担保として一つの物を利用する債務者は、新しい債権者（チャオニープーマイ）が債務者に関する（カップトン）追加担保（カンパカンブン）について検討するため、最初の債権者（チャオニープーナムイート）に対し追加担保について、新しい債権者に対し以前の担保について、少なくとも 15 日前までに書面で通知しなければならない；
5. その一つの物が不動産の場合は、債権者及び債務者は、登録（ジョッタビアン）により担保に供される権利を得る別の追加担保（カンパカンブンダイ）及びさらなる追加担保（カンパカンブンカントーパイ）に対する権利を確保するため、まず（カムナムイートコーン）、この法典の 562 条に定めるところに従い登録しなければならない。

一つの物により担保設定された各債権者が優先権

を取得するには、この法典の524条が定める担保手続に従って行わなければならない。

第524条 契約による担保の優先権（プリマシット）

債権者は、以下の場合において、一つの物（サップディアオ）に対して契約による担保を設定する他の債権者より優先して負債の返済又は義務の履行を受ける：

1. 適法に、担保登録（ジョッタピアンガンカンパカン）、物の占有（ガンコープコーンサップ）または担保権の管理（クワップクムシットカンパカン）をしている債権者の間において、他の債権者に先行する債権者が優先する；
2. 複数の担保登録（ジョッタピアンガンカンパカン）がある債権者の間において、他の債権者に先行して担保登録する債権者が優先する；
3. 担保を設定する債権者の間において、物に対する登録（クンタピアン）がされていない場合、先行して物を占有しまたは担保権を管理する債権者が優先する。

担保を設定しているが担保登録（ジョッタピアンガンカンパカン）をせず、物の占有をせず、物による担保権の管理もしていない債権者の間において、各債権者の債権（ニーシン）と債務者の全財産（サプシタンモット）の額に応じ、均等（サリヤ）とする。

第525条 契約による担保の形態（フープペープ）

契約による担保は以下の3形態がある：

1. 質（ジャムナム）；
2. 抵当（ジャムノーン）；
3. 人又は法人による担保。

A. 質（ガンジャムナム）

第526条 質（ガンジャムナム）

質は、合意に沿って、担保物を質権者もしくはその他の者の下に置き（アオ…パイワイナム）または

占有する（アオ…ユーナイガンコープコーン）ことによって債権者に対して負債の返済又はその他の義務の履行を確保することである。

第527条 質の種類（パベート）

質には以下の3種類がある：

1. 動産による質；
2. 不動産による質；
3. 権利による質。

A1. 動産による質

第528条 動産による質

動産による質は、合意に沿って、質権設定者が質権者又はその他の者の下に置き占有した（ナムアオ…パイワイナイガンコープコーン）動産によって、負債の返済又は義務の履行を確保することである。

第529条 動産による質の要件

動産による質は以下の要件から構成される（パゴードゥワイ）：

1. 負債の返済又は義務の履行に関する契約があること；
2. 質の合意があること；
3. 質権設定者の所有物（ペンガマシット）であるか、権限を付与（モープシット）された他人の物であること；
4. 動産を、合意に沿って質権者又はその他の者の占有下に置くこと（アオパイワイナイガンコープコーン）。

第530条 動産による質の効果

質に供された（ナムパイジャムナム）動産は、未だ質権設定者の所有であるが、合意に沿って質権者又はその他の者の占有下に置かれる。質権者はその他の債権者に先立って質に供された動産に対して優先権を持つ。但し、優先関係についてはこの法典の524条の規定に従う。

当該質権者又はその他の者は、上記動産を使用し又は果実を取得する権利を有しない。但し、質権設定者から書面で許可を得た場合はこの限りでない。

当該動産を維持管理（ポツパクハクサー）することを任された（モーブマイ）質権者又はその他の者は、その落ち度による故障（パーペー）、棄損（シアハーイ）に対して責任を負う。

質に供された動産が、故障し（パーペー）、棄損し（シアハーイ）又は盗まれた場合、維持管理を任された質権者又はその他の者は、その物を追跡し、取り戻す請求権を有する。

第 531 条 物の返却と売却

債務者が負債の返済又は義務の履行を全部行ったときは、質は終了する。質に供された動産は、質権設定者に返還されなければならない。

債務者が合意した期日に負債を返済せず又は義務を履行しない場合、質に供された動産の価額が負債と等しいときは、優先権を有する債権者は負債の返済のため当該動産を使用する権利を有する。

質に供された当該動産の価額が負債より高いときは、債権者は、合意した価額によって又は競売（パムーンカーイ）によって、〔当該動産を〕購入する権利を有し、残額を債務者に対して支払わなければならない。元本（トントウン）及び利子を控除（ハクアオ）した後、残額は質権設定者に返還されなければならない。質に供された当該動産の売却代金額が負債に満たないときは、債務者に、全額に満つるまで追加で払わせる。

他人のために自己の動産に質権を設定した者が、債務を弁済しまたは物により義務を履行した場合は、この法典の 558 条 4 項の規定にしたがって、債務者に対して求償（トッテーン）する権利を有する。

第 532 条 質屋（ホーンジャムナム）における質

質屋における質は、この法典の 528 条から 531 条及び質屋に関する規則に従う。

第 533 条 書類による質

書類による質とは、負債の返済を確保するために、債務者が自身の動産所有権の証明書類を債権者に受

け渡す契約であるが、債務者はその物をその後も同様に占有し使用する権利を有する。

書類による質に関して、債務者は物の所有者でありその物を同様に使用する権利を有するが、売る、譲渡又は更に質入する権利を有しない。そのほか、債務者はその物の現状を維持しなければならない。

債務者が合意した期日に負債を返済しまたは義務を履行しない場合、債権者は債務者に対し目的物の引渡しを請求することができる。

質を設定した動産が債務者の下にある場合、債権者は、その物を催促する権利を有する。

第 534 条 倉庫内の商品による質

倉庫内商品（シンカーナイサーン）の質は、倉庫内商品の証明証を負債の返済又は義務の履行の担保のために債権者に渡すものである。倉庫内商品の証明証は他の者へ手交（ピエンムー）することができる。

倉庫内商品の買主は、その商品に担保が設定されていることを知っていても、倉庫内商品による質権設定契約に定める権利及び義務に対する責任を負うことなく、商品を受け取れる。

倉庫内商品は、流動資産、販売用又は賃貸用の商品、生産用又は事業用の原材料又は道具である。

A2. 不動産による質

第 535 条 不動産による質

不動産による質は、合意に沿って、質権設定者が質権者又はその他の者の下に置き占有した（アオ…ハイユナイガーンコーブコーン）不動産によって負債の返済又は義務の履行を確保することである。

第 536 条 不動産による質の要件

不動産による質には以下の要件がある（ミー）：

1. 負債の返済又は義務の履行に関する契約があること；
2. 質の合意があること；
3. 質権設定者の所有物（ペンガマシット）であること；

4. 5年を超えない期間の定めがあること、契約当事者間の合意により延長することができるが、各延長は5年を超えることができない；
5. 質権者の占有下にあること；
6. 書面で契約し且つ関係する天然資源環境事務所又は関係するその他機関で登記すること。

第537条 不動産による質の効果

質に供された当該不動産は、未だ質権設定者の所有である。しかし質権者の占有下に置かれる。質権者はその物を使用し又は果実を取得する権利を有するが、債務者から利息を得る権利は有しない。質権者はその他の債権者に先立って負債の返済又は義務の履行を受ける優先権を持つ。但し、この法典の524条の規定に従う。

第538条 不動産保存の費用の支払

質権者は、当該不動産に関する管理（クムコーン）、維持（ポツバクハクサー）、修繕（ソームバーン）、その他の支払に責任を負う。質権者又はその物の維持管理を依頼された者は、その物がその落ち度によって故障（ペーパー）又は棄損（シアハーイ）したときは、損害を賠償する責任を負う。

第539条 不動産の返却及び売却

債務者が完全に義務を履行したときは、質は終了する。質に供された当該不動産は、原状で質権設定者に返還されなければならない。質の登記は抹消される。

債務者が合意した期限に負債の返済又は義務の履行をせず、債権者と債務者が合意することができないときは、債権者は当該不動産を、その時点の市場価格で公売（パカートカーイ）し又は競売（パムーンカーイ）する権利を有する。この場合、当該不動産の価額が負債より高い場合、債権者は負債及び費用その他を全て控除（ハクアオ）し、その負債の返済から残った分を質権設定者全額返還しなければならない。質に供された当該不動産の代金額が負債に

満たないときは、債務者は満額まで追加で払わなければならない（ハイ）。

債務者に代わって自己の不動産に質権を設定した者が、その物により負債を返済または義務を履行した場合は、この法典の558条4項の規定にしたがって債務者に対して求償（トッテーン）する権利を有する。

A3. 権利による質

第540条 権利による質

権利による質とは、債権（シットゥワン）、その他の権利、営業（キチャカーンダイヌン）又はプロジェクト成果（マクボンコーンカーン）により、負債の返済又は義務の履行を確保することである。

第541条 債権（シットゥワン）による質

債権による質とは、銀行預金（バンシーグンファークタナカーン）、社債（パイフンクー）、証券（パンタバット）、契約上の権利、借用証（バイトワンニー）及びその他の債権による質である。

第542条 その他の権利による質

その他の権利による質とは、株式、知的財産、何らかの事業を遂行する権利及びその他の権利による質である。

第543条 何らかの営業又はプロジェクト成果に対する権利による質

何らかの営業（キツチャカム）又はプロジェクト成果（マクボンコーンカーン）に対する権利による質とは、プロジェクトの全てのもしくは何らかの営業の実施（タムネーン）又はプロジェクトから生ずるであろう成果（マクボン）、例えば、プロジェクトから生じるであろう収益、農業生産物（ボンパリッガシカム）、に対する権利による質である。

第544条 権利による質の要件

権利による質は以下の要件からなる：

1. 負債の返済又は義務の履行に関する契約があること；

2. 質の合意があること；
3. 質権設定者の所有物（ペンガマシット）であること；
4. 債権による質は、この法典の401条に規定するところに従う；
5. 株式（バイフン）又は記名式社債（フンクーラプスー）による質は、発効した会社でまず記録（バントウック）しなければならない；
6. 何らかの営業又はプロジェクト成果による質は、将来生じる営業又はプロジェクト成果ではなくてはならない。

第545条 権利による質の効果

権利による質の効果は以下のとおりである：

1. 質権者は、質に供された権利を占有するときは、負債の返済において、他の債権者に対して優先権を有する；
2. 質権者は直接支払を請求できる；
3. その債権が金銭であるときは、質権者はその債権のうちで、自らの債権の割合に基づく範囲内で支払（サムラ）をうける；
4. 質権者の下に質に供された権利が履行期を迎えた（シンストガムノットウェラー）ときは、質権者は質権設定者の債務者（ルークニーコーンブージャムナム）に対して、合意に沿って支払うべき金額を質権者又はその他の者の占有管理下に置くよう請求する権利を有する。

権利による質についてもこの法典の531条4項を適用できる。

B. 抵当（ジャムノーン）

第546条 抵当（ジャムノーン）

抵当とは、物について抵当の登記をすることにより、その物（サップシンコーン）の占有（コープコーン）を抵当権者に引き渡す（モーブ）ことなく、債権者に対して負債の返済又はその他の義務の履行を確保することである。

第547条 抵当の種類

抵当には以下の2種類がある：

1. 不動産による抵当；
2. 動産による抵当。

B1. 不動産による抵当

第548条 不動産による抵当

不動産による抵当は、抵当に供する不動産を登記（ジョッタピヤン）することにより、その不動産を抵当権者に引き渡（ソンモーブ…ハイ）さずにする、債権者に対する負債の返済又はその他の義務の履行の確保である。

第549条 不動産による抵当の要件

不動産による抵当は以下の要件に従って行う：

1. 負債の返済又はその他の義務の履行に関する契約があること；
2. 抵当の合意があること；
3. 提供に供される不動産が抵当権者の占有下でないこと；
4. 抵当に供する不動産が抵当権設定者の所有であること；
5. 書面で行い、天然資源環境事務所又はその他の国の関係機関における登記があること。

第550条 不動産による抵当の効果

抵当に供された不動産は未だ抵当権設定者の所有であり、その者が、抵当登記された物（サップ）を占有し、使用し、果実を所得する権利を有する。

抵当権設定者は当該抵当に供した物（サップ）を原状で且つ価額を低下させないよう維持管理しなくてはならない。抵当に供された物を修理（ソムバーン）、改築（パッポン）又は増築（プームドゥーム）したときは、当該物の価格に算入する。

抵当権設定者は当該抵当に供した不動産を売却し、贈与（モーブ）し又は交換する権利を有しない。違反（ラムート）があった場合、抵当権者はその物を取り戻すべく追跡し請求する権利を有する。当該不動産を取り戻すべく追跡し請求する費用について

は、違反によって生じた損害とあわせて抵当権設定者が責任を負う。

債務者が義務を完全に履行したときは、抵当は終了し、抵当の登記は取り消される（ロップラーン）。

債務者に代わって自己の不動産に抵当権を設定した者が、物により負債を返済または義務を履行した場合は、この法典の 558 条 4 項の規定にしたがって債務者に対して求償（トッテーン）する権利を有する。

第 551 条 抵当権者の抵当に供された不動産に対する権利

抵当権者は、債務者が期限に負債を返済しないときは、当該抵当に供された不動産を、負債の返済及び利子又はその他の義務の履行のために公示売却（パカートカーイ）し又は競売（パムーンカーイ）する権利を有する。

抵当権者は、その不動産に関して抵当権を持たない債権者又は後順位（ラン）の抵当権を有する債権者に先だって負債の返済を受ける優先権を有する。但し、この法典の 512 条に規定する場合はこの限りでない。

B2. 動産による抵当

第 552 条 動産による抵当

動産による抵当は、抵当に供する動産を登録（ジョッタピヤン）することにより、抵当に供する当該動産を抵当権者に引き渡（モーブ…ハイ）さずにする、債権者に対する負債の返済又はその他の義務の履行の確保である。

抵当に供する当該動産は、所有権登記のある動産でなくてはならない。

第 553 条 動産による抵当の要件

動産による抵当は以下の要件に従って行う：

1. 負債の返済又はその他の義務の履行に関する契約があること；
2. 抵当の合意があること；
3. 提供に供される動産が抵当権者の占有下に

ないこと；

4. 抵当に供される動産が抵当権設定者の所有であること；
5. 書面で行い、国の関係機関における登記があること。

第 554 条 動産による抵当の効果

動産による抵当の効果についてはこの法典の 550 条に定める不動産による抵当の効果と同様とする。

第 555 条 抵当に供された動産に対する抵当権者の権利

抵当に供された動産に対する抵当権者の権利についてはこの法典の 551 条に定める不動産抵当権者の権利と同様とする。

C. 他人又は法人による担保（保証）

第 556 条 他人又は法人による担保

他人又は法人による担保は、債務者が自ら負債の返済又はその他の義務を果たさないときに、ある人又は法人が、債務者に代わって負債の返済又はその他の義務の履行（パティバットパンタ）をすることに合意することである。

第 557 条 他人又は法人による担保契約の手續（フープガーン）

他人又は法人による担保は書面でしなくてはならず、主たる契約（サンニャートントー）とあわせて又は別にすることもでき、公証役人又は村長から証明を受け且つ証人を参加させなければならない。

第 558 条 保証人（ブーカンバカン）の責任の範囲

保証人は、担保契約で合意したところに従い、債務者の負債の返済又は義務の履行を全部又は一部担保（カンバカン）することができる。負債の返済においては、保証人は元本のみを返済する義務を負う。但し契約で別段の合意がある場合はこの限りでない。

契約で定めた期限が到来したときは、債権者は債務者にまず（シアゴーン）請求しなければならない、

債務者が負債を返済しないときに、債権者は保証人に請求する権利を有する。

保証人及び債務者は、自ら履行した返済について互いに通知する義務を負う。

負債の全部又は一部を債務者に代わって返済した保証人は、その債務者の債権者となり、自ら払った元本に加えて、契約で定めた場合はその債務者に対し利子及び費用その他についても請求する権利を有する。

第 559 条 共同担保（保証）（ガーンカンパカンフワム）

負債（ニーシン）は、1つの契約又は複数の契約によって、共同保証人と呼ぶ2人又は複数人により担保されることができる。

共同保証人各人は、合意に従って共同で負債100%又はそれ以下を担保することができる。各人100%の担保の場合、債権者は共同保証人の誰に対しても負債全部を請求することができる権利を有する。

一部担保の場合、債権者は、共同保証人に対して、その者が責任を負う部分（スワン）に応じて負債を請求する権利を有する。

債務者が負債の一部を返済したときは、債権者は、負債100%の担保であれば、共同保証人の誰に対しても、残る負債を請求することができる権利を有する。一部担保であれば、債権者は、各人の責任の割合（プート）に応じて負債を請求する権利を有する。

第 560 条 保証人の死亡又は行為能力の喪失

保証人が死亡したときは、担保（保証）は、相続人または遺産管理人（プークムコーンムーンモラドック）により引き続き継続される。

保証人が行為能力を喪失（シア）したときは、担保（保証）は後見人（プーポッコーン）により引き続き履行される。但し、債権者が債務者に対して新しい保証人を探すよう請求する場合はこの限りでない。

第 561 条 担保（保証）からの解放（ガーンボン）

保証人は以下の場合に担保（保証）から解放される：

1. 債務者が完全に負債を返済し又は義務を履行したとき；
2. 保証人が契約に従って自身の義務を履行したとき；
3. 保証人の承諾なく、債務者と債権者の間の契約に変更、追加が加えられたとき。

第 4 章 担保登記、優先権の放棄及び担保の譲渡

第 562 条 登記（ガーンジョッタピヤン）

不動産による質と抵当は、物の所在地の郡の天然資源環境事務所で土地使用権活動登記をしなければならない。一つの土地の土地使用権に対し複数の債権者のために質又は抵当を設定する場合において、その土地使用権活動登記を行うときは、土地使用権者は土地所在地である郡の天然資源環境事務所に対し、土地登録システムに保管するために、土地権利証書（バイターディン）を提供しなければならない。

動産による抵当は、財務当局又はその他関連当局で登記しなければならない。

質及び抵当の登記手続は透明に（ポンサイ）行われなければならない。その質及び抵当登記に関する情報は要請書を要求されることなく（ボージャムペントーンミーガーンホンコー）アクセスできる。

質及び抵当の登記手続及び方法について別の規則（ラビヤップガーンターンハーク）に定める。

第 563 条 担保登記の取消（ロップラーン）

担保登記（ガーンジョッタピアンガーンカンパカン）は以下のいずれかの場合に取り消される：

1. 抵当権者又は質権者が登記の記録を取消することを申し出る（サヌー）；
2. 裁判所が判決で当該担保を取消する。

第 564 条 優先権の放棄及び担保の譲渡

優先権を持つ質権者又は抵当権者は、自身の優先

権を放棄して、質又は抵当担保を有する他の債権者に与えることができるが、自身の債権額（ムンカーニー）を超えることはできない。

質権者又は抵当権者は、自身の担保を、債務者と同じくする、担保を有しない他の債権者に譲渡（オーン）する権利を有するが、担保が債権額（ムンカーニー）を超える場合はこの限りでない。

質権者又は抵当権者は、その担保を全ての利益とともに譲渡（オーン）する権利を有し、この場合、自身の担保とともに優先権も譲渡（オーン）されるが、担保が債権額（ムンカーニー）を超える場合はこの限りではない。

第VIII編 相続

第1章 相続の原則（ラッグァーンズプートムーンモラドック）

第565条 遺産（ムーンモラドック）

遺産（ムーンモラドック）とは死者の所有する（ペンガマシット）物であり、その者の権利及び義務を含む。但し法律又は契約で、死者のみが自ら生存中に履行することを定めた権利及び義務についてはこの限りでない。

第566条 相続（ガーンズプートムーンモラドック）

相続は、法律又は遺言に沿って死者の遺産を相続人（プースプートムンモラドック）に承継させる（トクトート）ことである。

第567条 死亡の判決を受けた者の遺産

何人も判決によって死亡したものとされたときは、その者の遺産（ムーンモラドック）は相続人のものとして承継される（トクトートペンコンプースプート）。その後その者が生存して帰還したときは、相続人（プースプートムンモラドック）は、自身が受け取って残存する物を返還しないとイケないが、遺産所有者（チャオムーンモラドック）は、その遺産を維持管理（ポッパクハクサー）するための費用その他を、相続人（プースプート

ト）に補償（トッテーン）しなければならない。

判決で死亡したものとされた者がまだ生存していたが、裁判所の判決を受けた日から、動産（サブクァンティ）については3年、不動産（サブコンティ）については6年の期間内に自身の物を取り戻す請求（トゥワンターオアオ）をしないときは、当該物は相続人のものとなる（トクペンコン…）。

第568条 相続の開始（プート）の日時

相続（ガーンズプートムーンモラドック）の開始（プート）は、遺産所有者（チャオムーンモラドック）が死亡した日時（ワンウェラー）から（ナプター）起算する（ルーム）。遺産所有者（チャオムーンモラドック）が裁判所から死者であるとの判決を受けた場合は、裁判所の判決が確定した日時を相続開始（プート）が起算する日時とする（トゥアアオ）。

第569条 相続の開始（プート）場所

相続開始（プート）場所は、遺産所有者（チャオムーンモラドック）の最後の住所（ポーンユーバチャムスッターイ）であり、遺産所有者（チャオムーンモラドック）の住所が不明であるか又は複数ある場合は、主要（プーンターサムカン）な遺産のある場所を開始（プート）場所とする（トゥアアオ）。

第570条 分割（ガーンベンパン）の為に使われる遺産

相続人に分割される遺産は、以下の順序に沿って費用を差し引いて（ハク）、残ったものである：

1. 埋葬葬式（ミヤンカープソンサガーン）の費用；
2. 遺産所有者（チャオムーンモラドック）の負債；
3. 相続費用、例えば遺産の維持管理（ポッパクハクサーレクムコーン）、税金（カータムニヤム）及びその他の費用。

第571条 相続の種類

相続は以下の2種類がある：

1. 法律による相続（法定相続）；
2. 遺言による相続。

第2章 法律による相続

第572条 法律による相続（法定相続）

法律による相続とは、この法典に定めるところに従い相続人が遺産を受け取る（ハップアオ）ことである。

第573条 法律による相続が行われる場合

法律による相続は以下の場合（ナイコラニー）に起きる：

1. 遺言が作成されていない遺産（ムーンモラドック）；
2. 遺言が無効である（ピナイカムベンモカ）；
3. 遺言による相続人が相続開始（プート）前に死亡する；
4. 遺言による相続人が相続を受け取らない（ポーハップアオ）；
5. 遺言による相続後に残った遺産。

第574条 法律による相続人（プースープトートムーンモラドック）

法律による相続人は以下のとおりである：

1. 遺産所有者（チャオムーンモラドック）の実子、養子、継子に加え、胎児（デクユーナイトーン）も相続権を有し、胎児の母がその相続財産を管理する；
2. 遺産所有者（チャオムーンモラドック）の生存する夫又は妻；
3. 遺産所有者（チャオムーンモラドック）の父、母、[父方の]祖父、[父方の]祖母、[母方の]祖父、[母方の]祖母、曾祖父母；
4. 遺産所有者（チャオムーンモラドック）の兄（アーイ）、姉（ウーアイ）、弟妹（ノーン）、叔父叔母（ルン、パー、アーオ、アー、ナーバーオ、ナーサーオ）、甥（ラーン）、姪（レン）；
5. この法典に規定されている国家又は法人又はその他の人。

第575条 遺産を受け取る順序（ラムダップ）

この法典574条に定めるところに従い遺産を相続人に分割するにあたっては、遺産所有者（チャオムーンモラドック）に最も近い（サンチャム）親族（ニャート）が先に相続する者となる。次に近い順位（ラムダップ）にある者については、遺産所有者（チャオムーンモラドック）に最も近い親族がない場合のみ、受け取る。

第576条 生存する夫又は妻と子との間の遺産の分割（ベーンパン）

夫又は妻が妻又は夫と子を残して死亡する場合、子が遺産所有者（チャオムーンモラドック）の婚前財産（サップドゥーム）の4分の3を受け取る権利を有し、残りの4分の1は生存する妻又は夫が受け取る者となる。

婚姻財産（シンソムサーン）については、半分分割（ベーンパン）し、半分を生存する妻又は夫に与え、残りの半分を子らで均等（プートサムー）になるよう分割（ベーンパン）する。

第577条 死亡した者の子らの間の遺産の分割（ベーンパン）

遺産所有者（チャオムーンモラドック）の子らの間の遺産の分割は以下のように行う：

1. 遺産所有者（チャオムーンモラドック）に実子のみがある場合、婚姻財産と婚前財産の全てがその者らに承継され（トクトート）、均等に分割される。但し、この法典の576条に規定する場合はこの限りでない；
2. 遺産所有者（チャオムーンモラドック）に実子、養子及び継子がある場合、その者の婚姻財産にあたる部分については本条1号に従って均等に分割する；
3. 養子は死者の婚前財産にあたる部分について、実子と同様に受け取る権利を有し、継子については死亡した継父又は継母の婚前財産にあたる部分を受け取る権利を有しない；
4. 養子は、これに加えて自身の当初父母の遺

産を相続する権利を有しない。但し当初父母から自身に対して贈与（モーブハイ）する旨の遺言がある場合のみはこの限りでない。

自ら若しくは自らの財産で父母を死亡するまで日常的に世話介護（リヤンドゥー、ブンニェーンレピンボワ）し、葬式埋葬（ミヤンカープソンサガーン）を行うか又は遺産所有者の財産の管理に寄与して増加させた実子、養子、継子については、遺産所有者の遺産の分割分を他より一単位多く受け取る。

第 578 条 生存する夫又は妻と直系血族（ニヤートサイタン）との間の遺産の分割

子のいない夫又は妻が死亡したが妻又は夫及び直系血族がいる場合、遺産の分割は以下のとおり行う：

1. 生存する妻又は夫は遺産所有者（チャオムーンモラドック）の婚前財産の 3 分の 1 にあたる部分を受け取り、残りの 3 分の 2 は遺産所有者（チャオムーンモラドック）に最も近い直系尊属（ニヤートサイタンブーアントゥン）が均等に分割する；
2. 生存する妻又は夫は、死亡した者が持つ婚姻財産の全てを受け取る。

第 579 条 直系血族の間の遺産の分割

遺産所有者（チャオムーンモラドック）に子がなく、夫又は妻もない場合、全遺産は最も近い直系血族が均等に分割する。

第 580 条 夫又は妻と傍系血族との間の遺産の分割

遺産所有者（チャオムーンモラドック）に子がなく且つ直系血族もないが、その夫又は妻がいるときは、遺産所有者（チャオムーンモラドック）の最も近い傍系血族が、遺産所有者（チャオムーンモラドック）の遺産のうち婚前財産の半分のみを受け取り、残りの半分及び婚姻財産の全部は、生存する妻又は夫のものとなる（トクベンコーン…）。

最も近い傍系血族の間の遺産の分割（ベーンパン）は、均等に分割（ベーンパン）する。

第 581 条 傍系血族の間の遺産の分割

遺産所有者（チャオムーンモラドック）に子がなく、夫又は妻もなく、直系血族もない場合、全遺産は最も近い傍系血族が均等に分割する。

第 582 条 夫又は妻のみがいる場合の相続

死亡した夫又は妻に子がなく、直系血族もなく且つ傍系血族もない場合、その者の遺産は生存する妻又は夫が全部相続する。

第 583 条 家長（ホワナーコーブコワ）及び使用人（プーハップサイ）の間の相続

家長が、夫又は妻、子、直系血族及び傍系血族なく死亡したときは、3 年以上家庭内（ナイコーブコワ）にいた使用人は、その遺産を相続する。

使用人が、本条 1 項に規定するところに従い相続人なく死亡したときは、同じように家長が使用人の遺産を相続する。

遺産所有者（チャオムーンモラドック）に夫又は妻、子、直系血族、傍系血族がないが、死亡した遺産所有者の世話手伝い（ブンニェーンズワイルーア）、埋葬葬式（ミヤンカープソンサガーン）を行った者がいるときは、その者は、裁判所の判決に基づいて遺産を相続する権利を有する。

第 584 条 僧（ピック）、見習僧（サーマネン）又はその他の宗教者（ナックボワット）の相続

僧（ピック）、見習僧（サーマネン）又はその他の宗教者（ナックボワット）は、出家前又は出家中に得た財産を法律の定めにより個人又は組織に贈与、条件付贈与、又はその趣旨の遺言をすることができるとともに、自己の財産を法律によりその他の相続人に与える権利を有する。

僧、見習僧又はその他の宗教者が、この法典の 585 条 1 項に規定するところに従い相続人なく又は個人、組織若しくは団体に贈与（モーブサップ）することなく死亡したときは、その全財産（サップタンモット）はかかる者が所属する寺又は宗教施設のものとなる（トクベンコーン）。

第 585 条 他の相続人のない遺産

何人かが死亡して、相続人がなく又は相続人がどこにいるのか分からず、6ヶ月間請求する者がいないときは、その全遺産は国家が管理(クムコーン)する。

この法典の 608 条に定められている時効が成立した場合、かかる遺産は国の所有になる。

公証役人(ナーイタビヤンサーン)又は村長が、埋葬葬儀(ミヤンカーブソンサガーン)、伝統に基づく宗教儀式(ハットブンキンターン)及び死者の債務の弁済のために、遺産所有者(チャオムーンモラドック)の財産(サブソンバット)からその分を取り分ける。

第 586 条 別居している夫婦の相続権

別居しているが未だ法律に従って離婚していない夫婦は、一方が死亡した場合、相互に(コーンガンレガン)相続する権利を有する。

第 587 条 慰謝料(カーボワベンチッチャイ)の分割

慰謝料や死亡補償金は、3等分に分けて、死者の両親、夫又は妻と子どものそれぞれに均等に(プーラプー)与える。死者に子どもがいない場合は、2等分に分けて、死者の両親、夫又は妻のそれぞれに均等に(プーラプー)与える。死者に親が居ない場合は、2等分に分けて、死者の夫又は妻と子どものそれぞれに均等に(プーラプー)与える。死者に親も子どもが居ない場合は、生存する夫又は妻の一人に与える。他の場合は、精神的損害の慰謝料や死亡補償金の分け方は、この法典の第 VIII 編に基づいて定める規定に従う。精神的損害の慰謝料や死亡補償金を分ける前に、死者の葬儀費用、供養費、借金返済費及び他の債権などの支払い済ませてからである。

第 588 条 代わりの相続人(代襲相続人)(プースーフトートムーンモラドックテーンティーガン)

法律による相続人が遺産所有者(チャオムーンモラドック)よりも先に死亡した場合、その者の相続

人がその者に代わって相続する(スーフトートムーンモラドックテーン…)権利を有する。この代わりの相続人(プースーフトートムーンモラドックテーン)が死亡した場合、その更なる相続人が代わって遺産を受け取り、その後も同様とする。

第 589 条 代わりの相続(代襲相続)の要件

代わりの相続人(代襲相続人)は以下の要件を満たさなければならない：

1. 法律による相続人であること；
2. 先に死亡した者の遺産を相続する権利を有する子であること。

第 3 章 遺言による相続

第 590 条 遺言(ピナイカム)

遺言は物(サップ)を人、法人又は組織(ガーンジャットタン)に贈与するという、文書又は口頭による物の所有者(チャオコーンサップ)の意思の表示である。

遺言は物の所有者(チャオコーンサップ)が死亡したときから法的効力を有する。

第 591 条 遺言を行う権利

国民は皆、この法典の 593 条に定めるところにより、死ぬ前に自身の意思を表示することで、遺言を行い、自身の所有する財産(サブソンバット)を一人若しくは複数人に、国家機関、共同体及び社会組織、基金(ゴーントゥン)、財団(ムンニティ)その他に譲渡しまたは礼拝(サッカーラプーサー)のため若しくは働くことができない親族(ニャートピーノーン)を扶養(ハクサー)するため、一部を保留(サグワン)する権利を有する。

第 592 条 遺言を行う権利の範囲(コープケート)

生存する物の所有者(チャオコーンサップ)による遺言は、以下の範囲で行う：

1. 子どもが 1 人いる物の所有者(チャオコーンサップ)は、その者の所有する全財産の半分を超えない分で他人に贈与する遺言を作成

することができる；

2. 子どもが2人いる遺産所有者（チャオムーンモラドック）は、その者の所有する全財産の3分の1を超えない分で子ども（ルーク）又は他人に贈与する遺言を作成することができる；
3. 子どもが3人以上いる遺産所有者（チャオムーンモラドック）は、その者の所有する全財産の4分の1を超えない分で子ども（ルーク）又は他人に贈与する遺言を作成することができる。

本条1項で規定する分量を超える遺言を行うときは、超える部分については無効とし（トゥーワー）法律による相続に従って分割する。

第593条 遺言作成の形式（フープガーン）

遺言は以下の2つの形式で作成することができる：

1. 文書による遺言；
2. 口頭による遺言。

第594条 文書による遺言

文書による遺言は以下のとおりに行う：

1. 遺産所有者（チャオムーンモラドック）自身による遺言の作成（ガーンキヤン）；
2. 他人に書かせる遺言の作成（ガーンキヤン）は、最低3人の証人が関与する必要であるが、遺言の開封又は相続の開始（プート）まで秘密にして保管しなければならない。

遺言には遺言を作成した場所、日、月、年、譲る財産の種類及び量、譲渡人及び譲受人、起草者及び証人の名前及び氏を明記（ポーク）しなければならない。

譲渡人（プーモーブ）、起草者及び証人は遺言に署名及び拇印をしなければならない。

遺言を作成したら、のりで密封（ティットハイネン）し又はニカワで密封（ティットドーイカン）し、財産の所有者がいる場所又は隣接の公証役人によって登録（クンタピヤン）するか、その地に公証局が

ない場合、その土地を管轄する（ポッコーン）村役場に持って行く。

第595条 文書による遺言で財産を受け取ることができない者

文書による遺言によって財産を受け取る権利を有しない者は以下のとおりである：

1. 遺言起草者；
2. 遺言作成の証人；
3. 遺言起草者又は遺言の証人の夫若しくは妻又は子。

第596条 口頭による遺言

死にそうな危険な状態にある為に、健康状態が悪い（スカパーブオーンブーイ）為に又はその他の事由の為に、文書で遺言をすることができない物の所有者（チャオコーンサップ）は、証人に知らしめて口頭による遺言をすることができる。

上記証人は、遺産所有者（チャオムーンモラドック）の全ての指示（コークワーム）を公証局若しくは村役場に通知（ジェーン）し、その物の所有者（チャオコーンサップ）が書面による遺言をすることができない理由を説明しなければならない、公証局及び村役場はその全ての指示を記録しなければならない。

口頭による遺言は、物の所有者（チャオコーンサップ）が健康を回復（スーサパーブ）して1ヶ月を経過（ガーイ）したときは、効果を有しない。

第597条 補欠相続人（プースープトートサムホーン）

物の所有者（チャオコーンサップ）は、相続人その人が遺言の開封又は相続前に死亡するか又は遺言にそって遺産を受け取らない場合のために、遺言で定めた相続人に代えるため、遺言で補欠相続人を定める権利を有する。

第598条 遺言により相続する（スープトート）者の権利

法律による相続人で遺言によっても相続する者は、法律に従って承継（トクトート）する相続分（プー

トスワンムンモラドック)もまた、別途受け取る権利を有する。

第 599 条 遺言による遺産管理人 (ブークムコーンムーンモラドック)

物の所有者 (チャオコーンサップ) は、その者が遺言で遺産を成年に達しない者又は精神障害者に譲ろうとするときは、遺言で遺産管理人を定める権利を有する。

その遺産管理人は、自身に代えて他人を遺産管理人として定めることができる。但し、物の所有者 (チャオコーンサップ) が遺言で別途定めるときはこの限りでない。

第 600 条 遺言の変更又は取消 (ロップラーン)

物の所有者 (チャオコーンサップ) は、いつでも新たな遺言を作成するにより、自ら作成した遺言を変更又は取り消す権利を有する。

新たに作成 (ヘット) される遺言は、古い遺言の抵触するものを部分的に又は全部変更し又は取り消すものである。

第 601 条 遺言の失効 (トクパイ) 事由

作成された遺言は以下の事由により失効する：

1. 遺言による相続人が遺産所有者 (チャオムーンモラドック) より先に死亡する；
2. 遺言による相続人が、自身が遺言に基づいて受領する権利を有する部分について放棄 (サラ) する；
3. 遺言によって承継される財産 (サブソンバット) が滅失 (スーンハーイ) するか又は相続開始前に遺産所有者 (チャオムーンモラドック) によって破壊 (タムラーイ) される；
4. 当該遺言がこの法典の 602 条に定めるところに従い無効であると認識 (ハップフーワー) されたとき。

第 602 条 無効遺言

遺言は以下の場合に無効となる：

1. 行為無能力者によって作成された遺言；

2. 目的が不明確な遺言；
3. 強要、詐欺又は偽造によって作成された遺言；
4. この法典の 595 条に定めている者に対し物を譲る (モーブ) 遺言。

第 603 条 遺言執行者の選任

遺言執行者は以下の者によって選任される：

1. 物の所有者 (チャオコーンサップ)；
2. 遺言で指定された者又は相続権を有する者の一人；
3. 物の所有者 (チャオコーンサップ) が遺言執行者を定めていないとき、選任された者が死亡した時、失踪したとき、行為能力を有しないとき、誠実に執行しないとき又は執行できないときは、遺産の関係者の申立てにより、人民裁判所 (サーンパサソン)。

第 604 条 遺言執行者の権利及び義務 (バンタ)

遺言は物の所有者 (チャオコーンサップ) が死亡した時から執行する。

遺言執行者は遺言を執行して現実の効果を挙げるために必要且つ適切なことを行う権利を有する。

遺言執行者は遺言の執行にあたり報酬を受け取らないが、遺産の維持及び管理に必要な費用の補填 (トッテーン) を受ける権利を有する。

遺言執行者は、遺言の執行について相続人に報告する義務を有する。

第 605 条 遺言の開封 (プート)

遺産所有者 (チャオムーンモラドック) が死亡した後、遺言を保管 (ハクサー) する村長又は公証役人は、15 日以内に、遺言を持っていき相続権を有する者 (プーミーシットスूपトートムンモラドック) の面前で開封しなければならない。

第4章 遺産の承継，放棄，相続権喪失

A. 遺産の承継（ガーンハップ）及び放棄（ガーンサラ）

第606条 相続開始の申立（サヌー）

相続権を有する者（プーミーシットスーブトートムンモラドック）の一人は、遺産所有者（チャオムーンモラドック）が死亡した後、いつでも相続開始を申し立てる権利を有する。但し、別段の定めが遺言にあるか又は合意されているときはこの限りでない。

成年に達していない相続権を有する者がいるときは、相続の開始は、その者が成年に達するまで停止（ニユッ）することができる（チャ…コダイ）。その期間（ナイウェラーナン）に相続の開始をする場合は、公証役人又は村長が確認（ヤンユーン）のために立ち会わなければならない。

いかなる場合であっても（ナイコラニーダイコーターム）、夫又は妻が死亡して生存する者が新たに妻又は夫を得るときは、子は、その相続の開始を申し立てる権利を有する。

第607条 遺産目録の作成

遺産分割（ガーンベンパンムーンモラドック）の前に、以下の様に遺産所有者（チャオムーンモラドック）の各種の財産（サブソンバット）目録を作成しなくてはならない：

1. 婚前財産と婚姻財産；
2. 遺産所有者（チャオムーンモラドック）が死亡する前に他人との間で貸し、借り若しくは預け又は担保に供し、他人にだまし取られ（ソーコーン）、騙され（ピッパン）、着服（ニヤクニョークアオ）された財産（サブソンバット）；
3. 埋葬葬儀（ミヤンカープソンサガーン）の費用及び遺産所有者（チャオムーンモラドック）の負債（ニーシン）。

収支（ラーイハップ-ラーイジャーイ）の清算（ササーン）が完成した後、相続人は当該物（サップダンガオ）をそれぞれの割合に沿って分割する。

第608条 遺産請求の時効

遺産の請求（ガーントゥワンアオ）は、遺産所有者（チャオムーンモラドック）が死亡した日から3年間することができる。前記期間を経過したときは、請求権（シットナイガーントゥワン）は消滅（トクパイ）する。但し、相続権を有する者が、遺産所有者（チャオムーンモラドック）の死亡後18歳に達していない場合又は十分な理由がある場合はこの限りでない。

第609条 相続権を有する者の一人の管理下にある遺産の分割申立

未だ分割していない遺産を管理する相続権を有する者は、この法典の608条に規定する時効期間が経過した場合であっても、いつでも当該遺産の分割を申し立てる権利を有する。

第610条 遺産の承継（ハップ）

法律による相続権を有する者は、自身の遺産を受け取る（ハップアオ）という意味を相続が開始（プート）した村の統治機構（オンガーンボッコーンバーン）に対して表示してはじめて遺産を承継（ハップ）する者であるとされる。

遺言による相続人は、自身の遺産を受け取る（ハップアオ）という意味を、遺言を受け取り保管する公証局（ホンガーンタピヤンサーン）に対して又は公証局がない土地の村の統治機構に対して表示して初めて遺産を承継（ハップ）する者であるとされる。

遺産の受け取り（ハップアオ）は、相続が開始（プート）した日から6ヶ月の期間内にしなければならない。

相続権を有する者の1人が相続を放棄したときは、その放棄した者の相続分を承継しようとする者は、自身の当該遺産を受け取る（ハップアオ）という意味をその残りの期間内に表示しなくてはならない。残りの期間が3ヶ月以下であるときは、承継しようとする者は、裁判所（サーン）に期間の延長を申し立てる（ホンコー）権利を有するが、3か月を超えてはならない（ポーハイ）。

公証役人（ナイタバヤンサーン）又は村長は、証拠とするために相続権を有する者人に対して遺産承継（ハップ）の証明書を発行しなければならない。

第 611 条 期間内に受領（ハップアオ）されない遺産

まだ物のままである（ニャンコンベンワットトゥーム）遺産が、いずれかの相続権を有する者の持分となったが（トクペンブートコーン…）、この法典の 610 条 3 項に定める期間内に受け取られず、他の相続権を有する者が受け取り（ハップアオ）又は国家に譲られた（モーブ）ときは、その遺産は、受け取らなかった相続人が、遺産を受け取った相続権を有する者又は国家から同意を得た場合に限り、その者に返還することができる。同意を得られない場合、裁判所は、その者に十分な理由があるときは、その者に譲渡する判決（ペンブータッシンハイ）をする。

法律による又は遺言による相続権を有する者が相続の開始（ブート）後、未だこの法典の 610 条 3 項に定める期間に従ってその者の持分となる遺産を受け取らず（ポータンダイハップアオ）死亡した場合、その者の相続権を有する者がその遺産を受け取る（ハップアオ）者となる。

第 612 条 遺産の放棄（サラ）

法律による又は遺言による相続権を有する者は、自身の分の遺産を放棄して、人、法人、国家機関、財団、基金（ゴントウン）に譲渡する（アーサラ…ハイ）。遺産の放棄は相続開始（ブート）の日から 6 ヶ月の期間内に行う。

法律による遺産を放棄する者は、村組織に対して、自身の意思を、その譲渡する者の名前を示しつつ書面に表示しなければならない。

遺言による遺産を放棄する者は、公証局の役人（サムナックガーンタバヤンサーン）に対して、その譲渡する者の名前を示しつつ書面に表示しなければならない。

譲渡する者の名前を示さなかった場合は、当該遺

産は法律に従い他の相続相続権を有する者のものとなる。

相続権を有する者がこの法典 610 条 3 項に定める期間内に承継の意思表示をしないときは、その者は放棄した者であるとし、当該遺産は法律による他の相続権を有する者のものとなる（トクトートペン）。

第 613 条 行為無能力者の遺産放棄

18 歳の成年に達していない又は精神障害者（プーペンバーシアチット）である相続権を有する者は、父母又は後見人の同意がない場合には、遺産を放棄することができない。

第 614 条 遺産を放棄した者の権利

自己が持分として承継した遺産を他人に対して放棄した相続権を有する者は、代襲相続をする権利をなお有するが、それは既に自己が放棄した部分（ブート）ではない。

B. 相続権の喪失（ガーンシアシットスーブトートムーンモラドック）

第 615 条 相続権の喪失

相続権を有する者は以下の場合、相続権を喪失する：

1. 遺産を騙取（ガーンソーコーン）又は着服（ニャクニョーク）する場合；
2. 裁判所の判決により相続権を喪失する場合；
3. 法律又は遺言により相続権を喪失する場合。

第 616 条 遺産の騙取（ソーコーン）、着服（ニャクニョーク）

自己の受け取るべき分より多くの遺産を騙取し（ソーコーン）、隠し（ピッパン）、着服し（ニャクニョーク）たと判決を受けた相続人は、その遺産を受け取ることができず、持って行った遺産も全て返還しなければならない。

遺産の騙取、隠蔽、着服が自己の受け取るべき分より少ないか又は等しい場合は、それ以上受け取ることができない。

本条は、遺産所有者（チャオムーンモラドック）

がその者に対して遺言を行った場合の、遺言による相続権を有する者には効果を及ぼさない。

第 617 条 裁判所の判決による相続権の喪失

裁判所の判決により父母たる権利（親権）を失った父母は、その子の遺産を相続する権利を有さず、子も同じように父母の遺産を相続する権利を有しないが、子が成年に達していない場合はこの限りでない。

裁判所の判決により、父母がその子を養育（リヤンドゥー）する義務を果たさないときは、その子の遺産を相続する権利を有しない。裁判所の判決により、成年に達した子が父母の扶養義務を果たさないときも、同じように父母の遺産を相続する権利を有しない。

第 618 条 法律による又は遺言による相続権を喪失する者

法律による又は遺言による相続権を喪失する者は以下である：

1. 意図的に又は未遂で、遺産を奪う（ニヤートニェーンアオ）目的で、遺産所有者（チャオムーンモラドック）又は相続権を有する者の 1 人を死なせ又は重大な傷害を負わせ（バーッジェップサーハット）たとして判決を出された者；
2. 遺言の全部又は一部を破棄（タムラーイ）し、隠し（ピッパン）又は偽造（ポームペーン）した者；
3. 死者と同じ県又は郡におり、死亡の知らせを知り又は知るべきであったにもかかわらず、理由なく埋葬葬儀に出席せず又は別の者を代わりに出席させなかった者；
4. 物の所有者（チャオコーンサップ）を脅して遺言の全部又は一部を作成、破棄又は変更させた（コムクー…ハイ）者；
5. 遺産所有者（チャオムーンモラドック）の生命又は健康に対して違法行為（カタムピット）を行い、重大な傷害を負わせ、身体障

害者とならしめまたは死亡させた者を匿った（ピッパンルースクスーアン）者；

6. 刑法典に定めるところに従い、物の所有者（チャオコーンサップ）又は相続権を有する者に対して不実の主張（ハークワームボーチンサイ…）を行ったとして判決を受けた者。

上記の者は、物の所有者（チャオコーンサップ）が書面で自身の意思を表示したときのみ相続権を喪失する。但し、本条の 1 号、3 号及び 5 号によって遺産所有者（チャオムーンモラドック）が死亡している場合を除く。

上記の者が、不適切（ポーソープタム）な行い（パプート）をし、父母の管理下にとどまらず、父母が年老いて又は病気その他であり世話をできるにもかかわらずそれをしないときは、相続権を失うものとし、この法典の 617 条 2 項と同様に処理する。

第 619 条 相続権喪失の取消（ロップラーン）

遺産所有者（チャオムーンモラドック）は、この法典の 618 条に定めるところに従い、証拠又は証明の為の証人を伴う自身の意思表示によって、相続権の喪失を取り消す（アーッ）。

第 5 章 遺産の管理及び遺産所有者の負債に対する相続人の責任

A. 遺産の管理

第 620 条 遺産の管理（ガーンクムコーンムーンモラドック）

相続権を有する者、債権者から遺産管理の申立（ホンコー）があるとき又は必要があるときは、相続が開始（プート）した村の村長若しくは公証役人（ナーイタビヤンサーン）又は裁判所（サーン）は、相続権を有する者又は債権者の権利利益を確実にする（ハッパカン）ために、遺産管理の強制措置（マータカーン）をとる（ワーン）か又は遺産管理人を選任しなければならない。

第 621 条 遺産管理人になる権利を有しない者

遺産管理人になることができないのは以下の者で

ある：

1. 行為無能力者；
2. 破産の判決を受けて禁止期間(ラニャハーム)にある者；
3. 民事訴訟法及びこの法典の 617 条及び 618 条に基づき、父母の権利を剥奪(ポット)される判決を受けた者及び相続権を喪失した者。

第 622 条 遺産管理人の権利及び責務(ナーティ)

遺産管理人は以下の権利及び責務を有する：

1. 相続権を有する者全員の面前で遺産目録(バンシー)を作成する。参加できない相続権を有する者がいる場合は、遺産管理人に通知しなければならない。相続権を有する者の面前での遺産目録の作成は、最低でも全ての相続権を有する者の人数の 3 分の 2 を下回らず、遺産管理人が選任を受けた日から 1 ヶ月の期間内に終える；
2. 相続権を有する者が遺産を受け取る(ハップアオ)前に、債権者の請求書(カムホーン)を受け付け(ハップ)、遺産所有者(チャオムーンモラドック)の負債を支払う；
3. 各相続権を有する者にそれぞれの割合に従って遺産を分配(ベーンパン)する。

遺産管理人は遺産の管理人において報酬(バムネット)を請求する権利を有しない。但し、相続人(プースプート)が渡す(モーブハイ)ことに同意した場合のみ(タオナン)はこの限りでない。

第 623 条 行為無能力者の遺産の管理

行為能力を有しない者の遺言による遺産の管理は、この法典 599 条に従う。

法律による相続で取得し又はその遺言に定めがない場合の行為無能力者の財産(サブソンバット)の管理については、父、母又は後見人が、その者の財産の管理人(プークムコーンサブソンバット)となる。

遺産管理人の権利は、その子が 18 歳の成年に達

したときは又は精神障害者が通常の健康状態に回復したときに終了する。

第 624 条 遺産管理の取消、変更

公証役人(ナーイタビヤンサーン)又は村長によって行われた(ワーンオーク)遺産管理の強制措置(マータカーン)が現実の状況にあわないと知れたとき又は法令(ゴツマイレラビヤップガーン)に反するときは、相続権を有する者は遺産管理の強制措置を取り消し又は変更することを検討するよう裁判所に申立(ホーンコー)をする権利を有する。

遺産管理人が自身の権利及び責務を履行しないか又は十分誠実でない(ボーダイアオチャイサイ)か又は善意(ポーリスツチャイ)で履行しないときは、相続権を有する者は、遺産管理人の選任を取り消し、新たに代替りの管理人を選任することを検討するため裁判所に申立(ホンコー)を行う権利を有する。

B. 遺産所有者の負債に対する相続人の責任

第 625 条 負債の支払(ガーンサムラニーシン)

法律による又は遺言による相続人(プースプートトムモラドック)は、自身が受け取る相続分を超えない範囲で遺産所有者(チャオムーンモラドック)の負債を支払う責任を負う。

遺産が未だ分割されていないときは、債権者は、自身に対して負債全額を支払うよう相続権を有する者又は遺産管理人に申し出る(サヌー)権利を有する。

遺産が全て分割されたときは、債権者は、自身に対して負債を支払うよう相続人の一人に申し出る(サヌー)ことができる。相続人の一人が債権者に自身が支払わなければならない割合を超えて負債を支払った場合、他の相続人は、その者に対してその負債の支払の補填を均等に(サリヤ)しなければならない。

相続人の一人が、自身の割合に従って支払うことができない状況にあるときは、他の相続人は、その者に代わって債権者に均等に支払う(サイニーシン)責任を負う。

遺産所有者（チャオムーンモラドック）の負債の支払は、遺産（ムーンモラドック）である財産（サプソンバット）のみをもって計算する。

第 626 条 負債の請求（トゥワン）の期限（ガムノットウェラー）

債権者は、相続が開始した日から 3 年の期間内に、遺産を受け取った（ハップアオ）相続人に対して若しくは遺産管理人に対して若しくは遺言執行者に対して負債について請求（トゥワンアオ）し又は公証局の役人（サムナックガーンタビヤンサーン）若しくは相続が開始（プート）した土地の村長若しくは裁判所に申立書を提出する（ニューンカムホーン）権利を有する。

債権者が 3 年の期間内に負債について請求せず又は自身の負債について請求する申立書を提出しない時は、債権者は権利を失う。但し、その者に十分な理由がある場合のみはこの限りでない。

第 627 条 遺産を処分する権利の範囲

遺産分割（ガーンベーンムーンモラドック）又は遺産承継の証明証を受け取るまでは、遺産を管理する後見人（プーボッコーン）又は相続権を有する者は、その遺産を処分する権利を有しない。但し以下のために支出する場合はこの限りでない：

1. 遺産所有者（チャオムーンモラドック）の世話介護（ブンニェーン、ピンボワ）又は埋葬葬儀（ミヤンカープソンサガーン）；
2. 遺産所有者（チャオムーンモラドック）の監督（ウパカーラコーン）下にある者の世話養育（ブンニェーンリヤンドゥー）；
3. 労働賃金及びその他遺産所有者（チャオムーンモラドック）の義務であるものの支払；
4. 遺産の維持管理（ポッバクハクサーレクムコーン）。

第 628 条 合意できない遺産の分割

相続権を有する者の間で、遺産の分割について合意が得られないときは、裁判所が訴えに基づいて判

断する。

第 IX 編 最終条項

第 629 条 執行機関（ガーンジャットンパティバット）

ラオス人民民主共和国の政府、最高人民裁判所、人民最高検察組織がこの法典を執行する。

ラオス人民民主共和国で暮らし（ダムロンシウィット）又は事業、商業若しくは技能を行うラオス人民、外国人、永住外国人並びに無国籍者、及び全ての組織は、この法典を尊重（カオロップ）し、履行しなければならない。

第 630 条 発効（ボンサクシット）

この法典は、ラオス人民民主共和国国家出席（バターンパテト）が公布（バカートサイ）の国家主席令（ラタダムラット）を出し 365 日後且つ官報に掲載した後 15 日後から効力を有する。

この法典の効力が発生する前に成立し権利及び義務を発生させた法律行為について、その関係法の規定が適用される。但し、法律で特別の定めがある場合はこの限りでない。

この法典は、契約内外債務法、家族法、所有権法、相続法及び担保法並びにその他の法律の条文で関係する民事の特徴を持つものに代える。

植民地期カンボジアにおける法典編纂 (2)

名古屋大学大学院法学研究科特任講師

傘谷 祐之

1. はじめに

前稿 (ICD NEWS 2019年12月号掲載) では、カンボジアがフランス植民地期に法典編纂を開始するに至った背景と、20世紀初頭に法典編纂のための委員会が設置された経緯、委員会の目的や構成員等について検討した。フランス保護領政府とカンボジア王国政府とは、カンボジア人大臣たちの提案にしたがい、1901年に法典編纂を目的とする委員会を設置した。同委員会は、カンボジアの旧来の諸法律を大幅に修正することを予定していた。しかし、フランス法をモデルとした法典を編纂することが目的であったかどうかについては、疑問が残る。

本稿では、法典編纂委員会が1901年に活動を開始してから、1911年に民法典 (民事身分 (état civil) に関する編 (titre) のみ)、刑法典、治罪法・司法組織法典 (Code d'instruction criminelle et d'organisation judiciaire) という3つの法典を公布するまでの過程を見ていきたい。

2. 第一次法典編纂

法典編纂の開始から法典の公布までには、約10年の歳月が経過している。この間、法典編纂作業が一様に進んだわけではなく、何度か中断があったようである。

(1) 小委員会の始動 (1901年)

法典編纂委員会の設置から約1か月後の9月7日、理事長官ブロシュは、第1回の委員会会合を招集した¹。ブロシュは、会合で次の提案を行い、委員たちの同意を得た。まず、当時効力を有していた24の法律を4つに分類する。それは、第1に、「総論 (Introduction)」すなわち司法の組織 (Organisation de la justice) および司法官 (Magistrats) の義務に関連する法律であり、第2に、民法典に関連する法律であり、第3に、刑法典に関連する法律であり、第4に、訴訟手続・訴訟費用に関連する法律である。

次に、この4つの分類に対応し、4つの小委員会を設置する。ブロシュは、会合中の彼の発言によれば、法典編纂が難事業であることを考慮して、4つではなく7つの小委員会を設置したかったようである。しかし、人員不足からか、設置された小委員会は4つにとどまった。各小委員会は、フランス人1人とカンボジア人3~4人で構成する。小委員会の構成員については、紙幅の都合上、割愛する。委員会の構成員のうち、ブロシュや大臣

¹ 以下の法典編纂委員会の第1回会合についての記述は、カンボジア国立文書館が所蔵する法典編纂に関する資料ファイル中の同会合の議事録を参照した (ANC RSC 30546 "Commission de révision des codes cambodgiens.")。

らは、小委員会には参加しない。また、僧王ら高僧も、自らは小委員会には参加せず、代わってその代理人 (délégué) を参加させる。必要に応じて、小委員会に新たな委員を加えることもできる。というのは、4つの小委員会にフランス人1人ずつを配置すべきところ、法典編纂委員会には、理事長官を除いて、フランス人委員が2人しかいないためだと思われる。

こうして設置された小委員会が、法典編纂の実務を担う。小委員会は、その活動成果を、毎月、法典編纂委員会の全体会合に提出する。

続いて、同年11月12日に、第2回の会合が開かれた²。第2回会合では、民法典を担当する第二小委員会と、手続および訴訟費用を担当する第四小委員会とが提出した報告を検討した。第二小委員会からの報告の検討では、民事身分に関する規定と土地の所有権に関する規定について、小委員会の原案を修正する提案がなされた。第四小委員会からの報告の検討では、調停前置主義を採用すること、州における裁判は旧来の州の官人たちが行い、たとえば州知事が裁判長となること、控訴審を管轄する上級裁判所 (Tribunal supérieur) に民事部・刑事部を設置すること、上級裁判所の判決に不服がある場合には大臣会議に破毀を申立てることができること、等が決定された。

翌1902年に、第四小委員会の報告に基づいて、司法組織に関する同年2月7日王令第13号³が布告された。同王令は、法典編纂委員会の最初の成果物である。しかし、全11か条と短いものであり、おそらくは、法典編纂が完成するまでの暫定的な訴訟手続を定めたのだと推測される。

(2) 停滞期 (1902～1905年)

その後しばらくの間、法典編纂委員会の動向は不明である。この時期については、法典編纂委員会の活動そのものが中断していたのか、それとも、活動はしていたが資料が残されなかっただけなのか、定かではない。ただ、『仏領インドシナ総合年報』掲載の職員名簿を見ると、理事長官ブロシュは、おそらく1902年中にインドシナ総督府の事務総長に異動し⁴、委員であるルクレールも、同じ頃にクラチェへ理事官 (Résident de Kratié) に異動している⁵。ブロシュやルクレールら委員会設置時の構成員らが異動してしまったことで、法典編纂委員会の活動に支障が生じたのではなかろうか。

(3) 小委員会の改組 (1905年)

法典編纂委員会の活動が次に確認できるのは、1905年のことである。フランス保護領政府とカンボジア王国政府とは、「改正作業を積極的に進めること」「より幅広く、より人道的で、かつ、より近代的な意味で理解される新しい立法の公布を急がせること」を目的に (1905年5月5日王令前文)、小委員会を改組した。

² 以下の法典編纂委員会の第2回会合についての記述は、法典編纂に関する資料ファイル中の同会合の議事録を参照した (ANC RSC 30546)。

³ Protectorat du Cambodge, *Recueil des Actes du Gouvernement Cambodgien*, Phnom-Penh : Imprimerie du Protectorat, pp. 78-79. ただし、法令番号のみ, *BAC* 1902, p. 47, による。

⁴ *Annuaire général de l'Indo-Chine française* 1904, p. 19.

⁵ *op.cit.*, p. 591.

この改組は、3つの法令、すなわち、小委員会のカンボジア側委員の一部を任命する1905年5月5日王令第19号⁶、フランス側委員を任命する同年5月10日理事長官令(arrêté du Résident supérieur) (法令番号不明)⁷、そして、先の王令や理事長官令に追加して新しい委員や通訳・翻訳担当者を任命する同年5月20日理事長官令(法令番号不明)⁸による。これらの法令をもとにして、前稿において法典編纂委員会の設置当時の委員を確定するために行ったのと同様の作業を行った。その確定作業の詳細については、紙幅の都合上、割愛する。新しい小委員会の構成員は、氏名や職名が不詳の者が数名いるものの、判明した限りでは、次のとおりである(表1～4を参照)。

表1 第一小委員会の委員(1905年)

	氏名	職名等
1 ◎	アルマン・ルソー (ROUSSEAU, Armand) *	理事長官府第一局長
2 ○	コル・デ・モンテイロ (de MONTEIRO, Col)	法相
3	ヴィクトル・ガブリエル・ピュジヨル (PUJOL, Victor Gabriel) *	理事長官府第二局長
4	ソティアロット (Sutharot)	王子
5	氏名不詳 (-----)	僧王の代理人
6	ンギン (Ngin)	バーカー・ボラオヘッド部局長
7	カエ・ナウ (Kê Noeu / Nou)	保護領印刷局職員
8 △	フェルディナン・オムボーン (Ferdinant Amphon)	大臣会議次席書記官
9 △	クン・クム (Khun Kim)	保護領政府通訳

表2 第二小委員会の委員(1905年)

	氏名	職名等
1 ◎	アルフレド・ポール・ウジェーヌ・アダモル (ADAMOLLE, Alfred Paul Eugène) *	[仏] プノンペン始審裁判所所長
2 ○	チュオン (Thiounn)	宮相
3	ルイ・ピエール・エミール・ガブリエル・ブディノ (BOUDINEAU, Louis Pierre Emile Gabriel) *	理事長官府官房副主任(?)
4	ピアヌヴオン (Phanuvong)	王子
5	ディ (Dy)	[カ] 控訴裁判所長官
6	ドゥチ (Duch)	法相補佐官
7	ソー (So)	[カ] プノンペン始審裁判所裁判官
8 △	ケート (Keth)	大臣会議首席書記官
9 △	----- (Thun)	保護領政府通訳

⁶ 1905年5月5日王令については、法典編纂に関する資料ファイル中の同王令の写しによる(ANC R S C 30546)。なお、同王令は官報にも掲載されていると思われるが、筆者がカンボジア国立文書館で閲覧・複写した中には見当たらなかった。筆者の見落としの可能性もある。

⁷ BAC 1905, p. 219.

⁸ BAC 1905, pp. 508-509.

表3 第三小委員会の委員（1905年）

	氏名	職名等
1 ◎	ポール・ルイ・エミール・ノルマン (NORMAND, Paul Louis Emile) *	[仏]検事正
2 ○	ペッチ・ポン (Peich Ponn)	陸相代理
3	ジャン・フランソワ・ルイ・ルフェーブル (LEFÈVRE, Jean François Louis) *	理事長官府第三局職員（法学士）
4	ミアキアヴァン (Maghavan)	王子
5	氏名不詳 (-----)	僧王の代理人
6	ミアス (Méas)	海相補佐官
7	アム(?) (Am)	職名不詳 (称号"Oknha Prar Chackhara")
8	----- (Kong)	職名不詳 (称号"Oknha Réaksa Théanin")
9 △	オク(?) (Uk/Ouk)	国王秘書(?) (称号"Oknha Prichha")
10 △	ヒン・パエン (Hing Penn)	保護領政府通訳

表4 第四小委員会の委員（1905年）

	氏名	職名等
1 ◎	ガブリエル・ジャンネラ (JEANNERAT, Gabriel) *	コンダール理事官
2 ○	ソン・ディアブ (Son Diep)	王宮事務長
3	ジャン・ラクチュール (LACOUTURE, Jean B. C. A.) *	[仏]プノンペン始審裁判所裁判官補
4	ソティアヴォン (Suthavong)	王子
5	ソット (Sot)	[カ]プノンペン始審裁判所所長
6	チム (Chhim)	[カ]控訴裁判所裁判官
7	ブラック (Prac)	[カ]プノンペン始審裁判所裁判官
8 △	----- (Yung)	保護領政府通訳
9 △	----- (Toch)	職名不詳 (称号"Oknha Presœu Aksar")

◎は委員長を、○は副委員長を、△は通訳・翻訳担当者を示す。 *はフランス人を示す。

[仏]はフランス司法系統の裁判所を、[カ]はカンボジア司法系統の裁判所を示す。

(表1～4の出典) 1905年5月5日王令, 同年5月10日理事長官令,
同年5月20日理事長官令等を参考に筆者作成。

フランス人植民地官僚の他、カンボジア人の王族、僧王らの代理人、司法官を含む官人たちが小委員会の構成員となる点は、以前の小委員会と同じである。一方で、小委員会の構成員数は通訳・翻訳担当者を除いて7～8人となり、以前の小委員会に比べて倍増している。その原因は、1つには、フランス人委員が各小委員会に2人ずつになったことであり、もう1つには、以前の小委員会では構成員ではなかった大臣・大臣補佐官 (suppléant de ministre)⁹ 等が新たに構成員に加わったことである。

この小委員会に関わって、次の2点を指摘しておきたい。第1に、大臣の顔ぶれが、1901年から1905年までの間に変化しており、伝統的な官人の系譜に属する人々か

⁹ 「大臣補佐官」は、平時においては各省における事務全体について大臣らを補助し、大臣らが何らかの事情により職務をとれないときにはその代理をすることを任務とする職である（1897年7月11日王令第3条）。いわば副大臣あるいは次官であり、通常、各省に1人ずつの計5人が置かれた。

らカンボジア語・フランス語の通訳出身者に代わったことである。1901年当時の大臣たち5人のうち3人は、1902年から1903年にかけて死去したり引退したりした。代わって大臣に就任した者たちのうち、第二小委員会に所属する宮相チュオン（後掲写真1・前列左端）や第三小委員会に所属する陸相ペッチ・ボン（Peich Ponn, 同・後列右）は、1885年にフランスに留学し、帰国後に通訳になった。チュオンは、1901年には大臣会議の書記官長であったが、1902年に宮相に就任した¹⁰。ボンは、チュオンの後任として大臣会議の書記官・兼・文書管理官（secrétaire archiviste）を務めた後¹¹、1903年に陸相代理（Ministre de la Guerre *par intérim*）に就任し¹²、その後、1907年には陸相に昇格した¹³。また、第四小委員会に所属する王宮事務長ソン・ディアブ（Son Diep, 同・後列左）は、チュオンやボンとは経路は異なるものの、やはり通訳出身であり、後に海相や法相を歴任した¹⁴。第一小委員会に所属する法相コル・デ・モンテイロのみは、1901年当時から引き続き大臣を務めているが、彼も以前にノロドム王の通訳を務めた経験がある。彼らはフランス人植民地官僚らとともに働いた経験が長く、フランス保護領政府は彼らを通じて法典編纂委員会の活動を支配することが可能となった。

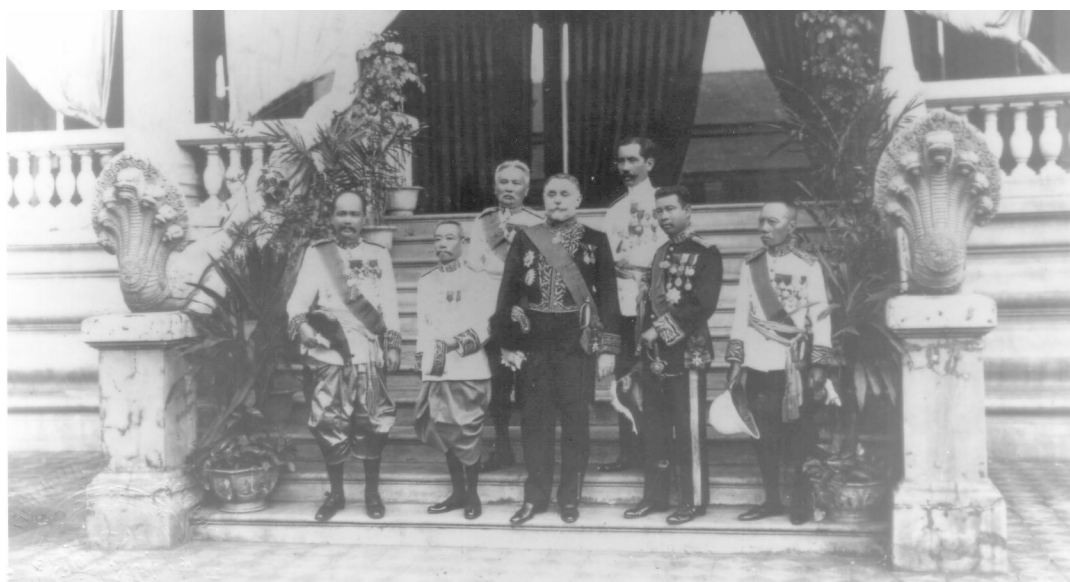


写真1 植民地期の大臣たち（1920年頃）

（出典）ANC RSC Photo No. 1092.

第2に、各小委員会の通訳・翻訳担当者の中に、後に要職に就く者が散見されることである。たとえば、第二小委員会の通訳・翻訳担当者であるケート（Keth）は、宮相チュオ

¹⁰ BAC 1902, p. 135. なお、チュオンの略歴については、Sakou Samoth, *Hommes et Histoire du Cambodge*, Phnom Penh: Editions Angkor, 2012, p. 287., も参照のこと。

¹¹ BAC 1902, pp. 186-187.

¹² BAC 1903, pp. 386-387.

¹³ ボンの陸相昇格については、ボンの「個人ファイル（dossier personnelle）」中の、1907年7月16日王令第23号の写しによる（ANC RSC 17938 “Dossier personnel de M. Peich Ponn, anouc montrey”）。

¹⁴ ソン・ディアブの略歴については、傘谷「フランス植民地期歴代司法大臣の経歴(2)」51-53頁、を参照のこと。

ンや陸相ボンと同時期にフランスに留学し、帰国後に通訳となった。ボンの陸相代理就任後にその後任として大臣会議の書記官・兼・通訳官 (secrétaire et interprète) となり¹⁵、1905年当時はその職にあったが、1911年に法相補佐官に¹⁶、1914年に破毀院長官代理に¹⁷、1920年に正規の長官に就任した¹⁸。また、第三小委員会の通訳・翻訳担当者であるヒン・パエン (Hing Penn) は、ケートの後任として、大臣会議の書記官や法相補佐官、破毀院の後身である取消院 (Cour d'annulation) の長官、そして法相を歴任した¹⁹。1900年代のカンボジアでは官吏の養成制度は未整備であったので²⁰、代わって、法典編纂委員会で実務経験を積んだ通訳出身者が重用されたものと思われる。

余談ではあるが、彼らのように植民地期に行政・司法の要職にあった者たちの一部の名は、現在、プノンペン市内の道路・住所の名として残っている。たとえば、経済財務省と国立図書館・文書館との間を南北に走る道路は、ヒン・パエン通り (61番通り) という。プノンペンを訪問する際には、道路の名を記した標識に注目していただきたい。

(4) 再度の停滞期 (1905～1907年)

小委員会の改組の後、再び資料の無い時期がある。この時期には、少なくとも一部の小委員会の活動は停止していたようである。第二小委員会の委員であったルイ・ブディノ (BOUDINEAU, Louis) は、1907年の論文で、次のように記している。まず、ブディノは、「モレル (Morel) 理事長官は、形式上はかなり以前に開始されていたが、実際には彼の着任の少し前から始まったこの作業 (法典編纂のこと：筆者注) を精力的に推進した。この高官は、これらの委員会をかなり熱心に再組織した」と述べる²¹。ルイ・ジュール・モレル (MOREL, Louis Jules) は、1904年から1905年にかけて理事長官を務めたので、このブディノの記述は1905年の小委員会の改組のことを指しているのであろう。しかし、ブディノは続けて、「今日では、新たな法典編集はあまり熱心に進められていないこと、おそらくは終わってしまったことは間違いない」と記している²²。小委員会を改組したにも関わらず、法典編纂の作業は順調ではなかったらしい。

(5) 第三小委員会による刑法典草案の提出 (1907～1909年)

一方で、4つの小委員会のうち第三小委員会については、引き続き作業を行っていた可能性がある。この作業を主導したのは、前稿でも触れたフランス人植民地司法官僚トリコンである。トリコンは、当時は、フランス司法系統のプノンペン始審裁判所で検事正 (Pro-

¹⁵ BAC 1903, pp. 433-434.

¹⁶ BAC 1911, p. 734.

¹⁷ BAC 1914, p. 409.

¹⁸ BAC 1920, p. 518.

¹⁹ ヒン・パエンの略歴については、傘谷祐之「フランス植民地期歴代司法大臣の経歴(3)」『Nagoya University Asian Law Bulletin』第4号(2018年)33-34頁、を参照のこと。

²⁰ この点については、傘谷祐之「フランス植民地期カンボジアにおける司法官任用制度」『名古屋大学法政論集』第272号(2017年)169-170頁、も参照のこと。

²¹ Boudineau, "De l'organisation de la justice indigène au Cambodge", *Revue Indochinoise*, Tome V, no.62 (1907), p. 981.

²² *ibid.*

cureur de la République) を務めていた。1905年の小委員会の名簿にはトリコンの名は無く、いつから法典編纂に参加したのかは不明である。トリコンは、1907年春頃までには刑法典の起草を終えたようである²³。同年6月、理事長官はこの草案をシソワット王に送付し、シソワット王はそれを大臣会議に転送して、検討を命じた。大臣会議は、検討の後、草案を一部修正して、翌1908年9月に国王に返送し、国王はそれを理事長官に転送した。理事長官は、その修正案を小委員会に再度検討させた後、翌1909年1月に再び大臣会議の検討に付した²⁴。

大臣会議は、1909年の1月末から2月初めにかけて会合し、6日間をかけて修正案について検討した²⁵。この会合は、大臣会議の2種類の会合のうち、理事長官が主宰する会合ではなく、内相が主宰し、カンボジア人の大臣のみが出席する常任委員会 (Commission permanente)²⁶ として開催された。また、大臣会議の構成員である大臣たち以外に、本来は大臣会議の構成員ではない王族、僧王らの代理人、司法官を含む官人たち十数人が出席しており、その構成は、フランス人が誰一人参加していないことを除き、かつての法典編纂委員会と似通っている。会合では、フランス語とカンボジア語とを併記した刑法典草案が人数分準備され、それを1か条ずつ読み上げながら、検討した。その結果、草案の内容を修正する提案はなかったが、草案作成に多大な貢献をした第三小委員会の構成員を顕彰する前文を追加することが提案され、大臣会議はこれを承認した。その前文によれば、当時の第三小委員会の構成員は、次のとおりである (後掲表5を参照)。

この会合は、草案を実質的に検討するためというよりも、王族や僧王らの代理人をはじめカンボジア側の主要人物が参加して草案を検討したという形式を整えるために開催されたのではないか、と思われる。

その後、法相は、1909年3月に、大臣会議の理事長官が主宰する会合で草案について審議するよう理事長官に要請し²⁷、大臣会議は、同年4月の会合で、この草案を国王の裁可に委ねることを決定した²⁸。こうして、法典化が企図された複数の法典のうち少なくとも刑法典については、1909年中に公布・施行されるかに思われた。ところが、刑法典は、1909年にも翌1910年にも、公布されることはなかった。

²³ 法典編纂に関する資料ファイル中の、トリコンから理事長官に宛てた1907年8月18日付けの手紙による (ANC RSC 30546)。

²⁴ 刑法典草案の検討状況については、法典編纂に関する資料ファイル中の、1909年1月末から2月初めにかけて開催された大臣会議常任委員会の会合の議事録による (ANC RSC 30546)。

²⁵ 同上。

²⁶ 大臣会議の常任委員会については、傘谷「植民地期カンボジアにおける大臣の称号・職名」63頁脚注13、も参照のこと。

²⁷ 法典編纂に関する資料ファイル中の、司法大臣から理事長官に宛てた1909年3月1日付けの手紙第61号のフランス語訳による (ANC RSC 30546)。

²⁸ 法典編纂に関する資料ファイル中の、1909年4月8日に開催された大臣会議の第143回会議の議事録の写しによる (ANC RSC 30546)。

表5 第三小委員会の委員（1909年頃）

	氏名	職名等
1	◎ アルベール・エドゥアール・トリコン (TORICON, Albert Edouard) *	[仏]プノンペン始審裁判所検事正
2	チャン (Chan)	僧王の代理人
3	ミアキアヴァン (Maghavan)	王子
4	ペッチ・ポン (Peich Ponn)	陸相
5	オク (Ouk)	宮相補佐官
6	ミアス (Méas)	海相補佐官
7	アム (Âm)	保護領印刷局職員(?)
8	△ マウ (Mau)	職名不詳 (保護領政府通訳?)

◎は委員長を、△は通訳・翻訳担当者を示す。 *はフランス人を示す。

[仏]はフランス司法系統の裁判所を示す。

(出典) 1909年1月末から2月初めにかけて開催された大臣会議常任委員会の会合の議事録等 (ANC RSC 30546) を参考に筆者作成。

(6) 草案の最終検討から法典の公布へ（1910～1911年）

1911年秋に至って、当時の理事長官エルネスト・ウトレイ (OUTREY, Ernest) は、同年10月4日理事長官令第856号により、改めて刑法典の草案を検討する委員会を設置した²⁹。というのも、同年に着任したばかりのウトレイは、草案について不満を持っていた。ウトレイは、新しく設置した委員会の委員長に対して、草案中の権力分立に関わる諸規定や懲役刑・追放刑・流刑という刑罰の階梯は、カンボジアではうまく適用できないので、削除するように、と要請した³⁰。また、インドシナ総督に対して、草案中の幾つかの条文を列挙し、それらを「維持することが実に受け入れ難いように思われる」と書き送っている³¹。

ウトレイの指示により設置された委員会の構成員は、次のとおりである（表6を参照）。13人の委員のうち、正副委員長を含む8人がフランス人委員であり、初めてフランス人が委員会構成員の過半数を占めた。

²⁹ BAC 1911, pp. 539-540. なお、1911年10月27日理事長官令（法令番号不明）により、一部の委員に変更があった（BAC 1911, pp. 557-558.）。

³⁰ 法典編纂に関する資料ファイル中の、理事長官ウトレイからムリエ氏に宛てた1911年10月5日付けの手紙第1478号による（ANC RSC 30546）。

³¹ 法典編纂に関する資料ファイル中の、理事長官ウトレイからインドシナ総督に宛てた1911年10月6日付けの手紙第1484号による（ANC RSC 30546）。

表6 諸法典検討委員会の委員（1911年）

	氏名	職名等
1	◎ ジャン・エルネスト・ムリエ (MOULIÉ, Jean Ernest) *	理事長官補佐
2	○ ポール・マリー・コラル (COLLARD, Paul Marie) *	プノンペン市理事官
3	□ アルベール・エドゥアール・トリコン (TORICON, Albert Edouard) *	[仏]プノンペン始審裁判所検事正
4	ジュール・ルネ・ラウル・カレ (CARRÉ, Jule René Raoul) *	[仏]プノンペン始審裁判所所長
5	レオン・アルマン・ルソー (ROUSSEAU, Léon Armand) *	コムポート理事官
6	オーギュスト・イポリット・ガルティエ (GALTIER, Auguste Hippolyte) *	クラチェヘ理事官
7	マリー・フランソワ・ジョゼフ・ジュモ (JUMEAU, Marie François Joseph) *	理事長官府第二局局长
8	ピエール・ルイ・エルネスト・マレスコット (MALESCOT, Pierre Louis Ernest) *	理事長官府第一局局长
9	ミアキアヴァン (Maghavan)	王子
10	ソン・ディアブ (Son Diep)	海相
11	ペッチ・ボン (Peich Ponn)	陸相
12	チャン (Chan)	僧王の代理人
13	ケート (Keth)	大臣会議書記官長

◎は委員長を、○は副委員長を、□は報告者 (Rapporteur) を示す。 *はフランス人を示す。

[仏]はフランス司法系統の裁判所を示す。

(出典) 1911年10月27日理事長官令等を参考に筆者作成。

この委員会は、同年10月28日理事長官令（法令番号不明）により、民法典の一部分の草案をも合わせて検討することになった³²。また、委員会の会合の議事録によれば、治罪法・司法組織法典の草案についても検討した³³。民法典と治罪法・司法組織法典を誰がいつ起草したのか、正確には不明であるが、後の大臣会議の議事録には各法典を「トリコン氏がカンボジア人の名士たちと協力して準備した」と記されているので³⁴、トリコンが強く関与したようである。この委員会は、同年11月上旬に数日間わたって会合し、いくつかの条文を修正した上で、草案を完成させた³⁵。

その後、国王は、同年11月20日王令第61号により、民法典（民事身分に関する編のみ）、刑法典、治罪法・司法組織法典を公布し、民法典については翌1912年1月1日から、刑法典と治罪法・司法組織法典については7月1日から施行することを命じた。

³² BAC 1911, p. 558.

³³ 法典編纂に関する資料ファイル中の、1911年11月9日に開催された治罪法・司法組織法典を検討する委員会会合の議事録による (ANC RSC 30546)。

³⁴ 1911年11月27日に開催された大臣会議の第157回会議の議事録による (ANC RSC 32306 “Procès verbaux des séances du conseil des ministres (en français). Séance 148 à 172 (08/03/1910-15/01/1913).”)

³⁵ 脚注33に挙げた資料の他、同じ法典編纂に関する資料ファイル中の、1911年11月4日・6日に開催された民法典を検討する会合の議事録、および、同月7日・8日に開催された刑法典を検討する会合の議事録による (ANC RSC 30546)。

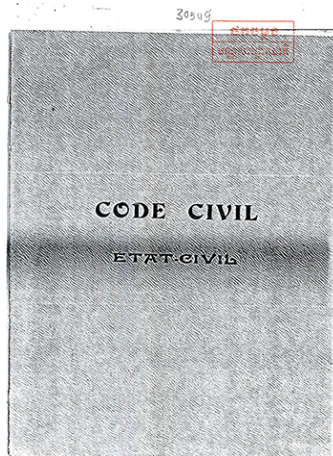


写真2 1911年民法典（フランス語版）
表紙

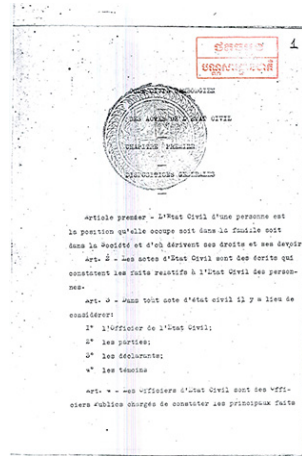


写真3 同・冒頭部分

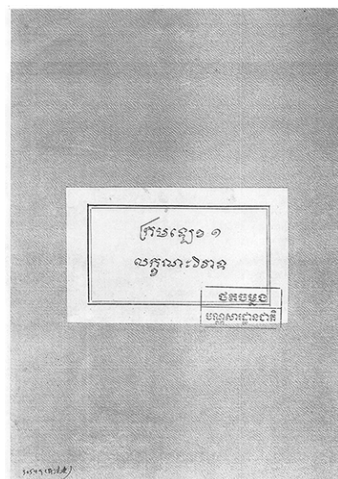


写真4 1911年民法典（カンボジア語版）
表紙

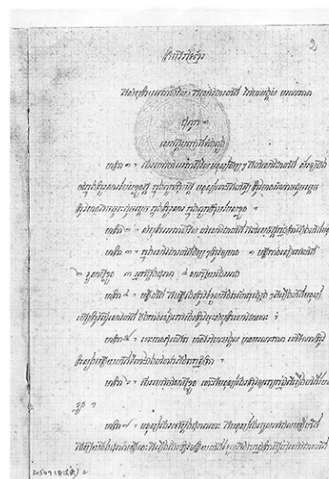


写真5 同・冒頭部分

(ANC RSC 30549 “Originaux des codes cambodgiens. Code pénal Code d’instruction criminelle, code civil, état-civil (en khmer et en français)”)

3. 小括

こうして、1901年に開始された第一次法典編纂は、民法典（民事身分に関する編のみ）、刑法典、治罪法・司法組織法典という3つの法典に結実した。しかし、1910年代には第二次法典編纂が企図され、3つの法典は、治罪法・司法組織法典のうち治罪法に関する部分を除いて、新しい法典に取って代わられた。

第一次法典編纂は、前稿で述べたように、カンボジア人大臣たちの提案によって開始された。しかし、作業が進展するにつれ、作業の主導権は次第にフランス側に移っていった。1905年に法典編纂委員会の小委員会を改組した際にはフランス人委員が増員され、カ

ンボジア側でも通訳出身の大臣たちが委員となるなど、フランス側の意向がより反映しやすくなった。それでも、1909年に刑法典の草案を確定する段階でカンボジア人のみによる会合を開催するなど、カンボジア側の意向を取り入れつつ新法典への支持を調達しようとする配慮も見られたが、1911年には、各法典の草案を検討する委員会の過半数をフランス人が占めるようになり、フランス側が法典編纂を主導することがより明確になった。この傾向は、第二次法典編纂の時期にも続く。

文献略語

ANC Archives National du Cambodge

BAC Bulletin administratif du Cambodge

RSC Résident Supérieur au Cambodge

活動報告

【講義・講演】

2020年5月から同年7月までの間に、当部教官が行った講義・講演は下記のとおりです。

記

1 神戸大学における講義

日 時：2020年6月3日（水）

場 所：Web会議システムを利用してオンライン参加

対 象：神戸大学大学院生（支援対象国からの留学生等）

テーマ：ICDの概要とミャンマーへの支援

教 官：国際協力部教官 村田邦行

2 神戸大学における講義

日 時：2020年6月10日（水）

場 所：Web会議システムを利用してオンライン参加

対 象：神戸大学大学院生（支援対象国からの留学生等）

テーマ：裁判官の立場からの各国への支援

教 官：国際協力部教官 下道良太，黒木宏太

【活動予定】

2020年10月から同年12月までの間に、当部が行う予定の研修等は、下記のとおりです。

新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、延期又は中止となる場合がありますのであらかじめ御了承ください。

なお、実施日時が未定の研修等については記載しておりません。

記

1 研修

令和2年度国際協力人材育成研修

日 時 2020年11月9日（月）から同月19日（木）まで（予定）

場 所 Web会議システムを利用した全面オンライン（予定）

テーマ 法制度整備支援に携わる人材の育成

担 当 国際協力部教官 村田邦行 国際専門官 原島隆寛

2 シンポジウム

法整備支援へのいざない

日 時 2020年11月14日（土）（予定）

場 所 Web会議システムを利用した全面オンライン（予定）

担 当 国際協力部教官 村田邦行，矢尾板隼 国際専門官 岡田泰弘，嵐文子

専門官の眼

主任国際専門官
田島裕幸

1 はじめに

私は平成19年10月に東京地方検察庁に採用され、主に捜査部門での事件捜査や事務局人事課で人事などの業務に携わってきました。

平成31年4月から、法務総合研究所総務企画部国際事務部門に異動となりました。同部門は、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）及び国際協力部（ICD）の事務を行う部門です。国際協力部の専門官がどのような活動を行っているかについては、今までのICDNEWSで何度も書かれているため、今回の「専門官の眼」では活動内容に直接触れるというよりも、私が、同部門に異動してきて経験したことや感じたこと等をお届けしていこうと思います。

2 国際事務部門に異動との辞令を受けて

平成31年3月1日、東京地方検察庁事務局長室前にて、「田島裕幸」と当時の人事課長に名前を呼ばれ、事務局長室に入りました。そして、事務局長より法務総合研究所総務企画部国際事務部門の主任国際専門官に異動する旨告げられました。異動の内容を告げられた私は、正直「・・・国際事務部門？？主任国際専門官？？」という気持ちでした。

なぜなら、私は、英語は苦手というレベルの話ではなく、中学生の時に英検3級を二次試験で落ち、公務員試験の時も教養試験科目の英語については、1秒も勉強をせず、とりあえずマークシート回答番号の「1～5」の中で最も文章の短いものは除き、前後の回答番号の順番などから推測して回答を絞り出すという技を駆使するほど英語とはほぼ無縁、更に、外国人と接したことなど、大学生のときに行った韓国で日本語ペラペラの韓国人と話したことがあるくらいだったからです（ちなみにそのときに学んだ韓国語は「ムル、ジュセヨ」日本語に訳すと「水をください」のみ・・・）。

「いったいどのような力学が働きこのような人事となったのか・・・やはり、人事は闇が深い・・・」などと一人悶々としながらも当時の執務室に戻ると、私に1ミリも国際要素がないことを知っている周りの同僚からにやにやしながら、「田島さんついに国際系ですか笑」などといじられたりしていました。そんな中、情報通な後輩から「国際事務部門って、海外出張があったり、外国人の研修参加者と接することが多いみたいですよ」などという話を聞き、4月以降の自分が若干不安になりつつも、逆にこれは今までに経験したことのないことが経験できるのではないかと、期待半分不安半分の感情にかられながら4月1日を迎えることとなりました。

3 国際事務部門について異動

平成31年4月1日、ついに国際事務部門に異動となる日がやってきました。

私が任された業務は庶務担当でした。庶務担当の業務は、職員の勤務時間の管理等や、人事関係の仕事が主な業務です。それに加え、JICA（独立行政法人国際協力機構）から派遣される長期専門家派遣手続を行うとのことでした。ICDNEWSを読んでいる方なら余りにも常識すぎると思いますが、JICAは日本の政府開発援助（ODA）を一元的に行う実施機関として、開発途上国への国際協力を行っているのです。JICAという組織をよく知らなかった私ですが、JICAの資料や長期専門家派遣手続関係資料を読んでいくうちに少しずつ国際協力の仕事に携わっているという実感が沸いてきました。長期専門家派遣手続を行う上で、公用旅券発給手続やビザ申請手続等、JICAの方や専門家と様々なやり取りや調整をしていく中で今までに経験したことのない非常に多くのことを学ぶことができました。

4 初めての海外出張

令和元年9月頃、国際協力部の業務（国際事務部門では研修第二担当が担当）をお手伝いさせて頂く機会があり、上司から「東ティモールに海外出張に行くという案件があるが、海外出張に行ってみないか」という話をされました。

基本的にやったことのないことはとにかくやってみたい性分の私は、「行ってみます」と回答し、東ティモールへの海外出張が決まりました。

出張の目的としては、東ティモールの不動産登記法令の起草に関して、関係機関と法令案の内容について協議、地方の土地法制の状況の調査等を実施するとのことであり、同部教官と共に二人で行くことになりました。

専門官が行う業務としては、海外出張中の日程表の作成や、現地の通訳人手配、車両手配、関係機関との協議内容についてボイスレコーダーで録音し、出張報告書に記載できるようにまとめておくこと等多岐に渡ります。

私は、プライベートで海外に行ったことはありましたが、仕事で海外に行くことは初めてであり、また、東ティモールというまさにプライベートで行くことは絶対にならぬであろう国に行けることに、これもまた、期待半分不安半分という気持ちでした。

5 東ティモールでの経験

令和元年11月某日、ついに初めての海外出張をする日がやってきました。

私は前述したとおり、英語が全く話せません。英語ができない私を知っていた上司からは「ポケットク」という文明の利器を貸して頂いたものの、プライベートで遊びに行くのならまだしも、仕事で海外に行くことに若干の不安を抱いておりました。

東ティモール到着後、空港を出ると送迎の車の運転手の方が迎えに来てくれました。東ティモールでは公用語はテトゥン語であり、英語を話せる人は多くありませんが、その方は、

片言の英語であれば理解できるようであり、同行していた教官が英語でやり取りをし、ホテルまで無事到着することができました。

翌日、東ティモール司法省に現地のガイドの方と一緒にいくことになりました。東ティモール司法省を訪れると、同省幹部の方に挨拶に行くことになりました。同省の方々はとても親切で親しみやすい方達ばかりで、私が片言の英語で挨拶をしても、快く対応してくださり、それまで気を張っていた私は少し安心しました。そして、通訳の方に通訳していただきながら協議に入っていくこととなり、同省の訪問は無事に終わっていきました。その後、地方の土地法制に関わる関係機関等を訪問し、東ティモールの土地問題等について一定程度把握することができ、司法制度に関し、裁判所法案について司法省が検討している内容について聴取することができました。

6 おわりに

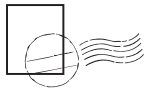
国際事務部門に異動になり、1年程度が経過しました。

この1年間は今まで経験したことのないことを非常に多く経験させていただきました。JICA長期派遣専門家派遣手続や東ティモールへの海外出張等、おそらく国際事務部門に異動にならなければ一生経験することができなかったであろうことを経験することができました。

また、国際事務部門では、海外の研修参加者の方たちの受け入れも行っているため、そういった研修参加者の方たちとのパーティーが行われたりもし、実際に交流することができます。海外の研修参加者の方たちと交流をしていく中で自分のコミュニケーション能力のなさを痛感しながらも、笑顔で雰囲気良くコミュニケーションを取っている同僚を見て、笑顔は世界共通のコミュニケーションツールなんだなとそんな当たり前のことを改めて実感させられたりもしました。

約1年前に国際事務部門に異動を言い渡されたときには、想像すらしていなかったようなことを経験でき、様々な気づきを得ることができた1年間でした。

私は国際事務部門にあとどれくらい在籍するか分かりませんが、この経験を活かして今後の公務員ライフを充実したものとしていけたらと思っております。



各国プロジェクトオフィスから



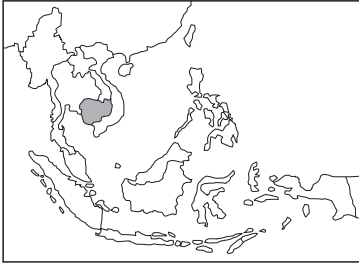
世界的に猛威を振るっている新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、ベトナムでは、2020年3月下旬以降、全ての外国人の入国を原則として停止していましたが、同年6月25日から同月27日にかけて、合計約440名の日本人がチャーター便でベトナムに入国することができました（同年7月1日執筆時現在）。報道等によると、この措置は、両国政府が進めている往來の緩和策の第一弾として、主にビジネス客を対象としたものとのことですが、ベトナムへの入国の条件として、①日本出国前にPCR検査を受ける、②ベトナム入国時にも改めて同検査を受ける、③入国後、空港周辺のホテルで2週間の隔離生活を送るといった義務が課される上、渡航に係る諸費用もかなり高額の様です。また、

現在は、ハノイにあるノイバイ空港への国際便の就航が原則として禁止されているため、入国する空港は、ハノイの東約200km、ハロン湾のさらに東に位置するバンドン空港になり、その後、ハノイを含む目的地に入った段階で、改めてもう2週間、ホテルでの隔離生活を送ることを義務付けられるという話も耳にします。こうした話を聞くと、まだまだ再渡航に向けたハードルは高そうですが、両国政府の間では、引き続き、往來の制限緩和に向けた協議が続けられるとのことです。

多くの国の現地専門家が家族とともに一時帰国し、仮住まいを転々とする環境下での生活を送るようになってから、同年7月1日現在で、約3か月が経過しました。依然として、専門家やその家族が再赴任できる見通しは立っておりませんが、一刻も早く、公私ともにこうした不安定な状態が解消されることを望むばかりです。

時節柄、皆様のご健勝をお祈りいたしますとともに、引き続き、ご指導ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

（ベトナム長期派遣専門家 横幕孝介）



2020年7月8日、一時帰国後3か月が経過しました。一時帰国が決まった当初は、7月頃にはカンボジアに戻れるだろうなどと軽く考えていたのですが、一時帰国から3か月が経過しても再赴任の目途が立っていない現状にストレスが溜まる毎日です。我々専門家は、一時帰国後も毎日オンライン会議システムを利用してカンボジアとつなぎ、活動を続けているため、休みはカンボジアの休日・祝日に従っています。そのため、日本にしながら、5月のゴールデンウィークも7月の4連休も通常通り仕事をしていましたし、新型コロナウイルスの影響によりクメール正月の祝日が延期となったこと

で、今年に入ってからまとまった連休はまだありません。8月にやっとクメール正月の振替休日があるので、これまでに溜まったストレスや疲れをスッキリ解消したいです。

現在、5つのWGを毎週実施しており、活動が順調に進んでいるようにも思えます。しかし、各活動において様々な問題が発生しています。これらの問題を解決するためには、プロジェクトマネージャーである司法省長官に相談する必要があるところ、司法省長官は今年4月の内閣改造によって筆頭長官になられて極めて多忙になり、相談の場をなかなか設けることができません。一時帰国前は、長官が午後5時以降に執務室に戻る（他の会議が終了する）のを待って、直接お部屋に伺ってご相談していましたが、遠隔では極めて困難です。裁判官等を対象にした毎月のセミナー（1回あたりの参加者100名以上）や、ワークショップ等を遠隔で実施するにはまだまだ課題が多く、プロジェクト活動を進めていく上では、カンボジアに1日でも早く戻る必要不可欠です。

カンボジア日本大使館が、JICA専門家の早期再赴任を求めたとの情報を得たほか、カンボジアの日本人会と日本人商工会が、全日空成田・プノンペン直行便の再開と直行便路線維持に向けて、署名を集めると共にメッセージ動画を作成し、そのメッセージ動画が日本人会のフェイスブックで公開されていました

(<https://www.facebook.com/391050977668785/posts/2959455640828293/>)。

1日も早くカンボジアに戻ることを強く願うと共に、新型コロナウイルスが1日でも早く収束し、世界中の誰もが自由に行き来できる日が戻ってくることを心から望みます。

(カンボジア長期派遣専門家 福岡文恵)



私は今年の3月末にラオスに長期専門家として赴任する予定でしたが、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大の影響により赴任延期となりました。そのまま現在もICD教官として勤務を続けており、早4か月が経ちました（2020年7月末執筆時点）。

その間、ラオスでは、3月下旬に国内初の新型コロナウイルスの感染者が確認され、同月末からは国民の外出禁止令を伴うロックダウンの措置が採られました。その措置が功を奏したのか、ラオス国内で確認された感染者は19名にとどまり、4月中旬以降は新たな感染者が出なかったことから、外出禁止令は5月4日に解除されました。

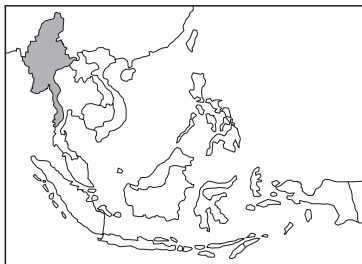
その後は、遊興施設の営業や出入国関係等に関する制限はあるものの、人々は、国内においては比較的自由に会議等を行ってきました。5月27日には民法典も施行されましたし、法整備支援プロジェクトの各SWGの活動も5月以降は継続的に行われています。

私もプロジェクト活動においては、専門家（予定者）として、日本からオンラインで刑事法SWG及び教育研修改善SWG刑事小Gの会合やスタッフミーティング等に参加するなどして、ラオスで行うはずであった活動のうちオンラインで対応できる部分には継続して関与しています。担当SWGには面識のなかったメンバーも多く、オンラインのみで信頼関係を構築していくのはなかなか難しいところもありますが、スタッフや面識のあるメンバーのサポートをいただきながら、今後も地道に活動を推進していければと考えています。

なお、最近の動向として、7月24日には、日本から韓国を経由してラオスに入国した男性が102日ぶりに20人目の感染者として確認されました。幸いこの男性からラオス国内への拡散はないようですが、ラオスにおける出入国時の水際対策などへの影響は懸念されます。ラオス首相府は、7月29日には、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を8月いっぱいまで継続する旨の通知を発出しており、当然ながらいまだ楽観視はできない状況が続いています。

日本でもラオスでも同じですが、感染の波に吞まれぬよう社会的距離の確保、衛生面の管理など、引き続き普段の生活から徹底して心がけていかなければならないと考えています。

(国際協力部教官・ラオス長期専門家派遣予定 前田佳行)



この原稿を書いている時点で、我々長期派遣専門家は、相変わらずコロナウィルスの影響で一時帰国中であり、仮住まいでのリモートワークの日々が続いています。

外出や旅行が可能になったとはいえ、日本の感染者数も再び増加に転じており、常に感染リスクや終わりの見えないストレスに晒されて、皆さんもお疲れではないでしょうか。ミャンマーでは、国際空港での商業便の運航が7月末まで停止されており、さらに延長される可能性もあり、外国人の入国はまだしばらく難しそうです。

ただ、6月26日、日本から本国に帰国を希望するミャンマー人向けの救援フライトがANAによって飛ばされ、そこに同乗する形で道路や橋、電力施設、病院などのインフラ建設事業の企業関係者20名の日本人が特別に入国できたようです。救援便に乗るためには、病院でコロナウィルスの陰性証明を受け、日本出国前1週間は自宅にて自主隔離をし、さらに、ミャンマー到着後のPCR検査、1週間のホテル隔離といった措置を受ける必要があったそうです。(特にミャンマーでのPCR検査では長い綿棒を鼻の奥深くに差し込むようで、噂では頭蓋内まで入って激痛を伴うこともあるとか…。) このような措置が今後も続けられるかどうかはわかりませんが、我々も痛そうなPCR検査の点を除いて、早期に元に戻ることを祈っています。

ところで、本年7月3日、ミャンマー北部のカチン州パカンの鉱山で大雨による大規模な地すべりにより、少なくとも172人が死亡する事故があったというニュースがありました。カチン州は中国やインドと国境を接する山あいの地方で、その鉱山ではミャンマーの名産であるヒスイを採掘しており、作業員が犠牲になったようです。カチン州は、我々のプロジェクトでもコロナ禍がなければ、雨期の始まる前に検察官向けの地方セミナーのために出張する予定でした。昨年8月にも東部モン州で大雨による地滑りで多くの方が亡くなった事故がありましたし、ミャンマーの地方道路では、舗装や落石防止措置が不完全な場所が多数あり、大雨による地すべりや土砂災害があちこちで発生します。そのため山岳地方への出張は危険な雨期を避けなければなりません。

先日の九州各地での豪雨洪水被害を見ていると、自然災害の恐ろしさはいくら準備していてもしすぎることはないのだらうと思います。最近、日本では各地で地震が頻発していますし、大雨、地震、コロナウィルスと3つの脅威が同時にやってくるような最悪の事態も想定しなければならなくなってきました。今回被害に遭った多くの方々のご冥福をお祈りするとともに、自分の災害への備えを見直したいと思います。皆さまもどうかご安全、ご健康で。

(ミャンマー長期派遣専門家 岩井具之)



当プロジェクトの専門家は、JICAによる避難一時帰国の指示を受け、4月上旬に全員帰国し、それ以来、メール、テレビ会議等を使用したリモートワークにより専門家業務を行っています。

インドネシアでは、6月下旬以降、新型コロナウイルスの新規感染者数が1日に1000人を超える日が続いており、7月末現在も、感染者数は増加傾向にあって、いまだ収束への道筋が見えない状況になっています。

ジャカルタにおいては、4月上旬、「大規模社会制限」と呼ばれる対策が打ち出され、一部の機関及び業種を除き、事業所における就労を停止して在宅勤務とするなどの措置が執られていましたが、6月上旬以降、経済活動の再開に向けた緩和として、出勤者数の上限を従業員数の半数とするという制限付きながら事業所における就労が認められることとなりました。スーパーや薬局等を除き営業を停止していたショッピングモールも、6月中旬に営業が再開されています。今後も、感染症対策が講じられる一方で、経済活動の再開・平常化に向けた模索が続くことになりそうです。

新型コロナウイルス感染症との闘いは長期戦になると言われていますが、インドネシアの状況が好転し、少しでも早く事態が収束することを祈るばかりです。

上記のような状況の中、我々専門家の再赴任については見通しが立っていませんが、引き続き、インドネシアの状況を注視しつつ、カウンターパートとは離れた場所にいながらも可能な限りの手段を講じて活動を続けていきたいと思っています。

(インドネシア長期派遣専門家 細井直彰)

－編集後記－

ICD NEWS 84号を最後までお読みいただき誠にありがとうございます。

改めまして、本号に掲載された記事を御紹介したいと思います。

巻頭言では、名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）の藤本亮センター長より「COVID-19と日本法教育研究センターの教育と研究」と題して御寄稿いただきました。コロナウイルスの世界的流行により大きな影響を受ける法整備支援について、「各国の日本法教育研究センターの状況」、「日本法教育研究センターでのオンライン教育上の課題」及び「それでもあるいはそれゆえに進む大学教育改革と共同研究」という観点から御紹介いただいております。藤本センター長は記事の中で「With Coronaしながら、After Coronaの法学教育と国際交流のさらなる展開に向けて引き続き努力していきたい。」と述べられています。With Coronaとしてシンポジウムなどがオンライン開催になったことで、多くの参加者を得られるようになるなどのメリットが生まれた一方で、人と人が対面で交流することができない中で人間関係を作りつつ国際交流を深めるにはまだ課題もあるようです。国際専門官として、今後の研修をより充実させるためにも、With Coronaの研修にしっかりと対応しつつ、これにより得られたメリットをしっかりとAfter Coronaの研修にいかしていくという意識を持って、これからの研修を全うしていきたいと思いました。

寄稿では、JICA長期派遣専門家の枝川専門家より「主要な開発援助機関等による対ベトナム法司法協力の概要」と題して、ここ数年の海外ドナーの対ベトナム法司法協力の概要について御紹介いただいております。海外ドナーの実情が整理され報告される機会が少ない中、本稿では、枝川専門家御自身による直接の聞き取りやベトナム法司法機関のHPに掲載された記事、海外ドナーのフェイスブックから把握した内容をベースに、ベトナムでの海外ドナーの活動等を知ることができる記事ですので、是非御覧ください。

「ラオス民法典特集」では、ラオスに対する法整備支援により起草されたラオス史上初めての民法典について、起草に携わった慶應義塾大学大学院松尾弘教授等から御寄稿いただいております。中でも、ケート・ケティサック前司法省副大臣からは、本民法典の起草にあたり、多くの困難があったことや日本との共同活動により得られた知識、経験など本民法典を作り上げる過程を御紹介いただいております。本特集は、起草に携わった両国関係者の熱意が強く感じられる内容となっているだけでなく、法整備支援を行う側、受ける側双方の意見を知る貴重な特集となっております。

「外国法制・実務」では、カンボジアにおける法制度・実務等について、名古屋大学大学院法学研究科傘谷祐之特任講師から御寄稿いただいております。前稿（ICD NEWS 81

号掲載)に続き、3つの法典(民法典(民事身分に関する編のみ)、刑法典、治罪法・司法組織法典)の公布までの過程を御紹介いただいております。カンボジアの法制の実情等を知る貴重な記事となっております。

「活動報告」では、「活動予定」として、本年10月から12月までの間に当部が実施予定の研修等のうち、実施の見込みが高いものを列記しています。

また、今後の研修等については、現在関係機関とオンライン会議等で日々調整をしているところであり、オンライン方式などこれまでにない方法によって今年度中の実施に向けて動いているところです。

「専門官の眼」では、田島裕幸主任国際専門官から御寄稿いただきました。思ってもいなかった法務総合研究所国際事務部門への配属から同部門での経験を通して得られたものや心境の変化などを様々な場面を振り返りながら御紹介いただいております。

同じ国際専門官として学ぶべきところが多いと感じるとともに、この記事を読んだ方々が同部門に興味を持つきっかけとなる記事になると思います。

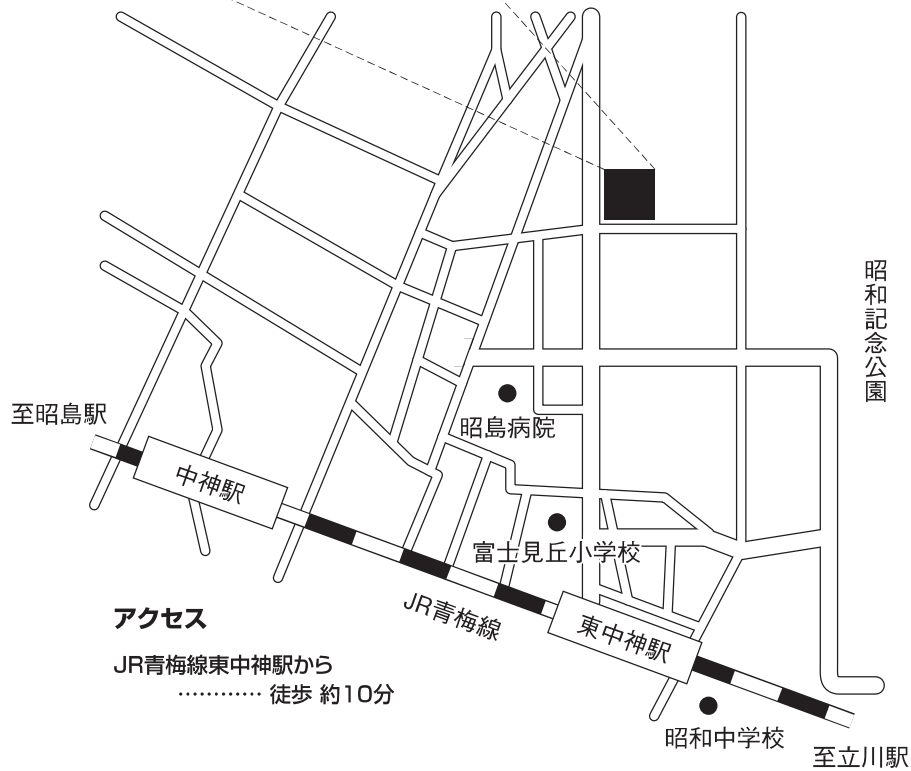
最後になりましたが、御多忙の中、御寄稿くださいました執筆者の皆様に厚く御礼申し上げます。

関係者の皆様におかれましては、今後とも更なる御協力を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

国際専門官 原島 隆寛



法務総合研究所国際協力部
(国際法務総合センター 国際棟)



ICD NEWS -LAW FOR DEVELOPMENT-

ISSN 1347-3662

法務省法務総合研究所 国際協力部

〒196-8570 東京都昭島市もくせいの杜二丁目1番18号
国際法務総合センター

電 話：(042)500-5150/5178 (国際協力部代表)

F A X：(042)500-5195

ウェブサイト：http://www.moj.go.jp/housouken/housou_icd.html

メールアドレス：icdmoj@i.moj.go.jp

編 集：法務省法務総合研究所

発 行：2020年9月



リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。